

# 都市計画決定の手引

令和5年3月

福島県土木部都市計画課

# 目 次

第1編	都市計画区域指定の手続	1
第1章	都市計画区域の指定	2
1-1	都市計画区域の指定フローチャート	2
1-2	協議書類の様式	4
第2章	準都市計画区域指定等の手続	25
2-1	準都市計画区域指定等の基本フローチャート	25
2-2	協議書類の様式	26
第2編	都市計画決定の手続	30
第1章	基本的事項	31
1-1	都市計画決定手続等	31
1-2	都市計画の種類、決定権者及び都市計画に定める事項	41
1-3	都市計画の軽易な変更	54
1-4	市町村が定める都市計画の軽易な変更	56
1-5	都市計画の案の縦覧に際しての注意事項	56
第2章	県が定める都市計画決定等の手続	57
2-1	県が定める都市計画決定等のフローチャート	57
2-2	協議書類の様式	58
2-3	大臣同意が必要な場合の協議書類の様式	73
第3章	市町村が定める都市計画の決定手続	76
3-1	市町村が定める都市計画のフローチャート	76
3-2	市町村都市計画審議会を設置していない市町村が定める都市計画の基本フローチャート	77
3-3	協議書類の様式	80
第3編	都市計画の図書	88
第1章	基本的事項	89
1-1	基本的事項	90
1-2	計 画 書	91
1-3	総 括 図	92
1-4	計 画 図	93
1-5	参考書・参考図	93
第2章	計画書・参考書	96
2-1	地 域 地 区	96
2-2	促 進 区 域	107
2-3	遊休土地転換利用促進地区	109

2-4	被災市街地復興推進地域 .....	110
2-5	都市施設 .....	111
2-6	市街地開発事業 .....	139
2-7	市街地開発事業等予定区域 .....	144
2-8	地区計画等 .....	145
第3章	総括図・計画図・参考図 .....	155
3-1	地域地区 .....	155
3-2	促進区域 .....	170
3-3	都市施設 .....	171
3-4	市街地開発事業 .....	180
3-5	地区計画等 .....	184
第4編	その他の手続 .....	185
第1章	建築基準法第51条ただし書きによる許可手続 .....	186
1-1	産業廃棄物処理施設 .....	186
1-2	その他の処理施設等 .....	199
1-3	申請図書の作成要領 .....	206
1-4	特定行政庁で必要とする図書 .....	209
第2章	建築基準法第22条第1項の区域指定手続 .....	210
2-1	知事が特定行政庁の場合（都市計画区域内） .....	210
2-2	知事が特定行政庁の場合（都市計画区域外）【参考】 .....	216
2-3	申請図書の作成要領 .....	217
第5編	都市計画審議会関係 .....	218
第1章	基本的事項 .....	219
1-1	社会資本整備審議会 .....	219
1-2	都道府県都市計画審議会 .....	220
1-3	市町村都市計画審議会 .....	222
第2章	福島県都市計画審議会関係 .....	223
2-1	組織及び運営 .....	223
2-2	議案概要書様式 .....	224
2-3	議案書用図画作成要領 .....	226
2-4	農政部局への事前説明 .....	226
第6編	都市計画と農林漁業との調整 .....	228
第1章	都市計画と農林漁業との調整 .....	229
第2章	都市計画区域マスタープランと農林漁業との調整 .....	234
別添1	都市計画マスタープラン設定調書 .....	239

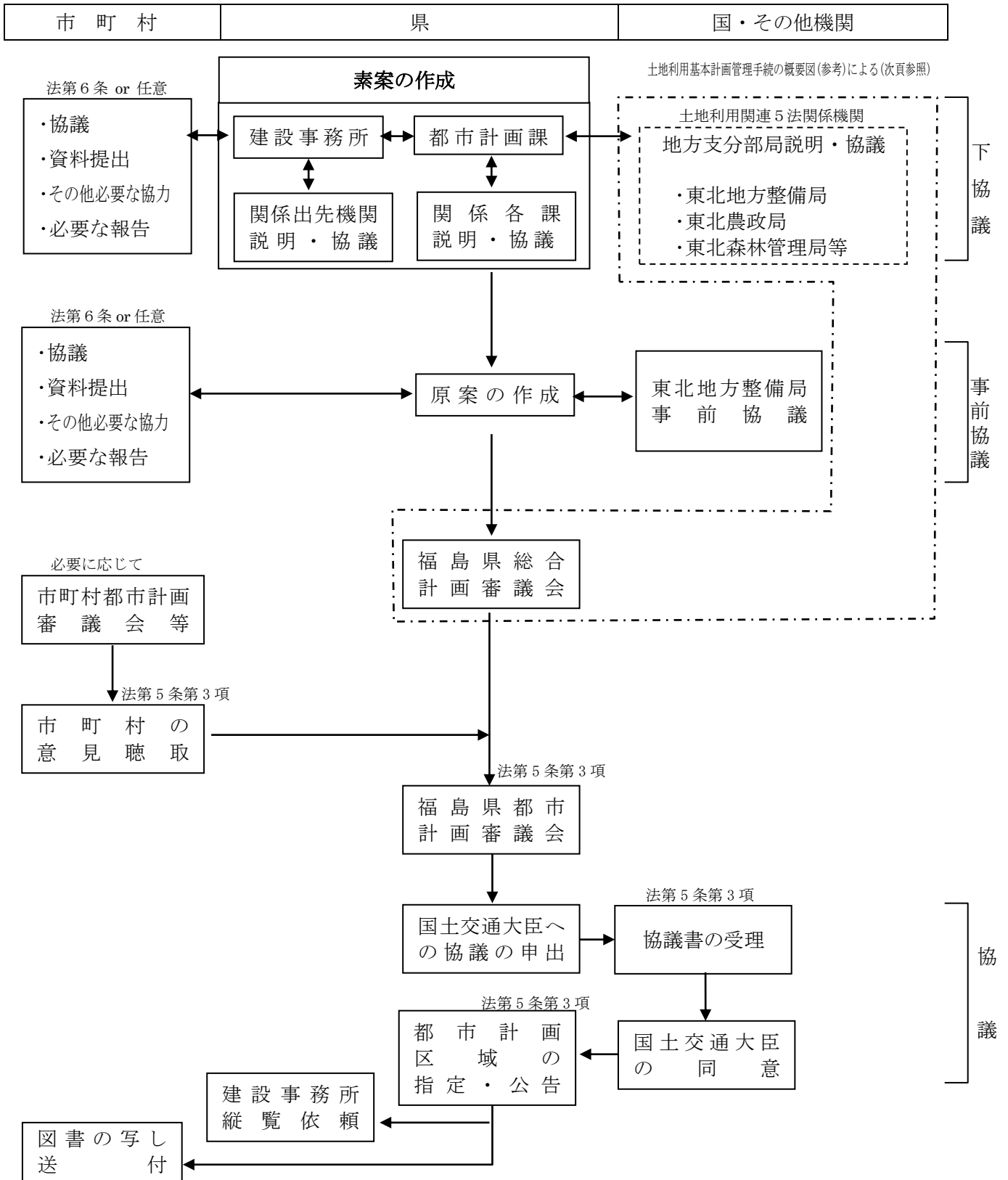
第3章 区域区分と農林漁業との調整措置等 .....	247
別添2 区域区分設定調書 .....	260
第4章 区域区分が定められていない都市計画区域の用途地域と農林漁業との調整.....	287
別添3 用途地域設定調書 .....	290
第5章 その他の都市計画と農林漁業との調整 .....	308
資料1 協議フローチャート（区域区分が定められていない都市計画区域の用途地域と農林漁業との調整に関する協議フローチャート） .....	309
資料2 農業振興地域における都市的な土地利用計画に関する連絡会議設置要綱 .....	310
資料3-1 市街化調整区域における地区計画策定時の農林漁業との調整手続について（通知）	311
資料3-2 地区計画策定フローチャート .....	314
第7編 都市計画法関係条例等 .....	315
第1章 県条例、規則等 .....	316
1-1 福島県都市計画審議会関係.....	316
1-2 福島県都市計画公聴会関係.....	325
1-3 福島県都市計画行政連絡会議関係 .....	330
1-4 地区計画等の案の作成手続に関する条例.....	333
第2章 都市と田園地域等が共生するふくしまの都市づくり .....	336
第8編 参考資料 .....	348
第1章 都市施設の種別・構造・名称 .....	349
1-1 道 路 .....	349
1-2 公 園 .....	351
第2章 関係通知・通達等 .....	353
【道路関係】 .....	353
【下水道関係】 .....	355
【その他】 .....	357
【福島県の地区計画、区域区分、広域調整の指針等】 .....	366



第1編 都市計画区域指定の手続

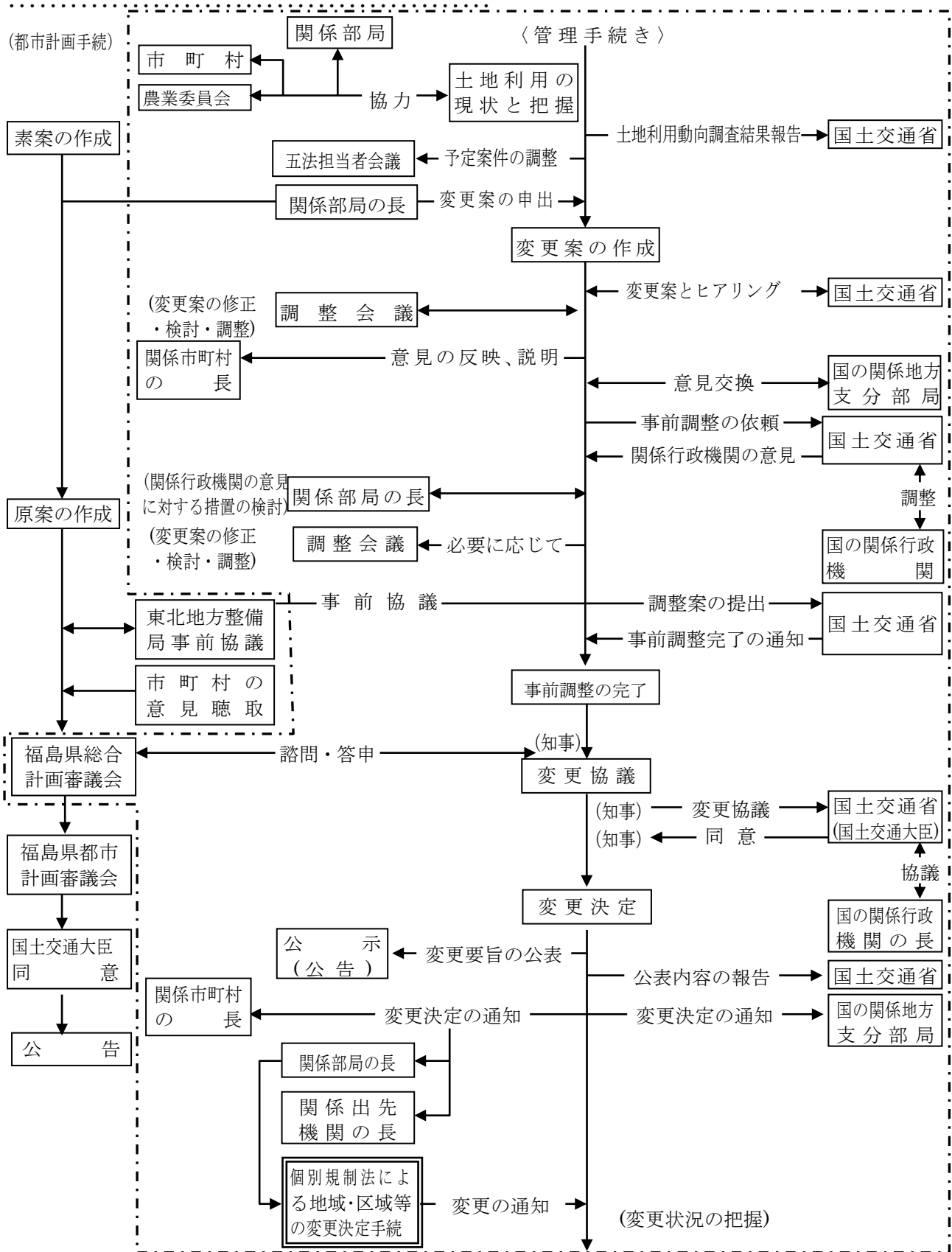
# 第1章 都市計画区域の指定

## 1-1 都市計画区域の指定フローチャート 注1)



注1) 本フローチャートは基本的な流れを示したものであり、これによりがたい場合は適宜対応する。都市計画区域の変更又は廃止について準用する。(法第5条第6項)

### 土地利用基本計画管理手続の概要図（参考）



留意事項 1 変更決定は国土交通省のヒアリングから4ヶ月程度の期間を要するので早めに申出すること。  
 2 変更承認申請は事前調整完了の通知がなければできないので、都市計画部局の協議・調整を早めに了すること。  
 また、事前調整の依頼は、国の関係支分部局の意見がないとできない（都市計画部局から関係支分部局への実質上の協議が了していることが必要）ので、留意すること。

## 1-2 協議書類の様式

### 1 都市計画区域指定等の事前協議

事前協議手続は、都道府県にその実施が義務づけられるものではなく、都市計画の事務処理を円滑に進めるため、都道府県の判断により、「必要に応じて任意に」行うものである。

#### (1) 事前協議書

(書式例)	番 年	号 月 日
国土交通省東北地方整備局長 様		
		福島県知事 (公印省略)
〇〇都市計画区域の { 指定 } に係る事前審査について (協議)		
〇〇都市計画区域の { 変更 } { 廃止 }		
このことについて、都市計画法第5条 { 第3項 } の同意を得る		
予定ですが、事務処理を円滑に処理するため必要があるので、あらかじめ国土交通省の意見を伺います。		
第6項の規定において準用する同条第3項		
なお、国土交通省の回答については、都市計画決定事務を円滑に処理するために必要があるので文書にて行われるようお願いします。		
(注) 国土交通省の回答について文書によることを希望しない場合には、「なお」以降の記述は不要です。		
記		
(以下、指定、変更、廃止の各場合に応じ、後記する協議申出の例により記載する。)		

注) 添付書類

#### 1. 規則第2条第2項の図書

## 1) 協議書内容

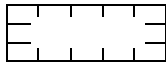


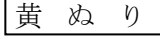
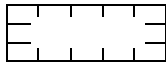


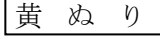
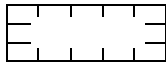


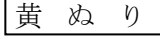

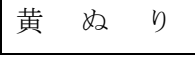
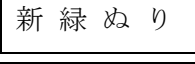
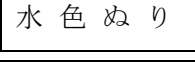

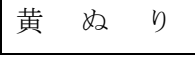
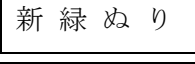
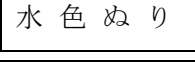

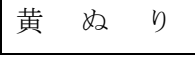
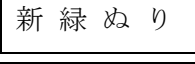
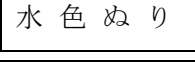
1. 都市計画区域の名称 ○○都市計画区域
2. 都市計画区域に含まれる土地の区域  
注1) 都市計画区域に含まれる土地の区域の表示は、下記によるものとする。
  - 1 市町村の行政区域の全域を含む場合  
(例) ○○県○○市及び○○郡○○町の行政区域の全域
  - 2 市町村の行政区域の一部を含む場合  
(例) ○○県○○郡○○町  
大字○○、大字○○（地先公有水面を含む。）及び大字○○  
大字○○字○○、字○○及び字○○  
字○○のうち○○、○○及び○○番地  
「別紙図面表示のとおり」  
なお、地先公有水面を含めようとするときは、例示のようにその旨を併記すること。注2) 「○○県○○市のうち大字○○を除く○○市の全域」という表示は行わないこと。
3. 指定の理由

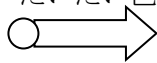
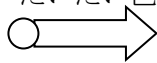
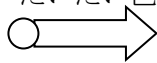
## 2) 必要図書

- (ア) 規則第2条第2項各号に掲げる図書のうち必要な物の目録を記載し、それぞれの図書を添付する。
- 1) 都市計画区域の位置を示す図面及び都市計画区域に含まれる土地の区域を示す図面
  - 2) 自然公園の区域及び農業振興地域、山村振興地域その他国土交通大臣の定める地域の区域を示す図面
  - 3) 都市計画区域における人口、土地利用及び交通量の現況及び推移、主要な道路及び鉄道の現況、当該都市の特質を示す事項並びに周辺の都市との関係を記載した図書
  - 4) 都市計画区域に隣接して良好な自然の環境を形成する樹林地、水辺地又はその状況がこれらに類する土地がある場合にあつては、当該土地の現況を示す図書
  - 5) 都市計画法施行令（以下「令」という。）第2条各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとして都市計画区域の指定の同意を得ようとする場合にあつては、その事実を示す書面
  - 6) 法第5条第2項の規定による都市計画区域の指定の同意を得ようとする場合にあつては、その旨を示す書面
  - 7) 関係市町村及び都市計画審議会の意見の要旨を記載した書面
- (イ) 各号の図書
- 1 施行規則第2条第2項1号の図書
    - 1-1 位置図 (S=1/50,000、1/25,000)
    - 1-2 区域図 (S=1/25,000、1/10,000)
  - 2 旅行規則第2条第2項2号の図書
    - 2-1 自然公園区域、農業振興、山村振興地域を示す図 (S=1/25,000、1/10,000)

- 3 施行規則第2条第2項3号の図書
  - 3-1 人 口
    - 3-1-1 人 口 調 書 (別 紙)
    - 3-1-2 人口の推移及び密度 (別 紙)
  - 3-2 土 地 利 用
    - 3-2-1 土地利用現況図 (S=1/25,000、1/10,000)
    - 3-2-2 土地利用構想図 (S=1/25,000、1/10,000)
    - 3-2-3 地目別土地利用状況 (別 紙)
  - 3-3 交 通 関 係
    - 3-3-1 交通施設現況図 (S=1/25,000、1/10,000)
    - 3-3-2 交通量の現況及び推定 (別 紙)
    - 3-3-3 主要駅の乗降客数 (別 紙)
    - 3-3-4 通勤通学状況 (別 紙)
    - 3-3-5 当該都市計画区域の特質を事項及び周辺の都市との関係 (別 紙)
- 4 施行規則第2条第2項4号の図書
  - 4-1 樹 林 地
    - 4-1-1 樹林地図 (S=1/25,000、1/10,000)
    - 4-1-2 樹林地調書 (別 紙)
  - 4-2 文 化 財
    - 4-2-1 文化財現況図 (S=1/25,000、1/10,000)
    - 4-2-2 文化財現況調書 (別 紙)
- 5 その他の図書
  - 5-1 農地転用及び林地開発
    - 5-1-1 農地転用図 (S=1/25,000、1/10,000)
    - 5-1-2 農地転用調書 (別 紙)
    - 5-1-3 林地開発状況図 (S=1/25,000、1/10,000)
    - 5-1-4 林地開発調書 (別 紙)
  - 5-2 字 界 図 (S=1/10,000)

### 3) 図面作成要領

項 目	図 面 名	縮 尺	図 面 作 成 要 領												
都市計画 区 域	1. 位 置 図	1/50,000、1/25,000	1. 都市計画区域を赤の一点鎖線 (—・—・—) で示す。 2. 面積を記入する。												
	2. 区 域 図	1/25,000、1/10,000	1. 都市計画区域を赤の一点鎖線 (—・—・—) で示す。 2. 面積を記入する。												
	3. 自然公園区域 農業振興地域 山村振興地域 を示す	1/25,000、1/10,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>凡</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>赤 —・—・—</td> <td>都市計画区域</td> </tr> <tr> <td>水色 </td> <td>自然公園区域</td> </tr> <tr> <td>だいだい色 </td> <td>農業振興地域</td> </tr> <tr> <td>緑 </td> <td>山村振興地域</td> </tr> <tr> <td>黄ぬり </td> <td>農用地区域</td> </tr> </tbody> </table>	凡	例	赤 —・—・—	都市計画区域	水色 	自然公園区域	だいだい色 	農業振興地域	緑 	山村振興地域	黄ぬり 	農用地区域
	凡	例													
赤 —・—・—	都市計画区域														
水色 	自然公園区域														
だいだい色 	農業振興地域														
緑 	山村振興地域														
黄ぬり 	農用地区域														
4. 土地利用現況図	1/25,000、1/10,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>凡</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>赤 —・—・—</td> <td>都市計画区域</td> </tr> <tr> <td>赤ぬり </td> <td>市 街 地</td> </tr> <tr> <td>黄ぬり </td> <td>農 用 地</td> </tr> <tr> <td>新緑ぬり </td> <td>樹 林 地</td> </tr> <tr> <td>水色ぬり </td> <td>湖 沼</td> </tr> </tbody> </table>	凡	例	赤 —・—・—	都市計画区域	赤ぬり 	市 街 地	黄ぬり 	農 用 地	新緑ぬり 	樹 林 地	水色ぬり 	湖 沼	
凡	例														
赤 —・—・—	都市計画区域														
赤ぬり 	市 街 地														
黄ぬり 	農 用 地														
新緑ぬり 	樹 林 地														
水色ぬり 	湖 沼														

項目	図面名	縮尺	図面作成要領														
都市計画区域	5. 土地利用構想図	1/25,000、1/10,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>凡</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>赤 - · - · - · - · - ·</td> <td>都市計画区域</td> </tr> <tr> <td>赤ぬり</td> <td>市街地</td> </tr> <tr> <td>黄ぬり</td> <td>住宅地</td> </tr> <tr> <td>青ぬり</td> <td>工業地</td> </tr> <tr> <td>だいたい色 </td> <td>街路</td> </tr> <tr> <td>緑ぬり</td> <td>公園</td> </tr> </tbody> </table>	凡	例	赤 - · - · - · - · - ·	都市計画区域	赤ぬり	市街地	黄ぬり	住宅地	青ぬり	工業地	だいたい色 	街路	緑ぬり	公園
	凡	例															
	赤 - · - · - · - · - ·	都市計画区域															
赤ぬり	市街地																
黄ぬり	住宅地																
青ぬり	工業地																
だいたい色 	街路																
緑ぬり	公園																
	6. 交通施設現況図	1/25,000、1/10,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>凡</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>赤 - · - · - · - · - ·</td> <td>都市計画区域</td> </tr> <tr> <td>紫ぬり <u>          </u></td> <td>国道</td> </tr> <tr> <td>茶ぬり <u>          </u></td> <td>主要地方道</td> </tr> <tr> <td>緑ぬり <u>          </u></td> <td>一般県道</td> </tr> </tbody> </table>	凡	例	赤 - · - · - · - · - ·	都市計画区域	紫ぬり <u>          </u>	国道	茶ぬり <u>          </u>	主要地方道	緑ぬり <u>          </u>	一般県道				
凡	例																
赤 - · - · - · - · - ·	都市計画区域																
紫ぬり <u>          </u>	国道																
茶ぬり <u>          </u>	主要地方道																
緑ぬり <u>          </u>	一般県道																
	7. 樹林地図	1/25,000、1/10,000	<ol style="list-style-type: none"> <li>30ha以上の樹林地区域を深緑で着色すること。</li> <li>各区域に番号を記入し、調書の図面番号と整合を図ること。</li> </ol>														



項 目	図 面 名	縮 尺	図 面 作 成 要 領												
都市計画区域	8. 文化財現況図		<p>1. 史跡、名勝、天然記念物等を○（4mm）で記入し、番号を付し調書の図面番号と整合を図ること。</p> <p>2.</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>凡</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 黄</td> <td>社 寺</td> </tr> <tr> <td>○ 茶</td> <td>天然記念物等</td> </tr> <tr> <td>○ 赤</td> <td>城 館 跡</td> </tr> <tr> <td>○ 青</td> <td>遺 跡</td> </tr> <tr> <td>○ 緑</td> <td>古 墳</td> </tr> </tbody> </table>	凡	例	○ 黄	社 寺	○ 茶	天然記念物等	○ 赤	城 館 跡	○ 青	遺 跡	○ 緑	古 墳
	凡	例													
	○ 黄	社 寺													
	○ 茶	天然記念物等													
	○ 赤	城 館 跡													
	○ 青	遺 跡													
○ 緑	古 墳														
9. 水 辺 地 図	1/25,000、1/10,000	<p>1. 30ha 以上の水面区域を水色で着色すること。</p> <p>2. 各区域に番号を記入し、調書の図面番号と整合を図ること。</p>													
(参 考 図) 10. 農地転用図	1/25,000、1/10,000	<p>1. 農地転用箇所を○（4mm）で記入し、年度毎に着色すること。</p> <p>2.</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>凡</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 赤</td> <td>初 年 度</td> </tr> <tr> <td>○ 青</td> <td>2 年 度</td> </tr> <tr> <td>○ 緑</td> <td>3 年 度</td> </tr> </tbody> </table>	凡	例	○ 赤	初 年 度	○ 青	2 年 度	○ 緑	3 年 度					
凡	例														
○ 赤	初 年 度														
○ 青	2 年 度														
○ 緑	3 年 度														
11. 林地開発図	1/25,000、1/10,000	<p>1. 林地開発箇所を○（7mm）で記入し、年度毎に着色すること。</p> <p>2.</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>凡</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 赤</td> <td>初 年 度</td> </tr> <tr> <td>○ 青</td> <td>2 年 度</td> </tr> <tr> <td>○ 緑</td> <td>3 年 度</td> </tr> </tbody> </table>	凡	例	○ 赤	初 年 度	○ 青	2 年 度	○ 緑	3 年 度					
凡	例														
○ 赤	初 年 度														
○ 青	2 年 度														
○ 緑	3 年 度														
12. 字 界 図	1/25,000、1/10,000	<p>1. 都市計画区域を黒の一点鎖線（- · - · - · - · - ·）で示す。</p> <p>2. 大字（字）ごとに色別すること。</p>													
13. その他の図面		特に指示のあった図面を添付すること。													

#### 4) 書類の様式

##### (1) 人口調書

市町村名	総人口(1)		産業別就業者数(2)				中心市街地の人口	備考
	行政区域	都市計画区域	第1次	第2次	第3次	2・3次率		
	人	人	人	人	人		人	〇〇年国調
計								

注) 2・3次率 (第2次+第3次) / 全就業者数

##### (2) 人口の推移

区 域	注1 〇 〇 年	〇 〇 年	〇 〇 年	注2 〇 〇 年
(区域名記入)				
計				

注1) 年度は5年ごととし、国調実施年に合わせること。

注2) 最新の人口を記入

##### (3) 人口密度

区 域	全 面 積	密 度	宅 地 面 積	密 度
(区域名記入)	ha	人/ha	ha	人/ha
計				

注) 小数第1位まで記入

(4) 地目別土地利用状況

(単位 ha)

区域 \ 地目	宅地	農地		山林	その他	計
		田	畑			
(区域名記入)						
計						

(5) 交通量の現況

・〇〇市(令和〇年度交通量)

(昼間 往復)

路線名	区間番号調査 単位	平日 12 時間交通量			平日 24 時間自動車類交通量 (台)							
		歩行者類 (人)	自転車類 (台)	動力付き 二輪車類 (台)	乗用車類			貨物車類			合計	
					乗用車	バス	計	小型貨物車	普通貨物車	計		

(6) 主要駅の乗降客数

(単位 人/日)

駅名	〇〇年 注	〇〇年	〇〇年	〇〇年	〇〇年	備考
						JR 〇〇線
計						

注) 過去 5 ヶ年について記入

(7) 通勤通学状況

(単位 人 %)

市町村名	〇〇年度			〇〇年度		
	区域内に常住する就業就学者数 (A) 人	(A)のうち中心都市へ通勤通学する者 (B) 人	通勤通学依存率 B/A (C) %	区域内に常住する就業就学者数 (A) 人	(A)のうち中心都市へ通勤通学する者 (B) 人	通勤通学依存率 B/A (C) %

注) 現在と5年前を記入

(8) 当該都市計画区域の特質を示す事項及び周辺都市との関係

(例 文)

本区域は、福島県中央部に位置し、本市の中心部から東は〇〇市、〇〇町、〇〇村、西は〇〇市、〇〇町、〇〇村、南は〇〇市、〇〇町、〇〇村、北は〇〇市、〇〇町、〇〇村にそれぞれ接している。

機能的には、経済、教育、文化の中心都市であり、本市を中核とする本市周辺の各市町村とともに広域市町村圏を構成し、互いに機能し合いながら地区拠点として存立している。

道路網についてみると、南北方向には広域幹線道路として、東北縦貫自動車道が縦断し、国道〇号とともに主軸を形成し、東西方向では国道〇号、〇号が主軸となっている、また主要地方道、一般県道が縦横にそれぞれ走り、周辺都市を結ぶ重要路線としての役割を果たしている。

(9) 樹林地調書

図対象番号	主たる樹種	公用制限	備考
1	注1	注2	注3
2			

注1) 例 コナラ群落、常緑針葉樹林、畑地雑草群落等

注2) 例 水源かん養保安林等

注3) 例 解除申請中等

(10) 文化財現況調書

図対象番号	種 類	指 定 主 体	土 地 利 用	備 考
1	注 1	注 2	注 3	注 4
2				

注 1) 例 史跡、天然記念物、名勝等

注 2) 例 国指定、県指定、市町村指定等

注 3) 例 境内、山林、墓地、宅地、農地等

注 4) 例 ○○古墳、○○城、○○寺、○○桜等

(11) 水 辺 地 調 書

図対象番号	水 利 用 状 況	草 地 の 状 況	備 考
1			
2			

注 1) 例 ○○河川等

注 2) 30ha 以上を記入

(12) 農地転用調書

	〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度	
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
(市町村名)										
合 計										

年次	市町村名	転用用途	面積 (㎡)

注) 過去 5 ヶ年について記入

(13) 林地開発調書

年度	市町村名	土地の所在	面積 (㎡)	備考

注) 過去 5 ヶ年について記入

(2) 回 答

(書 式 例)

番 号  
年 月 日

福島県  
上記代表者 福島県知事 殿

国土交通省東北地方整備局長

(公印省略)

〇〇都市計画区域の { 指定  
変更  
廃止 } の事前審査について (回答)

年 月 日付け 第 号で協議のあった標記の件については、異存はない。

## 2 都市計画区域の指定等

### (1) 指 定

1) 意見聴取（法第5条第3項の規定に基づく意見聴取である。）

(書式例)	番 号
	年 月 日
〇〇市（町村）長 福島県都市計画審議会長 } 様	
	福島県知事 (公印省略)
〇〇都市計画区域の指定について（照会）	
都市計画区域を次のように指定したいので、都市計画法第5条第3項の規定により、 { 貴市(町村) } の意見を求めます。 { 審 議 会 }	
記	
1. 都市計画区域の名称	
2. 都市計画区域に含まれる土地の区域	
3. 指定の理由	

注1) 都市計画区域に含まれる土地の区域の表示は、下記によるものとする。

1. 市町村の行政区域の全域を含む場合

(例) 〇〇県〇〇市及び〇〇郡〇〇町の行政区域の全域

2. 市町村の行政区域の一部を含む場合

(例) 〇〇県〇〇郡〇〇町

大字〇〇、大字〇〇（地先公有水面を含む。）及び大字〇〇

大字〇〇字〇〇、字〇〇及び字〇〇

字〇〇のうち〇〇、〇〇及び〇〇番地

なお、地先公有水面を含めようとするときは、例示のようにそのむねを併記する。

注2) 「〇〇県〇〇市のうち大字〇〇を除く〇〇市の全域」という表示は行わないこと。



2) 協議の申出 (法第5条第3項の規定に基づく国土交通省大臣に対する協議申出(規則第2条による協議書)である。)

(書式例)

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 様

福島県知事  
(公印省略)

〇〇都市計画区域の指定について (協議)

都市計画区域を次のように指定したいので、都市計画法第5条第3項の規定に基づき、協議を申出します。

記

1. 都市計画区域の名称
2. 都市計画区域に含まれる土地の区域
3. 指定の理由

添付書類

1. 規則第2条第2項の函書 (事前協議時に提出)
2. 経緯表 (別紙様式による)
3. 都市計画審議会諮問書の写し
4. 都市計画審議会答申書の写し
5. 議案書目次
6. 議案書

(様式)

〇〇都市計画区域指定の経緯の概要

事 項	時 期	備 考
公 聴 会	年 月 日	
説 明 会	年 月 日	
東北地方整備局事前審査	年 月 日	
市町村の意見聴取	年 月 日	
都市計画審議会審議	年 月 日	
国土交通大臣同意	年 月 日 (予定)	
公 告	年 月 日 (予定)	

(2) 変 更

- 1) 意見聴取（法第 5 条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づく意見聴取である。）  
（イ）一の都市計画区域における区域の拡大又は縮小の場合

（書 式 例）

番 号  
年 月 日

〇〇市（町村）長  
福島県都市計画審議会議長 } 様

福島県知事  
（公印省略）

〇〇都市計画区域の変更について（照会）

都市計画区域を次のように変更したいので、都市計画法第 5 条第 6 項の規定において準用する  
同条第 3 項の規定により、{ 貴市（町村） } の意見を求めます。  
{ 審 議 会 }

記

1. 都市計画区域の名称
2. 都市計画区域に含まれる土地の区域
3. 変更の理由

注）「土地の区域」の表示は、都市計画区域の指定等の「意見聴取」の例による。

2) 協議の申出 (法第5条第6項において準用する同条第3項の規定に基づく国土交通大臣に対する協議申出(規則第2条による協議書)である。)

(書式例)		番 年	月	号 日
	国土交通大臣 様			
				福島県知事 (公印省略)
	{ A都市計画区域 { A都市計画区域、B都市計画区域及びC都市計画区域 } の変更について (協議)			
	{ 都市計画区域を { A都市計画区域、B都市計画区域及びC都市計画区域一の都市計画区域とし }			
	次のように変更したいので、都市計画法第5条第6項の規定において準用する同条第3項の規定に基づき、協議を申出します。			
	記			
	1. 都市計画区域の名称 2. 都市計画区域に含まれる土地の区域 3. 変更の理由			

添付図書

注1) 「土地の区域」の表示は、都市計画区域の指定等の「意見聴取」の例による。

注2) 名称変更のみの場合は、2、3は不要。

注3) 「都市計画区域に含まれる土地の区域」の表示は、都市計画区域の変更等の「意見聴取」の例によること。

注4) 添付図書は、都市計画区域の指定等の「事前協議書」の例による。

ただし、名称変更のみの場合は、規則第2条第2項の第7号による関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見の趣旨を記載した書面で足りるものとする。

注5) 図面作成要領

項 目	図 面 名	縮 尺	図 面 作 成 要 領
都市計画区域の変更	1. 区域図	1/25,000、1/10,000	1. 既都市計画区域を黒の一点鎖線(---)で記入。 2. 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域を赤で着色する。 3. 都市計画区域から除外される土地の区域を青で着色する。

他の図面は指定と同様

注 6) 書類の様式

(1) 地目別土地利用状況

(単位 ha)

項目	宅 地	農 地		山林	その他	計
		田	畑			
現況都市計画区域						
変更後の 都市計画区域						
増 域						

(2) 都市計画区域調書 (参考図書として追加する)

〇〇都市計画区域

現 在 面 積 ①	
変更による拡大面積 ②	
変更による縮小面積 ③	
増 域 ②-③=④	
変更による面積 ①+④	

(3) 都市計画区域調書 (参考図書として追加する)

他の書類は指定と同様

変更される区域について記載する。

(3) 廃止

1) 意見聴取（法第5条第6項において準用する同条第3項の規定に基づく意見聴取である。）

(書式例)		番	号
		年	月 日
〇〇市(町村)長 福島県都市計画審議会会長	} 様		
		福島県知事 (公印省略)	
〇〇都市計画区域の廃止について(照会)			
都市計画区域を廃止したいので、都市計画法第5条第6項の規定において準用する同条第3項の規定により、 { 貴市(町村) } { 審議会 } の意見を求めます。			
記			
1. 都市計画区域の名称			
2. 廃止の理由			

2) 協議の申出（法第5条第6項において準用する同条第3項の規定に基づく国土交通大臣に対する協議申出（規則第2条による協議書）である。）

(書式例)		番	号
		年	月 日
国土交通大臣	様		
		福島県知事 (公印省略)	
〇〇都市計画区域の廃止について(協議)			
都市計画区域を廃止したいので、都市計画法第5条第6項の規定において準用する同条第3項の規定に基づき、協議を申出します。			
記			
1. 都市計画区域の名称			
2. 廃止の理由			

添付図書

規則第2条第2項第7号による関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見の趣旨を記載した書面

(4) 同 意 書

(書 式 例)

番 号

福島県知事

年 月 日付け 第 号で協議のあった〇〇都市計画区域の

{ 指定  
変更 (廃止) } については、都市計画法第 5 条 { 第 3 項  
第 6 項の規定において準用する同条第 3 項 }

の規定により、同意する。

年 月 日

国土交通省東北地方整備局長  
(公印省略)

(5) 公 告

1) 指 定

公告第 号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第一項の規定により、  
都市計画区域について次のとおり指定した。この指定に係る関係図書は、  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県〇〇建設事務所に備え置  
いて縦覧に供する。

年 月 日

福島県知事 氏 名

一 都市計画区域の名称

二 都市計画区域に含まれる土地の区域

(都市計画課)

2) 変 更

公告第 号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項で準用する同条第一項の規定により、都市計画区域を次のとおり変更した。この変更に係る関係図書は、福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県〇〇建設事務所  
に備え置いて縦覧に供する。

年 月 日

福島県知事 氏 名

- 一 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
- 二 都市計画区域から除外される土地の区域

（都市計画課）

(6) 都市計画区域指定図書の縦覧依頼（建設事務所）

	文 書 番 号 年 月 日
〇〇建設事務所長 様	
	土 木 部 長
〇〇都市計画区域の指定図書の縦覧について（依頼）	
このことについて、都市計画法第5条第5項の規定により別紙のとおり都市計画区域の指定について公告するので縦覧に供してください。	

注1) 別紙とは公告文の写しである。

(7) 図書の写しの送付

	文 書 番 号 年 月 日
〇〇市（町村）長 様	
	福 島 県 知 事 (公印省略)
都市計画区域指定の図書の写しについて（送付）	
都市計画法第5条第5項の規定により〇〇都市計画区域を指定するので図書の写しを送付します。	

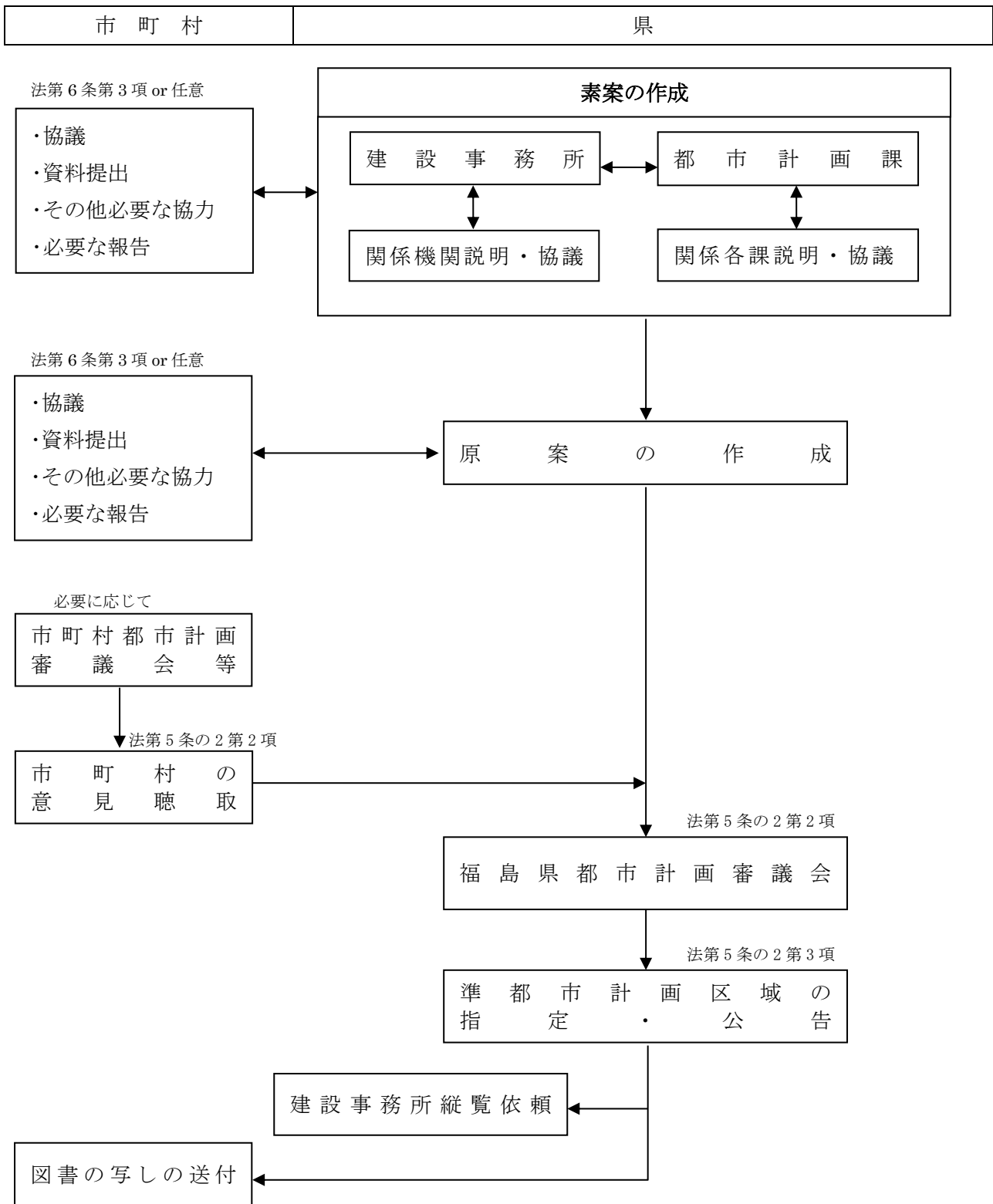
注1) 図書の写しとは、申請書の写し（市町村の控）である。

注2) 公告文の写しを添付する。



## 第2章 準都市計画区域指定等の手続

### 2-1 準都市計画区域指定の基本フローチャート 注1)



## 2-2 協議書類の様式

### 1 準都市計画区域の指定等

#### (1) 指 定

意見聴取（法第5条の2第2項の規定に基づく意見聴取である。）

(書式例)	番 号
	年 月 日
〇〇市(町村)長 福島県都市計画審議会長 } 様	
	福島県知事 (公印省略)
〇〇準都市計画区域の指定について(照会)	
準都市計画区域を次のように指定したいので、都市計画法第5条の2第2項の規定により、 { 貴市(町村) } の意見を求めます。 { 審議会 }	
記	
1. 準都市計画区域の名称	
2. 準都市計画区域に含まれる土地の区域	
3. 指定の理由	

注1) 準都市計画区域に含まれる土地の区域の表示は、下記によるものとする。

(例) 〇〇県〇〇郡〇〇町

大字〇〇、大字〇〇(地先公有水面を含む。)及び大字〇〇

大字〇〇字〇〇、字〇〇及び字〇〇

字〇〇のうち〇〇、〇〇及び〇〇番地

#### (2) 変 更

意見聴取（法第5条の2第4項において準用する同条第2項の規定に基づく意見聴取である。）

(書式例)	番 号
	年 月 日
〇〇市(町村)長 福島県都市計画審議会長 } 様	
	福島県知事 (公印省略)
〇〇準都市計画区域の変更について(照会)	
準都市計画区域を次のように変更したいので、都市計画法第5条の2第4項の規定において準用 する同条第2項の規定により、{ 貴市(町村) } の意見を求めます。 { 審議会 }	
記	
1. 準都市計画区域の名称	
2. 準都市計画区域に含まれる土地の区域	
3. 変更の理由	

注) 「土地の区域」の表示は、準都市計画区域の指定等の「意見聴取」の例による。

(3) 廃 止

意見聴取（法第5条の2第4項において準用する同条第2項の規定に基づく意見聴取である。）

(書 式 例)

番 年 月 日 号

〇〇市（町村）長  
福島県都市計画審議会長 } 様

福島県知事  
(公印省略)

〇〇準都市計画区域の廃止について（照会）

準都市計画区域を廃止したいので、都市計画法第5条の2第4項の規定において準用する同条第2項の規定により、  
{ 貴市（町村）  
審 議 会 } の意見を求めます。  
記

1. 準都市計画区域の名称
2. 廃止の理由

(4) 公 告

1) 指 定

(書 式 例)

公告第 号

年 月 日

福島県知事 氏 名

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条の二第一項の規定により、準都市計画区域について次のとおり指定した。この指定に係る関係図書は、福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県〇〇建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

- 一 準都市計画区域の名称
- 二 準都市計画区域に含まれる土地の区域

(都市計画課)

2) 変 更

公告第 号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条の二第四項で準用する同条第一項の規定により、準都市計画区域を次のとおり変更した。この変更に係る関係図書は、福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県〇〇建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

年 月 日

福島県知事 氏 名

- 一 新たに準都市計画区域に含まれる土地の区域
- 二 準都市計画区域から除外される土地の区域

(書 式 例)

(都市計画課)

(5) 準都市計画区域指定図書の縦覧依頼（建設事務所）

(書式例)	文書番号 年 月 日
〇〇建設事務所長 様	土木部長
〇〇準都市計画区域の指定図書の縦覧について（依頼）	
このことについて、都市計画法第5条の2第3項の規定により別紙のとおり準都市計画区域の指定について公告するので縦覧に供してください。	

注1) 別紙とは公告文の写しである。

(6) 図書の写しの送付

(書式例)	文書番号 年 月 日
〇〇市（町村）長 様	福島県知事 (公印省略)
準都市計画区域指定の図書の写しについて（送付）	
都市計画法第5条の2第3項の規定により〇〇準都市計画区域を指定するので図書の写しを送付します。	
注1) 図書の写しとは、申請書の写し（市町村の控）である。	
注2) 公告文の写しを添付する。	

第2編 都市計画決定の手続

# 第1章 基本的事項

## 1—1 都市計画決定手続等

### 【運用指針】

#### 1. 都市計画決定手続に係る基本的考え方

近年、行政一般に対して、行政手続の透明化や情報公開、説明責任の遂行が求められており、都市計画のように国民の権利義務に直接影響を与えることとなる行政手続については、特にその要請が高まっている。

また、環境問題や少子・高齢化問題に対する関心が高まる中で、住民自らが暮らす街のあり方についてもこれまで以上に関心が高まっており、都市計画に対して住民自らが主体的に参画しようとする動きが広がっているところである。

さらに、質の高いまちづくりを推進するためには、地域の実情をきめ細かに把握し、身の回りの課題に自ら対処しようとする住民団体等の主体的な取組を後押しするなど、民間と行政との連携・協働を促進することが重要である。

このため、今後の都市計画決定手続においては、以上のような状況を十分踏まえ、都市計画に対する住民の合意形成を円滑化し、都市計画の確実な実現を図る観点から、これまで以上に都市計画決定手続における住民参加の機会の拡大、都市計画に係る情報公開及び理由の開示等に意を用いていくべきである。

#### 2. 個別の都市計画決定手続等について

### 【関係法令】

#### ・都市計画法第3条第3項（国、地方公共団体及び住民の責務）

国及び地方公共団体は、都市の住民に対し、都市計画に関する知識の普及及び情報の提供に努めなければならない。

#### ・都市計画法第16条（公聴会の開催等）

都道府県又は市町村は、次項の規定による場合を除くほか、都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 都市計画に定める地区計画等の案は、意見の提出方法その他の政令で定める事項について条例で定めるところにより、その案に係る区域内の土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者の意見を求めて作成するものとする。

3 市町村は、前項の条例において、住民又は利害関係人から地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の案の内容となるべき事項を申し出る方法を定めることができる。

#### ・都市計画法第17条第1項、第2項（都市計画の案の縦覧等）

都道府県又は市町村は、都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、この旨を公告し、当該都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があったときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、都道府県の作成に係るものにあつては都道府県に、市町村の作成に係るものにあつては市町村に、意見書を提出することができる。

・ 都市計画法第 17 条の 2 (条例との関係)

前 2 条の規定は、都道府県又は市町村が、住民又は利害関係人に係る都市計画の決定の手續に関する事項（前 2 条の規定に反しないものに限る。）について、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

・ 都市計画法第 18 条の 2 第 2 項 (市町村の都市計画に関する基本的な方針)

市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

・ 都市計画法第 77 条 (都道府県都市計画審議会)

この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び都道府県知事の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、都道府県に、都道府県都市計画審議会を置く。

2 都道府県都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。

3 都道府県都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。

・ 都市計画法第 77 条の 2 (市町村都市計画審議会)

この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村に、市町村都市計画審議会を置くことができる。

2 市町村都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。

3 市町村都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、市町村の条例で定める。

## 【運用指針】

(公聴会・説明会の開催等)

法第 16 条第 1 項では、都市計画の案を作成しようとする場合において、必要があると認めるときは、公聴会・説明会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされている。これは、都市計画の案が作成された後の手續としての法第 17 条の縦覧及び意見書の提出とは別に、都市計画の案の作成の段階でも住民の意見をできるだけ反映させようという趣旨である。特に、法第 16 条第 1 項において公聴会の開催を例示しているのは、住民の意見を反映させるための措置として、住民の公開の場での意見陳述の機会を確保すべきという趣旨であることに留意する必要がある。

この点、説明会は、都道府県又は市町村が作成した都市計画の原案について住民に説明する場と考えられ、公聴会は、都道府県又は市町村が作成した都市計画の原案について住民が公開の下で意見陳述を行う場と考えられる。

都市計画への住民参加の要請がますます強まる中で、都市計画決定手續における住民参加の機会を更に拡大していく観点から、今後は、都市計画の名称の変更その他特に必要がないと認められる場合を除き、公聴会を開催すべきである。ただし、説明会の開催日時及び開催場所が事前に十分周知され、かつ、都市計画の原案の内容と内容についての具体的な説明が事前に広報等により行われ、住民がこれを十分に把握し得る場合であって、住民の意見陳述の機会が十分確保されているときは、その説明会を公聴会に代わるものとして運用することも考えられるが、この場合においても、住民がその内容を十分把握した上で、公開の場での意見陳述を行うための場となるよう十分留意すべきである。

なお、市町村マスタープランについては法第 18 条の 2 により、公聴会・説明会の開催等住民の意見を反映させるための措置を講ずるものとされている。



住民の意見を反映させるための措置としては、公聴会・説明会の開催に加えてまちづくりの方向、内容等に関するアンケートの実施、まちづくり協議会を中心としたワークショップの開催、まちづくり協議会による案の提案等各種方策を、地域の事情に応じて実施することが望ましい。

公聴会・説明会の開催等については、住民の意見を十分汲み取ることができるようにすることが求められるものであり、作成しようとする都市計画の原案や関連する情報について具体的に提示するとともに、公聴会・説明会の開催日時、開催場所、事前の広報等に配慮すべきである。また、意見陳述を希望する者には物理的・時間的に対応が可能な範囲でできるだけ意見陳述を認めるとともに、公聴会の開催が形式に流されることなく真に住民の意見を反映させる場として機能させる観点から、運営に特段の支障を及ぼさない限り、例えば、公述人において希望がある場合には、都市計画の案を作成する都道府県又は市町村の担当者と、あるいは、公述人相互間において質疑・議論を行うこと等も考えられる。さらに、住民からの意見については、それがどのように都市計画の案に反映されたか等について都市計画審議会に報告することが望ましい。

公聴会・説明会の開催等の方法については、都道府県又は市町村においてその事情に応じ決定することとなるが、その際、上記について十分留意するとともに、できるだけ必要な事項をあらかじめ定め、公表しておくことが望ましい。

#### (地区計画等の案の作成等)

住民に最も身近な都市計画である地区計画等については、区域内の詳細な土地利用、施設等に関する計画であり、土地の所有者等に具体的な制限・負担が課せられる場合があることから、土地の所有者等の利害関係者から意見を求めて作成することに加え、市町村の条例で、住民又は利害関係人から地区計画等の決定若しくは変更又は地区計画等の案となるべき事情を申し出る方法についても定めることができるとされている。

申出の方法を条例で定めることができることとされているのは、地区計画等の作成が市町村の自治事務であることから、申し出の方法についても市町村の判断によることとしたものであり、法第 16 条第 3 項が地区計画等の作成における住民参加を実効性あるものとするを目的として規定されていることに鑑みれば、市町村においては、申し出の方法を条例に定め、積極的に住民参加を促すことが望ましい。

また、低未利用土地を利用した身の回りの公共空間の創出など、良好な住環境を維持するための小規模な地区計画等については、提案制度の面積要件（0.5ヘクタール）が課されていない都市計画協働団体による提案が有効である。

#### (都市計画の案の理由書)

法第 17 条第 1 項では、都市計画の案の公衆への縦覧の際に、都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添付することとされているが、これは都市計画決定権者としての説明責任を明確にするとともに、都市計画について住民との合意形成の円滑化を図ることとしたものである。

したがって、理由書において、住民が都市計画が決定され、又は変更される理由を十分に理解できるようにすることが必要であり、当該都市計画の都市の将来像における位置づけについて説明することが望ましい。また、用途地域や都市施設等の具体の配置の理由等について、これらの都市計画が即地的に決定され、土地利用制限を課するものであることに鑑み、当該都市計画の必要性、位置、区域、規模等の妥当性についてできるだけわかりやすく説明するべきである。

(都市計画決定手続の条例による付加)

都市計画手続に係る事務は、自治事務であることから、地方公共団体の判断において条例で手続を付加することは当然可能であるが、都市計画法上の手続は、国民の財産権が一方的に侵害されないよう担保するための最低限の手続であることから、条例によって手続を簡素化することは許されないと解すべきである。法第 17 条の 2 は、上記の趣旨を確認し、明確化したものであることに留意すべきであり、都市計画について住民の合意形成を図り、都市計画を着実に実施するため、当該条例の制定について積極的に検討されることが望ましい。

条例の内容としては、市町村マスタープランや都市計画について、公聴会、説明会を必ず開催するものとする、都市計画の案の縦覧期間を法定の 2 週間よりも長い期間とすることが、まちづくり協議会による提案の住民の意見を反映しながらまちづくりを行う方法を定めること等が考えられる。

(都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の調査審議等について)

都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会は、都市計画法その他法令でその権限に属せられた事項の調査審議のほか、都道府県知事又は市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項の調査審議等を行うこととされており、地方における都市計画に関し各種の提言を行うことが法令上期待されている。

また、都市計画に関する事項については、住民の意見とともに、公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえて立案していくことが、都市計画に対する住民の合意形成を円滑化するとともに、都市計画の着実な実施を図る観点から重要となってきた。

このため、今後、都市計画に関する案の作成の前段階その他都市計画決定手続以外の場面においても、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会から意見を求めていくことが望ましい。意見を求める事項としては、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・都市計画区域マスタープラン又は市町村マスタープランの案の作成
- ・都市計画の決定手続に関する事項に係る条例の案の作成
- ・都市計画基礎調査の解析結果等都市計画に関する情報提供のあり方 等

これらの審議に当たっては、さまざまな都市のデータの空間分布や時系列的な推移が視覚的に把握できることがその議論を深めるためにも有効であると考えられることから、必要に応じ、都市構造を可視化するツール等を活用することも考えられる。

また、平成 26 年の都市再生法の改正により、市町村都市計画審議会に新たな役割が追加された。すなわち、市町村が立地適正化計画について調査、分析及び評価を行った場合に、その結果を市町村都市計画審議会に報告する義務が課せられるとともに、市町村都市計画審議会はその報告について市町村に意見を述べる事が可能となっている。また、市町村都市計画審議会が、必要に応じて市町村に対して立地適正化計画の進捗状況について報告を求めることも可能である。このように、市町村都市計画審議会は、都市計画の作成等について受動的に審議するだけでなく、市町村の施策についてフォローアップを行うことも可能となっている。

なお、都市計画の決定又は変更の手続においては、住民等からの幅広い意見を踏まえて、公正・透明な審議を通じた判断がなされることが必要である。このため、例えば、大規模な集客施設の立地に係る都市計画の決定又は変更を行うに当たっては、主たる利用者である消費者の視点が適切に反映されるよう、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会における委員構成を工夫すべきである。この工夫としては、例えば、あらかじめ公募等により一般の住民を都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の委員に加える措置のほか、学識経験者として消費者の利益を代表する者を委員（又は大規模な集客施設の立地に係る案件を審議する際の臨時の委員）とする措置等が考えられる。

また、男女共同参画社会の形成を促進するため、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会においても一方の性に偏らない委員の登用に努めることが必要である。

都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会については、年間の開催数があらかじめ定められたり、また、案件が事前登録されるなど、計画的に案件が付議されている場合も多いが、都市計画の提案制度の導入も踏まえ、都市計画の案の審議が円滑に行われるよう、必要に応じて、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の開催間隔の短縮化や開催予定の事前公表、手続きの短縮化を図ることが望ましい。

#### (都道府県の協議等)

都市計画は、現在及び将来における都市の機能を確保し、発展の方向を定めるものであり、都道府県と市町村が都市計画決定権者として都市計画を定める場合に、適切な役割分担の上でそれぞれが定める都市計画相互に矛盾を生じるようなことがあってはならず、また、都市計画が総合して一体のものとして有効に機能するものとする必要がある。

このため、法第19条第3項において、市町村が都市計画区域又は準都市計画区域について都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならないとされている。

都道府県知事は、市町村との当該協議に当たっては、一の市町村を超える広域の見地からの調整を図る観点又は都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点から行うものとされており、例えば、都市計画区域マスタープランその他都道府県が定める都市計画との適合性、都市圏における都市構造や広域的なインフラに与える影響、周辺市町村への影響等を勘案して判断することとなる。このため、こうした協議の観点から必要となる範囲において説明や資料作成等を求めるべきである。

また、市町村は、法第6条の2第3項の規定により、都市計画区域マスタープランに即したものとなるよう都市計画を定めなければならない、そのため、都道府県は、都市構造の目標その他主要な都市計画の方針を明らかにし、それをあらかじめ都市計画区域マスタープラン等に定めておくことが望ましい。

都道府県知事は、当該協議に当たり、必要があると認めるときは、関係市町村に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができることとされている。これは、都道府県が当該市町村以外の市町村の状況を円滑に把握できるよう設けられたものであり、都道府県知事は、市町村が定めようとする都市計画による影響が広域に及ぶと目される場合には、広域の観点からの判断を適正に行うため、必要に応じて、関係市町村に意見の開陳等を求めることが望ましい。

市町村は、当該協議において、都道府県知事に対し、定めようとする都市計画の案を丁寧に説明し、都道府県知事は、協議を受けるときはできる限り速やかに協議に係る都市計画の案について検討すべきである。

また、都道府県知事は、当該市町村又は関係市町村と異なる判断をする場合にあっては、その理由を明確に示す必要がある。一方、市町村は、都道府県知事から都市計画の案に対する意見が示された場合には、当該意見に対し、真摯に検討した上で市町村としての考え方を示すなど、都道府県知事と市町村は相互に説明を尽くし、協議が調うよう努めるべきである。

こうした考え方を踏まえ、協議の透明化、実質化、円滑化等を図るため、標準的な協議の実施方法等について、都道府県と市町村の間で調整の上ルール化し、これを明示しておくことが望ましい。その際、以下のような点についてルール化することが考えられる。

- 都市計画の案の公告・縦覧、都市計画審議会への付議等法令上必要とされている都市計画決定手続きを開始する以前の段階における事前協議の活用を基本とすることにより、当該協議の円滑化を図ること。その際、都市計画の案の公告・縦覧に先立って、十分な時間的余裕を持って事前協議を行うこと。

- ・都道府県知事は、事前協議を含め協議を行う場合の標準的な協議期間をあらかじめ設定することにより協議の時間管理を行うこと（その際、都道府県知事が関係市町村に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めた上で、それを協議に反映することができるよう、十分な期間を設定すべきである。この場合において、不必要に協議が長期化することのないよう留意すべきである。また、都市計画の案が事前協議を了としたものから修正がない場合には、合理的な範囲内において、標準的な協議期間よりも実際の協議期間を短縮することが考えられる。）。
- ・事前協議を含む協議における都道府県知事の意見を踏まえた案としない場合には、当該都市計画の案を都市計画審議会に付議する際、当該意見の内容及びそれを踏まえないこととする考え方を都市計画審議会に提出すること。

なお、法第24条第6項において、都道府県は、必要があると認めるときは、市町村に対し、期限を定めて必要な措置をとるべきことを求めること（以下「措置の求め」という。）ができるとされている。都道府県は、市町村と都道府県知事との協議の過程で措置の求めを行う場合には、不要又は不当な措置の求めが行われることのないよう、法第19条第4項に規定する協議の観点（一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点又は都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点）と同様の観点から行うべきである。この場合において、協議の透明化を図る観点から、以下の点について留意することが望ましい。

- ・都道府県が措置の求めを行う場合には、その合理的な理由についてもあわせて明示すること。
- ・市町村が措置の求めを受けた場合には、これに対し講じた措置若しくは講じようとする措置又は何ら措置を講じない場合にはその旨を、合理的な理由を付して明示すること。

#### （都市計画に関する知識の普及及び情報の提供）

都市計画が円滑かつ的確に決定され、その内容が実現されるには、決定された都市計画を住民自らがまちづくりのルールとして受け入れ、これを積極的に遵守していく姿勢が根底になければならない。

その意味で、身近なまちづくりについて住民自らが主体的に参画しようとする動きが広がっている中、これまで以上に都市計画への住民参加を、実効性のあるものとするのが求められているといえる。

また、都市計画の提案制度の提案制度の積極的かつ適切な活用を図る観点からも、住民が自ら居住する地域について定められている用途地域等の都市計画の内容について知ることや、都市計画制度について日常の生活環境を支える重要な制度インフラとして関心を深めることが重要である。

このため、地方公共団体にあっても、地域住民に対して、都市計画制度についての理解を深めると同時に、まちづくりに参画しやすい環境の整備に資するよう、都市計画に関する知識の普及及び情報の提供に努めることが肝要であり、このための方策として、地域の実情に応じて例えば以下のような取り組みを行うべきである。

- ・都市計画制度に関する講習会、ワークショップ等の開催
- ・まちづくり協議会等への支援
- ・都市計画に関するパンフレット等の作成
- ・都市計画に関するホームページの作成、インターネットの活用 等

特に、上記のホームページの作成、インターネットの活用については、近年、インターネット利用者が急激に増加しており、今後、従来の「市政だより」等の手法に代わって住民が都市計画にアクセスする有効な方法になると考えられることから、例えば、住民にわかりやすい都市計画制度についての基本的な解説、既に定められている都市計画に関する情報提供(図面を含む)、公聴会・説明会の開催日時の通知、都市計画案の縦覧の期間、場所等都市計画決定手続についての情報提供、現在定めようとしている都市計画の案の内容についての情報提供(図面含む)。意見募集等に活用することが考えられる。

(都市計画に関する人材育成、専門家及び都市計画協力団体の活用)

住民の主体的な参画によるまちづくりを進めるためには、都市計画に関する知識の普及及び情報の提供に努めるとともに、まちづくり活動への支援、住民からの意見の聴取、ワークショップの開催といったきめ細かいフィードバック作業を積み重ねて、合意形成を図っていくことが重要である。

このため、地方公共団体においては、都市計画に関する幅広い知識、経験を有する人材の育成を図り、執行体制の充実を図ることが望ましい。

また、地方公共団体における執行体制が必ずしも十分でない場合には、都市計画の専門家を活用することも有効であり、例えば、豊富な知識や経験が必要とされるマスタープランの案の作成、地区計画の案の作成等を行うに当たっては、地方公共団体が有するまちづくりの基本的な方向を十分理解している専門家から具体的な提案を受けて都市計画の案を作成することが望ましい。

さらに、職員数の削減等により、地域の細やかなニーズの把握や都市計画の内容の住民への周知等が困難になってきている場合には、地域における土地利用の実情等に明るい住民団体や商店街組合等を都市計画協力団体として指定し、その協力を得ながら、より地域住民の意向に沿ったまちづくりに取り組むことが望ましい。これに関して、地方公共団体は、都市再生法第109条の5第1項に規定する援助として低未利用土地の利用の方法に関する提案又はその方法に関する知識を有する者の派遣を行うため必要があると認めるときは、都市計画協力団体に必要な協力を要請することができることとしている。

(都市計画の構想段階における手続)

#### 1 趣旨・目的

近年、市民ニーズの多様化や市民のまちづくりへの参加意識の高まり等を背景に、都市計画においても、より早期の段階から検討内容を開示し市民参画を進める取組を講じるなど、手続の客観性、透明性を高め、段階的に市民の合意を得ながら計画の熟度を高めていく取組の必要性が高まってきているところである。

また、平成25年度より改正環境影響評価法の施行に伴い、方法書を作成する前の、事業に係る概ねの位置や規模等を検討する計画の立案段階（以下「構想段階」という。）における環境の保全の見地からの手続として配慮書手続が導入されることとなり、当該手続の対象となる都市施設又は市街地開発事業（以下「都市施設等」という。）について都市計画に定めようとする場合においては、都市計画決定権者は、事業を実施しようとする者（以下「事業施行予定者」という。）に代わって当該手続を講じることとされたところである。

一方、都市計画法においては、都市計画の案を作成しようとするこの段階における具体の手続は定められていないものの、本来、都市計画は、環境面のみならず、社会面、経済面なども含めた検討を通じて定められるべきものであることに鑑みれば、都市計画決定権者が当該配慮書手続を講じる場合においては、これに併せて都市計画上の見地からの総合的な検討を行うなど、適切な対応を図ることが必要となるものと考えられる。

このような背景の下、都市計画決定権者においては、早期の段階から検討内容等を開示し、市民参画を進めていくことが必要な都市施設等の都市計画について、都市施設等の概ねの位置や規模など概略の案を総合的に評価し、その結果を基に住民意見を聴取、反映しつつ計画の熟度を高めていくプロセスとして、以下に記載する各事項に基づく手続（以下「都市計画の構想段階手続」という。）を講じることが求められる。

なお、本項は、環境影響評価法の改正に伴う当面の措置として、同法に基づく配慮書手続の対象となる都市施設及び市街地開発事業について記載しているが、今後、国においても、さらに当該都市計画の構想段階手続の充実を図ることとする。

## 2 構想段階手続の基本的考え方

### (1) 構想段階手続の概要

都市計画の構想段階手続とは、前述のとおり、都市計画決定権者が、対象とする都市施設等の都市計画について、都市計画のマスタープランを策定してから、都市計画の案の公告・縦覧に至るまでの間の都市計画の案を作成しようとする過程の中で、都市施設等の概ねの位置や規模など都市計画の概略の案を検討する計画の立案段階において講じる手続であり、手続の概要は、おおむね以下のとおりである。

#### 1) 複数の都市計画の概略の案の設定

手続の対象となる都市施設等の概ねの位置や規模など、都市計画の概略の案を複数の基本として設定。

#### 2) 複数の都市計画の概略の案の評価（構想段階評価）

設定した複数の都市計画の概略の案毎に、都市計画上の見地から総合的に評価を実施。この際、その評価の結果等については住民等の意見を聴取。

#### 3) 都市計画の概略の案の決定

構想段階評価の結果、及び住民意見等を踏まえ、都市計画の案のもととなる都市計画の概略の案を決定。

### (2) 上位計画への適合性等

都市計画の構想段階手続は、都市計画の案を作成しようとする過程の手続として行われるものであることから、構想段階手続を経て決定される都市計画の概略の案は、法の趣旨に照らし、国の計画に適合するとともに、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものとするほか、対象となる都市施設等の都市計画を市町村が定める場合においては、市町村の都市計画に関する基本的な方針に即したものとすべきである。

また、構想段階手続を受け、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針又は市町村の都市計画に関する基本的な方針における記述、表現等の具体化を図る必要が生じた場合には、できる限り速やかにこれを反映させる措置を講じることが望ましい。

### (3) 事業施行予定者との連携

都市計画の構想段階手続を講じるにあたっては、都市計画決定権者として、事業実施想定区域等の十分な情報等をもとに現実的かつ合理的な複数の概略の案を設定する必要があること、また、事業等に係る十分な情報開示のもとに、的確に住民意見を聴取する必要があること等から、事業施行予定者から情報の提供を受けるとともに適宜状況等を確認するなど、事業施行予定者とも十分な連携を図ることが必要である。

## 3 対象都市計画

現時点で当該手続の必要性が想定される都市計画は、以下のとおりである。

- 環境影響評価法第2条第2項に規定する第一種事業に該当する都市施設又は第一種事業に係る市街地開発事業を都市計画に定めようとする場合においては、構想段階手続を実施すべきである。
- 環境影響評価法第2条第3項に規定する第二種事業に該当する都市施設又は第二種事業に係る市街地開発事業を都市計画に定めようとする場合においては、構想段階手続を実施することが望ましい。

この際、当該都市施設等について環境影響評価法に基づく配慮書手続を講じる場合においては、構想段階手続を実施すべきである。

- 第一種事業又は第二種事業に該当しない都市施設又は市街地開発事業を都市計画に定めようとする場合であっても、当該都市施設等が円滑な都市活動の確保、良好な都市環境の保持その他都市計画上の見地から影響が大きいと認める場合においては、構想段階手続を実施することが考えられる。

#### 4 標準的な手続

都市計画決定権者は、地域の状況や対象となる都市計画の特性等に応じ、個別に、都市計画の構想段階手続として講ずべき適切な手続を検討することが必要であるが、この際の基本となる標準的な手続は以下のとおりである。

##### (1) 構想段階手続の要否の判断

都市計画決定権者は、都市施設、市街地開発事業について、当該都市施設等の事業施行予定者とも協議の上、都市計画の手続の実施を検討する必要性が生じた場合には、都市計画上の見地から当該都市施設等に係る都市計画の構想段階手続を行うこととするかどうか判断するものとする。なお、都市計画決定される都市施設、市街地開発事業に関する構想段階における手続については、当該都市施設等をどの段階で都市計画に定めようとするかによって、都市計画決定権者が都市計画の構想段階手続を行う場合以外に、事業施行予定者が行った当該段階における手続を受けて都市計画決定権者がその後の都市計画手続を引き継ぐ場合もあるところである。

##### (2) 複数の都市計画の概略の案の設定（位置等に関する複数案の設定）

都市計画決定権者は、都市計画に定めようとする都市施設等について都市計画の構想段階手続を行おうとする場合においては、都市計画のマスタープランとの整合性に留意し、また、都市計画上の目的に照らし、総合的な見地から、複数を基本として都市計画の概略の案を設定するものとする。

この際、本手続が都市計画の案を作成しようとする過程において講じられる手続であることに鑑み、案については、現実的かつ合理的な案を設定することが必要である。

##### (3) 構想段階評価の実施

都市計画決定権者は、設定した都市計画の概略の案毎に、5に即して設定する評価項目について評価を行い、その結果をとりまとめ、公表するものとする。

この際、評価結果をとりまとめる過程、又はとりまとめた評価結果について、適切に住民意見や、関係者、関係行政機関等の意見を聴取するよう努めることが望まれる。住民意見の聴取にあたっては、公聴会等を開催するなど、都市計画法第16条に基づく手続として行うことも考えられる。

また、予め都市計画審議会に報告し意見を聴取する等の手続を講じることも考えられる。

##### （環境影響評価法に基づく配慮書手続との調整）

都市計画の構想段階手続の対象となる都市施設等について、環境影響評価法に基づき配慮書手続を行う場合においては、都市計画決定権者は、環境影響評価法令に基づき、配慮書等を公表しなければならないとされているほか、配慮書の案又は配慮書について、一般の環境の保全の見地からの意見を求めるよう努めることとされている。

この場合、配慮書を公表する時には、併せて構想段階評価の結果を公表するとともに、配慮書の案又は配慮書についての一般の意見の聴取を行う時には、併せて構想段階評価の結果の案又は構想段階評価の結果についての一般の意見の聴取を行うことが望ましい。

##### (4) 都市計画の概略の案の決定（事業実施区域等の決定）

都市計画決定権者は、構想段階評価の結果及び当該評価結果に係る住民意見等を踏まえ、手続を行った当該都市施設等に係る都市計画の案の作成に先立ち、都市計画の概略の案を決定するものとする。

また、都市計画の概略の案は、都市計画の案の基となるものであることに鑑み、決定した概略の案を、必要に応じて、都市計画を定めようとする目的、当該概略案の選定理由、都市計画上の留意事項・配慮事項などの事項を附して、公表することが望ましい。この際、予め、都市計画審議会に報告し、意見を聴取する等の手続を講じることが考えられる。

(環境影響評価法に基づく方法書手続との調整)

都市計画の構想段階手続の対象となる都市施設等について、環境影響評価法に基づき配慮書を作成した場合には、環境影響評価法第5条に基づく事業実施区域等の決定と、上記の都市計画の概略の案の決定は、一体的に行うものとする。

## 5 評価分野・評価項目

### (1) 基本的考え方

都市計画決定権者は、都市計画の構想段階評価を行うときは、都市計画法第13条の都市計画基準及び本運用指針に照らし、評価の対象となる都市計画に係る都市施設等ごとに、以下をもとに、適切な評価分野、評価項目を設定するものとする。

### (2) 都市施設に関する評価分野等

「都市計画の一体性・総合性の確保」、「自然的環境の整備又は保全」、「適切な規模及び必要な位置への配置」、「円滑な都市活動の確保」及び「良好な都市環境の保持」を基本に評価分野を設定し、対象地域の状況や当該都市施設の特性等に応じ、分野ごとに必要な評価項目を設定するものとする。

### (3) 市街地開発事業に関する評価分野等

「都市計画の一体性・総合性の確保」、「自然的環境の整備又は保全」及び「施行区域の一体的な開発、整備の必要性」を基本に評価分野を設定し、対象地域の状況や対象事業の特性等に応じ、分野ごとに必要な評価項目を設定するものとする。



## 1-2 都市計画の種類、決定権者及び都市計画に定める事項

(凡例) 法：都市計画法

令：都市計画法施行令

規則：都市計画法施行規則

(注1) 国土交通大臣の同意は、名称の変更等軽易な変更についてはこれを要しない

※1 2以上の市町村の区域にわたるものに限る

※2 国又は県が設置するものに限る

※3 国の機関又は県が施行すると見込まれるもの

都市計画の種類	市町村 決定 (法19)	都道府県 決定 (法18)		都市計画に 定めるべき事項	参照法令
	知事 協議 (市町村)	大臣 同意 不要	大臣 同意 必要		
<b>都市計画区域</b> 1. 都市計画の整備、開発及び 保全の方針 ・区域区分の決定の有無及び 定めるときはその方針並び にその他土地利用、都市施 設の整備及び市街地開発事 業に関する主要都市計画(国 の利害に重大な関係がある ものに限る。)の決定方針 ・その他			○	①都市計画の目標、②区域区分の決定の有無及び区域区分を定めるときはその方針、③②のほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	法6の2
2. 区域区分			○	市街化区域と市街化調整区域との区分	法7
3. 都市再開発方針等					法7の2
①都市再開発の方針		○		①都市再開発の方針	都市再開発法2の3①②
②住宅市街地の開発整備の方針		○		①住宅市街地の開発整備の方針	大都市法4の1
③拠点業務市街地の開発整備の方針		○		①拠点業務市街地の開発整備の方針	拠点法30
④防災街区整備方針		○		①防災街区整備方針	密集法3①
4. 地域地区	○			①種類、②位置、③区域、④面積(以上は各地域地区に共通)	法8～10、令4、建築基準法48、50、52～57
(1)用途地域	○			⑤容積率 ⑥建築物の敷地面積の最低限度(以上は用途地域に共通)	法8③2イ 建築基準法52～53

都市計画の種類	市町村 決定 (法19)	都道府県 決定 (法18)		都市計画に 定めるべき事項	参照法令
	知事 協議 (市町村)	大臣 同意 不要	大臣 同意 必要		
①第一種低層住居専用地域 ②第二種低層住居専用地域  ③第一種中高層住居専用地域 ④第二種中高層住居専用地域 ⑤第一種住居地域 ⑥第二種住居地域 ⑦準住居地域 ⑧近隣商業地域 ⑨田園住居地域 ⑩商業地域 ⑪準工業地域 ⑫工業地域 ⑬工業専用地域	○ ○  ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			⑦建ぺい率 ⑧外壁の後退距離の限度 ⑨建築物の高さの限度  ⑦建ぺい率	法8③2ロ 建築基準法53 ~55  法8③2ハ 建築基準法53
(2) 特別用途地区	○			①については、指定により実現を図るべき特別の目的を明らかにした種類とする	法8③1 建築基準法49
(3) 特定用途制限地域	○			⑤制限すべき特定の建築物等の用途の概要	法8③2ニ 建築基準法49 の2
(4) 特例容積率適用地区	○			⑤建築物の高さの最高限度（市街地の環境を確保するために必要な場合に限り）	法8③2ホ 建築基準法57 の2、57の4
(5) 高層住居誘導地区	○			⑤容積率 ⑥建ぺい率の最高限度（市街地の環境を確保するため必要な場合に限り） ⑦敷地面積の最低限度（市街地の環境を確保するため必要な場合に限り）	法8③2ヘ 建築基準法52
(6) 高度地区	○			⑤建築物の高さの最高限度又は最低限度（準都市計画区域内にあっては建築物の高さの最高限度）	法8③2ト 建築基準法58
(7) 高度利用地区	○			⑤容積率の最高限度及び最低限度 ⑥建ぺい率の最高限度 ⑦建築物の建築面積の最低限度 ⑧壁面の位置の制限（道路に接して有効な空間を確保して市街地の環境の向上を図るため必要な場合における当該道路に面する壁面の位置に限り）	法8③2チ 建築基準法59

都市計画の種類	市町村 決定 (法19)	都道府県 決定 (法18)		都市計画に 定めるべき事項	参照法令
	知事 協議 (市町村)	大臣 同意 不要	大臣 同意 必要		
(8) 特定街区	○			⑤名称 ⑥容積率 ⑦建築物の高さの最高限度 ⑧壁面の位置の制限	法8③2リ 建築基準法60
(9) 都市再生特別地区			○	⑤建築物その他の工作物の誘導すべき用途 ⑥容積率の最高限度（40/10以上の数値を定めるものに限る）及び最低限度 ⑦建ぺい率の最高限度 ⑧建築物の建築面積の最低限度 ⑨建築物の高さの最高限度 ⑩壁面の位置の制限 ⑪重複利用区域（必要な場合定める）	法8④、都市再生法36、36の2、36の3、36の4、36の5、建築基準法60の2
(10) 防火地域・準防火地域	○				建築基準法61～67の2
(11) 特定防災街区整備地区	○			⑤建築物の敷地面積の最低限度 【以下は必要な場合定める】 ⑥壁面の位置の制限 ⑦建築物の防災都市計画施設に係る間口率の最低限度 ⑧建築物の高さの最低限度	法8④、密集法31
(12) 景観地区	○			⑤名称 ⑥建築物の形態意匠の制限 【以下は必要な場合定める】 ⑦建築物の高さの最高限度又は最低限度 ⑧壁面の位置の制限 ⑨建築物の敷地面積の最低限度	法8③3、令4 建築基準法68、景観法61
(13) 風致地区 面積10ha以上(※1) その他	○	○		⑤名称	法8③3、法58、令4、風致政令2
(14) 駐車場整備地区	○				駐車場法3, 4, 10, 20
(15) 臨港地区 国際戦略港湾 国際拠点港湾 重要港湾 その他	○	○	○ ○	⑤名称	法8③3、令4 港湾法2④, 38, 38の2, 39, 40, 58
(16) 歴史的風土特別保存地区			○	⑤名称	法8③3、令4 古都法6, 8
(17) 第一種歴史的風土保存地区 第二種歴史的風土保存地区			○ ○	⑤名称	法8③3、令4 明日香法3

都市計画の種類	市町村 決定 (法19)	都道府県 決定 (法18)		都市計画に 定めるべき事項	参照法令
	知事 協議 (市町村)	大臣 同意 不要	大臣 同意 必要		
(18) 緑地保全地域 ※1のもの その他 特別緑地保全地区 面積10ha以上(※1) その他 近郊緑地特別保全地区  緑化地域	○  ○  ○	○  ○	○  ○	⑤名称   ⑤緑化施設の緑化率の最低限度	法8③3、8④、 令4 都市緑地法 5、12   都市緑地法34
(19) 流通業務地区		○		⑤名称	法8③3、令4 流通法4、5
(20) 生産緑地地区	○				生産緑地法 3、8
(21) 伝統的建造物群保存地区	○			⑤名称	法8③3、令4 文化財保護法 143
(22) 航空機騒音障害防止地区 航空機騒音障害防止特別地 区		○ ○			特定空港周辺 航空機騒音対 策法4、5
<b>5. 促進区域</b>				①種類、②名称、③位置、④区域、 ⑤面積 (以上は各地域地区に共通)	法10の2②、 令4の2
(1) 市街地再開発促進区域	○			⑥公共施設の配置及び規模 ⑦単位整備区	都市再開発法 7②
(2) 土地区画整理促進区域	○			⑥住宅市街地としての開発の方針	大都市法5②
(3) 住宅街区整備促進区域	○			⑥住宅市街地としての開発の方針	大都市法24②
(4) 拠点業務市街地整備土地区 画整理促進区域	○			⑥拠点業務市街地としての開発整備 の方針	地方拠点都市 地域法19②
<b>6. 遊休土地転換利用促進地区</b>	○			①名称、②位置、③区域、④面積	法10の3、令4 の4
<b>7. 被災市街地復興推進地域</b>	○			①名称、②位置、③区域、④面積、 ⑤緊急復興方針、⑥建築行為の制限 等の期間の満了の日	法10の4、令4 の5 被災市街地法 5②
<b>8. 都市施設</b>				①種類、②名称、③位置、④区域 (以上は各都市施設に共通)	法11②

都市計画の種類	市町村 決定 (法19)	都道府県 決定 (法18)		都市計画に 定めるべき事項	参照法令
	知事 協議 (市町村)	大臣 同意 不要	大臣 同意 必要		
(1) 交通施設 ①道路 1) 国道 2) 都道府県道 3) その他の道路 4) 自動車専用道路 高速自動車国道 その他			○	⑤種別 ⑥車線の数 ⑦構造	法11②、令6 ①、規則7
②都市高速鉄道			○	⑤構造	法11②、令6 ①、規則7
③駐車場	○			⑤面積 ⑥構造	法11②、令6 ①、規則7
④自動車ターミナル	○			⑤種別 ⑥面積	法11②、令6 ①、規則7
⑤空港 第一種 第二種・第三種 その他	○	○	○	⑤面積	法11②、令6 ①、規則7
(2) 公共空地 ①公園 面積10ha以上(※2) 国が設置するもの その他	○	○	○	⑤種別 ⑥面積	法11②、令6 ①、規則7
②緑地 面積10ha以上(※2) 国が設置するもの その他	○	○	○	⑤面積	法11②、令6 ①
③広場 面積10ha以上(※2) その他	○	○		⑤面積	法11②、令6 ①
④墓園 面積10ha以上(※2) その他	○	○		⑤面積	法11②、令6 ①
⑤その他公共空地	○			⑤面積	法11②、令6 ①
(3) 供給施設 ①水道 水道用水供給事業 その他	○	○			法11②
②電気・ガス供給施設	○				法11②
③地域冷暖房施設	○				法11②

都市計画の種類	市町村 決定 (法19)	都道府県 決定 (法18)		都市計画に 定めるべき事項	参照法令
	知事 協議 (市町村)	大臣 同意 不要	大臣 同意 必要		
(4) 処理施設 ① 下水道 1) 公共下水道 ・排水区域が2以上の市町村の区域 ・その他 2) 流域下水道 3) その他	○  ○	○  ○		⑤ 排水区域	法11②、令6①
② 産業廃棄物処理場		○		⑤ 面積	法11②、令6①
③ 汚物処理場 ごみ焼却場 ごみ処理場	○ ○ ○			⑤ 面積	法11②、令6①
(5) 水路 ① 河川 一級河川 二級河川 準用河川	○	○	○	⑤ 構造	法11②、令6①、規則7
② 運河		○		⑤ 構造	法11②、令6①、規則7
(6) 教育文化施設 ① 学校 大学・高等専門学校 その他	○ ○			⑤ 面積	法11②、令6①
② 図書館・研究施設・博物館 ・美術館等	○			⑤ 面積	法11②、令6①
(7) 医療施設 (病院・保健所・ 診療所・助産所等)	○			⑤ 面積	法11②、令6①
(8) 社会福祉施設 (保育所・乳 児院・母子寮・養護老人ホーム等)	○			⑤ 面積	法11②、令6①
(9) 市場・と畜場・火葬場	○			⑤ 面積	法11②、令6①
(10) 一団地の住宅施設 (一団地における50戸以上の 集合住宅及びこれらに附帯 する通路その他の施設)	○			⑤ 面積 ⑥ 建ぺい率の限度 ⑦ 容積率の限度 ⑧ 住宅の低層・中層又は高層別の 予定戸数 ⑨ 公共施設・公益的施設及び住宅の 配置の方針 ⑩ 施行予定者 (区域面積が20ha以上 の場合)	法11②、令6①

都市計画の種類	市町村 決定 (法19)	都道府県 決定 (法18)		都市計画に 定めるべき事項	参照法令
	知事 協議 (市町村)	大臣 同意 不要	大臣 同意 必要		
(11) 一団地の官公庁施設 (一団地の国家機関又は地方 公共団体の建築物及びこれ らに附帯する通路その他の 施設)			○	⑤面積 ⑥建ぺい率の限度 ⑦容積率の限度 ⑧公共施設・公益的施設及び建築物 の配置の方針 ⑨施行予定者	法11②、令6 ①
(12) 流通業務団地		○		⑤流通業務施設の敷地の位置及び規 模 ⑥公共施設及び公益的施設の位置及 び規模 ⑦建ぺい率若しくは容積率 ⑧建築物の高さ又は壁面の位置の制 限 ⑨施行予定者	流通法7, 8
(13) 一団地の津波防災拠点市街 地形成施設	○			⑤住宅施設、特定業務施設又は公益 的施設及び公共施設の位置及び規模 ⑥建築物の高さの最高限度若しくは 最低限度 ⑦容積率の最高限度若しくは最低限 度又は建ぺい率の最高限度	津波防災地域 づくり法17②
(14) 一団地の復興拠点市街地形 成施設	○			⑤住宅施設、特定業務施設又は公益 的施設及び特定公共施設の位置及び 規模 ⑥建築物の高さの最高限度若しくは 最低限度 ⑦容積率の最高限度若しくは最低限 度又は建ぺい率の最高限度	大規模災害復 興法41②
(15) 電気通信事業用施設	○				法11②、令5
(16) 防風、防火、防水、防雪及 び防砂施設	○				法11②、令5
(17) 防潮の施設	○				法11②、令5
<b>9. 市街地開発事業</b>				①種類、②名称、③施行区域、④施 行区域の面積 (以上は各事業に共通)	法12②、令7
(1) 土地区画整理事業 面積50ha超(※3) その他	○	○		⑤公共施設の配置 ⑥宅地の整備に関する事項	法12③

都市計画の種類	市町村 決定 (法19)	都道府県 決定 (法18)		都市計画に 定めるべき事項	参照法令
	知事 協議 (市町村)	大臣 同意 不要	大臣 同意 必要		
(2) 新住宅市街地開発事業		○		⑤住区 ⑥公共施設の配置及び規模 ⑦宅地の利用計画	新住宅市街地 開発法4
(3) 工業団地造成事業		○		⑤公共施設の配置及び規模 ⑥宅地の利用計画	首都圏近郊整 備地帯等整備 法5
(4) 市街地再開発事業 面積3ha超(※3) その他	○	○		⑤公共施設の配置及び規模 ⑥建築物及び建築敷地の整備に 関する計画	都市再開発法 4
(5) 新都市基盤整備事業		○		⑤根幹公共施設の用に供すべき土 地の区域 ⑥開発誘導地区の配置及び規模 ⑦開発誘導地区内の土地の利用計 画	新都市基盤整 備法4
(6) 住宅街区整備事業 面積20ha超(※3) その他	○	○		⑤公共施設の配置及び規模 ⑥施設住宅の建設に関する計 画	大都市地域住 宅地供給等供 給促進法31
(7) 防災街区整備事業 面積3ha超 その他	○	○		⑤防災公共施設その他の公共施設 の配置及び規模 ⑥防災施設建築物の整備に 関する計画	密集市街地整 備法120
<b>10. 市街地開発事業等予定区域</b>				①種類、②名称、③区域、④施行予 定者、⑤面積 (以上は各予定区域に共通)	法12の2②
(1) 新住宅市街地開発事業予定 区域		○			
(2) 工業団地造成事業予定区域		○			
(3) 新都市基盤整備事業予定区 域		○			
(4) 面積20ha以上の一団地の住 宅施設予定区域	○				
(5) 一団地の公官庁施設予定区 域			○		
(6) 流通業務団地予定区域		○			



都市計画の種類	市町村 決定 (法19)	都道府県 決定 (法18)		都市計画に 定めるべき事項	参照法令
	知事 協議 (市町村)	大臣 同意 不要	大臣 同意 必要		
11. 地区計画等  (1) 地区計画 (注1)	○			①種類、②名称、③位置、④区域、 ⑤面積 (以上各地区計画に共通)  ⑥目標 ⑦整備、開発及び保全に関する方針 ⑧地区施設(都市計画施設以外の施設である道路又は公園、緑地、広場その他の公共空地)  ⑨地区整備計画【次の事項のうち必要なもの】 (市街化調整区域内で定められる場合は、容積率の最低限度、建築物の建築面積の最低限度及び建築物の高さの最低限度を除く) ア. 地区施設の配置及び規模 イ. 建築物の用途の制限 ウ. 容積率の最高限度又は最低限度 エ. 建ぺい率の最高限度 オ. 建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度 カ. 壁面の位置の制限 キ. 壁面後退区域における工作物の設置の制限 ク. 建築物等の高さの最高限度又は最低限度 ケ. 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 コ. 建築物の緑化率の最低限度 サ. 垣又はさくの構造 シ. 樹林地、草地等の保全に関する事項	法12の4②、 令7の3  法12の5②、 令7の4  法12の5⑦、 12の6、12の7、 12の8、12の9、 12の10、12の11、 令7の6
(2) 再開発等促進区 開発整備促進区 (注1)	○ ○			⑩道路又は公園、緑地、広場その他の公共空地で必要なもの(都市計画施設及び地区施設を除く) ⑪土地利用に関する基本方針 ⑫誘導すべき用途及び特定大規模建築物の敷地として利用すべき土地の区域	法12の5⑤、 12の5⑥、12の6、 12の7、12の8、 12の9、12の10、 12の11、 令7の5

都市計画の種類	市町村 決定 (法19)	都道府県 決定 (法18)		都市計画に 定めるべき事項	参照法令
	知事 協議 (市町村)	大臣 同意 不要	大臣 同意 必要		
(3) 防災街区整備地区計画 (注1)	○			⑥目標 ⑦整備に関する基本方針 ⑧特定建築物地区整備計画【次の事項のうち必要なもの】 ア. 地区防災施設の区域 イ. 建築物の構造に関する防火上必要な制限 ウ. 建築物の特定地区防災施設に係る間口率の最低限度 エ. 建築物等の高さの最高限度又は最低限度 オ. 建築物等の用途の制限 カ. 建築物の容積率の最高限度又は最低限度 キ. 建築物の建ぺい率の最高限度 ク. 建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度 ケ. 壁面の位置の制限 コ. 壁面後退区域における工作物の設置の制限 サ. 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 シ. 建築物の緑化率の最低限度 ス. 垣又はさくの構造の制限 ⑨防災街区整備地区整備計画【次の事項のうち必要なもの】 ア. 地区施設の配置及び規模 イ. 建築物の構造に関する防火上必要な制限 ウ. 建築物等の高さの最高限度又は最低限度 エ. 建築物等の用途の制限 オ. 容積率の最高限度又は最低限度 カ. 建ぺい率の最高限度 キ. 建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度 ク. 壁面の位置の制限 ケ. 壁面後退区域における工作物の設置の制限 コ. 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 サ. 建築物の緑化率の最低限度 シ. 垣又はさくの構造の制限 ス. 樹林地、草地等の保全に関する事項	法12の13、密 集市街地法32 ②1、32の2、 32の3、32の 4、32の5、密 集市街地令 8、9

都市計画の種類	市町村 決定 (法19)	都道府県 決定 (法18)		都市計画に 定めるべき事項	参照法令
	知事 協議 (市町村)	大臣 同意 不要	大臣 同意 必要		
(4) 歴史的風致維持向上地区計画 (注1)	○			<p>⑥目標</p> <p>⑦整備及び保全に関する方針</p> <p>⑧地区施設（都市計画施設以外の施設である道路又は公園、緑地、広場その他の公共空地）</p> <p>⑨土地利用に関する基本方針</p> <p>1) 歴史的風致の維持及び向上のため、整備すべき建築物等の用途及び規模に関する事項</p> <p>イ. 伝統的な技術又は技能により製造された工芸品、食品その他の物品の販売を目的とする店舗</p> <p>ロ. 伝統的な特産物を主たる材料とする料理の提供を目的とする飲食店</p> <p>ハ. 伝統的な技術又は技能による工芸品、食品その他の物品の製造を目的とする工場</p> <p>ニ. 歴史上価値の高い美術品、伝統的な技術又は技能により製造された工芸品その他これに類する物品の展示を目的とする展示場、博物館又は美術館</p> <p>ホ. 地域の伝統的な行事に用いられる衣服、器具その他の物件の保管を目的とする倉庫</p> <p>ヘ. 歴史上価値の高い芸能の用に供されることによりその価値の形成に寄与する演芸場、観覧場、集会場その他これらに類する建築物等</p> <p>ト. 伝統的な構造、形態又は意匠の建築物等であって、地域の伝統的な技術、技能又は芸能の教授の用に供されるもの</p> <p>チ. 伝統的な構造、形態又は意匠の建築物等であって、上記イ～ヘの建築物等の利用者の宿泊の用に供されるもの</p> <p>2) 上記1)に規定する建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限に関する基本的事項</p> <p>3) 上記1)に規定する建築物等の整備をすべき土地の区域</p>	法12の13、歴史的風致維持向上法 31, 32、歴史的風致維持向上令9、10、11

都市計画の種類	市町村 決定 (法19)	都道府県 決定 (法18)		都市計画に 定めるべき事項	参照法令
	知事 協議 (市町村)	大臣 同意 不要	大臣 同意 必要		
				<p>⑩歴史的風致維持向上地区整備計画 【次の事項のうち必要なもの】</p> <p>ア. 地区施設の配置及び規模 イ. 建築物等の用途の制限 ウ. 容積率の最高限度又は最低限度 エ. 建ぺい率の最高限度 オ. 建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度 カ. 壁面の位置の制限 キ. 壁面後退区域における工作物の設置の制限 ク. 建築物等の高さの最高限度又は最低限度 ケ. 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 コ. 建築物の緑化率の最低限度 サ. 垣又はさくの構造の制限 シ. 樹林地、草地その他の緑地で歴史的風致の維持及び向上を図るとともに良好な居住環境を確保するため必要な保全に関する事項</p>	
(5) 沿道地区計画（注1）	○			<p>⑥沿道の整備に関する方針 ⑦沿道地区整備計画【次の事項のうち必要なもの】</p> <p>ア. 沿道地区施設の配置及び規模 イ. 建築物の沿道整備道路に係る間口率の最低限度 ウ. 建築物の構造に関する防音上又は遮音上必要な制限 エ. 建築物等の高さの最高限度又は最低限度 オ. 壁面の位置の制限 カ. 壁面後退区域における工作物の設置の制限 キ. 容積率の最高限度又は最低限度 ク. 建ぺい率の最高限度 ケ. 建築物等の用途の制限 コ. 建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度 サ. 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 シ. 建築物の緑化率の最低限度 ス. 垣又はさくの構造の制限 セ. 樹林地、草地等の保全に関する事項</p>	法12の13、沿道整備法9、9の2、9の3、9の4、9の5、9の6、沿道整備令3、4、5、5の2、6

都市計画の種類	市町村 決定 (法19)	都道府県 決定 (法18)		都市計画に 定めるべき事項	参照法令
	知事 協議 (市町村)	大臣 同意 不要	大臣 同意 必要		
(6) 集落地区計画 (注1)	○			⑥目標 ⑦整備及び保全に関する方針 ⑧集落地区整備計画【次の事項のうち必要なもの】 ア. 集落地区施設の配置及び規模 イ. 建築物等の用途の制限 ウ. 建ぺい率の最高限度 エ. 建築物等の高さの最高限度 オ. 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 カ. 建築物の建築形態 キ. 建築物の敷地面積の最低限度 ク. 壁面の位置の制限 ケ. 垣又はさくの構造の制限 コ. 樹林地、草地等の保全に関する事項	法12の13、集落地域整備法5、集落地域整備令3、4
<b>準都市計画区域</b> <b>1. 地域地区</b> (1) 用途地域 (2) 特別用途地区 (3) 特定用途制限地域 (4) 高度地区 (5) 景観地区 (6) 風致地区 (7) 緑地保全地域 (8) 伝統的建造物群保存地区				都市計画区域と同じ	法8②  都市計画区域と同じ

### 1-3 県が定める都市計画の軽易な変更

県決定の都市計画のうち、法第 21 条第 2 項における都市計画の軽易な変更（政令第 14 条 省令第 13 条）とは、次の 1~9 に掲げるものである。

項目	軽易な変更の内容	適用除外となる条項		
		§ 17	§ 18-2	§ 18-3
1 名称	全 般	○	○	○
2 区域区分	区域区分のための土地の境界とされている鉄道その施設又は河川、崖その他の地形若しくは地物の位置の変更（水面の埋立てによる湖岸又は海岸の位置の変更を除く。）に伴う区域の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が 4 ヘクタール未満であるもの。			○
3 地域地区 （法第 8 条第 1 項第 4 号の 2 に掲げる地区及び同項第 9 号に掲げる地区のうち港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 2 項の国際戦略港湾又は国際拠点港湾に係るものに限る。）に関する都市計画	イ 区域の境界とされている道路、鉄道、空港、公園、緑地又は河川の位置の変更で、それぞれ次の「4 道路」から「8 河川」までに掲げる区域の変更に相当するもの ロ 区域の境界とされている自動車ターミナルの位置の変更で、区域の変更（当該変更に係る部分の面積の合計が 2,000 ㎡未満であり、かつ変更前の面積の 20%未満であるものに限る）であるもの ハ 区域の境界とされている墓園の位置の変更で、区域の変更（面積の変更を伴わない区域の変更、面積の拡張に伴う区域の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が変更前の面積の 20%未満であるもの及び区域の境界の整正を行うために行う区域の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が 2,500 ㎡未満であり、かつ変更前の 10%未満であるものに限る）であるもの ニ 区域の境界とされている下水道の位置の変更で、区域の変更（道路の区域内の下水管渠の区域の変更及び処理施設又はポンプ施設の区域の変更（当該変更に係る部分の面積の合計が 2,000 ㎡未満であり、かつ変更前の面積の 20%未満であるものに限る）であるもの ホ 区域の境界とされている崖その他の地形又は地物の位置の変更（水面の埋め立てによる湖岸又は海岸の位置の変更を除く）			○
4 道路（イ及びロに掲げるものにあつては、当該変更に係る区間内に交通広場又は他の道路若しくは鉄道と立体で交差する箇所を含むものを除く）	イ 線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線の振れが 100 m 未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が 1,000m 未満であるもの（起点又は終点の変更を伴うものにあつては、変更前の起点又は終点において道路が同一平面で 4 以上交会するもの及び起点又は終点の移動距離が 100m 以上であるものを除く。） ロ 拡幅による位置又は区域の変更で、当該変更に係る区間の延長が 1,000m 未満であるもの ハ イ又はロに掲げる変更に伴う他の道路の起点又は終点の変更（起点又は終点の移動する距離が 100m 以上であるものを除く。）による当該他の道路の位置又は区域の変更			○

項 目	軽 易 な 変 更 の 内 容	適用除外となる条項		
		§ 17	§ 18-2	§ 18-3
	ニ 道路を支える法面その他の構造物の形状の変更による位置又は区域の変更 ホ 他の道路の廃止又は位置若しくは区域の変更に伴う隅切りの縮小又は廃止による位置又は区域の変更			
5 都市高速鉄道	イ 起点又は終点の変更を伴わない線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線の振れが 100m未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が 1,000m未満であるもの（当該区間内に停車場又は車庫を含むものを除く。） ロ 停車場又は車庫の区域以外の区域における拡幅による位置または区域の変更で、当該変更に係る区間の延長が 1,000m未満であるもの ハ 停車場又は車庫の位置又は区域の変更で、区域の境界の移動する距離が 20m未満であるもの			○
6 空 港	位置、区域又は面積の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が 4,000 m <sup>2</sup> 未満であり、かつ、変更前の面積の 20%未満であるもの			○
7 公園及び緑地	次に掲げる位置、区域又は面積の変更。ただし、鉄道、道路又は河川が区域を分断することとなるものを除く。 イ 面積の変更を伴わない位置又は区域の変更 ロ 面積の拡張又はこれに伴う位置若しくは区域の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が変更前の面積の 20%未満であるもの ハ 区域の境界の整正をするために行なう位置、区域又は面積の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が 2,500 m <sup>2</sup> 未満であり、かつ、変更前の面積の 10%未満であるもの			○
8 河川	イ 起点又は終点の変更を伴わない線形の変更による位置又は区域の変更で、区域の境界の移動する距離が 100m未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が 1,000m未満であるもの ロ 拡幅による位置又は区域の変更で、当該変更に係る区間の延長が 1,000m未満であるもの			○
9 一団地の官公庁施設	イ 位置、区域又は面積の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が 4ha 未満であり、かつ、変更前の面積の 10%未満であるもの ロ 公共施設、公益的施設又は建築物の配置の方針の変更で、公共施設又は公益的施設の規模の変更を伴わないもの			○

## 1-4 市町村が定める都市計画の軽易な変更

市町村決定の都市計画のうち、法第21条第2項における都市計画の軽易な変更（政令第14条 省令第13条の2）に係るものについては次のとおりである。

項 目	軽 易 な 変 更 の 内 容	適用外となる条項		
		§ 17	§ 19-2	§ 19-3
1 名 称	全 般	○	○	○
2 用途地域	位置、区域又は面積の変更で、区域区分の変更に伴い市街化区域から除外される土地の区域を当該地域の区域から除外したにとどまると認められるもの			○
3 道路	P54の4道路に掲げる位置又は区域の変更。ただし、当該変更に係る区間の道路の区域が国若しくは地方公共団体（当該変更をする市町村を除く。）が管理する他の道路又は当該他の道路以外の都市計画施設（当該変更をする市町村の都市計画において定められたものを除く。）の区域に接し、又は重複するものを除く。			○
4 都市高速道路	P55の5都市高速道路に掲げる位置又は区域の変更。ただし、当該変更に係る区間の都市高速鉄道の区域が当該都市高速鉄道以外の都市計画施設（当該変更をする市の都市計画において定められたものを除く。）の区域に接し、又は重複するものを除く。			○
5 公園及び緑地	P55の7公園及び緑地に掲げる位置、区域又は面積の変更。ただし、当該箇所に係る区域が他の都市計画施設の区域と重複するものを除く。			○
6 一団地の住宅施設	イ 住宅の低層、中層又は高層別の予定戸数の変更で、当該変更による予定戸数の合計の変更が200戸未満であり、かつ、変更前の予定戸数の合計の10%未満であるもの ロ 公共施設、公益的施設又は住宅の配置の方針の変更で、公共施設又は公益的施設の規模の変更を伴わないもの			○

注) 「適用除外となる条項」は次のとおり

- § 17……………都市計画法第17条（都市計画の案の縦覧など）
- § 18-2……………都市計画法第18条第2項（意見書の要旨の県都市計画審議会への提出）
- § 18-3……………都市計画法第18条第3項（国土交通大臣との協議・国土交通大臣の同意）
- § 19-2……………都市計画法第19条第2項（意見書の要旨の市町村都市計画審議会への提出）
- § 19-3……………都市計画法第19条第3項（県知事との協議）

## 1-6 都市計画の案の縦覧に際しての注意事項

都市計画の案の縦覧に際しては、意見書を提出することができる旨を縦覧する方に対し周知するとともに意見書に記載する事項を助言すること。

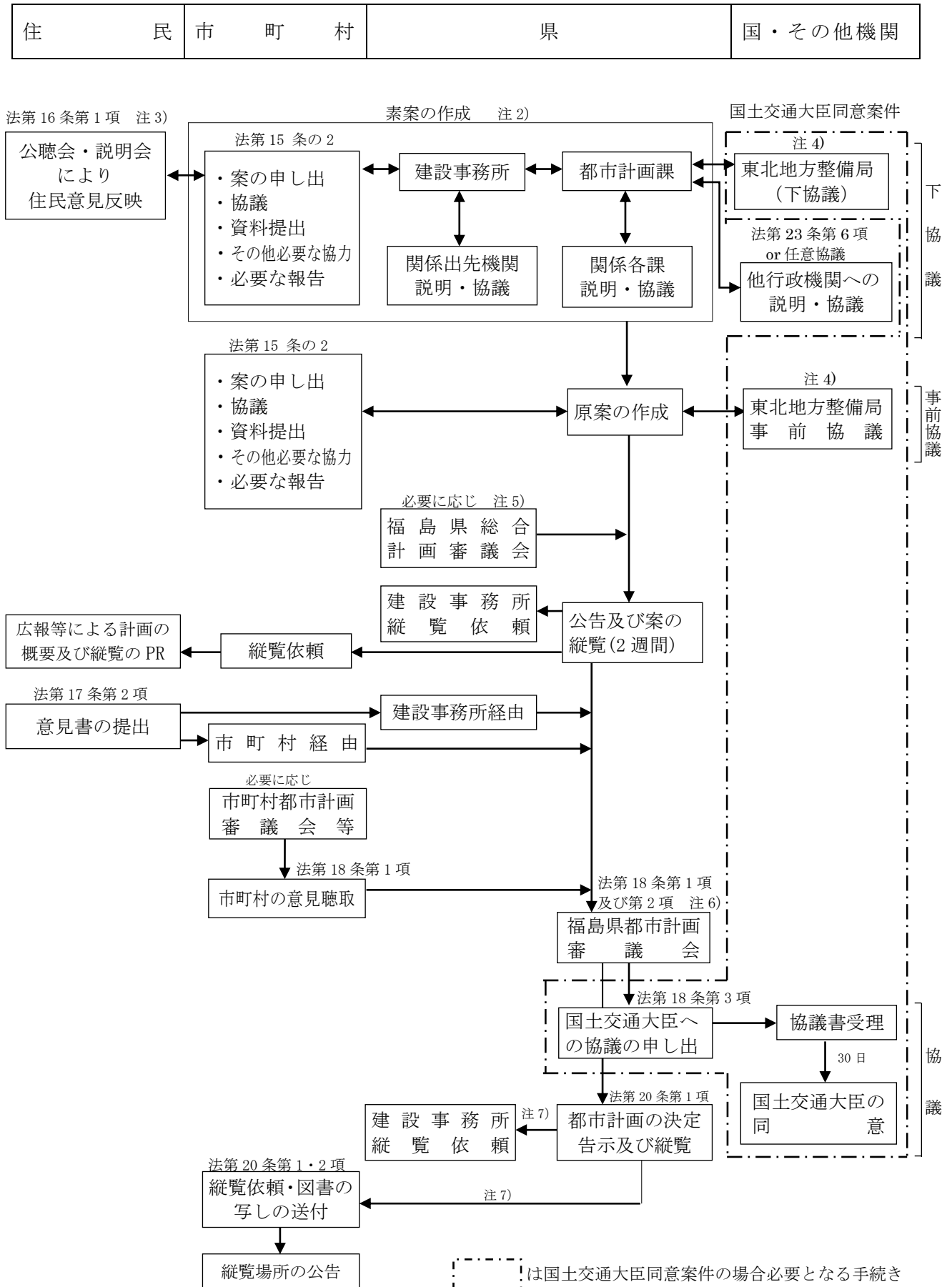
意見書に記載する事項

- ・意見書の宛先（福島県の決定にかかる都市計画の案にあつては福島県知事）  
（市町村の決定にかかる都市計画の案にあつては市町村長）
- ・意見を付す都市計画の案
- ・都市計画の案に対する意見
- ・意見書提出者の住所、氏名



## 第2章 県が定める都市計画決定等の手続き

### 2-1 県が定める都市計画決定等の基本フローチャート<sup>注1)</sup>



注 1) 本フローチャートは基本的な流れを示したものであり、これによりがたい場合は適宜対応する。

都市計画の変更又は廃止について準用する。(法第 21 条第 2 項)

注 2) 素案の作成は、基本的な考え方を示したものであり、事業主体が明確な場合はその者が主体となり作成する。

1 素案作成者は、都市計画課協議調書により協議を実施する。

○市町村が作成者の場合は、県（建設事務所）と協議の上、素案を作成する。

○県（建設事務所等、都市計画課）が作成者の場合は、市町村と協議の上、素案を作成する。

2 市町村からの案の申し出は、公文書により行うこととする。

3 必要に応じて関係機関との協議を実施する。

○素案作成時における各施設管理者等との協議(法第 23 条第 6 項 or 任意の協議)

・市町村が作成者の場合、建設事務所は都市計画の内容が建設事務所所管事務(道路、河川等の施設管理、建築指導審査等)に係るときは、適宜主務課に報告し、支障の有無を確認のうえ協議を進めること。

・都市計画の内容が他の機関の所管に係る場合に協議するものとする。

4 関係機関との協議を了した後、都市計画の図書を作成し都市計画協議調書により協議を実施する。

○市町村が作成者の場合は、県(建設事務所、都市計画課)と協議する。

○県（建設事務所等、都市計画課）が作成者の場合は、市町村と協議する。

5 関係機関との協議があった場合は、協議経過表を作成する。

注 3) 都市計画の名称の変更等特に必要がないと認められる場合を除き、公聴会、説明会の開催等住民の意見を反映させるための措置を必ず講ずることとする。(運用指針)

注 4) 国土交通大臣の同意が必要な場合は、円滑な事務処理を図る観点から下協議及び事前協議を行うこととする。

注 5) 福島県土地利用基本計画の変更が必要な場合（市街化区域、用途地域の拡大）に諮問する。

注 6) 審議会へ諮問する案件は審議会開催予定日の 40 日前までに決定する。

審議会開催の日程は審議案件数により変動することがあることから、都市計画担当者に確認すること。

注 7) 県都市計画課及び建設事務所については決定の告示と同時に都市計画の図書又はその写しを縦覧に供する。

市町村においては図書の写しの送付を受けた後、速やかに縦覧に供するとともに縦覧場所を公告する。(規則第 12 条)

## 2-2 協議書類の様式

### 1 市町村からの案の申出

(〇〇建設事務所長経由)	文 書 番 号
	年 月 日
福島県知事 様	〇〇市(町村)長 印
〇〇都市計画〇〇の案の申し出について	
このことについて、都市計画法第15条の2第1項の規定により都市計画の案を申し出ます。	

注) 公印省略も可とする。

### 2 建設事務所長の進達

	文 書 番 号
	年 月 日
土 木 部 長 様	〇〇建設事務所長
〇〇都市計画〇〇の案の申し出について (副申)	
このことについて、〇〇市(町村)長から別紙のとおり都市計画の案の申し出がありましたので、下記の意見を付して進達します。	
記	
1 当事務所の意見	
(異存ありません。)	
(実施計画策定時に詳細協議を行うことを条件として同意します。)	

3 公 聴 会  
(1) 公 告

公告第 号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、〇〇〇〇都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

年 月 日

福島県知事 〇〇〇〇〇

一 公聴会の開催日時及び場所

日時 年 月 日

場所

二 公聴会の案件

都市計画区域を変更する案並びに〇〇〇〇都市計画の市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画を変更する案

（〇〇〇〇都市計画の市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画を変更する案。）

三 公述人の資格

公述人になることができるものは、〇〇〇〇都市計画区域内の住民に限る。

四 公述人の申出

公述人になろうとする者は、 年 月 日までに、別記様式による公述申出書をその者の居住する市町村又は福島県〇〇〇建設事務所を経由して知事に提出して申し出るものとする。

五 その他

1 福島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年福島県規則第九十一号）第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。

2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県〇〇〇建設事務所又は〇〇〇〇市（町村）の都市計画担当課において縦覧に供する。

3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市計画課及び2の都市計画担当課に問い合わせること。

別記様式

公 述 申 出 書

年 月 日付け福島県報に登録された「〇〇〇都市計画区域を変更する案並びに  
〇〇〇都市計画の市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画を変更する案」（「〇〇  
〇都市計画の市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画を変更する案」）に関し、次  
のとおり公述を申し出ます。

年 月 日  
福島県知事 〇〇〇〇〇

公述申出人

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日( 歳)

- 1 意見を述べようとする理由
- 2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本工業規格 A 列  
4 判の大きさの 400 字詰め原稿 1 枚以内に横書きのこと。

(都市計画課)

4 縦 覧 公 告  
(1)決 定

公告第 号  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十七  
条第一項の規定により、〇〇〇都市計画〇〇を  
決定するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に  
供する。

年 月 日

福島県知事 〇〇〇〇

一 都市計画を決定する土地の区域

二 都市計画の案の縦覧場所

三 縦覧期間

年 月 日から 年 月 日まで

(都市計画課)

(2) 変 更

公告第 号	
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項 で準用する同法第十七条第一項の規定により、〇〇〇都市計 画〇〇を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に 供する。	
年 月 日	福島県知事 〇〇〇〇
	一 新たに都市計画に含まれる土地の区域
	二 都市計画から除外される土地の区域
	三 都市計画を変更する土地の区域
	四 新たに都市計画に車線の数を定める道路名
	五 縦覧場所
	六 縦覧期間
年 月 日から 年 月 日まで	
(都市計画課)	
(注 一から四までのうち該当するもののみ記載し、五及び 六の番号を繰り上げること。)	

5 建設事務所への縦覧依頼

文 書 番 号 年 月 日	
〇〇建設事務所長様	土 木 部 長
〇〇都市計画〇〇の { 決定 変更 } の縦覧について (依頼)	
このことについて、都市計画法 { 第 17 条第 1 項 第 21 条第 2 項で準用する同法第 17 条第 1 項 } の規定	
により、別紙のとおり公告するので、当該都市計画の案を縦覧に供するようお願いします。	

## 6 市町村へ縦覧依頼

	文章番号 年 月 日
〇〇市（町村）長様	
	福島県知事 (公印省略)
〇〇都市計画〇〇 { 決定 変更 } の縦覧について (依頼)	
このことについて、都市計画法 { 第 17 条第 1 項 第 21 条第 2 項で準用する同法第 17 条第 1 項 } の規定により 別紙のとおり公告するので、当該都市計画の案を縦覧に供するようお願いします。	

注) 都市計画決定の内容及び縦覧期間等は、あらかじめ、市町村広報あるいは回覧等により十分 PR を行うこと。

## 7 市町村へ意見照会

	文章番号 年 月 日
〇〇市（町村）長様	
	福島県知事 (公印省略)
〇〇都市計画〇〇 { 決定 変更 } に関する意見について (照会)	
このことについて、別紙案のとおり都市計画を { 決定 変更 } しようとするので、都市計画法 { 第 18 条第 1 項 第 21 条第 2 項で準用する同法第 18 条第 1 項 } の規定により、貴市(町村)の意見を求めます。	

## 8 意見の回答

	文 書 番 号
	年 月 日
福島県知事 様	
	〇〇市(町村)長 印
〇〇都市計画〇〇の { 決定 変更 } に関する意見について (回答)	
〇〇年〇月〇日付け〇〇都第〇〇号で照会のありましたこのことについて当市 (町 村) は原案に同意します。	

注) 公印省略も可とする。

## 9 縦覧結果の報告

(〇〇建設事務所長経由)	
	文 書 番 号
	年 月 日
福島県知事 様	
	〇〇市(町村)長 印
〇〇都市計画〇〇の { 決定 変更 } に係る縦覧の意見について (報告)	
このことについて、〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日まで、公衆の縦覧に供した	
結果、{ 意見の提出はありませんでした。 意見書は別紙のとおり〇〇件提出されました。 }	

注1) 公印省略も可とする。

注2) 意見書が 提出された場合は、原本を添付すること。



10 告 示  
(1) 決 定

福島県告示第 号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、〇〇〇都市計画〇〇を決定した。この決定に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

年 月 日

福島県知事 〇〇〇〇

- 一 都市計画を決定した土地の区域
- 二 縦覧に供する図書
- 三 総括図、計画図及び計画書の写し

縦覧場所

(都市計画課)

(2) 変 更

福島県告示第 号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法十八条第一項の規定により、〇〇都市計画〇〇を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

年 月 日

福島県知事 〇〇〇〇

- 一 新たに都市計画に含まれた土地の区域
- 二 都市計画から除外された土地の区域
- 三 都市計画を変更した土地の区域
- 四 新たに都市計画に車線の数を定めた道路名
- 五 縦覧に供する図書
- 六 総括図、計画図及び計画書の写し

縦覧場所

(都市計画課)

(注 一から四までのうち該当するもののみ記載し、五及び六の番号を繰り上げること。)

## 11 決定（変更）図書の縦覧依頼（建設事務所）

	文 書 番 号
	年 月 日
〇〇建設事務所長 様	
	土 木 部 長

〇〇都市計画〇〇の { 決定  
変更 } 図書の縦覧について（依頼）

このことについて、都市計画法 { 第 20 条第 2 項  
第 21 条第 2 項で準用する同法第 20 条第 2 項 } の規定  
により、別紙のとおり都市計画の { 決定  
変更 } について告示するので、縦覧に供してください。

## 12 図書の写しの送付

	文 書 番 号
	年 月 日
〇〇市（町村）長 様	
	福 島 県 知 事 (公印省略)

都市計画の図書の写しについて（送付）

このことについて、都市計画法 { 第 18 条第 1 項  
第 21 条第 2 項で準用する同法第 18 条第 1 項 } の規定  
により、〇〇都市計画〇〇を { 決定  
変更 } したので、

{ 同法第 20 条第 1 項  
同法第 21 条第 2 項で準用する同法第 20 条第 1 項 } の規定により図書の写しを送付します。

なお、同図書の写しについては、同法第 20 条第 2 項の規定により公衆の縦覧に供し、同法施行規則第 12 条の規定により縦覧場所を公告する必要があります。

また、今後都市計画総括図を作成する場合には、本計画を考慮いただくようお願いします。

注) 図書の写しとは、総括図、計画図、計画書の写し（市町村の控）である。

### 13 図書の写しの縦覧公告

各市町村で定められた方法により公告を行う。

定められた方法がない場合は、下記の例文を参考とすること。

<p>〇〇市（町村）公告第〇〇号</p> <p>福島県知事から〇〇都市計画〇〇の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）{ 第 20 条第 2 項 第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項 } の 規定により次の場所において公衆の縦覧に供する。</p> <p>〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: right;">〇〇市（町村）長〇〇〇〇 印</p> <p>縦覧場所 〇〇市(町村)〇〇部〇〇課</p>
--

### 14 都市計画図の送付

<p>福島県知事 様 { 〇〇建設事務所長 様</p> <p style="text-align: right;">文書番号 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">〇〇市(町村)長 印</p> <p style="text-align: center;">決定 〇〇都市計画〇〇の { 変更 } に係る都市計画図について（送付）</p> <p>このことについて、都市計画図を送付しますのでよろしくお取り計らい願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 送付図面 総括図……………〇枚 計画図……………〇枚</p>
---

注 1) 公印省略も可とする。

注 2) 提出部数は、県及び建設事務所各 1 部ずつである。

注 3) 都市計画図は、新たな都市計画の決定（変更）により変更された部分について速やかに提出するものとする。

※) 都市計画図の作成要領

(1) 総括図

- (1) 縮 尺 : 1/25,000 又は 1/10,000
- (2) 地域地区、都市施設、市街地開発事業等を記入すること。
- (3) 新たな都市計画の決定(変更)箇所を修正すること。
- (4) 都市施設は色別し、番号、名称を付すること。
- (5) 都市施設の総括表を付すこと。(総括図にのりづけする)

番 号	名 称
	( 路 線 名 ) 公園名等

- (6) 図面の折り方は図面袋折り (JIS Z 8311 製図用紙のサイズ及び図面の様式) し、タイトルを付すこと。

都市計画総括図 ○○都市計画区域 (縮尺 ) 市町村名
--------------------------------------

(2) 計 画 図

- (1) 縮 尺 : 1/2,500
- (2) 地域、地区、都市施設、市街地開発事業、地区計画等を記入のこと。ただし下水道については、管渠の記入は不要。ポンプ場、処理場について記入すること。
- (3) 用途地域が決定されている場合は、用途を色別し記入のこと。また、容積率及び建ぺい率を記入すること。
- (4) 道路は朱で記入し、番号、幅員を記入のこと。(同一路線でも幅員ごとに記入する)
- (5) 公園緑地は緑で記入し、番号、名称を記入のこと。
- (6) 市街地開発事業、地区計画は茶で記入し、名称を記入のこと。
- (7) 図面の折り方は図面袋折り (JIS Z 8311 製図用紙のサイズ及び図面の様式) とし、タイトルを付すこと。
- (8) 図面が多数のときは、図郭割図 (縮尺 1/25,000 程度) を作成すること。

都市計画図 ○○都市計画区域 (縮尺 1/2,500) 市町村名 図面番号 全○葉の○
--

図郭割図 ○○都市計画区域 (縮尺 ) 市町村名
-----------------------------------

15 都市計画課協議調書等様式

都市計画課協議調書

都市計画区域名		市町村名・地区名	
案 件 名	〇〇決定、〇〇同意案件	協議年月日	令和 年 月 日
		協議回数	回目
		前回協議	令和 年 月 日

協議者名	建設事務所	
	市町村	

協議の趣旨・目的
協議資料

協議事項（市町村の意見）					協議結果（建設事務所の意見）				
課長	補佐	係長	担当		課長	課員	担当		

※ 建設事務所において原本を保管し、市町村において写しを保管する。

## 都 市 計 画 課 協 議 調 書

都市計画区域名		市町村名・地区名	
案 件 名	〇〇決定、〇〇同意案件	協議年月日	令和 年 月 日
		協議回数	回目
		前回協議	令和 年 月 日

協議者名	都市計画課	
	市町村	

協議の趣旨・目的

協議資料

協議事項（市町村の意見）					協議結果（都市計画課の意見）					
	課長	補佐	係長	担当		課長	主幹	副課長	課員	担当

※ 都市計画課において原本を保管し、市町村において写しを保管する。

## 都市計画課協議調書

事業名		市町村名等	
路線名		協議年月日	令和 年 月 日
案件名	〇〇決定、〇〇同意案件	協議回数	回目
		前回協議	令和 年 月 日

協議者名	都市計画課	
	建設事務所	

協議の趣旨・目的

協議資料

協議事項（建設事務所の意見）					協議結果（都市計画課の意見）					
所長	次・部長	課長	課員	担当	次長	課長	主幹	副課長	課員	担当

※ 都市計画課において原本を保管し、建設事務所において写しを保管する。

## 関係機関等協議経過表

関係機関等名称	年 月 日	協 議 者	協 議 事 項	案件名	都市計画 の決定・変更	市町村名	備 考
				協 議 内 容	処 理 内 容		

※協議経過は、関係機関ごとにまとめて記載すること。

注) A4版とする



## 2-3 大臣同意が必要な場合の協議書類の様式

### 1 事前協議

(書式例)

番 号  
年 月 日

国土交通省東北地方整備局長 様

福島県知事  
(公印省略)

〇〇都市計画〇〇の { 決定 } について (事前協議)  
変更

標記について、都市計画法 { 第18条第3項  
第21条第2項の規定において準用する同法第18条第3項 }

の同意を得る予定ですが、都市計画決定事務を円滑に処理するため必要があるので、あらかじめ国土交通省の意見を伺います。この場合において、当該同意を得る際に必要となる国の関係行政機関の長への協議又は意見聴取について、国土交通省においてこれを行い意見を取りまとめた上で回答されるようお願いいたします。

なお、国土交通省の回答については、都市計画決定事務を円滑に処理するため必要があるので文書にて行われるようお願いいたします。

(添付書類)

- ① 計画書
- ② 総括図
- ③ 計画図
- ④ 都市計画の策定の経緯の概要

- (注) ・ 国の関係行政機関の長の協議や意見聴取を希望しない場合には、その旨を記述すること。  
・ 国土交通省の回答について文書によることを希望しない場合には、「なお」以降の記述は不要であること。

## 2 回 答

(書 式 例)	番 号
	年 月 日
福島県 上記代表者 福島県知事 殿	国土交通省東北地方整備局長 (公印省略)
〇〇都市計画〇〇の { 決定 変更 } について (事前協議)	
令和〇年〇月〇日付け第〇〇号で協議のあった標記の件については、異存はない。 なお、この国土交通省の回答は、回答後に行なわれる都道府県都市計画審議会への付議等の法に基づく手続きによって都市計画の案が変更されることを何ら妨げる主旨でないことに留意されたい。	

### 3 大臣への協議提出

(1) 協議申出 法第 18 条第 3 項の規定に基づく国土交通省に対する協議申出 (規則第 11 条による協議書) である。

(書 式 例)	番 号
	年 月 日
国土交通大臣 様	福島県知事 (公印省略)
〇〇都市計画〇〇の { 決定 変更 } について (協議)	
標記について、都市計画法 { 第18条第3項 第21条第2項の規定において準用する同法第18条第3項 } の規定により、協議を申出します。	
(添付書類)	
① 計画書	
② 総括図	
③ 計画図	
④ 都市計画の策定の経緯の概要	
⑤ 都市計画審議会 諮問書の写し	
⑥ 都市計画審議会 答申書の写し	
⑦ 議案書目次	
⑧ 議案書	
⑨ その他必要な図書	

(注) 事前協議と内容が同一の場合は①計画書②総括図③計画図を省略しても差し支えない。

(2) 添付図書の変更が必要ない旨を証明する文書

(書式例)

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 様

福島県知事  
(公印省略)

〇〇都市計画〇〇の { 決定 } の協議申出に係る添付書類について (通知)  
変更

令和〇年〇月〇日付け第〇〇号の申請に係る計画書、総括図及び計画図は、令和〇年〇月〇日付け第〇〇号で申請を行った事前協議の際に提出した図書と変更がないことを証明します

(3) 都市計画の策定の経緯の概要

(書式例)

都市計画の策定の経緯の概要

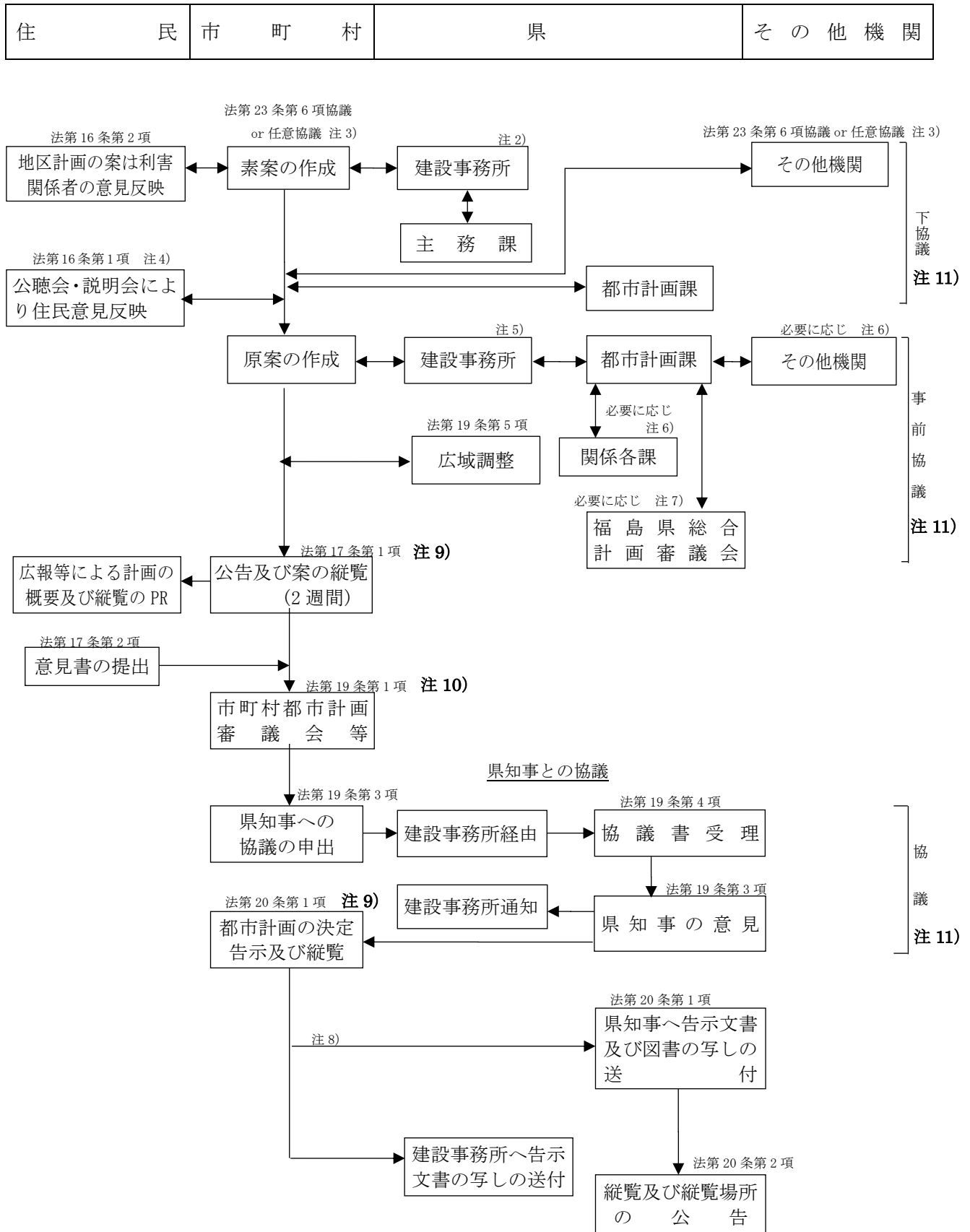
〇〇都市計画〇〇の { 決定 }  
変更

事 項	時 期	備 考
公 聴 会	年 月 日	
説 明 会	年 月 日	
東北地方整備局長事前協議	年 月 日	
計 画 案 の 縦 覧	年 月 日から	
	年 月 日まで	
市 町 村 の 意 見 聴 取	年 月 日	
福 島 県 都 市 計 画 審 議 会	年 月 日	
国 土 交 通 大 臣 同 意	年 月 日(予定)	
決 定 告 示	年 月 日(予定)	

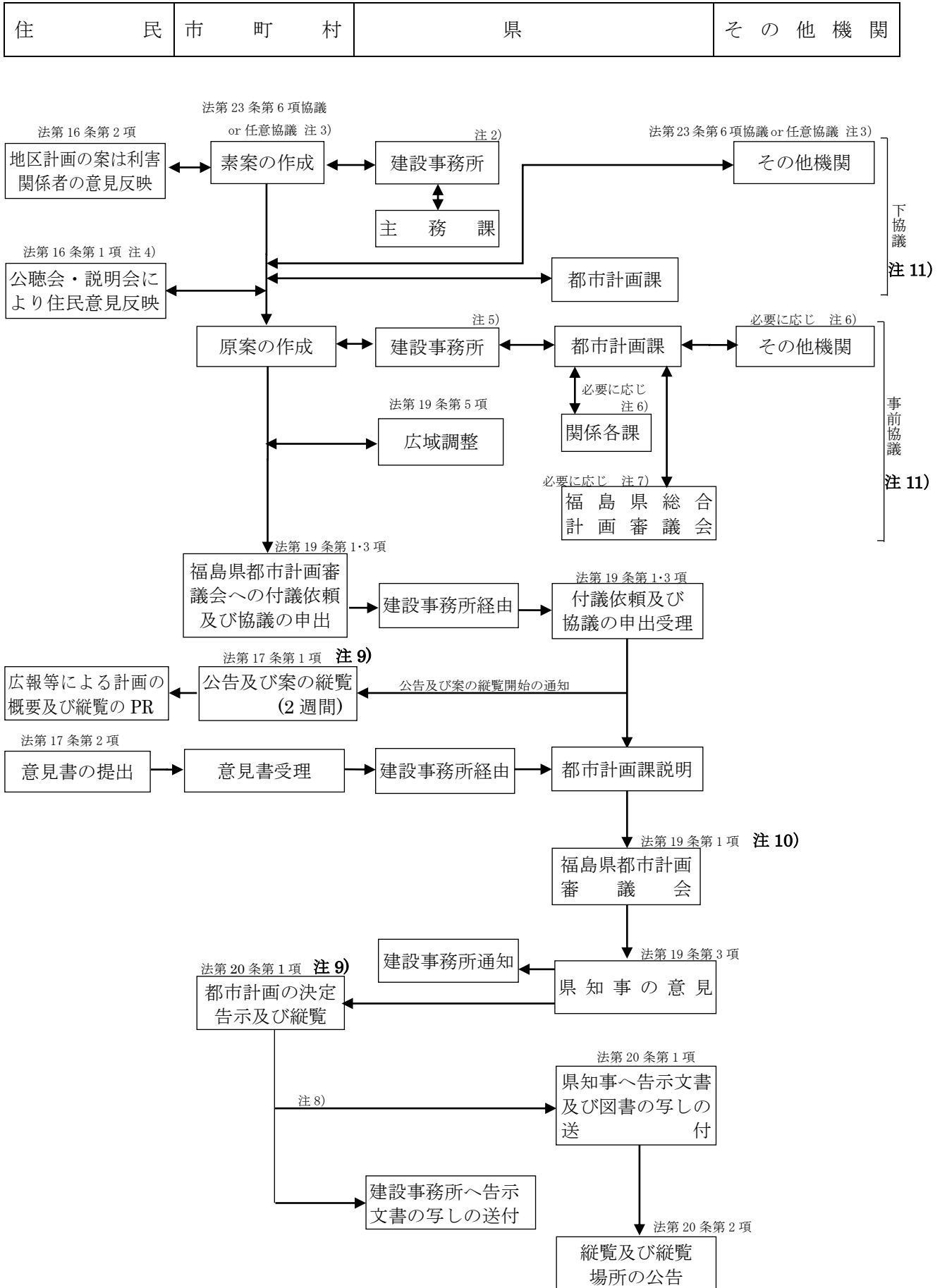
(注) 公聴会の公述人の意見の概要及び計画案の縦覧に対する意見書の概要を備考に記入するか、別添で添付すること。

# 第3章 市町村が定める都市計画の決定手続

## 3-1 市町村が定める都市計画の基本フローチャート注1)



3-2 市町村都市計画審議会を設置していない市町村が定める都市計画の基本フローチャート注1)



注 1) 本フローチャートは基本的な流れを示したものであり、これによりがたい場合は適宜対応する。

- 1 用途地域の決定に際しては、第 6 編第 4 章区域区分が定められていない都市計画区域の用途地域と農林漁業との調整 P287 を参照のこと。

注 2) 素案の作成時における県との協議は、その実施が義務づけられるものではないが、都市計画の事務処理を円滑に進めるため、実施するものとする。

- 1 建設事務所、都市計画課との協議は、都市計画協議調書により実施する。
  - 建設事務所は、都市計画の内容が建設事務所所管事務(道路、河川等の施設管理、建築指導審査等)に係るときは、適宜主務課に報告し、支障の有無を確認のうえ協議を進めること。
    - ・ 県管理道路：道路管理課、道路整備課
    - ・ 県管理河川：河川整備課（都市計画課事前協議には、当該都市計画について支障のない旨の建設事務所と河川整備課の協議文を添付すること。）
    - ・ 建築指導審査（用途地域、地区計画等）：建築住宅課
  - 遅くとも、都市計画課事前協議までには管理者との協議を了すること。
- 2 関係機関との協議を了した後、都市計画の図書を作成し都市計画課協議調書により協議を実施する。
- 3 関係機関との協議があった場合は、協議経過表を作成する。

注 3) 都市計画の内容が他の機関の所管に係る場合、協議を実施する(法第 23 条第 6 項 or 任意の協議)

- 1 遅くとも、都市計画課事前協議までには協議を了すること。(都市計画課事前協議時には市町村と他機関との協議文書を添付すること。)

例・第 23 条第 6 項に基づく協議

- ・ J R 立体交差協議
- ・ 直轄国道交差協議

- 2 本協議は、都市計画決定権者の市町村が文書で協議するものである。従って施行協議(事業の計画又は実施協議)ではなく都市計画で定める内容を協議すること。(施行協議は本協議と平行して進める必要があるが、違いに留意すること。)

注 4) 都市計画の名称の変更等特に必要がないと認められる場合を除き、公聴会、説明会の開催等住民の意見を反映させるための措置を必ず講ずることとする。(運用指針)

注 5) 都市計画の事前協議手続は、その実施が義務づけられるものではないが、都市計画の事務処理を円滑に進めるため、実施するものとする。建設事務所長の意見を付して進達する。

注 6) 注 3)の協議の確認等

注 7) 福島県土地利用基本計画の変更が必要な場合(市街化区域、用途地域の拡大)に諮問する。

注 8) 都市計画の決定(告示)後、県において図書の写しの送付を受け、速やかに縦覧に供するとともに縦覧場所を公告する。

注 9) 都市計画決定案の公告、告示及び縦覧に際して、事前協議における県関係機関の意見とそれに対する市町村の考えをそれぞれ明示すること。ここでの県関係機関については注 2)、注 3)を参照。(以下同様)

- 1 都市計画案の公告及び縦覧に際して、県関係機関との一連の協議に係る書類(以下、協議書類)を別途添付して行うこと。ただし、協議書類が膨大となる場合は、協議の経過及び結果が分かる書類の写し(県または市町村が定める都市計画決定等の手続きのフローチャートに定める内容)を添付すること。
- 2 都市計画の決定告示及び縦覧に際して、県知事の意見と市町村の考えが分かる協議書類を別途添付して行うこと。ただし、協議書類が膨大となる場合は、協議の経過及び結果が分かる書類の写し(県または市町村が定める都市計画決定等の手続きのフローチャートに定める内容)を添付すること。

注 10) 当該都市計画の案を都市計画審議会に付議する際、県知事の意見と市町村の考えが分かる協議の経過及び結果が分かる書類の写し（県または市町村が定める都市計画決定等の手続きのフローチャートに定める内容）を別途添付し、都市計画審議会に説明のうえ、審議を諮ること。

注 11) 法第 19 条第 3 項に基づく都市計画についての協議に係る標準処理期間は、事前協議、本協議ともに 10 日とし、法第 23 条第 6 項の規定に基づく県以外も含む関係機関との協議が必要とされる都市計画についての事前協議は、30 日とする。標準処理期間については、あくまでも標準的な事務処理に要する期間として定めるものであり、努力義務規定である。また、処理日数には、福島県の休日を定める条例に規定する県の休日は含まない。（下協議については案件の熟度によって期間に幅があるため、過去の案件ごとの処理期間を整理し、検討を行う。）

標準処理期間	事前協議	本協議
法第 19 条第 3 項の規定に基づく協議のみの都市計画	10 日	10 日
上記の他に法第 23 条 6 項の規定に基づく協議が必要とされる都市計画（県以外の機関も含む）	30 日	10 日

※広域調整が必要な場合は「福島県「都市計画に係る広域調整」実施要綱の運用方針」に基づくこととする。

### 3-3 協議書類の様式

#### 1 事前協議

【様式1】

(〇〇建設事務所所長経由)	文 書 番 号
	年 月 日
福島県土木部長 様	
	〇〇市(町村)長 <input type="checkbox"/>
〇〇都市計画〇〇の{ 決定 変更 }について(事前協議)	
このことについて、都市計画の案を作成しましたので、事前協議いたします。	

※公印省略も可とする。

#### 2 建設事務所の進達

【様式2】

	文 書 番 号
	年 月 日
土 木 部 長 様	
	〇〇〇建設事務所長
〇〇都市計画〇〇の{ 決定 変更 }の事前協議について(副申)	
このことについて、(〇〇市(町村)長から別紙のとおり事前協議がありましたので、下記の意見を付して進達します。	
記	
1 当事務所の意見 (異存ありません) (実施計画策定時に詳細協議を行うことを条件として同意します。)	



### 3 事前協議回答 (1)市町村長あて

【様式 3】

	文 書 番 号 年 月 日
〇〇市(町村)長 様	
	福島県土木部長
〇〇都市計画〇〇の{ 決定 変更 }について(回答)	
〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により事前協議のありましたこのことについては、異存ありませんので、都市計画法に定める手続きを進めてください。	

### (2)建設事務所長あて

【様式 4】

	文 書 番 号 年 月 日
〇〇〇建設事務所長 様	
	土 木 部 長
〇〇都市計画〇〇の{ 決定 変更 }について(通知)	
〇年〇月〇日付け〇〇建第〇〇号で進達のありましたこのことについては、別紙のとおり回答したので承知願います。	

※ 別紙とは、市町村長への事前協議の回答の写しである。

### 4 縦覧公告

各市町村で定められた方法により公告を行う。

定められた方法がない場合は、県決定の公告文を準用すること。

また、都市計画決定の内容及び縦覧期間等は、あらかじめ市町村広報あるいは回覧等により、十分 PR を行うこと。

文 書 番 号  
年 月 日

{ 福島県土木部長 様  
○○建設事務所長 様

○○市(町村)長 印

○○都市計画○○の{ 決定  
変更 }に係る縦覧の意見書について（報告）

このことについて、○○年○月○日から○○年○月○日まで、公衆の縦覧に供した結

果、{ 意見書の提出はありませんでした。  
意見書は別紙のとおり○○件提出されました。 }

※・公印省略も可とする。

- ・意見書が提出された場合は、原本の写しを添付すること。  
また、意見書の主旨、意見書への対応を取りまとめ、添付すること。
- ・意見書の内容を都市計画課及び建設事務所に説明すること。

審議会へ提出する「意見書及び関係資料」は次のとおり。

① 「〇〇都市計画〇〇の { 決定 } について」の意見書総括表  
変更

	意見書 〇〇件 (〇〇人)			④ 〇〇件 (〇〇人) 意見書以外のもの で意見書として取 り扱うもの (要望 書、陳述書等)	⑤ 〇〇件 (〇〇人) 意見書として 採用するもの ⑤=①+④- (②+③)	備考
	① 提出されたもの	② 提出後取り下げたもの	③ 意見書と認められないもの			
賛成						
反対						
上記以外						
計						

注) A4判とする

② 「〇〇都市計画〇〇の { 決定 } について」の意見書  
(〇〇〇〇決定) 変更

(〇〇市町村)

			縦覧 期間 〇〇年〇月〇日～〇月〇日
受付年月日	意見書提出者住所氏名	意見書の主な内容	意見書に対する考え方
年 月 日	住 氏 所 名	要旨をまとめて箇条書きにする。 1..... 2..... : :	要旨の項目ごとに考え方を答える。 1..... 2..... : :

注1) A4判とする。

## 6 協議の申出

【様式 6】

(〇〇建設事務所経由)

文 書 番 号  
年 月 日

福島県知事 様

〇〇市（町村）長 印

〇〇都市計画〇〇の { 決定  
変更 } について（協議）

このことについて、都市計画法 { 第 19 条第 3 項  
第 21 条第 2 項で準用する同法第 19 条第 3 項 } の規定によ  
り、協議を申出します。

(添付書類)

- ① 計画書
- ② 総括図（事前協議時に提出済み）
- ③ 計画図（           "           ）
- ④ 経緯の概要（県決定様式に同じ）
- ⑤ 市町村都市計画審議会 諮問書の写し
- ⑥ 市町村都市計画審議会 答申書の写し
- ⑦ 議案書目次
- ⑧ 議案書

※ 公印省略も可とする。

## 7 建設事務所長の進達

【様式 7】

	文 書 番 号 年 月 日
土 木 部 長 様	
	〇〇〇建設事務所長
〇〇都市計画〇〇の { 決定 変更 } 協議について (副申)	
このことについて、〇〇市(町村)長から別紙のとおり協議がありましたので、下記の意見を付して副申します。	
記	
1 当事務所の意見 (異存ありません) (実施計画策定時に詳細協議を行うことを条件として同意します。)	

※ 別紙とは協議文書の正本である。

※ 進達の場合は、添付文書を作成することはなく、経由すべき文書の余白に進達印を押して進達することができます。

## 8 意見書

(1) 市(町村)長あて

【様式 8】

	文 書 番 号 年 月 日
〇〇市(町村)長 様	
	福 島 県 知 事 (公印省略)
〇〇都市計画〇〇の { 決定 変更 } について (回答)	
〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で協議のありましたこのことについては、異存ありません。	

(2) 建設事務所長あて

【様式 9】

文 書 番 号 年 月 日
〇〇建設事務所長 様
土 木 部 長
〇〇都市計画〇〇の { 決定 変更 } の同意について (通知)
〇〇年〇月〇日付け〇建第〇〇号で進達のありましたこのことについては、別紙の とおりの回答したので承知願います。

※ 別紙とは回答文書の写しである。

9 告 示

各市町村で定められた方法により公告を行う。

定められた方法がない場合は、県決定の公告文を準用すること。

10 図書の写しの送付

【様式 10】

文 書 番 号 年 月 日
{ 福島県知事 様 〇〇〇建設事務所長 様
〇〇市 (町村) 長 印
都市計画の図書の写しについて (送付)
第 19 条第 1 項
このことについて、都市計画法 { 第 21 条第 2 項で準用する同法第 19 条第 1 項 } の規定により、
〇〇都市計画〇〇を { 決定 変更 } したので、同法 { 第 20 条第 1 項 第 21 条第 2 項で準用する同法第 20 条第 1 項 } の規定により図書の写しを送付します。

※ 公印省略も可とする。


※ 図書の写しとは、総括図、計画図、計画書の写しである。

(事前協議時に提出されているので、ここでは送付文書のみ提出でよい。)

※ また、図書の写しのデータをメールで送信すること。

11 告示文章の送付


【様式 11】

		文 書 番 号 ○年○月○日
{ 福島県知事 ○○○建設事務所長	様 様	
		○○市（町村）長 
○○都市計画○○の { 決定 変更 } に係る告示文の送付について（送付）		
このことについて、別紙のとおり告示しましたので、送付します。		

- ※ 公印省略も可とする。
- ※ 市町村で告示した文書の写しを添付する。

12 都市計画図の送付

【様式 12】

		文 書 番 号 ○年○月○日
{ 福島県知事 ○○○建設事務所長	様 様	
		○○市（町村）長 
○○都市計画○○の { 決定 変更 } に係る都市計画図の送付について（送付）		
このことについて、下記のとおり都市計画図を送付します。		
記		
1 送付図面		
総括図	.....	○枚
計画図	.....	○枚

- ※ 公印省略も可とする。
- ※ 提出部数は、県都市計画課及び建設事務所各 1 部ずつである。
  - ・ 提出済みの都市計画図が、新たな都市計画の決定（変更）により変更した場合は速やかに差し替えるものとする。
  - ・ 作成要領は、県決定と同じ。

13 都市計画課協議調書等様式  
知事が定める都市計画の場合に同じ。

## 第 3 編 都市計画の図書



# 第1章 基本的事項

## 1-1 基本的事項

### (1) 都市計画の図書

都市計画は、次のものによって表示するものとされている（法第14条）。これらが、いわゆる法定図書であり、案の縦覧及び決定（変更）後の縦覧の際に、「公衆の縦覧に供す」べき図書である。

なお、都市計画の決定又は変更の手続きにあたっては、本編に示す参考書及び参考図を添付するものとする。参考書及び参考図は、法の規定に基づく公衆の縦覧に供すべき図書ではないが、これをもって非公開情報とするものではない。

- ・ 計 画 書
- ・ 総 括 図
- ・ 計 画 図

### (2) 作成部数

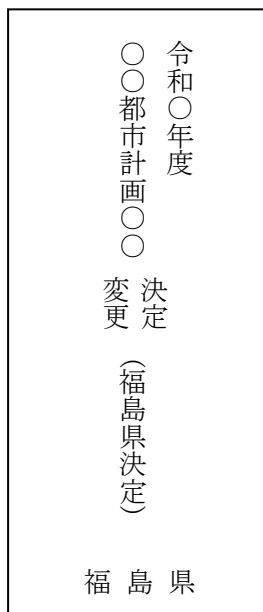
都市計画の案の作成にあたっては、次に示す部数の合計部数を作成する。

- ・ 県都市計画課 1部
- ・ 該当県建設事務所 各1部
- ・ 該当市町村 各1部
- ・ 国土交通省 1部（大臣同意案件のみ）
- ・ 関係機関 指定部数

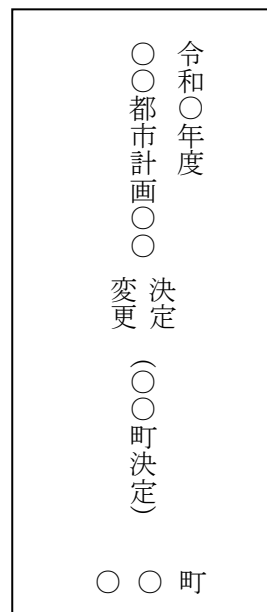
### (3) 編冊方法

都市計画の図書は参考図書及び参考図を含めて、原則として、A4判縦の1冊にファイリングするものとする。図面は、図面袋に収納しファイリングする。

なお、背表紙は、下図を基本として表示する。



県決定案件



市町村決定案件

## 1-2 計 画 書

### (1) 計画書とは

計画書は、都市計画の内容を表示するとともに、都市計画を定めた理由を明確に示すことを目的とする文書であり、都市計画に定める事項を表題、本文表示および計画表をもって表示し、さらに当該都市計画を定めた理由を附記するものとされている（規則第9条第3項）。

なお、都市計画の案の縦覧においては、当該都市計画を決定又は変更しようとする理由を記載した書面（以下「理由書」という。）を添えることとされている（法第17条第1項）。

### (2) 表示方法

計画書の表示は、次の事項に留意するほか、次章によるものとする。

- ① 県決定と市町村決定は別葉とすること。
- ② 国土交通大臣の同意を要する都市計画とそれ以外の都市計画を、一計画書により同時に決定又は変更する場合には、国土交通大臣の同意を要する都市計画を太線で囲む等により、各々の別が判るよう表示すること（都市計画道路の変更等）
- ③ 数値をもって表示する場合の端数処理は、四捨五入とすること
- ④ 都市計画に係る環境影響評価については、必要がある場合は、「理由」の中に記載すること（次章の「道路」の例を参照）
- ⑤ 備考欄に記載する事項は、都市計画の決定内容ではなく、参考事項であること
- ⑥ 理由については、次によること
  - ・理由書（法第17条の規定により案の縦覧時に添付すべき理由書）は、計画書と別葉とすることを要しない
  - ・規則第9条の規定により附記する理由は、理由書によって代えるものとする
  - ・理由書は、都市計画決定権者としての説明責任を明確にするとともに都市計画について住民との合意形成の円滑化を図るために法定化されたものであることから、住民が都市計画が決定又は変更される理由を十分に理解できるよう、当該都市計画の必要性、位置、区域、規模等の妥当性についてできるだけわかりやすく記載する
  - ・末尾は次のように統一する  
「……決定（変更）しようとするものです。」

## 1-3 総 括 図

### (1) 総括図とは

総括図は、当該都市の将来のビジョンを全体の都市計画によって明らかにしようとするものであり、個々の都市計画の総合性、整合性を確保し、当該都市計画区域において定められる各都市計画の有機的関連が明らかになるよう作成することとされている。

### (2) 総括図の表示の方法

#### ①表示すべき事項

総括図に表示すべき事項は、規則第9条の規則により、次のとおり定められている。

- (ア) 都道府県が定める都市計画に関するもの

(a) 一葉の図面に表示すべきもの

種 類	表 示 す べ き 事 項
1) 区域区分 市街化区域及び市街化調整区域 2) 地域地区 都市再生特別地区 風致地区（面積 10ha 以上のもの） 臨港地区（国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾に係るもの） 歴史的風土特別保存地区 第一種歴史的風土保存地区 第二種歴史的風土保存地区 緑地保全地域（2以上の市町村区域に渡るもの） 特別緑地保全地区（面積 10ha 以上のもの） 流通業務地区 航空機騒音障害防止地区 航空機騒音障害防止特別地区	おおむねの区域  } 10ha 未満のものは、おおむねの位置 } 10ha 以上のものは、おおむねの区域

(b) できる限り一葉の図面に表示すべきもの

種 類	表 示 す べ き 事 項
1) 都市施設 ・道路 一般国道、都道府県道、自動車専用道路 ・都市高速鉄道 ・空港（第一種、第二種、第三種） ・公園、緑地、広場、墓園 （面積が 10ha 以上のもので国又は県が設置するもの） ・水道用水供給事業 ・下水道 ①流域下水道 ②排水区域が 2 以上の市町村の区域にわたる公共下水道 ・産業廃棄物処理施設 ・一級河川、二級河川、運河 ・一団地の官公庁施設 ・流通業務団地	} おおむねの位置  } おおむねの区域
2) 市街地開発事業 ・施行区域の面積が 50ha を越える土地区画整理事業 ・新住宅市街地開発事業 ・工業団地造成事業 ・施行区域の面積が 3ha を越える市街地再開発事業 ・施行区域の面積が 20ha を越える住宅街区整備事業 ・施行区域の面積が 3ha を越える防災街区整備事業	} おおむねの施行区域
3) 市街地開発事業予定区域 （面積 20ha 以上の一団地の住宅施設予定区域を除く）	おおむねの区域

(イ) 市町村が定める都市計画に関するもの

種 類	表 示 す べ き 事 項
1) 地域地区 用途地域 その他の地域地区	} 10ha 未満のものは、おおむねの位置 } 10ha 以上のものは、おおむねの区域
2) 促進区域	おおむねの区域
3) 遊休土地転換利用促進地区	
4) 被災市街地復興推進地域	
5) 都市施設 道 路 その他の都市施設 一団地の住宅施設 一団地の津波防災拠点市街地形成施設	} おおむねの位置 } 10ha 未満のものは、おおむねの位置 } 10ha 以上のものは、おおむねの区域
6) 市街地開発事業	おおむねの施行区域
7) 市街地開発事業等予定区域	おおむねの区域
8) 地区計画等 地区計画 防災街区整備地区計画 歴史的風致維持向上地区計画 沿道地区計画 集落地区計画	} おおむねの区域

注) 用いる図面は、決定都市計画を網羅した総合都市計画図が望ましい。

② 縮 尺

総括図の縮尺は 1/25,000 以上とする (規則第 9 条)。

③ 表示方法

図面には、表題及び図面番号を明示する。図面番号は、計画図、参考図を含めた通し番号により定め「図面番号/図面総枚数」として表示する。

内容の表示方法、第 3 章によるものとする。

## 1-4 計 画 図

### (1) 計画図とは

「計画図」は、個々の都市計画の内容を明確にするためのものであり、計画図が重要な点は、これにより都市計画制限等の範囲が定まることにある。

特に、法第14条第2項では、「計画図及び計画書における区域区分の表示又は次に掲げる区域（地域地区の区域、促進区域の区域、遊休土地転換利用促進地区の区域、被災市街地復興推進地域の区域、都市計画施設の区域、市街地開発事業の施行区域、市街地開発事業等予定区域の区域、地区計画の区域、防災街区整備地区計画の区域、歴史的風致維持向上地区計画の区域、沿道地区計画の区域及び集落地区計画の区域）の表示は、土地に関し権利を有する者が、自己の権利に係る土地がこれらの区域に含まれるかどうか容易に判断することができるものでなければならない。」とされており、この趣旨に合致するよう作成される必要がある。

### (2) 計画図の表示の方法

#### ① 表示すべき事項

計画図には、区域等法令等に定められている事項で計画書に表示することが適当でない又はできない事項を表示することとする（計画書に記載された事項を重複して表示する趣旨ではない）。

また、「計画図表示のとおり」とした事項以外のものについては、参考図により表示するものとする。

#### ② 縮 尺

計画図の縮尺は1/2,500以上とする（規則第9条）。

#### ③ 表示方法

図面には、表題及び図面番号を明示する。図面番号は、総括図、参考図を含めた通し番号により定め、「図面番号／図面総枚数」として表示する。

内容の表示は、次によるほか、次章によるものとする。

区域の表示には、原則として赤（0.4mm程度）によりふちどりして行うものとする。

また、変更の場合にあっては、変更後の区域を同様に表示するものとする。

なお、区域の表示を明確にするため、必要に応じ測点を設けて「測点A～Bは地番界」等の表示により補足することができるものとする。

## 1-5 参考書・参考図

参考書及び参考図は、縦覧の対象とする図書（法定図書：計画書、総括図、計画図）以外の図書で、当該都市計画の必要性、妥当性等を判断する資料として、都市計画の図書に添付するものである。

参考書及び参考図として必要な資料及びその表示方法は、参考書については、次によるほか次章によるものとし、参考図については第3章によるものとする。

なお、参考図には、表題及び図面番号を明示する。図面番号は総括図、計画図を含めた通し番号により定め、「図面番号／図面総枚数」として表示する。

(1) 参 考 書

① 新旧対照表（都市計画を変更する場合）

上段 ……変更前（黒で記入する）

下段 ……変更後（変更箇所についてのみ、赤で記入する）（凡例を記載すること）

また、地区計画等の場合、新旧の計画書を左右に並列し、変更箇所を下線で明示する等の表示方法でも差し支えない。

② 都市計画の決定（変更）に係る土地の区域

都市計画の決定（変更）に係る土地の区域を、次の区分ごとに、記載例に従い記載する。

なお、車線数の決定（変更）のみの都市計画道路の区域については記載しない。

(決定の場合)

1 都市計画を決定する土地の区域

(変更の場合)

1 新たに都市計画に含まれる土地の区域

- ・新たに用途地域が設定される区域（用途地域の拡大）
  - ・新たに都市計画施設の区域に含まれる区域（道路・公園等の追加・変更、下水道の排水区域の拡大、下水道の管渠の追加等）
  - ・新たに地区計画に取り込まれる区域（地区計画の区域拡大）
- 等

2 都市計画から除外される土地の区域

- ・用途地域の設定が解除される区域（用途地域の縮小）
  - ・都市計画施設の区域から除外される区域（道路・公園等の廃止・変更、下水道の排水区域の縮小、下水道の管渠の廃止等）
  - ・既定の地区計画の区域から除外される区域（地区計画の区域縮小）
- 等

3 都市計画を変更する土地の区域

- ・用途地域の種類等の変更に係る区域
  - ・区域の変更を伴わない都市計画施設の変更に係る区域
  - ・区域の変更を伴わない地区計画の変更に係る区域
- 等

(記載例 1)

1 新たに都市計画に含まれる土地の区域

福島県〇〇郡〇〇町のうち

〇〇〇 〇〇〇 ×××× 〇〇××

大字〇〇字〇〇、字××及び〇×の各一部の区域

(記載例 2)

1 都市計画から除外される土地の区域

福島県〇〇市のうち

〇〇〇 △△△ ××〇〇

〇〇町大字△△字×〇の一部の区域

〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

〇〇一丁目、〇〇二丁目及び〇〇三丁目の全部の区域

(注) …上記記載例のとおり、ふりがなを付すこと

なお、道路の場合の区分は次の通りとする。

- ・ 拡 幅……………新たに都市計画に含まれる土地の区域
- ・ 線形変更……………（今回決定）新たに都市計画に含まれる土地の区域  
（廃 止 分）都市計画から除外される土地の区域
- ・ 構造の変更（区域の変更を伴わない場合）……………都市計画を変更する土地の区域

③ 協 議 書

関係機関との協議書の写しを添付する。

④ 都市計画変更の経緯（変更の場合）

今回、変更しようとする都市計画の経緯を次の様式に従い記載する。

備考欄には、告示番号、変更内容の概要、議案番号等を記載する。

都市計画変更の経緯			
年 月 日	事 項	決 定 権 者	備 考
昭和○年○月○日	当 初 決 定	内 務 大 臣	福島県告示第○号
昭和○年○月○日	第 1 回 変 更	○ ○ 市	名称変更
平成○年○月○日	第 2 回 変 更	○ ○ 市	線形変更
平成○年○月○日	第 3 回 変 更	福 島 県	幅員変更（W=12→25m） 議案第○○号

なお、文書不存在等により全ての経緯が把握できない場合は、可能な限り記載するものとする。

⑤ そ の 他

次のものを添付する。

- ・ 特に指示のあった書類
- ・ 広報等 PR に用いた書類等

## 第2章 計画書・参考書

個々都市計画の計画書・参考書の作成にあたっては、前章によるほか、以下に示す要領で作成する。

「〇〇市決定」とあるのは、町村においては、それぞれ「〇〇町決定」「〇〇村決定」と読み替えるものとする。

### 2-1 地域地区

項目欄に〔 〕書きで記した地域地区については、その項目欄の地域地区の例による。

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )																																																																																																																																																																								
用途地域	1. 計画書	〇〇 ( 準 ) 都市計画用途地域の <u>決定</u> <span style="font-size: 1.2em;">〔</span> 〇〇県決定 <span style="font-size: 1.2em;">〕</span> <u>変更</u> <span style="font-size: 1.2em;">〔</span> 〇〇市決定 <span style="font-size: 1.2em;">〕</span>  ( 準 ) 都市計画用途地域を次のように <u>決定</u> <span style="font-size: 1.2em;">〔</span> <u>変更</u> <span style="font-size: 1.2em;">〕</span> する																																																																																																																																																																								
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 別</th> <th style="width: 10%;">面 積</th> <th style="width: 10%;">建築物の 容 積 率</th> <th style="width: 10%;">建築物の 建 ぺ い 率</th> <th style="width: 10%;">外壁の 後 退 距 離 の 限 度</th> <th style="width: 10%;">建築物 の敷地 面積の 最低限 度</th> <th style="width: 10%;">建築物 の高さ の限度</th> <th style="width: 10%;">そ の 他 及 び 備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種低層 住居専用地域</td> <td>約〇〇ha 約〇〇ha :</td> <td>5/10 以下 5/10 以下 :</td> <td>3/10 以下 3/10 以下 :</td> <td>— 1.0m :</td> <td>— — :</td> <td>10m 10m :</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>約〇〇ha 約〇〇ha 約〇〇ha 約〇〇ha</td> <td>20/10 以下 20/10 以下 :</td> <td>6/10 以下 6/10 以下 :</td> <td>1.5m 1.5m</td> <td>200 ㎡ 200 ㎡</td> <td>10m 12m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第二種低層 住居専用地域</td> <td>約〇〇ha :</td> <td>5/10 以下 :</td> <td>3/10 以下 :</td> <td>— :</td> <td>— :</td> <td>10m :</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>約〇〇ha 約〇〇ha 約〇〇ha</td> <td>20/10 以下 :</td> <td>6/10 以下 :</td> <td>1.5m</td> <td>200 ㎡</td> <td>12m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第一種中高層 住居専用地域</td> <td>約〇〇ha :</td> <td>10/10 以下 :</td> <td>3/10 以下 :</td> <td>— :</td> <td>— :</td> <td>— :</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>約〇〇ha 約〇〇ha 約〇〇ha</td> <td>30/10 以下 :</td> <td>6/10 以下 :</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第二種中高層 住居専用地域</td> <td>約〇〇ha :</td> <td>10/10 以下 :</td> <td>3/10 以下 :</td> <td>— :</td> <td>— :</td> <td>— :</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>約〇〇ha 約〇〇ha 約〇〇ha</td> <td>30/10 以下 :</td> <td>6/10 以下 :</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第一種住居 地</td> <td>約〇〇ha :</td> <td>20/10 以下 :</td> <td>— :</td> <td>— :</td> <td>— :</td> <td>— :</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>約〇〇ha 約〇〇ha 約〇〇ha</td> <td>40/10 以下 :</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第二種住居 地</td> <td>約〇〇ha :</td> <td>20/10 以下 :</td> <td>— :</td> <td>— :</td> <td>— :</td> <td>— :</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>約〇〇ha 約〇〇ha 約〇〇ha</td> <td>40/10 以下 :</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>準住居地域</td> <td>約〇〇ha :</td> <td>20/10 以下 :</td> <td>— :</td> <td>— :</td> <td>— :</td> <td>— :</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>約〇〇ha 約〇〇ha 約〇〇ha</td> <td>40/10 以下 :</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>田園住居地域</td> <td>約〇〇ha :</td> <td>5/10 以下 :</td> <td>3/10 以下 :</td> <td>1.0m :</td> <td>— :</td> <td>10m :</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>約〇〇ha 約〇〇ha 約〇〇ha</td> <td>20/10 以下 :</td> <td>6/10 以下 :</td> <td>1.5m</td> <td></td> <td>12m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>近隣商業地域</td> <td>約〇〇ha :</td> <td>20/10 以下 :</td> <td>— :</td> <td>— :</td> <td>— :</td> <td>— :</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>約〇〇ha 約〇〇ha 約〇〇ha</td> <td>40/10 以下 :</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>商業地域</td> <td>約〇〇ha :</td> <td>20/10 以下 :</td> <td>— :</td> <td>— :</td> <td>— :</td> <td>— :</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>約〇〇ha 約〇〇ha 約〇〇ha</td> <td>100/10 以下 :</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	面 積	建築物の 容 積 率	建築物の 建 ぺ い 率	外壁の 後 退 距 離 の 限 度	建築物 の敷地 面積の 最低限 度	建築物 の高さ の限度	そ の 他 及 び 備 考	第一種低層 住居専用地域	約〇〇ha 約〇〇ha :	5/10 以下 5/10 以下 :	3/10 以下 3/10 以下 :	— 1.0m :	— — :	10m 10m :		小 計	約〇〇ha 約〇〇ha 約〇〇ha 約〇〇ha	20/10 以下 20/10 以下 :	6/10 以下 6/10 以下 :	1.5m 1.5m	200 ㎡ 200 ㎡	10m 12m		第二種低層 住居専用地域	約〇〇ha :	5/10 以下 :	3/10 以下 :	— :	— :	10m :		小 計	約〇〇ha 約〇〇ha 約〇〇ha	20/10 以下 :	6/10 以下 :	1.5m	200 ㎡	12m		第一種中高層 住居専用地域	約〇〇ha :	10/10 以下 :	3/10 以下 :	— :	— :	— :		小 計	約〇〇ha 約〇〇ha 約〇〇ha	30/10 以下 :	6/10 以下 :					第二種中高層 住居専用地域	約〇〇ha :	10/10 以下 :	3/10 以下 :	— :	— :	— :		小 計	約〇〇ha 約〇〇ha 約〇〇ha	30/10 以下 :	6/10 以下 :					第一種住居 地	約〇〇ha :	20/10 以下 :	— :	— :	— :	— :		小 計	約〇〇ha 約〇〇ha 約〇〇ha	40/10 以下 :						第二種住居 地	約〇〇ha :	20/10 以下 :	— :	— :	— :	— :		小 計	約〇〇ha 約〇〇ha 約〇〇ha	40/10 以下 :						準住居地域	約〇〇ha :	20/10 以下 :	— :	— :	— :	— :		小 計	約〇〇ha 約〇〇ha 約〇〇ha	40/10 以下 :						田園住居地域	約〇〇ha :	5/10 以下 :	3/10 以下 :	1.0m :	— :	10m :		小 計	約〇〇ha 約〇〇ha 約〇〇ha	20/10 以下 :	6/10 以下 :	1.5m		12m		近隣商業地域	約〇〇ha :	20/10 以下 :	— :	— :	— :	— :		小 計	約〇〇ha 約〇〇ha 約〇〇ha	40/10 以下 :						商業地域	約〇〇ha :	20/10 以下 :	— :	— :	— :	— :		小 計	約〇〇ha 約〇〇ha 約〇〇ha	100/10 以下 :					
		種 別	面 積	建築物の 容 積 率	建築物の 建 ぺ い 率	外壁の 後 退 距 離 の 限 度	建築物 の敷地 面積の 最低限 度	建築物 の高さ の限度	そ の 他 及 び 備 考																																																																																																																																																																	
		第一種低層 住居専用地域	約〇〇ha 約〇〇ha :	5/10 以下 5/10 以下 :	3/10 以下 3/10 以下 :	— 1.0m :	— — :	10m 10m :																																																																																																																																																																		
		小 計	約〇〇ha 約〇〇ha 約〇〇ha 約〇〇ha	20/10 以下 20/10 以下 :	6/10 以下 6/10 以下 :	1.5m 1.5m	200 ㎡ 200 ㎡	10m 12m																																																																																																																																																																		
		第二種低層 住居専用地域	約〇〇ha :	5/10 以下 :	3/10 以下 :	— :	— :	10m :																																																																																																																																																																		
		小 計	約〇〇ha 約〇〇ha 約〇〇ha	20/10 以下 :	6/10 以下 :	1.5m	200 ㎡	12m																																																																																																																																																																		
		第一種中高層 住居専用地域	約〇〇ha :	10/10 以下 :	3/10 以下 :	— :	— :	— :																																																																																																																																																																		
		小 計	約〇〇ha 約〇〇ha 約〇〇ha	30/10 以下 :	6/10 以下 :																																																																																																																																																																					
		第二種中高層 住居専用地域	約〇〇ha :	10/10 以下 :	3/10 以下 :	— :	— :	— :																																																																																																																																																																		
		小 計	約〇〇ha 約〇〇ha 約〇〇ha	30/10 以下 :	6/10 以下 :																																																																																																																																																																					
		第一種住居 地	約〇〇ha :	20/10 以下 :	— :	— :	— :	— :																																																																																																																																																																		
		小 計	約〇〇ha 約〇〇ha 約〇〇ha	40/10 以下 :																																																																																																																																																																						
		第二種住居 地	約〇〇ha :	20/10 以下 :	— :	— :	— :	— :																																																																																																																																																																		
		小 計	約〇〇ha 約〇〇ha 約〇〇ha	40/10 以下 :																																																																																																																																																																						
準住居地域	約〇〇ha :	20/10 以下 :	— :	— :	— :	— :																																																																																																																																																																				
小 計	約〇〇ha 約〇〇ha 約〇〇ha	40/10 以下 :																																																																																																																																																																								
田園住居地域	約〇〇ha :	5/10 以下 :	3/10 以下 :	1.0m :	— :	10m :																																																																																																																																																																				
小 計	約〇〇ha 約〇〇ha 約〇〇ha	20/10 以下 :	6/10 以下 :	1.5m		12m																																																																																																																																																																				
近隣商業地域	約〇〇ha :	20/10 以下 :	— :	— :	— :	— :																																																																																																																																																																				
小 計	約〇〇ha 約〇〇ha 約〇〇ha	40/10 以下 :																																																																																																																																																																								
商業地域	約〇〇ha :	20/10 以下 :	— :	— :	— :	— :																																																																																																																																																																				
小 計	約〇〇ha 約〇〇ha 約〇〇ha	100/10 以下 :																																																																																																																																																																								



項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )							
(続) 用途地域		種 別	面 積	建築物の 容 積 率	建築物の 建 ぺ い 率	外壁の 後 退 距 離 の 限 度	建築物 の敷地 面積の 最低限 度	建築物 の高さ の限度	その他 及 び 備 考
	準工業地域 小 計	約〇〇ha ： 約〇〇ha 約〇〇ha	20/10 以下 ： 40/10 以下	—	—	—	—		
	工業地域 小 計	約〇〇ha 約〇〇ha 約〇〇ha	20/10 以下 ： 40/10 以下	—	—	—	—		
	工業専用地域 小 計	約〇〇ha 約〇〇ha 約〇〇ha	20/10 以下 ： 40/10 以下	3/10 以下 ： 6/10 以下	—	—	—		
	合 計	約〇〇ha							
	「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」 理由		注 1) 規制内容の異なる区分があるときは、それぞれの区分ごとに別行とし、小計する。 注 2) 「面積」は、ha 単位で記載すること。ただし 10ha 未満のものにあつては、小数点以下第 1 位まで記載する。 注 3) 複数市町村を含む都市計画区域内における市町村決定にあつては、当該市町村の計画内容を表示するとともに、参考として都市計画区域単位の計画内容を添付する。 注 4) 変更の場合も用途地域の全部を記載する。ただし、計画図は当該変更部分に係る図面だけでもよい。						
2. 新旧対照表	(第 1 章による) 変更の場合のみ添付すること。								
3. 都市計画の決定(変更)に係る土地の区域	(第 1 章による)								
4. 用途地域決定基準	県の基準に基づき市町村ごとに策定したもの。								
5. 上位計画等	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(区域区分を行っている都市計画区域) 市町村の都市計画に関する基本的な方針(決定されている場合) 等								
6. 用途地域決定資料	原則として下記の内容を含むものとする。 1. 目標年次 2. 人口の想定 3. 各用途地域の所要面積の算定 4. 土地利用計画の基本方針 5. 将来人口の根拠 6. 工業出荷額、商品販売の根拠								

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )												
(続) 用途地域	7. 用途地域 決定調書	第6編第2章による(非線引き都市計画区域において新規決定・拡大の場合、添付する)												
	8. 協議書	協議を必要とする機関との協議を添付すること。 (協議先例)												
		<table border="1"> <tr> <td>県 出 先 機 関</td> <td>地 方 振 興 局 建 設 事 務 所 農 林 事 務 所 等</td> </tr> <tr> <td>国 出 先 機 関</td> <td>河 川 国 道 事 務 所 東 北 地 方 整 備 局 東 北 農 政 局 等</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 の 機 関</td> <td>J R 等</td> </tr> </table>	県 出 先 機 関	地 方 振 興 局 建 設 事 務 所 農 林 事 務 所 等	国 出 先 機 関	河 川 国 道 事 務 所 東 北 地 方 整 備 局 東 北 農 政 局 等	そ の 他 の 機 関	J R 等						
	県 出 先 機 関	地 方 振 興 局 建 設 事 務 所 農 林 事 務 所 等												
	国 出 先 機 関	河 川 国 道 事 務 所 東 北 地 方 整 備 局 東 北 農 政 局 等												
そ の 他 の 機 関	J R 等													
9. 都市計画 変更の経緯	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。													
10. 公聴会資料	公聴会を開催した場合の関係資料を添付すること。													
11. そ の 他	特に指示のあった書類・広報等 PR に用いた書類等を添付すること。													
特別用途地区	1. 計 画 書	<p>〇〇(準)都市計画特別用途地区の<sup>決定</sup><sub>変更</sub>(〇〇市決定)</p> <p>(準)都市計画特別用途地区を次のように<sup>決定</sup><sub>変更</sub>する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>面 積</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇〇〇地区( )</td> <td>約 ha</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 ( )</td> <td>約 ha</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>約 ha</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「位置及び区域は計画図表示のとおり」</p> <p>理 由</p> <p>注1) 「種類」欄には、その指定により実現を図るべき特別の目的を明らかにした特別用途地区の種類を記載する。  注2) 規制内容の異なる区分があるときは、それぞれの区分ごとに別行とし合計する。「種類」欄には( )書きで、それぞれの区分の名称を記載する。  注3) 「面積」は、用途地域の例による。  注4) 複数市町村を含む都市計画区域内における市町村決定については、用途地域の例により処理する。</p>	種 類	面 積	備 考	〇〇〇〇地区( )	約 ha		〃 ( )	約 ha		合 計	約 ha	
種 類	面 積	備 考												
〇〇〇〇地区( )	約 ha													
〃 ( )	約 ha													
合 計	約 ha													

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )																
(続) 特別用途地区	2. 新旧対照表	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。																
	3. 都市計画の決定(変更)に係る土地の区域	(第1章による)																
	4. 協 議 書	協議を必要とする機関との協議書を添付すること。																
	5. 都市計画変更の経緯	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。																
	6. そ の 他	特に指示のあった書類、広報等 PR に用いた書類等を添付すること。																
特 定 用 途 制 限 地 域	1. 計 画 書	<p>〇〇(準)都市計画特定用途制限地域の<sup>決定</sup>/<sub>変更</sub> (〇〇市決定)</p> <p>(準)都市計画特定用途制限地域を次のように<sup>決定</sup>/<sub>変更</sub> する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種 類</th> <th style="width: 20%;">面 積</th> <th style="width: 40%;">制限すべき特定の建築物等の用途の概要</th> <th style="width: 10%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定用途制限地域 ( )</td> <td>約 ha</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>” ( )</td> <td>約 ha</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>約 ha</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「位置及び区域は計画図表示のとおり」</p> <p>理 由</p> <p>注1) 規制内容の異なる区分があるときは、特別用途地区の例による。 注2) 「面積」は、用途地域の例による。 注3) 複数市町村を含む都市計画区域内における市町村決定については、用途地域の例により処理する。</p>	種 類	面 積	制限すべき特定の建築物等の用途の概要	備 考	特定用途制限地域 ( )	約 ha			” ( )	約 ha			合 計	約 ha		
		種 類	面 積	制限すべき特定の建築物等の用途の概要	備 考													
		特定用途制限地域 ( )	約 ha															
		” ( )	約 ha															
		合 計	約 ha															
		2. 新旧対照表	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。															
3. 都市計画の決定(変更)に係る土地の区域	(第1章による)																	
4. 協 議 書	協議を必要とする機関との協議書を添付すること。																	
5. 都市計画変更の経緯	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。																	
6. そ の 他	特に指示のあった書類、広報等 PR に用いた書類を添付すること。																	
特例容積率適用地区	1. 計 画 書	<p>〇〇都市計画特例容積率適用地区の<sup>決定</sup>/<sub>変更</sub> (〇〇市決定)</p> <p>都市計画特例容積率適用地区を次のように<sup>決定</sup>/<sub>変更</sub> する。</p>																

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )																											
(続) 特例容積率 適用地区		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>面 積</th> <th>建築物の高さの 最高限度</th> <th colspan="2">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特例容積率適用地区 ( )</td> <td>約 ha</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>” ( )</td> <td>約 ha</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>約 ha</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>				種 類	面 積	建築物の高さの 最高限度	備 考		特例容積率適用地区 ( )	約 ha				” ( )	約 ha				合 計	約 ha							
	種 類	面 積	建築物の高さの 最高限度	備 考																									
	特例容積率適用地区 ( )	約 ha																											
	” ( )	約 ha																											
	合 計	約 ha																											
			「位置及び区域は計画図表示のとおり 理 由																										
			注 1) 規制内容の異なる区分があるときは、特別用途地区の例による。 注 2) 「面積」は、用途地域の例による。 注 3) 複数市町村を含む都市計画区域内における市町村決定については、用途地域の例により処理する。																										
2. 新旧対照表		(第 1 章による) 変更の場合のみ添付すること。																											
3. 都市計画の 決定(変更) に係る土地 の 区 域		(第 1 章による)																											
4. 協 議 書		協議を必要とする機関との協議書を添付すること。																											
5. 都市計画 変更の経緯		(第 1 章による) 変更の場合のみ添付すること。																											
6. そ の 他		特に指示のあった書類、広報等 PR に用いた書類を添付すること。																											
高層住居誘導 地 区	1. 計 画 書	<p>〇〇都市計画高層住居誘導地区の<math>\frac{\text{決定}}{\text{変更}}</math> (〇〇市決定)</p> <p>都市計画高層住居誘導地区を次のように<math>\frac{\text{決定}}{\text{変更}}</math>する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>面 積</th> <th>建築基準法 第 52 条 第 1 項 5 号 に 規 定 する 建 築 物 の 容 積 率</th> <th>建築物の 建 ぺ い 率 の 最 高 限 度</th> <th>建築物の 敷 地 面 積 の 最 低 限 度</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高層住居誘導 地区 ( )</td> <td>約 ha</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>” ( )</td> <td>約 ha</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>約 ha</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				種 類	面 積	建築基準法 第 52 条 第 1 項 5 号 に 規 定 する 建 築 物 の 容 積 率	建築物の 建 ぺ い 率 の 最 高 限 度	建築物の 敷 地 面 積 の 最 低 限 度	備 考	高層住居誘導 地区 ( )	約 ha					” ( )	約 ha					合 計	約 ha				
	種 類	面 積	建築基準法 第 52 条 第 1 項 5 号 に 規 定 する 建 築 物 の 容 積 率	建築物の 建 ぺ い 率 の 最 高 限 度	建築物の 敷 地 面 積 の 最 低 限 度	備 考																							
	高層住居誘導 地区 ( )	約 ha																											
	” ( )	約 ha																											
合 計	約 ha																												
		「位置及び区域は計画図表示のとおり」 理 由																											
		注 1) 規制内容の異なる区分があるときは、特別用途地区の例による。 注 2) 「面積」は、小数点以下第 1 位まで記載する。																											

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )															
(続) 高層住居誘導 地 区	2. 新旧対照表	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。															
	3. 都市計画の 決定(変更) に係る土地 の 区 域	(第1章による)															
	4. 協 議 書	協議を必要とする機関との協議書を添付すること。															
	5. 都市計画 変更の経緯	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。															
	6. そ の 他	特に指示のあった書類、広報等 PR に用いた書類等を添付すること。															
高 度 地 区	1. 計 画 書	〇〇(準)都市計画高度地区の <sup>決定</sup> / <sub>変更</sub> (〇〇市決定)  (準)都市計画高度地区を次のように <sup>決定</sup> / <sub>変更</sub> する。															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>面 積</th> <th>建築物の高さの最高 限度又は最低限度</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高度地区 ( )</td> <td>約 ha</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 ( )</td> <td>約 ha</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>約 ha</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	面 積	建築物の高さの最高 限度又は最低限度	備 考	高度地区 ( )	約 ha			〃 ( )	約 ha			合 計	約 ha	
	種 類	面 積	建築物の高さの最高 限度又は最低限度	備 考													
	高度地区 ( )	約 ha															
	〃 ( )	約 ha															
	合 計	約 ha															
	「位置及び区域は計画図表示のとおり」 理 由																
	注1) 規制内容の異なる区分があるときは、特別用途地区の例による。 注2) 「面積」は、用途地域の例による。 注3) 「建築物の高さの最高限度又は最低限度」欄には、制限内容を明確に記載する。																
2. 新旧対照表	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。																
3. 都市計画の 決定(変更) に係る土地 の 区 域	(第1章による)																
4. 協 議 書	協議を必要とする機関との協議書を添付すること。																
5. 都市計画 変更の経緯	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。																
6. そ の 他	特に指示のあった書類、広報等 PR に用いた書類等を添付すること。																
高 度 利 用 地 区	1. 計 画 書	〇〇都市計画高度利用地区の <sup>決定</sup> / <sub>変更</sub> (〇〇市決定)  都市計画高度利用地区を次のように <sup>決定</sup> / <sub>変更</sub> する。															

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )																																		
(続) 高度利用地区		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="566 217 730 315">種 類</th> <th data-bbox="730 217 836 315">面 積</th> <th data-bbox="836 217 941 315">建築物の容積率の最高限度</th> <th data-bbox="941 217 1046 315">建築物の容積率の最低限度</th> <th data-bbox="1046 217 1152 315">建築物の建ぺい率の最高限度</th> <th data-bbox="1152 217 1257 315">建築物の建築面積の最低限度</th> <th data-bbox="1257 217 1362 315">壁面の位置の制限</th> <th data-bbox="1362 217 1450 315">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="566 315 730 394">高度利用地区 ( )</td> <td data-bbox="730 315 836 394">約 ha</td> <td data-bbox="836 315 941 394">〇〇/10 以下</td> <td data-bbox="941 315 1046 394">〇〇/10 以上</td> <td data-bbox="1046 315 1152 394">〇/10 以下</td> <td data-bbox="1152 315 1257 394">㎡ 以上</td> <td data-bbox="1257 315 1362 394"></td> <td data-bbox="1362 315 1450 394"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 394 730 472">" )</td> <td data-bbox="730 394 836 472">約 ha</td> <td data-bbox="836 394 941 472">〇〇/10 以下</td> <td data-bbox="941 394 1046 472">〇〇/10 以上</td> <td data-bbox="1046 394 1152 472">〇/10 以下</td> <td data-bbox="1152 394 1257 472">㎡ 以上</td> <td data-bbox="1257 394 1362 472"></td> <td data-bbox="1362 394 1450 472"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 472 730 483">合 計</td> <td data-bbox="730 472 836 483">約 ha</td> <td data-bbox="836 472 941 483"></td> <td data-bbox="941 472 1046 483"></td> <td data-bbox="1046 472 1152 483"></td> <td data-bbox="1152 472 1257 483"></td> <td data-bbox="1257 472 1362 483"></td> <td data-bbox="1362 472 1450 483"></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	面 積	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	壁面の位置の制限	備考	高度利用地区 ( )	約 ha	〇〇/10 以下	〇〇/10 以上	〇/10 以下	㎡ 以上			" )	約 ha	〇〇/10 以下	〇〇/10 以上	〇/10 以下	㎡ 以上			合 計	約 ha							<p>「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」 理 由</p>	<p>注 1) 規制内容の異なる区分があるときは、特別用途地区の例による。 注 2) 「面積」は、小数点以下第 1 位まで記載する。</p>
	種 類	面 積	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	壁面の位置の制限	備考																												
	高度利用地区 ( )	約 ha	〇〇/10 以下	〇〇/10 以上	〇/10 以下	㎡ 以上																														
	" )	約 ha	〇〇/10 以下	〇〇/10 以上	〇/10 以下	㎡ 以上																														
	合 計	約 ha																																		
	2. 新旧対照表	(第 1 章による) 変更の場合のみ添付すること。																																		
3. 都市計画の決定(変更)に係る土地の区域	(第 1 章による)																																			
4. 協議書	協議を必要とする機関との協議書を添付すること。																																			
5. 都市計画変更の経緯	(第 1 章による) 変更の場合のみ添付すること。																																			
6. その他	特に指示のあった書類、広報等 PR に用いた書類等を添付すること。																																			
特 定 街 区	1. 計 画 書	<p>〇〇都市計画特定地区の<sup>決定</sup>変更 (〇〇市決定) 都市計画〇〇特定街区を次のように<sup>決定</sup>変更する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="566 1308 775 1375">名 称</th> <th data-bbox="775 1308 919 1375">位 置</th> <th data-bbox="919 1308 1024 1375">面 積</th> <th data-bbox="1024 1308 1161 1375">建築物の容積率</th> <th data-bbox="1161 1308 1347 1375">建築物の高さの最高限度</th> <th data-bbox="1347 1308 1450 1375">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="566 1375 775 1442">〇〇特定街区</td> <td data-bbox="775 1375 919 1442">〇〇市〇</td> <td data-bbox="919 1375 1024 1442">約 ha</td> <td data-bbox="1024 1375 1161 1442">〇〇/10</td> <td data-bbox="1161 1375 1347 1442">m</td> <td data-bbox="1347 1375 1450 1442"></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="775 1442 919 1509">〇町〇丁</td> <td data-bbox="919 1442 1024 1509">約 ha</td> <td data-bbox="1024 1442 1161 1509">〇〇/10</td> <td data-bbox="1161 1442 1347 1509">m</td> <td data-bbox="1347 1442 1450 1509"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 1509 775 1576">合 計</td> <td data-bbox="775 1509 919 1576">目</td> <td data-bbox="919 1509 1024 1576">約 ha</td> <td data-bbox="1024 1509 1161 1576"></td> <td data-bbox="1161 1509 1347 1576"></td> <td data-bbox="1347 1509 1450 1576"></td> </tr> </tbody> </table> <p>「区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」 理 由</p>	名 称	位 置	面 積	建築物の容積率	建築物の高さの最高限度	備 考	〇〇特定街区	〇〇市〇	約 ha	〇〇/10	m			〇町〇丁	約 ha	〇〇/10	m		合 計	目	約 ha				<p>注 1) 「位置」は、町丁目又は字まで記載する。 注 2) 「面積」は、小数点以下第 1 位まで記載する。 注 3) 一の特定街区に、二以上の制限の異なる街区を決定しようとするときは、それぞれの区分ごとに別行とし、合計する。 注 4) 二以上の特定街区を一括して決定(変更)することもできる。この場合、本文表示を「都市計画〇〇特定街区ほか〇街区を次のように決定(変更)する。」として適用する。</p>									
		名 称	位 置	面 積	建築物の容積率	建築物の高さの最高限度	備 考																													
〇〇特定街区	〇〇市〇	約 ha	〇〇/10	m																																
	〇町〇丁	約 ha	〇〇/10	m																																
合 計	目	約 ha																																		

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )																																				
(続) 特 定 街 区	2. 新旧対照表	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。																																				
	3. 都市計画の決定(変更)に係る土地の区域	(第1章による)																																				
	4. 協 議 書	協議を必要とする機関との協議書を添付すること。																																				
	5. 都市計画変更の経緯	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。																																				
	6. そ の 他	特に指示のあった書類、広報等 PR に用いた書類等を添付すること。																																				
都 市 再 生 特 別 地 区	1. 計 画 書	<p>〇〇都市計画都市再生特別地区の<math>\frac{\text{決定}}{\text{変更}}</math> (〇〇県決定)</p> <p>都市計画都市再生特別地区を次のように<math>\frac{\text{決定}}{\text{変更}}</math>する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>面 積</th> <th>建築物その他の工作物の誘導すべき用途</th> <th>建築物の容積率の最高限度</th> <th>建築物の容積率の最低限度</th> <th>建築物の建ぺい率の最高限度</th> <th>建築物の面積の最低限度</th> <th>建築物の高さの最高限度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市再生特別地区( )</td> <td>約 ha</td> <td></td> <td>〇〇/10 以下</td> <td>〇〇/10 以上</td> <td>〇/10 以下</td> <td>m<sup>2</sup> 以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>" ( )</td> <td>約 ha</td> <td></td> <td>〇〇/10 以下</td> <td>〇〇/10 以上</td> <td>〇/10 以下</td> <td>m<sup>2</sup> 以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>約 ha</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」 理 由</p> <p>注1) 容積率の最高限度は、40/10 以上の数値を定めるものに限る。 注2) 「面積」は、用途地域の例による。 注3) 「重複利用区域」を定める場合は、「備考」に記入する。</p>	種 類	面 積	建築物その他の工作物の誘導すべき用途	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の面積の最低限度	建築物の高さの最高限度	備考	都市再生特別地区( )	約 ha		〇〇/10 以下	〇〇/10 以上	〇/10 以下	m <sup>2</sup> 以上			" ( )	約 ha		〇〇/10 以下	〇〇/10 以上	〇/10 以下	m <sup>2</sup> 以上			合 計	約 ha							
		種 類	面 積	建築物その他の工作物の誘導すべき用途	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の面積の最低限度	建築物の高さの最高限度	備考																												
		都市再生特別地区( )	約 ha		〇〇/10 以下	〇〇/10 以上	〇/10 以下	m <sup>2</sup> 以上																														
		" ( )	約 ha		〇〇/10 以下	〇〇/10 以上	〇/10 以下	m <sup>2</sup> 以上																														
		合 計	約 ha																																			
		2. 新旧対照表	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。																																			
3. 都市計画の決定(変更)に係る土地の区域	(第1章による)																																					
4. 協 議 書	協議を必要とする機関との協議書を添付すること。																																					
5. 都市計画変更の経緯	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。																																					
6. そ の 他	特に指示のあった書類、広報等 PR に用いた書類等を添付すること。																																					
防 火 地 域 準 防 火 地 域	1. 計 画 書	<p>〇〇都市計画防火地域及び準防火地域の<math>\frac{\text{決定}}{\text{変更}}</math> (〇〇市決定)</p> <p>都市計画防火地域及び準防火地域を次のように<math>\frac{\text{決定}}{\text{変更}}</math>する。</p>																																				

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )														
(続) 防火地域 準防火地域		<table border="1" data-bbox="571 241 1417 434"> <thead> <tr> <th data-bbox="571 241 842 295">種 類</th> <th data-bbox="842 241 1072 295">面 積</th> <th colspan="2" data-bbox="1072 241 1417 295">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="571 295 842 371">防 火 地 域</td> <td data-bbox="842 295 1072 371">約 ha</td> <td colspan="2" data-bbox="1072 295 1417 371"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 371 842 434">準 防 火 地 域</td> <td data-bbox="842 371 1072 434">約 ha</td> <td colspan="2" data-bbox="1072 371 1417 434"></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="571 461 1062 528">「位置及び区域は計画図表示のとおり」 理 由</p> <p data-bbox="571 595 1442 770">注 1) 「面積」は、用途地域の例による。 注 2) 変更の場合も、当該都市の防火地域又は準防火地域の全部を記載する。 注 3) 防火地域又は準防火地域を単独で決定 (変更) する場合は必要のない方は記載しない。</p>			種 類	面 積	備 考		防 火 地 域	約 ha			準 防 火 地 域	約 ha		
	種 類	面 積	備 考													
	防 火 地 域	約 ha														
	準 防 火 地 域	約 ha														
	2. 新旧対照表	(第 1 章による)														
	3. 都市計画の決定 (変更) に係る土地の区域	(第 1 章による)														
	4. 協 議 書	1. 特定行政庁となっていない市町村においては、県建設事務所建築住宅課との協議書を添付すること。 2. 協議を必要とする機関との協議書を添付すること。 例 消防署														
5. 都市計画変更の経緯	(第 1 章による) 変更の場合のみ添付すること。															
6. そ の 他	特に指示のあった書類、広報等 PR に用いた書類等を添付すること。															
風 致 地 区 ( 臨 港 地 区 ) 歴 史 的 風 土 特 別 保 存 地 区 緑 地 保 全 地 域 特 別 緑 地 保 全 地 区 流 通 業 務 地 区 伝 統 的 建 築 物 群 保 存 地 区	1. 計 画 書	<p data-bbox="571 1285 1283 1424">〇〇 (準) 都市計画風致地区の<sup>決定</sup>変更 ( 〇〇県決定 ) ( 〇〇市決定 )            (準)都市計画〇〇風致地区を次のように<sup>決定</sup>変更する。</p> <table border="1" data-bbox="571 1447 1407 1581"> <thead> <tr> <th data-bbox="571 1447 798 1500">名 称</th> <th data-bbox="798 1447 1027 1500">面 積</th> <th colspan="2" data-bbox="1027 1447 1407 1500">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="571 1500 798 1581">〇〇風致地区</td> <td data-bbox="798 1500 1027 1581">約 h a</td> <td colspan="2" data-bbox="1027 1500 1407 1581"></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="571 1585 1075 1653">「位置及び区域は計画図表示のとおり」 理 由</p> <p data-bbox="571 1680 1445 2072">注 1) 「面積」は、用途地域の例による。 注 2) 二以上の風致地区を一括して決定 (変更) することもできる。この場合、特定街区の例を参考にする。 注 3) 備考欄について            (風致地区) 規制内容の概略を記載する。            (臨港地区) 分区の名称、分区ごとの面積及び分区の規制内容の概略を記載する。            (歴史的風土特別保存地区) 規定の特例がある場合はその概略を記載する。            (伝統的建築物群保存地区) 規制内容及び保存のための必要な措置の概略を記載する。</p>			名 称	面 積	備 考		〇〇風致地区	約 h a						
名 称	面 積	備 考														
〇〇風致地区	約 h a															



項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )						
	2. 新旧対照表	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。						
	3. 都市計画の決定(変更)に係る土地の区域	(第1章による)						
	4. 協議書	協議を必要とする機関との協議書を添付すること。						
	5. 都市計画変更の経緯	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。						
	6. その他	特に指示のあった書類、広報等 PR に用いた書類等を添付すること。						
緑化地域	1. 計画書	<p>〇〇都市計画緑化地域の<sup>決定</sup>/<sub>変更</sub> (〇〇市決定)</p> <p>都市計画緑化地域を次のように<sup>決定</sup>/<sub>変更</sub> する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>面積</th> <th>緑化施設の緑化率の最低限度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約 ha</td> <td>〇〇/10 以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「位置及び区域は計画図表示のとおり」</p> <p>理 由</p> <p>注1)「面積」は用途地域の例による。 注2)「緑化施設の緑化率の最低限度」は都市緑地法第34条第3項及び第35条の規定による。</p>	面積	緑化施設の緑化率の最低限度	備考	約 ha	〇〇/10 以上	
		面積	緑化施設の緑化率の最低限度	備考				
	約 ha	〇〇/10 以上						
	2. 新旧対照表	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。						
	3. 都市計画の決定(変更)に係る土地の区域	(第1章による)						
	4. 協議書	協議を必要とする機関との協議書を添付すること。						
5. 都市計画変更の経緯	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。							
6. その他	特に指示のあった書類、広報等 PR に用いた書類等を添付すること。							
駐車場整備地区 (生産緑地地区 航空機騒音障害防止地区 航空機騒音障害防止特別地区)	1. 計画書	<p>〇〇都市計画駐車場整備地区の<sup>決定</sup>/<sub>変更</sub> (〇〇県決定 / 〇〇市決定)</p> <p>都市計画駐車場整備地区を次のように<sup>決定</sup>/<sub>変更</sub> する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>面積</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約 ha</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「位置及び区域は計画図表示のとおり」</p> <p>理 由</p>	面積	備考	約 ha			
		面積	備考					
約 ha								

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )
		注 1) 「面積」は、用途地域の例による。 注 2) 駐車場整備地区が複数地域に分かれている場合は、それぞれの地域ごとの名称及び面積を「備考」欄に記載する。
	2. 新旧対照表	(第 1 章による)
	3. 都市計画の決定(変更)に係る土地の区域	(第 1 章による)
	4. 検 討 書	(駐車場整備地区) 今回決定(変更)する区域を設定した検討資料を添付すること。 (航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区) 区域を設定した検討資料を添付すること。
	5. 協 議 書	協議を必要とする機関との協議書を添付すること。
	6. 都市計画変更の経緯	(第 1 章による) 変更の場合のみ添付すること。
	7. そ の 他	特に指示のあった書類、広報等 PR に用いた書類等を添付すること。

## 2-2 促進区域

項目	種別	内 容 ( 様 式 )																	
市街地再開発 促進区域	1. 計 画 書	<p>〇〇都市計画市街地再開発促進区域の <u>決定</u> <u>変更</u> (〇〇市決定)</p> <p>都市計画〇〇市街地再開発促進区域を次のように <u>決定</u> <u>変更</u> する。</p> <table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td>〇〇市街地再開発促進区域</td> </tr> <tr> <td>位 置</td> <td>〇〇市〇〇町〇〇丁目</td> </tr> <tr> <td>面 積</td> <td>約 ha</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">公共 施設 の 配 置 及 び 規 模</td> <td>道 路</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公園及び緑地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下 水 道</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の 公共施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>単位整備区</td> <td>〇区</td> </tr> </table> <p>「区域、公共施設の配置及び単位整備区の区域は計画図表示のとおり」</p> <p>理 由</p> <p>注 1) 「位置」は、町丁目又は字まで記載する。  注 2) 「面積」は、小数点以下第 1 位まで記載する。  注 3) 「公共施設の配置及び規模」は、区域内の都市計画施設に関する事項  を記載し、その他 (区画街路等) については、配置の方針を記載する。</p>	名 称	〇〇市街地再開発促進区域	位 置	〇〇市〇〇町〇〇丁目	面 積	約 ha	公共 施設 の 配 置 及 び 規 模	道 路		公園及び緑地		下 水 道		その他の 公共施設		単位整備区	〇区
	名 称	〇〇市街地再開発促進区域																	
	位 置	〇〇市〇〇町〇〇丁目																	
	面 積	約 ha																	
	公共 施設 の 配 置 及 び 規 模	道 路																	
		公園及び緑地																	
下 水 道																			
その他の 公共施設																			
単位整備区	〇区																		
2. 新旧対照表	(第 1 章による) 変更の場合のみ添付すること。																		
3. 都市計画の 決定 (変更) に係る土地 の 区 域	(第 1 章による)																		
4. 協 議 書	協議を必要とする機関との協議書を添付すること。																		
5. 都 市 計 画 変更の経緯	(第 1 章による) 変更の場合のみ添付すること。																		
6. そ の 他	特に指示のあった書類、広報等 PR に用いた書類を添付すること。																		

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )								
拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域	1. 計 画 書	<p>〇〇都市計画拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域の <u>決定</u> <u>変更</u> (〇〇市決定)</p> <p>都市計画〇〇拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域を次のように <u>決定</u> <u>変更</u> する。</p> <table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td>〇〇拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域</td> </tr> <tr> <td>位 置</td> <td>〇〇市〇〇町〇〇丁目</td> </tr> <tr> <td>面 積</td> <td>約 ha</td> </tr> <tr> <td>拠点業務市街地としての開発整備方針</td> <td></td> </tr> </table> <p>「区域は計画図表示のとおり」</p> <p>理 由</p> <p>注1) 「位置」は、町丁目又は字まで記載する。 注2) 「面積」は、小数点以下第1位まで記載する。 注3) 「拠点業務市街地としての開発整備方針」には、業務地の整備に関する事項及び、公共施設の整備に関する事項を記載する。</p>	名 称	〇〇拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域	位 置	〇〇市〇〇町〇〇丁目	面 積	約 ha	拠点業務市街地としての開発整備方針	
	名 称	〇〇拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域								
	位 置	〇〇市〇〇町〇〇丁目								
	面 積	約 ha								
	拠点業務市街地としての開発整備方針									
	2. 新旧対照表	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。								
3. 都市計画の決定(変更)に係る土地の区域	(第1章による)									
4. 協 議 書	協議を必要とする機関との協議書を添付すること。									
5. 都市計画変更の経緯	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。									
6. そ の 他	特に指示のあった書類、広報等 PR に用いた書類等を添付すること。									

## 2-3 遊休土地転換利用促進地区

項目	種別	内容(様式)								
遊休土地転換 利用促進地区	1. 計画書	<p>〇〇都市計画遊休土地転換利用促進地区の <u>決定</u> <u>変更</u> (〇〇市決定)</p> <p>都市計画〇〇遊休土地転換利用促進地区を次のように <u>決定</u> <u>変更</u> する。</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>〇〇遊休土地転換利用促進地区</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>〇〇市〇〇町〇〇丁目</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>約 ha</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table> <p>「区域は計画図表示のとおり」</p> <p>理由</p>	名称	〇〇遊休土地転換利用促進地区	位置	〇〇市〇〇町〇〇丁目	面積	約 ha	備考	
	名称	〇〇遊休土地転換利用促進地区								
	位置	〇〇市〇〇町〇〇丁目								
	面積	約 ha								
	備考									
	2. 新旧対照表	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。								
	3. 都市計画の 決定(変更) に係る土地 の区域	(第1章による)								
4. 協議書	協議を必要とする機関との協議書を添付すること。									
5. 都市計画 変更の経緯	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。									
6. その他	特に指示のあった書類、広報等 PR に用いた書類を添付すること。									
		<p>注1) 「位置」は、町丁目又は字まで記載する。 注2) 「面積」は、小数点以下第1位まで記載する。</p>								

## 2-4 被災市街地復興推進地域

項目	種別	内容(様式)										
被災市街地復興推進地域	1. 計画書	<p>〇〇都市計画被災市街地復興推進地域の <u>決定</u> <u>変更</u> (〇〇市決定)</p> <p>都市計画〇〇被災市街地復興推進地域を次のように <u>決定</u> <u>変更</u> する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">名 称</td> <td>〇〇被災市街地復興推進地域</td> </tr> <tr> <td>位 置</td> <td>〇〇市〇〇町〇〇丁目</td> </tr> <tr> <td>面 積</td> <td>約 ha</td> </tr> <tr> <td>緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針</td> <td></td> </tr> <tr> <td>被災市街地復興特別措置法第7条の規定による制限が行われる期間満了の日</td> <td></td> </tr> </table> <p>「区域は計画図表示のとおり」</p> <p>理 由</p> <p>注1) 「位置」は、町丁目又は字まで記載する。 注2) 「面積」は、小数点以下第1位まで記載する。</p>	名 称	〇〇被災市街地復興推進地域	位 置	〇〇市〇〇町〇〇丁目	面 積	約 ha	緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針		被災市街地復興特別措置法第7条の規定による制限が行われる期間満了の日	
		名 称	〇〇被災市街地復興推進地域									
		位 置	〇〇市〇〇町〇〇丁目									
		面 積	約 ha									
		緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針										
		被災市街地復興特別措置法第7条の規定による制限が行われる期間満了の日										
2. 新旧対照表	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。											
3. 都市計画の決定(変更)に係る土地の区域	(第1章による)											
4. 協議書	協議を必要とする機関との協議書を添付すること。											
5. 都市計画変更の経緯	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。											
6. その他	特に指示のあった書類、広報等 PR に用いた書類等を添付すること。											

## 2-5 都 市 施 設

- ・書式例を示していない施設については、類似施設の例によること。
- ・表示方法は、線的施設については、「道路」、面的施設については「公園」、複合的施設については「下水道」を標準として記載してあるので、特に変更等の場合は、それぞれの例示を参考として運用すること。
- ・項目欄に〔 〕書きで記した都市施設については、その項目欄の都市施設の例による。

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )																																																																																																							
道 路	1. 計 画 書 (1)当初決定	○○都市計画道路の決定 <span style="float:right">〔○○県決定〕 〔○○市決定〕</span> 都市計画道路を次のように決定する。																																																																																																							
		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">名 称</th> <th colspan="3">位 置</th> <th>区 域</th> <th colspan="4">構 造</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>路線名</th> <th>起 点</th> <th>終 点</th> <th>主 な 経 過 地</th> <th>延 長</th> <th>構造 形式</th> <th>車線 の 数</th> <th>幅 員</th> <th>地表式の区間における 鉄道等との 交差の構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○○</td> <td>○○線</td> <td>○○市 ○○町 ○丁目</td> <td>○○市 ○○町 ○丁目</td> <td>○○市 ○○町 ○丁目</td> <td>約 m</td> <td></td> <td></td> <td>○車線</td> <td>○○m</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">車 線 の 数 の 内 訳</td> <td colspan="3">○車線</td> <td>約 m</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">構 造 形 式 の 内 訳</td> <td>○○市 ○○町 ○丁目</td> <td>○○市 ○○町 ○丁目</td> <td></td> <td>約 m</td> <td>高上式</td> <td></td> <td></td> <td>○～○<sup>m</sup></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>約 m</td> <td>地表式</td> <td></td> <td></td> <td>○～○<sup>m</sup></td> <td>JR○○線と立体(平面)交差 自動車専用道路○○線と平面交差 自動車専用道路と立体交差○箇所 幹線街路○○線と立体交差 幹線街路と平面交差○箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="12">           なお、○○市○○町○丁目地内に○駅前広場を設ける。         </td> </tr> <tr> <td>○○</td> <td>○○線</td> <td>○○市 ○○町 ○丁目</td> <td>○○市 ○○町 ○丁目</td> <td>○○市 ○○町 ○丁目</td> <td>約 m</td> <td>地表式</td> <td></td> <td>○車線</td> <td>○～○<sup>m</sup></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構造 形式	車線 の 数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との 交差の構造	○○	○○線	○○市 ○○町 ○丁目	○○市 ○○町 ○丁目	○○市 ○○町 ○丁目	約 m			○車線	○○m			車 線 の 数 の 内 訳		○車線			約 m							構 造 形 式 の 内 訳		○○市 ○○町 ○丁目	○○市 ○○町 ○丁目		約 m	高上式			○～○ <sup>m</sup>								約 m	地表式			○～○ <sup>m</sup>	JR○○線と立体(平面)交差 自動車専用道路○○線と平面交差 自動車専用道路と立体交差○箇所 幹線街路○○線と立体交差 幹線街路と平面交差○箇所		なお、○○市○○町○丁目地内に○駅前広場を設ける。												○○	○○線	○○市 ○○町 ○丁目	○○市 ○○町 ○丁目	○○市 ○○町 ○丁目	約 m	地表式		○車線	○～○ <sup>m</sup>		
		種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考																																																																																												
			番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構造 形式	車線 の 数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との 交差の構造																																																																																													
		○○	○○線	○○市 ○○町 ○丁目	○○市 ○○町 ○丁目	○○市 ○○町 ○丁目	約 m			○車線	○○m																																																																																														
車 線 の 数 の 内 訳		○車線			約 m																																																																																																				
構 造 形 式 の 内 訳		○○市 ○○町 ○丁目	○○市 ○○町 ○丁目		約 m	高上式			○～○ <sup>m</sup>																																																																																																
					約 m	地表式			○～○ <sup>m</sup>	JR○○線と立体(平面)交差 自動車専用道路○○線と平面交差 自動車専用道路と立体交差○箇所 幹線街路○○線と立体交差 幹線街路と平面交差○箇所																																																																																															
なお、○○市○○町○丁目地内に○駅前広場を設ける。																																																																																																									
○○	○○線	○○市 ○○町 ○丁目	○○市 ○○町 ○丁目	○○市 ○○町 ○丁目	約 m	地表式		○車線	○～○ <sup>m</sup>																																																																																																
「区域は計画図表示のとおり」																																																																																																									
理 由																																																																																																									
注 1) 「位置」は、町丁目又は字まで記載する。 注 2) 「延長」は 10m 単位、「幅員」は m 単位で記載する。 注 3) 「車線の数」は、標準となる車線の数に記載する。なお、特殊街路その他の車線がない道路においては、「車線の数」は定めない。 注 4) 「幅員」は、標準となる有効幅員を記載する。																																																																																																									

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )
(続) 道 路		<p>注 5) 「車線の数の内訳」は、一路線において異なる車線の数が存する場合（ただし、交差点等に設けられる右左折車線は「車線」とは見なさない。また、立体交差部分で側道を設ける場合は、異なる車線の数として取り扱わない。）に設けることとし、各車線の数ごとの累積線延長をそれぞれの「区域」欄に記載する。</p> <p>注 6) 「構造形式の内訳」は、一路線において異なる構造形式が二以上ある場合に設ける。その記載方法は、起点側から終点側に向かって順次、地表式以外の異なる構造形式を有する区間ごとに、当該構造形式を記載し、最後に地表式の全区間をまとめて一区間とみなして、「地表式」と記載し、それぞれの構造形式に対応する項に、位置（ただし、地表式にあっては不要）、区域及び幅員（ただし、異なる幅員がある場合は、最小幅員と最大幅員）をそれぞれ記載する。</p> <p>注 7) 「構造形式」は、一区間において、二以上の構造形式がある場合には、それぞれの構造形式を併記する。</p> <p>注 8) 地表式の区間において鉄道等と交差する場合は次による。この場合において「構造形式の内訳」が設けられる場合にあっては、「構造形式の内訳」の「地表式」の項に記載する。</p> <p>(1) 自動車専用道路の場合  鉄道及び幹線街路と平面交差する場合は個別に記載し、立体交差についてはその箇所数を記載する。</p> <p>(2) 幹線街路及び区画街路の場合  イ 鉄道との交差は、平面、立体ともに個別に記載する。  ロ 自動車専用道路と平面交差する場合は個別に記載し、立体交差についてはその箇所数を記載する。  ハ 幹線街路と立体交差する場合は個別に記載し、平面交差についてはその箇所数を記載する。</p> <p>(3) 特殊街路の場合  鉄道、自動車専用道路及び幹線街路と平面交差する場合は個別に記載し、立体交差についてはその箇所数を記載する。</p> <p>注 9) 自動車専用道路の「出入口、休憩施設等」は、なお書きとしその位置を記載し、「備考」欄には、出入口の方向及び接続道路等を記載する。  例：なお、〇〇地内に出入口を設ける。（「備考」終点方向、都市計画道路〇〇線に接続）  例：なお、〇〇地内にジャンクションを設ける。（「備考」〇〇縦貫自動車道に接続）</p> <p>注 10) 交通広場（駅前にあっては駅前広場）、駐車場等を設ける場合は、区域の説明上必要な場合は、なお書きとし、その位置を記載し、「備考」欄には、その規模等を記載する。なお、駐車場にあっては、「備考」欄には、駐車台数を記載する。  それ以外で参考として必要な場合は、「備考」欄を利用する。  例：なお、〇〇市〇〇町〇〇丁目地内に〇〇駅前広場を設ける。（「備考」面積約〇〇㎡）  例：「備考」〇〇市〇〇町〇〇丁目～〇〇丁目に共同溝を設ける。</p> <p>注 11) 特殊街路の場合、備考欄に歩行者専用道路、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路、都市モノレール専用道、路面電車道等の別を記載する。</p>



項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )																																		
(続) 道 路		<p>注 12) 環境に与える影響について記載する必要がある場合は、「理由」の中に次の例により記載すること。</p> <p>例) また、本都市計画による〇・〇・〇号〇〇線事業が周辺環境に与える影響については、以下のとおりであり、都市計画を定める上で支障がないと判断する。</p> <p>〇・〇・〇号〇〇線事業が環境に与える影響</p> <p>1. 調査の結果</p> <p>(1) 大気汚染</p> <p>(2) 騒 音</p> <p style="text-align: center;">⋮</p> <p>2. 環境の内容及び程度</p> <p>(1) 大気汚染</p> <p>(2) 騒 音</p> <p style="text-align: center;">⋮</p> <p>3. 保全のための措置</p> <p>4. 影響の評価</p>																																		
	<p>1. 計 画 書</p> <p>(2) 変 更</p>	<p style="text-align: center;">〇〇都市計画道路の変更 <math>\left[ \begin{array}{l} \text{〇〇県決定} \\ \text{〇〇市決定} \end{array} \right]</math></p> <p>都市計画道路中〇・〇・〇号〇〇線ほか〇路線を次のように変更する。</p> <table border="1" data-bbox="363 1126 1433 1375"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">名 称</th> <th colspan="3">位 置</th> <th>区 域</th> <th colspan="4">構 造</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>路線名</th> <th>起 点</th> <th>終 点</th> <th>主 な 経過地</th> <th>延 長</th> <th>構 造 形 式</th> <th>車 線 の 数</th> <th>幅 員</th> <th>地表式の区間における鉄道等との交差の構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>〇〇</td> <td>〇〇線</td> <td>〇〇市 〇〇町 〇丁目</td> <td>〇〇市 〇〇町 〇丁目</td> <td>〇〇市 〇〇町 〇丁目</td> <td>約 m</td> <td>地表式</td> <td>〇車線</td> <td>〇〇m</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「区域及び構造は計画図表示のとおり」</p> <p>理 由</p> <p>注 1) 表示方法は、決定の例による。</p> <p>注 2) 上記は、路線変更の例であるが、以下、変更の内容に応じ、本文表示を次のようにして適用する。</p> <p>例 1) 名称変更を伴う変更の場合 都市計画道路中〇・〇・〇号〇〇線を〇・〇・〇号〇〇線に名称を改め、次のように変更する</p> <p>例 2) 新たに路線を追加する場合 都市計画道路に〇・〇・〇号〇〇線ほか〇路線を次のように追加する。</p>	種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造		〇〇	〇〇線	〇〇市 〇〇町 〇丁目	〇〇市 〇〇町 〇丁目	〇〇市 〇〇町 〇丁目	約 m	地表式	〇車線	〇〇m		
種別	名 称			位 置			区 域	構 造				備 考																								
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造																										
	〇〇	〇〇線	〇〇市 〇〇町 〇丁目	〇〇市 〇〇町 〇丁目	〇〇市 〇〇町 〇丁目	約 m	地表式	〇車線	〇〇m																											

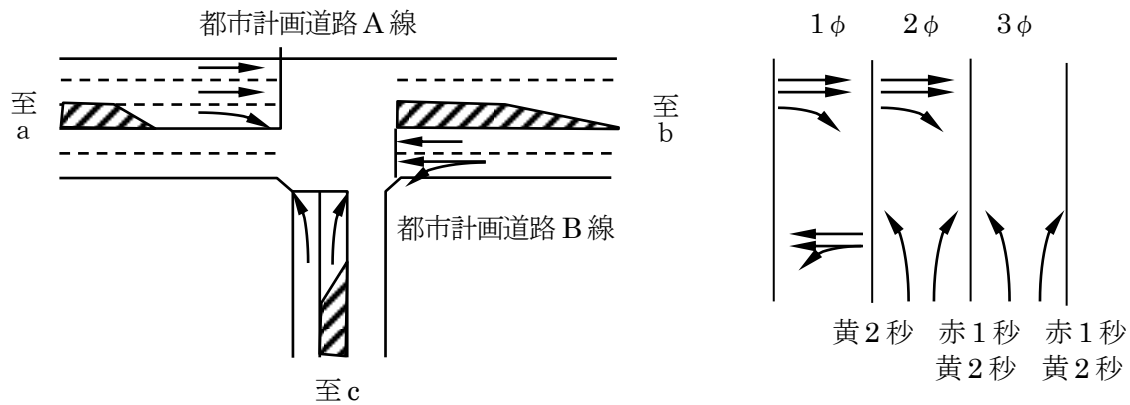
項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )
(続) 道 路		<p>例 3) 一部廃止 都市計画道路中〇・〇・〇号〇〇線を廃止する。 (備考)この場合、計画表の部分は不要(記載事項がないため)。</p> <p>例 4) 内容変更、追加、一部廃止を同時に行う場合 次のように本文表示を書き分け、所要の表示を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 都市計画道路中〇・〇・〇号〇〇線を〇・〇・〇号〇〇線に、 〇・〇・〇号〇〇線を〇・〇・〇号線に名称を改め、〇・〇・ 〇号〇〇線ほか〇路線を次のように変更する。</li> <li>2. 都市計画道路に〇・〇・〇号〇〇線ほか〇路線を次のように 追加する。</li> <li>3. 都市計画道路中〇・〇・〇号〇〇線及び〇・〇・〇号〇〇線 を廃止する。 (備考) 3の項については、計画表の部分は不要(記載事項がない ため)</li> </ol>
	2. 新旧対照表	(第 1 章による) 変更の場合のみ添付すること。該当道路についてのみ記載すること。
	3. 都市計画の 決定(変更) に係る土地 の 区 域	(第 1 章による)
	4. 将来交通量 推 計 資 料	<p>次の資料を添付すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. おおむね 20 年後の交通量を推計した資料</li> <li>2. 各交差点ごとの方向別交通量を示す資料</li> </ol>
	5. 交差点現示 計 画 書	各交差点ごとに現示計算を行い、右左折レーンの必要性を検討した資料を添付すること。
	6. 道 路 線 形 決 定 資 料	ルート比較表等、道路線形を定めた資料を添付すること。
	7. 協 議 書	<p>協議を必要とする機関との協議書(回答文書含む)を添付すること。 (協議先例)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路管理者</li> <li>・河川管理者</li> <li>・JR 等</li> </ul> </div>

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )
(続) 道 路		<p>(協議文書例)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">〇〇都第〇〇号 〇〇年〇月〇日</p> <p>東日本旅客鉄道株式会社 仙 台 支 社 長 様</p> <p style="text-align: right;">福 島 県 知 事 ( 公 印 省 略 )</p> <p style="text-align: center;">〇〇都市計画道路の変更に伴う東日本旅客鉄道 株式会社〇〇〇線との立体交差について (協議)</p> <p>このことについて、別紙のとおり案を作成しましたので、協議しま す。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 名 称    〇・〇・〇号〇〇線 (都市計画道路名)</p> <p>2. 位 置    起 点    福島県〇〇郡〇〇町字〇〇                   終 点    福島県〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇</p> <p>3. 延 長    L=約〇〇〇m</p> <p>4. 幅 員    W=〇〇〇m</p> <p>5. 交差位置    〇〇-〇〇間 35km971m 付近</p> <p>6. 交差方式    跨線橋</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>(〇〇事務所長経由)</p> <p style="text-align: right;">〇〇都第〇〇号 〇〇年〇月〇日</p> <p>東北地方整備局長 様</p> <p style="text-align: right;">福 島 県 知 事 ( 公 印 省 略 )</p> <p style="text-align: center;">〇〇都市計画道路の変更に伴う国道〇〇号 との交差について (協議)</p> <p>このことについて、別紙のとおり案を作成しましたので、協議しま す。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 名 称    〇・〇・〇号〇〇線 (都市計画道路名)</p> <p>2. 位 置    起 点    福島県〇〇郡〇〇町字〇〇                   終 点    福島県〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇</p> <p>3. 延 長    L=約〇〇〇m</p> <p>4. 幅 員    W=〇〇〇m</p> </div>
	8. 都市計画 変更の経緯	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること
	9. そ の 他	特に指示のあった書類、広報等PRに用いた書類等を添付すること。

交差点現示計算書例

都市計画道路 A 線と都市計画道路 B 線の交差点

流入部	方向	時間 交通量	現示	車線数	可能交通量	現示率	備考	緑時間	設計交通容量	混雑度	滞留長
A 線 a→b	—										
	直進	540	1φ+2φ	2	$2000 \times 0.96 \times 2 = 3840$	0.141		50"	$3840 \times 0.9 \times \frac{50}{73} = 2367$	0.23	
	右折	568	2φ	1	$1800 \times 0.96 = 1728$	0.328		30"	$1728 \times 0.9 \times \frac{30}{73} = 637$	0.89	
A 線 b→a	左折	8	1φ	}2	$2000 \times 0.96 \times 0.99 = 1900$						
	直進	540	1φ		$2000 \times 0.96 = 1920$ 3820	0.143		20"	$3820 \times 0.9 \times \frac{20}{73} = 941$	0.58	
	—										
B 線 C	左折	568	1φ+2φ	1	$1800 \times 0.96 = 1728$	0.328		45"	$1728 \times 0.9 \times \frac{45}{73} = 959$	0.59	
	—										
	右折	8	3φ	1	$1800 \times 0.96 \times 1728$	0.005		15"	$1728 \times 0.9 \times \frac{15}{73} = 311$	0.03	



現示	現示率	補正現示率	緑時間	補正緑時間
1φ	0.143	0.30	7.5	20
2φ	0.328	0.69	17.2	30
3φ	0.005	0.01	0.3	15
計	0.476	1.00	25	65

$$L = 8 \text{ 秒} \qquad \frac{+8}{73 \text{ 秒}}$$

$$c = \frac{1.5L + 5}{1 - \lambda} \div 33$$

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )																
通 路	1. 計 画 書 (1) 当初決定	<p>〇〇都市計画通路の決定 (〇〇市決定)</p> <p>都市計画通路を次のように決定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">位 置</th> <th colspan="2">面 積</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>番 号</th> <th>通路名</th> <th>幅 員</th> <th>延 長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇</td> <td>〇〇線</td> <td>〇〇市〇〇町〇〇丁目</td> <td>〇〇m</td> <td>約 m</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「区域は計画図表示のとおり」</p> <p>理 由</p> <p>注 1) 「位置」は、町丁目又は字まで記載する。複数の町丁目又は字にまたがる場合は、起点、終点を記載する。  注 2) 「延長」は 10m 単位、「幅員」は m 単位で記載する。  注 3) 「幅員」は、標準幅員を記載する。  注 4) 「備考」は、構造形式等、参考として必要な事項を記載する。  注 5) 道路として管理される予定のものは「道路」として定めること。</p>	名 称		位 置	面 積		備 考	番 号	通路名	幅 員	延 長	〇	〇〇線	〇〇市〇〇町〇〇丁目	〇〇m	約 m	
	名 称		位 置	面 積		備 考												
	番 号	通路名		幅 員	延 長													
	〇	〇〇線	〇〇市〇〇町〇〇丁目	〇〇m	約 m													
	1. 計 画 書 (2) 変 更	(「道路」の例による)																
	2. 新旧対照表	(第 1 章による) 変更の場合のみ添付すること。該当通路についてのみ記載すること。																
	3. 都市計画の 決定 (変更) に係る土地 の 区 域	(第 1 章による)																
4. 協 議 書	協議を必要とする機関との協議書を添付すること。																	
5. 都市計画 変更の経緯	(第 1 章による) 変更の場合のみ添付すること。																	
6. そ の 他	特に指示のあった書類、広報等 PR に用いた書類等を添付すること。																	
都市高速鉄道	1. 計 画 書 (1) 当初決定	<p>〇〇都市計画都市高速鉄道の決定 (〇〇県決定)</p> <p>都市計画都市高速鉄道を次のように決定する。</p>																

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )							
(続) 都市高速鉄道		名 称			位 置	区域	構 造	備考	
		番号	路線名	起点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	地表式の区間における幹線街路等との交差の構造
		〇〇	〇〇鉄道 〇〇線	〇〇市〇〇 町〇〇丁目	〇〇市〇〇 町〇〇丁目	〇〇市〇〇 町〇〇丁目	約 m		
			内 訳	〇〇市〇〇 町〇〇丁目	〇〇市〇〇 町〇〇丁目	〇〇市〇〇 町〇〇丁目	約 m	嵩上式	
							約 m	地表式	幹線街路〇〇線 と平面交差 幹線街路と立体 交差〇箇所
				なお、〇〇市〇〇町〇〇丁目地内に〇〇駅を設ける。					
			「区域及び構造は計画図表示のとおり」						
			理 由						
			<p>注 1) 「位置」は、町丁目又は字まで記載する。</p> <p>注 2) 「延長」は 10m 単位で記載する。</p> <p>注 3) 「内訳」の記載並びに「構造形式」を併記する場合については道路の例による。</p> <p>注 4) 地表式の区間においては、幹線街路と平面交差する場合は個別に記載し、鉄道、自動車専用道路及び幹線街路との立体交差についてはその箇所数を記載する。 この場合において「内訳」が設けられる場合にあつては、「内訳」の「地表式」の項に記載する。</p> <p>注 5) 線路線数を記載する場合は、単線の場合は「1」、複線の場合は「2」等として「備考」欄に記載する。 例：線路線数 2</p> <p>注 6) 連続立体交差事業関係の決定については、それぞれ個別の計画決定（番号も省略）として処理する。 この場合、「備考」欄には、「連続立体交差事業」と記載する。</p> <p>注 7) 駅、駐車場、車庫等主要な施設は、なお書きとし、その位置を記載する。 例：なお、〇〇市〇〇町〇〇丁目地内に〇〇駅を設ける。</p>						
			1. 計 画 書 (2) 変 更	（「道路」の例による）					
		2. 新旧対照表	（第 1 章による）変更の場合のみ添付すること。該当路線についてのみ記載すること。						
		3. 都市計画の 決定（変更） に係る土地 の 区 域	（第 1 章による）						
		4. 協 議 書	協議を必要とする機関との協議書を添付すること。						

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )																												
(続) 都市高速鉄道	5. 都市計画 変更の経緯	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。																												
	6. そ の 他	特に指示のあった書類、広報等 PR に用いた書類等を添付すること。																												
軌 道	1. 計 画 書 (1) 当初決定	〇〇都市計画軌道の決定 (〇〇市決定) 都市計画軌道を次のように決定する。																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th colspan="3">位 置</th> <th>区 域</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>通路名</th> <th>起 点</th> <th>終 点</th> <th>主 経 過 地</th> <th>延 長</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇</td> <td>〇〇線</td> <td>〇〇市〇〇町 〇〇丁目</td> <td>〇〇市〇〇 町〇〇丁目</td> <td>〇〇市〇〇 町〇〇丁目</td> <td>約 m</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">なお、〇〇市〇〇町〇〇丁目地内に〇〇停留場を設ける。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		名 称		位 置			区 域	備 考	番号	通路名	起 点	終 点	主 経 過 地	延 長		〇〇	〇〇線	〇〇市〇〇町 〇〇丁目	〇〇市〇〇 町〇〇丁目	〇〇市〇〇 町〇〇丁目	約 m		なお、〇〇市〇〇町〇〇丁目地内に〇〇停留場を設ける。						
	名 称		位 置			区 域	備 考																							
	番号	通路名	起 点	終 点	主 経 過 地	延 長																								
	〇〇	〇〇線	〇〇市〇〇町 〇〇丁目	〇〇市〇〇 町〇〇丁目	〇〇市〇〇 町〇〇丁目	約 m																								
	なお、〇〇市〇〇町〇〇丁目地内に〇〇停留場を設ける。																													
	「区域は計画図表示のとおり」 理 由																													
	<p>注1) 「位置」は、町丁目又は字まで記載する。  注2) 「延長」は、10m 単位で記載する。  注3) 線路線数を記載する場合は、単線の場合は「1」、複線の場合は「2」等として「備考」欄に記載する。例：線路線数 2  注4) 停留場、車庫等主要な施設は、なお書きとし、その位置を記載する。</p>																													
	1. 計 画 書 (2) 変 更	(「道路」の例による)																												
	2. 新旧対照表	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。該当路線についてのみ記載すること。																												
3. 都市計画の 決定 (変更) に係る土地 の 区 域	(第1章による)																													
4. 協 議 書	協議を必要とする機関との協議書を添付すること。																													
5. 都市計画 変更の経緯	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。																													
6. そ の 他	特に指示のあった書類、広報等 PR に用いた書類等を添付すること。																													
駐 車 場	1. 計 画 書 (1) 当初決定	〇〇都市計画駐車場の決定 (〇〇市決定) 都市計画駐車場を次のように決定する。																												

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )																		
(続) 駐 車 場		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">位 置</th> <th rowspan="2">面 積</th> <th rowspan="2">構 造</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>駐車場名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>〇〇自動車 駐 車 場</td> <td>〇〇市〇〇町〇〇丁 目</td> <td>約 m<sup>2</sup></td> <td>地上〇層 地下〇層</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		名 称		位 置	面 積	構 造	備 考	番号	駐車場名	○	〇〇自動車 駐 車 場	〇〇市〇〇町〇〇丁 目	約 m <sup>2</sup>	地上〇層 地下〇層				
	名 称		位 置	面 積	構 造					備 考										
	番号	駐車場名																		
	○	〇〇自動車 駐 車 場	〇〇市〇〇町〇〇丁 目	約 m <sup>2</sup>	地上〇層 地下〇層															
		「区域は計画図表示のとおり」 理 由																		
		注 1) 「自動車駐車場」と「自転車駐車場」とは別業とする。 注 2) 「位置」は、町丁目又は字まで記載する。 注 3) 「面積」は、駐車場の敷地の面積をいい、100 m <sup>2</sup> (1,000 m <sup>2</sup> 未満のものにあつては、10 m <sup>2</sup> ) 単位で記載する。 注 4) 「構造」欄には、地上及び地下の階層を記載する。 注 5) 「備考」欄には、概ねの駐車台数、出入口の箇所数を記載する。 例：約〇〇台、出入口〇箇所																		
	1. 計 画 書 (2) 変 更	(「道路」の例による)																		
2. 新旧対照表	(第 1 章による) 変更の場合のみ添付すること。該当駐車場についてのみ記載すること。																			
3. 都市計画の 決定 (変更) に係る土地 の 区 域	(第 1 章による)																			
4. 協 議 書	協議を必要とする機関との協議書を添付すること。																			
5. 都市計画 変更の経緯	(第 1 章による) 変更の場合のみ添付する。																			
6. そ の 他	特に指示のあった書類、広報等 PR に用いた書類等を添付すること。																			
自 動 車 ターミナル	1. 計 画 書 (1) 当初決定	〇〇都市計画自動車ターミナルの決定 (〇〇市決定) 都市計画自動車ターミナルを次のように決定する。																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 別</th> <th colspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">位 置</th> <th rowspan="2">面 積</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>ターミナル名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇ターミナル</td> <td>○</td> <td>〇〇ターミナル</td> <td>〇〇市〇〇町〇〇丁 目</td> <td>約 ha</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		種 別	名 称		位 置	面 積	備 考	番号	ターミナル名	〇〇ターミナル	○	〇〇ターミナル	〇〇市〇〇町〇〇丁 目	約 ha				
	種 別	名 称			位 置	面 積				備 考										
番号		ターミナル名																		
〇〇ターミナル	○	〇〇ターミナル	〇〇市〇〇町〇〇丁 目	約 ha																
	「区域は計画図表示のとおり」 理 由																			
	注 1) 「種別」は、トラックターミナル又はバスターミナルの別を記載する。																			



項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )												
(続) 自 動 車 ターミナル		注 2) 「位置」は、町丁目又は字まで記載する。 注 3) 「面積」は、小数点以下第 1 位まで記載する。 注 4) 「備考」欄には、おおむねのバース数、階層及び専用と一般の別を記載する。												
	1. 計 画 書 (2) 変 更	(「道路」の例による)												
	2. 新旧対照表	(第 1 章による) 変更の場合のみ添付すること。該当施設についてのみ記載すること。												
	3. 都市計画の 決定 (変更) に係る土地 の 区 域	(第 1 章による)												
	4. 協 議 書	協議を必要とする機関との協議書を添付すること。												
	5. 都市計画 変更の経緯	(第 1 章による) 変更の場合のみ添付する。												
	6. そ の 他	特に指示のあった書類、広報等 PR に用いた書類等を添付すること。												
空 港	1. 計 画 書 (1) 当初決定	<p style="text-align: center;">〇〇都市計画空港の決定 <math>\left\{ \begin{array}{l} \text{〇〇県決定} \\ \text{〇〇市決定} \end{array} \right\}</math></p> <p style="text-align: center;">都市計画空港を次のように決定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">位 置</th> <th rowspan="2">面 積</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>番 号</th> <th>空 港 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">〇 〇 空 港</td> <td style="text-align: center;">〇〇市〇〇町〇〇丁目</td> <td style="text-align: center;">約 ha</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">「区域は計画図表示のとおり」</p> <p>理 由</p> <p>注 1) 「位置」は、町丁目又は字まで記載する。 注 2) 「面積」は、小数点以下第 1 位まで記載する。 注 3) 「備考」欄には、空港整備法による空港の種類及び滑走路の延長 (滑走路が二以上ある場合はそれぞれの延長) を記載する。</p>	名 称		位 置	面 積	備 考	番 号	空 港 名	○	〇 〇 空 港	〇〇市〇〇町〇〇丁目	約 ha	
	名 称		位 置	面 積				備 考						
	番 号	空 港 名												
	○	〇 〇 空 港	〇〇市〇〇町〇〇丁目	約 ha										
	1. 計 画 書 (2) 変 更	(「道路」の例による)												
2. 新旧対照表	(第 1 章による) 変更の場合のみ添付すること。該当空港についてのみ記載すること。													
3. 都市計画の 決定 (変更) に係る土地 の 区 域	(第 1 章による)													
4. 協 議 書	協議を必要とする機関との協議書を添付すること。													

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )														
(続) 空 港	5. 都市計画 変更の経緯	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。														
	6. そ の 他	特に指示のあった書類、広報等 PR に用いた書類等を添付すること。														
港 湾	1. 計 画 書 (1) 当初決定	<p>〇〇都市計画港湾の決定 (〇〇市決定)</p> <p>都市計画港湾を次のように決定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">位 置</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>港 湾 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇</td> <td>〇 〇 港</td> <td>〇〇市〇〇町〇〇丁目</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「区域は計画図表示のとおり」 理 由</p> <p>注1) 「位置」は、町丁目又は字まで記載する。</p>	名 称		位 置	備 考	番号	港 湾 名	〇	〇 〇 港	〇〇市〇〇町〇〇丁目					
	名 称		位 置	備 考												
	番号	港 湾 名														
	〇	〇 〇 港	〇〇市〇〇町〇〇丁目													
	1. 計 画 書 (2) 変 更	(「道路」の例による)														
	2. 新旧対照表	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。該当港湾についてのみ記載すること。														
	3. 都市計画の 決定(変更) に係る土地 の 区 域	(第1章による)														
	4. 協 議 書	協議を必要とする機関との協議書を添付すること。														
5. 都市計画 変更の経緯	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。															
6. そ の 他	特に指示のあった書類、広報等 PR に用いた書類等を添付すること。															
公 園	1. 計 画 書 (1) 当初決定	<p>〇〇都市計画公園の決定 (〇〇県決定) 〇〇市決定)</p> <p>都市計画公園を次のように決定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">位 置</th> <th rowspan="2">面 積</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>番 号</th> <th>公園名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇</td> <td>〇・〇・〇</td> <td>〇〇公園</td> <td>〇〇市〇〇町〇〇丁 目</td> <td>約 ha</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「区域は計画図表示のとおり」 理 由</p> <p>注1) 「位置」は、町丁目又は字まで記載する。 注2) 「面積」は、次により ha を単位として記載する。 イ) 街区公園 小数点以下第2位まで ロ) その他 小数点以下第1位まで</p>	種別	名 称		位 置	面 積	備 考	番 号	公園名	〇〇	〇・〇・〇	〇〇公園	〇〇市〇〇町〇〇丁 目	約 ha	
	種別	名 称		位 置	面 積				備 考							
番 号		公園名														
〇〇	〇・〇・〇	〇〇公園	〇〇市〇〇町〇〇丁 目	約 ha												

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )														
(続) 公 園		注 3) 二以上の都市計画区域にわたる場合の本文表示は、次の例による。 例) ○○都市計画、○○都市計画、○○都市計画公園を次のように決定する。														
	1. 計 画 書 更 (2) 変 更	<p style="text-align: center;">○○都市計画公園の変更 <span style="float: right;">〔○○県決定〕 〔○○市決定〕</span></p> <p>都市計画公園中○・○・○号○○公園ほか○○公園を次のように変更する。</p> <table border="1" data-bbox="564 528 1442 714"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">位 置</th> <th rowspan="2">面 積</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>番 号</th> <th>公 園 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○○</td> <td>○・○・○</td> <td>○○公園</td> <td>○○市○○町○○丁目</td> <td>約 ha</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「区域は計画図表示のとおり」 理 由</p> <p>注 1) 表示方法は、決定の例による。 注 2) 上記は、区域等の変更の例であるが、以下、変更の内容に応じ、本文表示を次のようにして適用する。 例 1) 名称変更を伴う変更の場合 都市計画公園中○・○・○号○○公園を○・○・○号○○公園に名称を改め、次のように変更する。 例 2) 新たに公園を追加する場合 都市計画公園に○・○・○号○○公園ほか○公園を次のように追加する。 例 3) 一部廃止 都市計画公園中○・○・○号○○公園を廃止する。 (備考) この場合、計画表の部分は不要 (記載事項がないため) 例 4) 内容変更、追加、一部廃止を同時に行う場合、次のように本文表示を書き分け、所要の表示を行う。 1. 都市計画公園中○・○・○号○○公園を○・○・○号○○公園に、○・○・○号○○公園を○・○・○号公園に名称を改め、○・○・○号○○公園ほか○公園を次のように変更する。 2. 都市計画公園に○・○・○号○○公園ほか○公園を次のように追加する 3. 都市計画公園中○・○・○号○○公園及び○・○・○号○○公園を廃止する。 (備考) 3 の項目については、計画表の部分は不要 (記載事項がないため)。</p>	種別	名 称		位 置	面 積	備 考	番 号	公 園 名	○○	○・○・○	○○公園	○○市○○町○○丁目	約 ha	
	種別	名 称		位 置	面 積				備 考							
番 号		公 園 名														
○○	○・○・○	○○公園	○○市○○町○○丁目	約 ha												
2. 新旧対照表	(第 1 章による) 変更の場合のみ添付すること。該当公園についてのみ記載すること。															

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )												
(続) 公 園	3. 都市計画の決定(変更)に係る土地の区域	(第1章による)												
	4. 協 議 書	協議を必要とする機関との協議書を添付すること。												
	5. 都市計画変更の経緯	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。												
	6. そ の 他	特に指示のあった書類、広報等 PR に用いた書類等を添付すること。												
緑 地 (広 場) 運 動 場 墓 園 その他公共空地	1. 計 画 書 (1) 当初決定	<p style="text-align: center;">〇〇都市計画緑地の決定 <span style="float: right;">〔〇〇県決定〕 〔〇〇市決定〕</span></p> <p>都市計画緑地を次のように決定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">位 置</th> <th rowspan="2">面 積</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>緑地名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>〇〇緑地</td> <td>〇〇市〇〇町〇〇丁目</td> <td style="text-align: center;">約 ha</td> <td>〇〇緑地</td> </tr> </tbody> </table> <p>「区域は計画図表示のとおり」 理 由</p> <p>注1) 「位置」は、町丁目又は字まで記載する。 注2) 「面積」は、ha を単位として小数点以下第1位(1ha未滿のものにあつては小数点以下第2位)まで記載する。 注3) 備考欄について (緑地) 緑地の特質を記載する。例：河岸緑地 (運動場) 主要な運動場施設及び運動場面積に対する運動施設の敷地面積のおおむねの割合等を記載する。 (墓園) 主要な墓園施設、墓所面積及び墓園面積に対する墓所面積のおおむねの割合等を記載する。</p>	名 称		位 置	面 積	備 考	番号	緑地名	○	〇〇緑地	〇〇市〇〇町〇〇丁目	約 ha	〇〇緑地
	名 称		位 置	面 積				備 考						
	番号	緑地名												
	○	〇〇緑地	〇〇市〇〇町〇〇丁目	約 ha	〇〇緑地									
	1. 計 画 書 (2) 変 更	(「公園」の例による)												
	2. 新旧対照表	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。該当施設についてのみ記載すること。												
	3. 都市計画の決定(変更)に係る土地の区域	(第1章による)												
4. 協 議 書	協議を必要とする機関との協議書を添付すること。													
5. 都市計画変更の経緯	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。													
6. そ の 他	特に指示のあった書類、広報等 PR に用いた書類等を添付すること。													

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )																														
下水道 (1)流域 下水道	1. 計 画 書 (1) 当初決定	<p style="text-align: center;">〇〇都市計画、〇〇都市計画及び〇〇都市計画 下水道の決定 (〇〇県決定)</p> <p>〇〇都市計画、〇〇都市計画及び〇〇都市計画〇〇流域下水道を次のように決定する。</p> <p>1. 下水道の名称    〇〇流域下水道</p> <p>2. 排水区域</p> <table border="1" data-bbox="587 546 1442 719"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">接 続 す る 下 水 道</th> <th style="text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇都市計画〇〇公共下水道</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇都市計画〇〇公共下水道</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇都市計画〇〇特定環境保全公共下水道</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 下水管渠</p> <table border="1" data-bbox="587 804 1442 999"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">内 訳</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">位 置</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">備 考</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">起 点</th> <th style="text-align: center;">終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">〇〇幹線 放流管渠</td> <td>〇〇市〇〇町〇丁目</td> <td>〇〇市〇〇町〇丁目</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>〇〇市〇〇町〇丁目</td> <td>〇〇市〇〇町〇丁目</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">「区域は計画図表示のとおり」</p> <p>4. その他の施設</p> <table border="1" data-bbox="587 1144 1442 1317"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">内 訳</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇ポンプ場</td> <td>〇〇市〇〇町〇丁目及び〇丁目</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>〇〇処理場</td> <td>〇〇市〇〇町〇丁目及び〇丁目</td> </tr> <tr> <td>〇〇調整池</td> <td>〇〇市〇〇町〇丁目及び〇丁目</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">「区域は計画図表示のとおり」</p> <p>理 由</p> <p>注 1) 排水区域の「接続する下水道」は、流域関連公共下水道の名称を記載する。            注 2) 「位置」は、町丁目又は字まで記載する。            注 3) 「起点」は、下流側とする。            注 4) 「4. その他の施設」の「備考」欄には、面積を記載する。            例：(〇〇ポンプ場) 〇〇㎡、(〇〇処理場) 〇〇㎡、(調整池) 〇〇㎡</p>	接 続 す る 下 水 道	備 考	〇〇都市計画〇〇公共下水道		〇〇都市計画〇〇公共下水道		〇〇都市計画〇〇特定環境保全公共下水道		内 訳	位 置		備 考	起 点	終 点	〇〇幹線 放流管渠	〇〇市〇〇町〇丁目	〇〇市〇〇町〇丁目		〇〇市〇〇町〇丁目	〇〇市〇〇町〇丁目	内 訳	位 置	備 考	〇〇ポンプ場	〇〇市〇〇町〇丁目及び〇丁目		〇〇処理場	〇〇市〇〇町〇丁目及び〇丁目	〇〇調整池	〇〇市〇〇町〇丁目及び〇丁目
接 続 す る 下 水 道	備 考																															
〇〇都市計画〇〇公共下水道																																
〇〇都市計画〇〇公共下水道																																
〇〇都市計画〇〇特定環境保全公共下水道																																
内 訳	位 置		備 考																													
	起 点	終 点																														
〇〇幹線 放流管渠	〇〇市〇〇町〇丁目	〇〇市〇〇町〇丁目																														
	〇〇市〇〇町〇丁目	〇〇市〇〇町〇丁目																														
内 訳	位 置	備 考																														
〇〇ポンプ場	〇〇市〇〇町〇丁目及び〇丁目																															
〇〇処理場	〇〇市〇〇町〇丁目及び〇丁目																															
〇〇調整池	〇〇市〇〇町〇丁目及び〇丁目																															
	1. 計 画 書 (2) 変 更	<p style="text-align: center;">〇〇都市計画、〇〇都市計画及び〇〇都市計画 下水道の変更 (〇〇県決定)</p> <p>〇〇都市計画、〇〇都市計画及び〇〇都市計画〇〇流域下水道「3 下水管渠」中〇〇幹線ほか〇線を次のように変更する。</p>																														

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )										
(続) 下水道 (1)流域下水道		<p>3. 下水管渠</p> <table border="1" data-bbox="587 293 1442 456"> <thead> <tr> <th data-bbox="587 293 719 344" rowspan="2">内 訳</th> <th colspan="2" data-bbox="719 293 1283 344">位 置</th> <th data-bbox="1283 293 1442 344" rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th data-bbox="719 344 1007 396">起 点</th> <th data-bbox="1007 344 1283 396">終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="587 396 719 456">〇〇幹線</td> <td data-bbox="719 396 1007 456">〇〇市〇〇町〇丁目</td> <td data-bbox="1007 396 1283 456">〇〇市〇〇町〇丁目</td> <td data-bbox="1283 396 1442 456"></td> </tr> </tbody> </table> <p>「区域は計画図表示のとおり」</p> 理由	内 訳	位 置		備 考	起 点	終 点	〇〇幹線	〇〇市〇〇町〇丁目	〇〇市〇〇町〇丁目	
	内 訳	位 置		備 考								
		起 点	終 点									
	〇〇幹線	〇〇市〇〇町〇丁目	〇〇市〇〇町〇丁目									
	<p>注 1) 既定の流域下水道の一部を変更する場合は、計画書中当該変更に係る部分だけを表示すれば足りるものとする。 (上記は管渠の変更の例)</p> <p>注 2) 表示方法は、決定の例によること。</p> <p>注 3) 変更の内容に応じ、本文表示を次のようにして適用する。</p> <p>例 1) 新たに施設を追加する場合  〇〇都市計画、〇〇都市計画及び〇〇都市計画〇〇流域下水道「3. 下水管渠」に〇〇幹線を次のように追加する。</p> <p>例 2) 施設の変更、追加を同時に行う場合  〇〇都市計画、〇〇都市計画及び〇〇都市計画〇〇流域下水道「2. 排水区域」及び「3. 下水管渠」中〇〇幹線を次のように変更し、同流域下水道「4. その他の施設」に〇〇ポンプ場を次のように追加する。</p> <p>例 3) 一部廃止  〇〇都市計画、〇〇都市計画及び〇〇都市計画〇〇流域下水道「3. 下水管渠」中〇〇幹線を廃止する。  (備考) この場合、計画表の部分は不要(記載事項がないため)。</p> <p>注 4) 既定の流域下水道に新しく他の都市計画に係る流域下水道を追加する場合は、既定の都市計画に係る流域下水道の変更と新しく追加される都市計画に係る流域下水道の決定として取り扱う。</p> <p>例) 〇〇都市計画、〇〇都市計画及び〇〇都市計画下水道の変更並びに〇〇都市計画下水道の決定 (〇〇県知事決定)  〇〇都市計画、〇〇都市計画及び〇〇都市計画〇〇流域下水道を次のように変更し、〇〇都市計画〇〇流域下水道を次のように決定する。  (備考) 計画表は、追加部分を含んだ全体を表示する。</p>											
2. 新旧対照表	(第 1 章による) 変更の場合のみ添付すること。全部の内容を記載すること。											
3. 都市計画の決定 (変更) に係る土地の区域	(第 1 章による)											
4. 基本計画書	基本計画を示す書類を添付すること。											

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )																						
下 水 道 (1)流域下 水 道	5. 協 議 書	協議を必要とする機関との協議書を添付すること。																						
	6. 都 市 計 画 変 更 の 経 緯	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。																						
	7. そ の 他	特に指示のあった書類、広報等 PR に用いた書類等を添付すること。																						
下 水 道 (2)公共下 水道及び都 市 下 水 路	1. 計 画 書 (1) 当初決定	<p>〇〇都市計画下水道の決定 (〇〇県決定) (〇〇市決定)</p> <p>都市計画〇〇<sup>公共下水道</sup><sub>都市下水路</sub> を次のように決定する。</p> <p>1. 下水道の名称 〇〇<sup>公共下水道</sup><sub>都市下水路</sub></p> <p>2. 排水区域 「排水区域は総括図表示のとおり」 (備考) 面積 約 ha (うち処理区域約 ha)</p> <p>3. 下水管渠</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">内 訳</th> <th colspan="2">位 置</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>起 点</th> <th>終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇幹線 放流管渠</td> <td>〇〇市〇〇町〇丁目 〇〇市〇〇町〇丁目</td> <td>〇〇市〇〇町〇丁目 〇〇市〇〇町〇丁目</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「区域は計画図表示のとおり」</p> <p>4. その他の施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 訳</th> <th>位 置</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇ポンプ場</td> <td>〇〇市〇〇町〇丁目及び〇丁目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇処 理 場</td> <td>〇〇市〇〇町〇丁目及び〇丁目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇調 整 池</td> <td>〇〇市〇〇町〇丁目及び〇丁目</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「区域は計画図表示のとおり」</p> <p>理 由</p> <p>注1) 公共下水道と都市下水路は別葉とする。  注2) 都市計画区域に二以上同種の下水道(但し、都市下水路を除く。)がある場合は、それぞれにつき一葉の計画書とする。  注3) 排水区域は下水を排除すべき区域(都市下水路にあっては集水区域)を記載する。なお、排水区域の「備考」欄には、汚水処理区域の面積を記載する。  注4) 「位置」は、町丁目又は字まで記載する。  注5) 起点は、下流側とする。  注6) 「2. 排水区域」及び「4. その他の施設」の「備考」欄には、面積を記載する。  例: (〇〇ポンプ場) 〇〇㎡、(〇〇処理場) 〇〇㎡、(〇〇調整池) 〇〇㎡</p>	内 訳	位 置		備 考	起 点	終 点	〇〇幹線 放流管渠	〇〇市〇〇町〇丁目 〇〇市〇〇町〇丁目	〇〇市〇〇町〇丁目 〇〇市〇〇町〇丁目		内 訳	位 置	備 考	〇〇ポンプ場	〇〇市〇〇町〇丁目及び〇丁目		〇〇処 理 場	〇〇市〇〇町〇丁目及び〇丁目		〇〇調 整 池	〇〇市〇〇町〇丁目及び〇丁目	
内 訳	位 置			備 考																				
	起 点	終 点																						
〇〇幹線 放流管渠	〇〇市〇〇町〇丁目 〇〇市〇〇町〇丁目	〇〇市〇〇町〇丁目 〇〇市〇〇町〇丁目																						
内 訳	位 置	備 考																						
〇〇ポンプ場	〇〇市〇〇町〇丁目及び〇丁目																							
〇〇処 理 場	〇〇市〇〇町〇丁目及び〇丁目																							
〇〇調 整 池	〇〇市〇〇町〇丁目及び〇丁目																							

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )																		
(続) 下 水 道 (2)公共下水道及び都市下水路	1. 計 画 書 (2) 変 更	(「流域下水道」の例による)																		
	2. 新旧対照表	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。全部の内容を記載すること。																		
	3. 都市計画の決定(変更)に係る土地の区域	(第1章による)																		
	4. 計画説明書	1. 公共下水道にあつては、基本計画書又は基本的事項を定めた計画書。 2. 都市下水路にあつては、次の内容を含む計画書。 ① 計画排水区域の現況(浸水の状況等) ② 排水系統 ③ 計画雨水流出量 ④ 水路の断面決定 ⑤ 流量計算書																		
	5. 協 議 書	協議を必要とする機関との協議書を添付すること。																		
	6. 都市計画変更の経緯	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。																		
	7. そ の 他	特に指示のあつた書類、広報等PRに用いた書類等を添付すること。																		
水 道	1. 計 画 書 (1) 当初決定	<p style="text-align: center;">〇〇都市計画水道の決定 <span style="font-size: 1.2em;">〔</span> 〇〇県決定 <span style="font-size: 1.2em;">〕</span>  <span style="font-size: 1.2em;">〔</span> 〇〇市決定 <span style="font-size: 1.2em;">〕</span></p> <p>都市計画〇〇水道を次のように決定する。</p> <p>1. 水道の名称      〇〇水道</p> <p>2. 管 路</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">内 訳</th> <th colspan="2">位 置</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>起 点</th> <th>終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇導水管</td> <td>〇〇市〇〇町〇丁目</td> <td>〇〇市〇〇町〇丁目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇送水管</td> <td>〇〇市〇〇町〇丁目</td> <td>〇〇市〇〇町〇丁目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇排水管</td> <td>〇〇市〇〇町〇丁目</td> <td>〇〇市〇〇町〇丁目</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「区域は計画図表示のとおり」</p>	内 訳	位 置		備 考	起 点	終 点	〇〇導水管	〇〇市〇〇町〇丁目	〇〇市〇〇町〇丁目		〇〇送水管	〇〇市〇〇町〇丁目	〇〇市〇〇町〇丁目		〇〇排水管	〇〇市〇〇町〇丁目	〇〇市〇〇町〇丁目	
内 訳	位 置			備 考																
	起 点	終 点																		
〇〇導水管	〇〇市〇〇町〇丁目	〇〇市〇〇町〇丁目																		
〇〇送水管	〇〇市〇〇町〇丁目	〇〇市〇〇町〇丁目																		
〇〇排水管	〇〇市〇〇町〇丁目	〇〇市〇〇町〇丁目																		



項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )																		
(続) 水 道		3. その他の施設																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>内 訳</th> <th>位 置</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇貯水施設</td> <td>〇〇市〇〇町〇丁目及び〇丁目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇取水施設</td> <td>〇〇市〇〇町〇丁目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇浄水施設</td> <td>〇〇市〇〇町〇丁目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇給 水 場</td> <td>〇〇市〇〇町〇丁目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇ポンプ場</td> <td>〇〇市〇〇町〇丁目</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	内 訳	位 置	備 考	〇〇貯水施設	〇〇市〇〇町〇丁目及び〇丁目		〇〇取水施設	〇〇市〇〇町〇丁目		〇〇浄水施設	〇〇市〇〇町〇丁目		〇〇給 水 場	〇〇市〇〇町〇丁目		〇〇ポンプ場	〇〇市〇〇町〇丁目	
		内 訳	位 置	備 考																
		〇〇貯水施設	〇〇市〇〇町〇丁目及び〇丁目																	
		〇〇取水施設	〇〇市〇〇町〇丁目																	
		〇〇浄水施設	〇〇市〇〇町〇丁目																	
		〇〇給 水 場	〇〇市〇〇町〇丁目																	
		〇〇ポンプ場	〇〇市〇〇町〇丁目																	
「区域は計画図表示のとおり」 理 由																				
注 1) 二以上の都市計画区域にわたる場合の本文表示は次の例による。 例：〇〇都市計画、〇〇都市計画及び〇〇都市計画水道を次のように決定する。																				
注 2) 「2. 管路」については主要なものを記載する。																				
注 3) 「位置」は、町丁目又は字まで記載する。																				
注 4) 管路の「備考」欄には、給水区域の面積を記載し、参考図にその区域を記載する。 例：給水区域約〇〇ha																				
注 5) 「3. その他の施設」の「備考」欄には、面積を記載する。 例：(〇〇貯水施設) 〇〇ha、(〇〇取水施設) 〇〇㎡、(〇〇浄水施設) 〇〇㎡、(〇〇給水場) 〇〇㎡、(〇〇ポンプ場) 〇〇㎡。																				
1. 計 画 書 (2) 変 更	(「流域下水道」の例による)																			
2. 新旧対照表	(第 1 章による) 変更の場合のみ添付すること。全部の内容を記載すること。																			
3. 都市計画の 決定 (変更) に係る土地 の 区 域	(第 1 章による)																			
4. 協 議 書	協議を必要とする機関との協議書を添付すること。																			
5. 都 市 計 画 変 更 の 経 緯	(第 1 章による) 変更の場合のみ添付すること。																			
6. そ の 他	特に指示のあった書類、広報等 PR に用いた書類等を添付すること。																			

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )												
<b>汚物処理場</b> (ごみ焼却場 ごみ処理場 学 校 図 書 館 病 院 保 育 所 市 場 と 畜 場 火 葬 場)	1. 計 画 書 (1) 当初決定	<p>〇〇都市計画汚物処理場の決定 (〇〇市決定)</p> <p>都市計画汚物処理場を次のように決定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">位 置</th> <th rowspan="2">面 積</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>汚物処理場名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇</td> <td>〇〇汚物処理場</td> <td>〇〇市〇〇町〇〇丁目</td> <td>約 m<sup>2</sup></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「区域は計画図表示のとおり」</p> <p>理 由</p> <p>注1) 「位置」は、町丁目又は字まで記載する。            注2) 「面積」は、100 m<sup>2</sup> (1,000 m<sup>2</sup>未満のものにあつては10 m<sup>2</sup>) 単位で記載する。</p>	名 称		位 置	面 積	備 考	番号	汚物処理場名	〇	〇〇汚物処理場	〇〇市〇〇町〇〇丁目	約 m <sup>2</sup>	
	名 称		位 置	面 積				備 考						
	番号	汚物処理場名												
	〇	〇〇汚物処理場	〇〇市〇〇町〇〇丁目	約 m <sup>2</sup>										
	1. 計 画 書 (2) 変 更	(「公園」の例による)												
	2. 新旧対照表	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。該当施設についてのみ記載すること。												
	3. 都市計画の 決定(変更) に係る土地 の 区 域	(第1章による)												
4. 協 議 書	協議を必要とする機関との協議書を添付すること。													
5. 都市計画 変更の経緯	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。													
6. そ の 他	特に指示のあった書類、広報等 PR に用いた書類等を添付すること。													
<b>電気供給 施設</b> (ガス供給 施設 地域冷暖房 施設 熱供給基幹 施設 電気通信 事業用施設)	1. 計 画 書 (1) 当初決定	<p>〇〇都市計画電気供給施設の決定 (〇〇市決定)</p> <p>都市計画〇〇電気供給施設を次のように決定する。</p> <p>1. 電気供給施設の名称 〇〇電気供給施設</p> <p>2. 管 路</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">内 訳</th> <th colspan="2">位 置</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>起 点</th> <th>終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇幹線</td> <td>〇〇市〇〇町〇丁目</td> <td>〇〇市〇〇町〇丁目</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「区域は計画図表示のとおり」</p>	内 訳	位 置		備 考	起 点	終 点	〇〇幹線	〇〇市〇〇町〇丁目	〇〇市〇〇町〇丁目			
	内 訳	位 置		備 考										
起 点		終 点												
〇〇幹線	〇〇市〇〇町〇丁目	〇〇市〇〇町〇丁目												

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )																																			
(続) 電気供給施設 (ガス供給施設 地域冷暖房施設 熱供給基幹施設 電気通信事業用施設)		3. その他の施設 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">内 訳</th> <th style="width: 33%;">位 置</th> <th style="width: 34%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇センター</td> <td>〇〇市〇〇町〇〇丁目</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「区域は計画図表示のとおり」 理 由</p> <p>注 1) 「位置」は、町丁目又は字まで記載する。            注 2) 管路の「備考」欄には、区域の面積を記載し、参考図にその区域を記載する。 例：〇〇区域約〇〇ha            注 3) その他の施設の「備考」欄には、その面積を記載する。            例：(〇〇センター) 〇〇m<sup>2</sup>            注 4) 地域冷暖房施設、熱供給基幹施設については、その他の施設の内訳として「〇〇熱発生施設」等、電気通信事業用施設については、「〇〇通信事業用施設」が考えられる。</p>	内 訳	位 置	備 考	〇〇センター	〇〇市〇〇町〇〇丁目																														
	内 訳	位 置	備 考																																		
	〇〇センター	〇〇市〇〇町〇〇丁目																																			
	1. 計 画 書 (2) 変 更	(「流域下水道」の例による)																																			
	2. 新旧対照表	(第 1 章による) 変更の場合のみ添付すること。全部の内容を記載すること。																																			
	3. 都市計画の決定(変更)に係る土地の区域	(第 1 章による)																																			
	4. 協 議 書	協議を必要とする機関との協議書を添付すること。																																			
5. 都市計画変更の経緯	(第 1 章による) 変更の場合のみ添付すること。																																				
6. そ の 他	特に指示のあった書類、広報等 PR に用いた書類等を添付すること。																																				
河 川 (運 河)	1. 計 画 書 (1) 当初決定	〇〇都市計画河川の決定 (〇〇県決定) (〇〇市決定) 都市計画河川を次のように決定する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th colspan="2">位 置</th> <th colspan="2">区 域</th> <th rowspan="2">構 造</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>河川名</th> <th>起 点</th> <th>終 点</th> <th>幅 員</th> <th>延 長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">〇〇</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">〇〇川</td> <td style="text-align: center;">〇〇市〇〇町〇〇丁目</td> <td style="text-align: center;">〇〇市〇〇町〇〇丁目</td> <td style="text-align: center;">〇〇 ~ 〇〇 m</td> <td style="text-align: center;">約 m</td> <td style="text-align: center;">堤防式 複断面式</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〇〇市〇〇町〇〇丁目</td> <td style="text-align: center;">〇〇市〇〇町〇〇丁目</td> <td style="text-align: center;">〇〇 ~ 〇〇 m</td> <td style="text-align: center;">約 m</td> <td style="text-align: center;">堤防式 単断面式</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">なお、〇〇市〇〇町〇〇丁目地内に遊水池を設ける。</td> </tr> </tbody> </table> <p>「区域は計画図表示のとおり」 理 由</p>	名 称		位 置		区 域		構 造	備 考	番号	河川名	起 点	終 点	幅 員	延 長	〇〇	〇〇川	〇〇市〇〇町〇〇丁目	〇〇市〇〇町〇〇丁目	〇〇 ~ 〇〇 m	約 m	堤防式 複断面式		〇〇市〇〇町〇〇丁目	〇〇市〇〇町〇〇丁目	〇〇 ~ 〇〇 m	約 m	堤防式 単断面式		なお、〇〇市〇〇町〇〇丁目地内に遊水池を設ける。						
名 称		位 置		区 域		構 造	備 考																														
番号	河川名	起 点	終 点	幅 員	延 長																																
〇〇	〇〇川	〇〇市〇〇町〇〇丁目	〇〇市〇〇町〇〇丁目	〇〇 ~ 〇〇 m	約 m	堤防式 複断面式																															
		〇〇市〇〇町〇〇丁目	〇〇市〇〇町〇〇丁目	〇〇 ~ 〇〇 m	約 m	堤防式 単断面式																															
		なお、〇〇市〇〇町〇〇丁目地内に遊水池を設ける。																																			

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )						
(続) 河 川 〔運 河〕		<p>注 1) 起点は下流側とし、「位置」は、町丁目又は字まで記載する。</p> <p>注 2) 幅員は、河川区域の幅の最大値及び最小値を m 単位で記載する。</p> <p>注 3) 「延長」は 10m 単位で記載する。</p> <p>注 4) 「構造」の欄の最上段には、のべ延長最大区間の構造を記載し、それと異なる構造については、異なる区間ごとに、当該構造に係る位置、区域、構造をそれぞれ記載する。</p> <p>注 5) 遊水池等を設ける場合は、なお書きとし、その位置を記載し、「備考」欄には、その規模等を記載する。 例：なお、〇〇市〇〇町〇〇丁目地内に遊水池を設ける。（「備考」約〇〇ha）</p> <p>注 6) 高規格堤防を設ける場合には、「備考」欄に「高規格堤防」と記載し、「高規格堤防のうち通常の利用に供することができる土地の区域を表示する図面」を添付する。</p>						
	1. 計 画 書 (2) 変 更	(「道路」の例による)						
	2. 新旧対照表	(第 1 章による) 変更の場合のみ添付すること。該当施設についてのみ記載すること。						
	3. 都市計画の 決定 (変更) に係る土地 の 区 域	(第 1 章による)						
	4. 協 議 書	協議を必要とする機関との協議書を添付すること。						
	5. 都 市 計 画 変 更 の 経 緯	(第 1 章による) 変更の場合のみ添付すること。						
	6. そ の 他	特に指示のあった書類、広報等 PR に用いた書類等を添付すること。						
防水の施設 〔防火の施設 防砂の施設 防風の施設 防雪の施設 防潮の施設〕	1. 計 画 書 (1) 当初決定	<p>〇〇都市計画防水の施設の決定 (〇〇市決定)</p> <p>都市計画防水の施設を次のように決定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 40%;">位 置</th> <th style="width: 30%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇 〇 調 整 池</td> <td>〇〇市〇〇町〇丁目、〇丁目及び〇丁目、〇〇市〇〇町〇〇丁目</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「区域は計画図表示のとおり」</p> <p>理 由</p>	名 称	位 置	備 考	〇 〇 調 整 池	〇〇市〇〇町〇丁目、〇丁目及び〇丁目、〇〇市〇〇町〇〇丁目	
	名 称	位 置	備 考					
〇 〇 調 整 池	〇〇市〇〇町〇丁目、〇丁目及び〇丁目、〇〇市〇〇町〇〇丁目							
	<p>注 1) 「位置」は、町丁目又は字まで記載する。</p> <p>注 2) 「備考」欄には調整池の面積、主要な施設等を記載する。 例：〇〇調整池〇〇ha 〇〇防火水槽〇〇m<sup>2</sup> 〇〇砂防林〇〇ha、〇〇山腹工〇〇ha、〇〇砂防ダム〇〇基、 〇〇流路工〇〇m、〇〇排水施設〇〇m、〇〇擁壁工〇〇m、 〇〇法面工〇〇m<sup>2</sup>、〇〇堤防〇〇m、〇〇護岸〇〇m 等</p>							

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )																																										
(続) 防水の施設 防火の施設 防砂の施設 防風の施設 防雪の施設 防潮の施設	1. 計 画 書 (2) 変 更	(「公園」の例による)																																										
	2. 新旧対照表	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。該当施設についてのみ記載すること。																																										
	3. 都市計画の決定(変更)に係る土地の区域	(第1章による)																																										
	4. 協 議 書	協議を必要とする機関との協議書を添付すること。																																										
	5. 都市計画変更の経緯	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。																																										
	6. そ の 他	特に指示のあった書類、広報等 PR に用いた書類等を添付すること。																																										
一団地の住宅施設	1. 計 画 書	<p>〇〇都市計画一団地の住宅施設の<sup>決定</sup>変更 (〇〇市決定)</p> <p>都市計画〇〇一団地の住宅施設を次のように<sup>決定</sup>変更する。</p> <table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td colspan="3">〇〇一団地の住宅施設</td> </tr> <tr> <td>位 置</td> <td colspan="3">〇〇市〇〇町〇〇丁目及び〇〇丁目</td> </tr> <tr> <td>面 積</td> <td colspan="3">約 ha</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建築物(密度)の限度</td> <td>建ぺい率</td> <td>容積率</td> <td>備 考</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">住宅の予定戸数</td> <td>高 層</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>中 層</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>低 層</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">配置の方針</td> <td>公共施設</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>公益的施設</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>住 宅</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>「区域並びに公共施設、公益的施設及び住宅の配置の方針は計画図表示のとおり」</p> <p>理 由</p>	名 称	〇〇一団地の住宅施設			位 置	〇〇市〇〇町〇〇丁目及び〇〇丁目			面 積	約 ha			建築物(密度)の限度	建ぺい率	容積率	備 考				住宅の予定戸数	高 層			中 層			低 層			計			配置の方針	公共施設			公益的施設			住 宅		
		名 称	〇〇一団地の住宅施設																																									
		位 置	〇〇市〇〇町〇〇丁目及び〇〇丁目																																									
		面 積	約 ha																																									
		建築物(密度)の限度	建ぺい率	容積率	備 考																																							
		住宅の予定戸数	高 層																																									
			中 層																																									
			低 層																																									
			計																																									
		配置の方針	公共施設																																									
			公益的施設																																									
住 宅																																												

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )																													
(続) 一団地の 住宅施設		<p>注1)「位置」は、町丁目又は字まで記載する。  注2)「面積」は、小数点以下第1位まで記載する。  注3)「住宅の予定戸数」は、10戸単位で記載する。  注4)「配置の方針」は、次により記載する。  ①「公共施設」については、道路、公園等必要な公共施設の配置の方針について記載する  ②「公益的施設」については、学校、幼稚園、保育所、管理事務所、購買施設、集会所等必要な公益的施設の整備の方針を記載することが考えられる。  ③住宅の配置の方針については、高層、中層、低層ごとのおおむねの配置の方針を記載する。  注5)法第11条第5項の規定に基づき施行予定者を都市計画に定める場合は、「面積」の欄の次に「施行予定者」欄をもうけ記載する。</p>																													
	2. 新旧対照表	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。																													
	3. 都市計画の決定(変更)に係る土地の区域	(第1章による)																													
	4. 協議書	協議を必要とする機関との協議書を添付すること。																													
	5. 都市計画変更の経緯	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。																													
	6. その他	特に指示のあった書類、広報等PRに用いた書類等を添付すること。																													
一団地の 官公庁施設	1. 計画書	<p>〇〇都市計画一団地の官公庁施設の<sup>決定</sup>/<sub>変更</sub>(〇〇県決定)</p> <p>都市計画〇〇一団地の官公庁施設を次のように<sup>決定</sup>/<sub>変更</sub>する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">名 称</td> <td colspan="3">〇〇一団地の官公庁施設</td> </tr> <tr> <td>位 置</td> <td colspan="3">〇〇市〇〇町〇〇丁目及び〇〇丁目</td> </tr> <tr> <td>面 積</td> <td colspan="3">約 ha</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建築物(密度)の限度</td> <td>建ぺい率</td> <td>容積率</td> <td>備 考</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">配置の方針</td> <td>公共施設</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>公益的施設</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>建築物</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>「区域並びに公共施設、公益的施設及び建築物の配置は計画図表示のとおり」</p> <p>理 由</p>	名 称	〇〇一団地の官公庁施設			位 置	〇〇市〇〇町〇〇丁目及び〇〇丁目			面 積	約 ha			建築物(密度)の限度	建ぺい率	容積率	備 考				配置の方針	公共施設			公益的施設			建築物		
名 称	〇〇一団地の官公庁施設																														
位 置	〇〇市〇〇町〇〇丁目及び〇〇丁目																														
面 積	約 ha																														
建築物(密度)の限度	建ぺい率	容積率	備 考																												
配置の方針	公共施設																														
	公益的施設																														
	建築物																														

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )
(続) 一団地の 官公庁施設		注1)「位置」は、町丁目又は字まで記載する。 注2)「面積」は、小数点以下第1位まで記載する。 注3)「配置の方針」は、一団地の住宅団地の例に準じて記載する。 ただし、「建築物配置の方針」には、建築物のおおむねの位置及び規模を記載する。 注4)法第11条第5項の規定に基づき施行予定者を都市計画に定める場合は、「面積」の欄の次に「施行予定者」欄をもうけ記載する。
	2. 新旧対照表	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。
	3. 都市計画の決定(変更)に係る土地の区域	(第1章による)
	4. 協議書	協議を必要とする機関との協議書を添付すること。
	5. 都市計画変更の経緯	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。
	6. その他	特に指示のあった書類、広報等PRに用いた書類等を添付すること。
流通業務団地	1. 計画書	<p style="text-align: center;">○○都市計画流通業務団地の<sup>決定</sup>/<sub>変更</sub> (○○県決定)</p> <p>都市計画○○流通業務団地を次のように<sup>決定</sup>/<sub>変更</sub>する。</p>

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )								
(続) 流通業務団地		名 称		〇〇流通業務団地						
		位 置		〇〇市〇〇町〇〇丁目及び〇〇丁目						
		面 積		約 ha						
		流 通 業 務 施 設 及 び 規 模 敷 地 の 位 置 及 び 規 模	トラックターミナル	約	ha	備 考				
			鉄 道 貨 物 駅	約	ha					
			中 央 卸 売 市 場	約	ha					
			〇 〇 〇 〇	約	ha					
			〇 〇 〇 〇	約	ha					
			小 計	約	ha					
		公 共 施 設 及 び 公 益 的 施 設 の 位 置 及 び 規 模	公 道	路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考	
							m	約 m		
			公 施 設	公 園 及 び 緑 地	種 別	名 称	面 積	備 考		
							約 ha			
				駐 車 場						
				そ の 他 の 公 共 施 設						
			公 益 的 施 設							
			小 計							
		建 築 物 の 建 築 面 積 の 敷 地 面 積 に 対 す る 割 合								
		建 築 物 の 延 べ 面 積 の 敷 地 面 積 に 対 す る 割 合								
		建 築 物 の 高 さ								
		<p>「区域、流通業務施設の敷地の位置、公共施設及び公益的施設の位置及びに壁面の位置の制限は計画図表示のとおり。」</p> <p>理 由</p>								
<p>注 1) 「位置」は、町丁目又は字まで記載する。</p> <p>注 2) 「流通業務施設の敷地の規模」欄には、トラックターミナル、鉄道貨物駅、中央卸売市場、及びその他の流通業務施設について、それぞれ ha 単位で記載する。</p> <p>注 3) 「公共施設及び公益的施設の位置及び規模」欄の駐車場その他の公共施設については、必要に応じて記載する。</p> <p>注 4) 「流通業務施設の敷地の位置及び規模」欄の「備考」欄には、各施設をそれぞれ都市計画決定する場合に記載する。「面積」以外の諸元を記載する。</p>										



項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )
(続) 流通業務団地		注 5) 「建築物の建築面積の敷地面積に対する割合」、「建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合」、「建築物の高さ」、「壁面の位置の制限」については、都市計画に定めるもののみ記載する。 注 6) 法第 11 条第 5 項の規定に基づき施行予定者を都市計画に定める場合は、「面積」欄の次に「施行予定者」欄をもうけ記載する。
	2. 新旧対照表	(第 1 章による) 変更の場合のみ添付すること。
	3. 都市計画の決定 (変更) に係る土地の区域	(第 1 章による)
	4. 協 議 書	協議を必要とする機関との協議書を添付すること。
	5. 都市計画変更の経緯	(第 1 章による) 変更の場合のみ添付すること。
	6. そ の 他	特に指示のあった書類、広報等 PR に用いた書類等を添付すること。

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )																
立体的な範囲を定める場合	1. 計画書例	<p>(通路の例)</p> <p>〇〇都市計画通路の決定 (〇〇市決定)</p> <p>都市計画通路を次のように決定する。</p> <table border="1" data-bbox="564 416 1442 551"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">位 置</th> <th colspan="2">面 積</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>通路名</th> <th>幅 員</th> <th>延 長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇</td> <td>〇〇線</td> <td>〇〇市〇〇町〇丁目</td> <td>〇〇m</td> <td>約 m<sup>2</sup></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>立体的な範囲</p> <p>〇〇市〇〇町〇丁目・〇〇市〇〇町〇丁目の区間において、立体的範囲を定め、あわせて離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度を定める。(延長約〇〇mの区間を対象)</p> <p>「区域及び立体的な範囲 (離隔距離の最小限度、載荷重の最大限度) は計画図表示のとおり。」</p> <p>理 由</p>	名 称		位 置	面 積		備 考	番号	通路名	幅 員	延 長	〇	〇〇線	〇〇市〇〇町〇丁目	〇〇m	約 m <sup>2</sup>	
		名 称		位 置		面 積			備 考									
番号	通路名	幅 員	延 長															
〇	〇〇線	〇〇市〇〇町〇丁目	〇〇m	約 m <sup>2</sup>														
<p>(駐車場の例)</p> <p>〇〇都市計画駐車場の決定 (〇〇市決定)</p> <p>都市計画駐車場を次のように決定する。</p> <table border="1" data-bbox="564 1223 1442 1402"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">位 置</th> <th rowspan="2">面 積</th> <th rowspan="2">構 造</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>駐 車 場 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇</td> <td>〇〇自動車駐車場</td> <td>〇〇市〇〇町〇丁目</td> <td>約 m<sup>2</sup></td> <td>地上〇層 地下〇層</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>立体的な範囲</p> <p>〇〇市〇〇町〇丁目地内において、立体的範囲を定め、あわせて離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度を定める。(面積約〇〇m<sup>2</sup>の区域を対象)</p> <p>「区域及び立体的な範囲 (離隔距離の最小限度、載荷重の最大限度) は計画図表示のとおり。」</p> <p>理 由</p>	名 称		位 置	面 積	構 造	備 考	番号	駐 車 場 名	〇	〇〇自動車駐車場	〇〇市〇〇町〇丁目	約 m <sup>2</sup>	地上〇層 地下〇層					
名 称		位 置					面 積	構 造	備 考									
番号	駐 車 場 名																	
〇	〇〇自動車駐車場	〇〇市〇〇町〇丁目	約 m <sup>2</sup>	地上〇層 地下〇層														

## 2-6 市街地開発事業

市街地開発事業に関する都市計画の計画書の様式中、道路、公園及び緑地その他の公共施設の配置及び規模の欄における種別、名称、幅員、延長、面積の表示については、それぞれ都市施設としての計画書のそれに準ずること。

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )																																				
土 地 区 画 整 理 事 業	1. 計 画 書	<p>〇〇都市計画土地整理事業の<sup>決定</sup><sub>変更</sub>（〇〇県決定）            〇〇市決定）</p> <p>都市計画〇〇土地整理事業を次のように<sup>決定</sup><sub>変更</sub>する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>名 称</td> <td colspan="3">〇〇土地整理事業</td> </tr> <tr> <td>面 積</td> <td colspan="3">約 ha</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">公 共 施 設 の 配 置</td> <td rowspan="3">道 路</td> <td>種 別</td> <td>名 称</td> <td rowspan="3">これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td rowspan="3"> </td> <td rowspan="3">公 園 及 び 緑 地</td> <td>種 別</td> <td>名 称</td> <td rowspan="3">これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>そ の 他 の 公 共 施 設</td> <td colspan="3"> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">宅 地 の 整 備</td> <td colspan="3"> </td> </tr> </table> <p>「施行区域は計画図表示のとおり」</p> <p>理 由</p>	名 称	〇〇土地整理事業			面 積	約 ha			公 共 施 設 の 配 置	道 路	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。						公 園 及 び 緑 地	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。						そ の 他 の 公 共 施 設				宅 地 の 整 備				
		名 称	〇〇土地整理事業																																			
		面 積	約 ha																																			
		公 共 施 設 の 配 置	道 路	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。																																
			公 園 及 び 緑 地	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。																																
			そ の 他 の 公 共 施 設																																			
宅 地 の 整 備																																						
注 1) 「面積」は、ha を単位として小数点以下第 1 位まで記載する。																																						
注 2) 「道路」については、都市計画として定められているもの及び本事業の都市計画と同時に定める予定のものがあるときは、その種別、名称について記載し、施行区域内のその他の道路については、必要に応じてその標準幅員と配置の方針を記載する。																																						
注 3) 「公園及び緑地」については、都市計画として定められているもの及び本事業の都市計画と同時に定める予定のものがあるときは、その種別、名称について記載し、その他の公園及び緑地については、必要に応じてその配置の方針、標準規模及び施行区域の面積に対するおおむねの割合を記載する。																																						
注 4) 「その他の公共施設」については、上記に準じて記載する。																																						
注 5) 「宅地の整備」については、土地利用、街区の規模、宅地の整地等についてその方針を記載する。																																						
注 6) 環境に与える影響について記載する必要がある場合は、「道路」の例による。																																						

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )																																																																			
(続) 土 地 区 画 整 理 事 業	2. 新旧対照表	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。																																																																			
	3. 都市計画の 決定(変更) に係る土地 の 区 域	(第1章による)																																																																			
	4. 基本計画書	基本計画を示す書類を添付すること。																																																																			
	5. 協 議 書	協議を必要とする機関との協議書を添付すること。																																																																			
	6. 都市計画 変更の経緯	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。																																																																			
	7. そ の 他	特に指示のあった書類、広報等 PR に用いた書類等を添付すること。																																																																			
市 街 地 再 開 発 事 業	1. 計 画 書	<p>〇〇都市計画<sup>第一種</sup><sub>第二種</sub>市街地再開発事業の<sup>決定</sup><sub>変更</sub> (〇〇県決定) (〇〇市決定)</p> <p>都市計画〇〇<sup>第一種</sup><sub>第二種</sub>市街地再開発事業を次のように<sup>決定</sup><sub>変更</sub>する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">名 称</td> <td colspan="5">〇〇<sup>第一種</sup><sub>第二種</sub>市街地再開発事業</td> </tr> <tr> <td>面 積</td> <td colspan="5">約 ha</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">公 共 施 設 の 配 置 及 び 規 模</td> <td rowspan="2">道 路</td> <td>種 別</td> <td>名 称</td> <td>幅 員</td> <td>延 長</td> <td>備 考</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>m</td> <td>約 m</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公 園 及 び 緑 地</td> <td>種 別</td> <td>名 称</td> <td>面積員</td> <td colspan="2">備 考</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>約 ha</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>下 水 道</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 の 公 共 施 設</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">建 築 物 の 整 備</td> <td rowspan="3">街 区 番 号</td> <td colspan="2">建 築 物</td> <td colspan="2">敷地面積に対する</td> <td rowspan="3">主 要 用 途</td> <td rowspan="3">備 考</td> </tr> <tr> <td>建 築 面 積</td> <td>延 べ 面 積</td> <td>建 築 面 積 の 割 合</td> <td>延 べ 面 積 の 割 合</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>約 m<sup>2</sup> (約 m<sup>2</sup>)</td> <td>約〇/10</td> <td>約〇/10</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>約 m<sup>2</sup> (約 m<sup>2</sup>)</td> <td>約〇/10</td> <td>約〇/10</td> </tr> </table>	名 称	〇〇 <sup>第一種</sup> <sub>第二種</sub> 市街地再開発事業					面 積	約 ha					公 共 施 設 の 配 置 及 び 規 模	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考			m	約 m		公 園 及 び 緑 地	種 別	名 称	面積員	備 考				約 ha			下 水 道						そ の 他 の 公 共 施 設						建 築 物 の 整 備	街 区 番 号	建 築 物		敷地面積に対する		主 要 用 途	備 考	建 築 面 積	延 べ 面 積	建 築 面 積 の 割 合	延 べ 面 積 の 割 合	1	約 m <sup>2</sup> (約 m <sup>2</sup> )	約〇/10	約〇/10	2	約 m <sup>2</sup> (約 m <sup>2</sup> )	約〇/10	約〇/10
		名 称	〇〇 <sup>第一種</sup> <sub>第二種</sub> 市街地再開発事業																																																																		
		面 積	約 ha																																																																		
		公 共 施 設 の 配 置 及 び 規 模	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考																																																													
						m	約 m																																																														
			公 園 及 び 緑 地	種 別	名 称	面積員	備 考																																																														
						約 ha																																																															
		下 水 道																																																																			
		そ の 他 の 公 共 施 設																																																																			
		建 築 物 の 整 備	街 区 番 号	建 築 物		敷地面積に対する		主 要 用 途	備 考																																																												
建 築 面 積	延 べ 面 積			建 築 面 積 の 割 合	延 べ 面 積 の 割 合																																																																
1	約 m <sup>2</sup> (約 m <sup>2</sup> )			約〇/10	約〇/10																																																																
2	約 m <sup>2</sup> (約 m <sup>2</sup> )	約〇/10	約〇/10																																																																		

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )																					
(続) 市 街 地 再 開 発 事 業		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="564 226 628 568" rowspan="4">建 築 敷 地 の 整 備</td> <td data-bbox="628 226 708 300">街区 番号</td> <td data-bbox="708 226 1027 300">建 築 敷 地 面 積</td> <td data-bbox="1027 226 1437 300">整 備 計 画</td> </tr> <tr> <td data-bbox="628 300 708 351">1</td> <td data-bbox="708 300 1027 351">約 m<sup>2</sup></td> <td data-bbox="1027 300 1437 351"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="628 351 708 403">2</td> <td data-bbox="708 351 1027 403">約 m<sup>2</sup></td> <td data-bbox="1027 351 1437 403"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="628 403 708 454">計</td> <td data-bbox="708 403 1027 454">約 m<sup>2</sup></td> <td data-bbox="1027 403 1437 454"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 454 884 568" rowspan="2">住宅建設の目標</td> <td data-bbox="884 454 1027 506">戸数</td> <td colspan="2" data-bbox="1027 454 1437 506">備 考</td> </tr> <tr> <td data-bbox="884 506 1027 568">約 戸</td> <td colspan="2" data-bbox="1027 506 1437 568"></td> </tr> </table>	建 築 敷 地 の 整 備	街区 番号	建 築 敷 地 面 積	整 備 計 画	1	約 m <sup>2</sup>		2	約 m <sup>2</sup>		計	約 m <sup>2</sup>		住宅建設の目標	戸数	備 考		約 戸			<p>「施行区域、公共施設の配置及び街区の配置は計画図表示のとおり」 理 由</p>
				建 築 敷 地 の 整 備	街区 番号	建 築 敷 地 面 積	整 備 計 画																
					1	約 m <sup>2</sup>																	
					2	約 m <sup>2</sup>																	
			計		約 m <sup>2</sup>																		
		住宅建設の目標	戸数	備 考																			
			約 戸																				
<p>注 1) 「面積」は、ha を単位として小数点以下第 1 位まで記載すること。 ただし、建築物の建築面積、延べ面積及び建築敷地面積については、 100 m<sup>2</sup> (1,000 m<sup>2</sup>未満のものにあつては 10 m<sup>2</sup>) 単位で記載すること。 注 2) 「公共施設の配置及び規模」は、整備すべき公共施設を記載し、か つ、都市計画で定められたものがある場合は、その旨付記すること。 注 3) 「公共施設の配置及び規模」欄の、下水道その他の公共施設につい ては必要に応じて記載する。 注 4) 「建築物の整備」に関する計画については、建築物が都市計画上当 該地区にふさわしい容積、建築面積、高さ、配列及び用途構成を備 えた健全な高度利用形態となるように定める。 注 5) 「建築物の整備」欄の内、延べ面積の( )内は、建築基準法第 52 条の規定による容積率制限に関して建築基準法施行令第 2 条第 1 項 第 4 号ただし書き及び同条第 3 項の規定に基づき算定される延べ面 積を記載するものとし、「備考」欄には、附置義務条例が存する地域 においては、整備する駐車場のおおむねの駐車台数を付記する。 注 6) 「建築敷地の整備」に関する計画については、高度利用形態に適合 した適正な街区が形成されるように定める。 注 7) 「建築敷地の整備」欄の「整備計画」については、建築物の敷地及び 空地等の整備方針を記載すること。 注 8) 「住宅建設の目標」欄中、住宅の「戸数」は、10 戸単位で記載し、 10 戸未満の場合は実数で記載するものとし、「備考」欄に 1 戸当 りの標準規模を記載する。</p>																							
2. 新旧対照表	(第 1 章による) 変更の場合のみ添付すること。																						
3. 都市計画の 決定(変更) に係る土地 の 区 域	(第 1 章による)																						
4. 基本計画書	基本計画を示す書類を添付すること。																						
5. 協 議 書	協議を必要とする機関との協議書を添付すること。																						
6. 都 市 計 画 変 更 の 経 緯	(第 1 章による) 変更の場合のみ添付すること。																						
7. そ の 他	特に指示のあつた書類、広報等 PR に用いた書類等を添付すること。																						

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )							
新住宅市街地 開発整備事業	1. 計 画 書	<p>〇〇都市計画新住宅市街地開発事業の<sup>決定</sup><sub>変更</sub> (〇〇県決定)</p> <p>都市計画〇〇新住宅市街地開発事業を次のように<sup>決定</sup><sub>変更</sub> する。</p>							
		名 称		〇〇新住宅市街地開発事業					
		面 積		約 ha					
		住 区	住区数						
			計画目標人口		約 千人				
		公 共 施 設 の 配 置 及 び 規 模	道 路		種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考
							m	約 m	
			公 園 及 び 緑 地		種 別	名 称	面 積	備 考	
							約 ha		
		下 水 道							
		そ の 他 の 公 共 施 設							
		宅 地 の 利 用 計 画	区 分		面 積		備 考		
							比 率		
住 宅 用 地			約 ha						
公 益 的 施 設 用 地			約 ha						
特 定 業 務 施 設 用 地			約 ha						
(参考)	公 共 用 地		約 ha						
合 計		約 ha							
備 考									
<p>「施行区域、公共施設の配置及び住区の配置は計画図表示のとおり」</p> <p>理 由</p>									

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )
(続) 新住宅市街地 開発整備事業		<p>注1)「面積」は、小数点以下第1位まで記載する。</p> <p>注2)「計画目標人口」は、千人単位で記載する。</p> <p>注3)「公共施設の配置及び規模」については以下のとおりとする。</p> <p>(イ)道路については、都市計画として定められているもの及び本事業の都市計画と同時に定める予定のものがあるときは、その種別、名称、幅員、延長等について記載し、施行区域内のその他の道路については、その標準幅員と配置の方針を記載する。</p> <p>(ロ)公園については、都市計画として定められているもの及び本事業の都市計画と同時に定める予定のものがあるときは、その種別、名称、面積について記載し、その他の公園については、その配置の方針、標準規模及び施行区域の面積に対するおおむねの割合を記載する。</p> <p>(ハ)下水道その他の公共施設については、必要に応じて記載する。</p> <p>注4)「備考」欄には、例えば、義務教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設等必要な公益施設の配置方針を記載する。</p> <p>注5)法第12条第5項の規定に基づき施行予定者を都市計画に定める場合は、「面積」欄の次に「施行予定者」欄をもうけ記載する。</p>
	2. 新旧対照表	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。
	3. 都市計画の決定(変更)に係る土地の区域	(第1章による)
	4. 基本計画書	基本計画を示す書類を添付すること。
	5. 協議書	協議を必要とする機関との協議書を添付すること。
	6. 都市計画変更の経緯	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。
	7. その他	特に指示のあった書類、広報等PRに用いた書類等を添付すること。

## 2-7 市街地開発事業等予定区域

項目欄に〔 〕書きで記した市街地開発事業等予定区域については、その項目欄の市街地開発事業等予定区域の例による。

項目	種別	内容(様式)								
新住宅市街地 開発整備事業 の予定区域 (一団地の 住宅施設の 予定区域 一団地の 官公庁施設 の予定区域 流通業務 団地の予定 区域)	1. 計画書	○○都市計画新住宅市街地開発事業の予定区域の <sup>決定</sup> / <sub>変更</sub> (○○県決定) 都市計画○○新住宅市街地開発事業の予定区域を次のように <sup>決定</sup> / <sub>変更</sub> する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 20%;">面 積</th> <th style="width: 30%;">施行予定者</th> <th style="width: 20%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○○新住宅市街地開発事業の予定区域</td> <td>約 ha</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 「区域は計画図表示のとおり」 理 由	名 称	面 積	施行予定者	備 考	○○新住宅市街地開発事業の予定区域	約 ha		
	名 称	面 積	施行予定者	備 考						
	○○新住宅市街地開発事業の予定区域	約 ha								
			注 1) 「面積」は、ha を単位として小数点以下第 1 位まで記載する。							
	2. 新旧対照表		(第 1 章による) 変更の場合のみ添付すること。							
	3. 都市計画の決定(変更)に係る土地の区域		(第 1 章による)							
	4. 基本計画書		基本計画を示す書類を添付すること。							
	5. 協議書		協議を必要とする機関との協議書を添付すること。							
6. 都市計画変更の経緯		(第 1 章による) 変更の場合のみ添付すること。								
7. その他		特に指示のあった書類、広報等 PR に用いた書類等を添付すること。								



2-8 地区計画等

項目	種別	内 容 ( 様 式 )						
地区計画	1. 計 画 書	○○都市計画地区計画の決定変更 (○○市決定) 都市計画○○地区計画を次のように決定変更する。						
		名 称		○○地区計画				
		位 置		○○市○○町○○丁目				
		面 積		約○○ha				
		及 び 区 域 の 整 備 ・ 開 発 の 方 針	地区計画の目標					
			土地利用の方針					
			地区施設の整備方針					
			建築物等の整備方針					
			その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針					
		地 区 整 備 計 画	地区施設の配置及び規模					
			地 区 の 区 分	地区の名称	○○	○○	○○	
				地区の面積	約○○ha	約○○ha	約○○ha	
			建 築 物 等 に 関 係 す る 事 項	建築物等の用途の制限				
				建築物の容積率の最高限度又は最低限度				
				建築物の建ぺい率の最高限度				
				建築物の敷地面積の最低限度				
				建築物の建築面積の最低限度				
				壁面の位置の制限				
				建築物等の高さの最高限度又は最低限度				
				工作物の設置の制限				
建築物等の形態又は意匠の制限								
建築物の緑化率の最低限度								
かき又はさくの構造の制限								
土地の利用に関する事項	現存する樹林地、草地等で良好な居住環境の確保に必要なものの保全を図るための制限							
備 考								
「区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」 理 由								

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )								
(続) 地 区 計 画		<p>注 1) 「面積」は、ha を単位として小数点以下第 1 位まで記載する。  注 2) 「区域の整備・開発及び保全の方針」については、必要に応じ、建築物等の整備にあたっての規制・誘導の方針を記載する。  注 3) 「地区整備計画」については、都市計画に定めるもののみ記載する。  注 4) 地区計画の区域の一部について地区整備計画を定めるときは、「区域、地区整備計画の区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」とし、その区域を計画図で明らかにする。  注 5) 「地区施設の配置及び規模」については、次を参考として記載する(区画道路等の番号は必ずしも定める必要ない)。</p> <table border="1" data-bbox="564 618 1439 786"> <tr> <td data-bbox="564 618 708 786" rowspan="3">地区施設の配置及び規模</td> <td data-bbox="708 618 794 674">道路</td> <td data-bbox="794 618 1264 674">区画道路○号 幅員○m 延長○m</td> <td data-bbox="1264 618 1439 786" rowspan="3">配置は、計画図表示のとおり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="708 674 794 730"></td> <td data-bbox="794 674 1264 730">区画道路○号 幅員○m 延長○m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="708 730 794 786">公園</td> <td data-bbox="794 730 1264 786">地区公園○号 面積○㎡</td> </tr> </table> <p>注 6) 「地区の区分」については、区域を区分してそれぞれ異なる計画内容を定める場合に設けるものとし、計画図に適当な凡例をもって明らかにする。  注 7) 都市計画法第 12 条の 6 の規定に基づき誘導容積制度を適用するときは、「建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度」を「公共施設の整備の状況に応じたもの」と「当該地区整備計画の区域の特性に応じたもの」に区分して定める。  注 8) 都市計画法第 12 条の 11 の規定に基づき立体道路制度を適用するときは、地区整備計画に「建築物等の敷地として併せて利用すべき区域」及び「建築物等の新築、改築又は増築の限界」を定める。</p>	地区施設の配置及び規模	道路	区画道路○号 幅員○m 延長○m	配置は、計画図表示のとおり		区画道路○号 幅員○m 延長○m	公園	地区公園○号 面積○㎡
地区施設の配置及び規模	道路	区画道路○号 幅員○m 延長○m		配置は、計画図表示のとおり						
		区画道路○号 幅員○m 延長○m								
	公園	地区公園○号 面積○㎡								
2. 新旧対照表		(第 1 章による) 変更の場合のみ添付すること。								
3. 都市計画の決定(変更)に係る土地の区域		(第 1 章による)								
4. 計画説明書		計画の内容を説明する資料を添付すること。								
5. 協議書		協議を必要とする機関との協議書を添付すること。								
6. 都市計画変更の経緯		(第 1 章による) 変更の場合のみ添付すること。								
7. その他		特に指示のあった書類、広報等 PR に用いた書類等を添付すること。								

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )						
歴史的風致維持向上地区計画	1. 計画書	<p style="text-align: center;">〇〇都市計画歴史的風致維持地区計画の<sup>決定</sup><sub>変更</sub> (〇〇市決定)</p> <p style="text-align: center;">都市計画〇〇歴史的風致維持地区計画を次のように<sup>決定</sup><sub>変更</sub>する。</p>						
		名 称		〇〇歴史的風致維持地区計画				
		位 置		〇〇市〇〇町〇〇丁目				
		面 積		約〇〇ha				
		全区域の整備・保 全に関する方針	歴史的風致維持向上地区計画の目標					
			土地利用に関する基本方針					
			その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針					
		地 区 施 設						
		歴史的風致維持向上地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	〇 〇	〇 〇	〇 〇
					地区の面積	約〇〇ha	約〇〇ha	約〇〇ha
				地区施設の配置及び規模				
				建築物等の用途の制限				
				建築物の容積率の最高限度又は最低限度				
				建築物の建ぺい率の最高限度				
建築物の敷地面積の最低限度								
建築物の建築面積の最低限度								
壁面の位置の制限								
壁面後退区域における工作物の設置の制限								
建築物等の高さの最高限度又は最低限度								
建築物等の形態又は意匠の制限								
建築物の緑化率の最低限度								
垣又はさくの構造の制限								
土地の利用に関する事項	現に存する樹林地、草地その他の緑地で歴史的風致の維持及び向上を図るとともに、良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項							
備 考								

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )
(続) 歴史的風致維持向上地区計画		「区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」  理 由
		注 1) 「面積」は、ha を単位として小数点以下第 1 位まで記載する。 注 2) 「区域の整備・開発及び保全に関する方針」については、都市基盤施設の整備の方針及び建築物その他の工作物の整備の方針についても記載する。 注 3) 「歴史的風致地区維持向上整備計画」については、都市計画に定めるもののみ記載する。 注 4) 「歴史的風致地区維持向上整備計画の区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」とし、その区域を計画図で明らかにする。 注 5) 「地区の区分」については、計画図に適当な凡例をもって明らかにすること。 注 6) 詳細は「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年五月二十三日法律第四十号）「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」第 31 条による。
	2. 新旧対照表	(第 1 章による) 変更の場合のみ添付すること。
	3. 都市計画の決定(変更)に係る土地の区域	(第 1 章による)
	4. 計画説明書	計画の内容を説明する資料を添付すること。
	5. 協 議 書	協議を必要とする機関との協議書を添付すること。
	6. 都市計画変更の経緯	(第 1 章による) 変更の場合のみ添付すること。
	7. そ の 他	特に指示のあった書類、広報等 PR に用いた書類等を添付すること。

項目	種別	内容(様式)						
防災街区整備 地区計画	1. 計画書	<p>〇〇都市計画防災街区整備地区計画の<sup>決定</sup>/<sub>変更</sub> (〇〇市決定)</p> <p>都市計画〇〇防災街区整備地区計画を次のように<sup>決定</sup>/<sub>変更</sub>する。</p>						
		名称		〇〇防災街区整備地区計画				
		位置		〇〇市〇〇町〇〇丁目				
		面積		約〇〇ha				
		区域の整備に関する方針	防災街区整備地区計画の目標					
			その他当該地区の整備に関する方針					
		地区防災施設の区域		必要に応じて、種類・規模等を適宜記載				
		特定地区防災施設の区域		必要に応じて、種類・規模等を適宜記載				
		特定建築物等に 関する 地区 整備 計画	地区の区分	地区の名称	〇〇	〇〇	〇〇	
				地区の面積	約〇〇ha	約〇〇ha	約〇〇ha	
			建築物等に関する事項	建築物の構造に関する防火上必要な制限				
				建築物の特定地区防災施設に面する部分の長さの敷地の当該特定地区防災施設に接する部分の長さに対する割合の最低限度				
				建築物等の高さの最高限度又は最低限度				
				建築物等の用途の制限				
				建築物の容積率の最高限度又は最低限度				
建築物の建ぺい率の最高限度								
建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度								
壁面の位置の制限								
工作物の設置の制限								
建築物等の形態又は意匠の制限								
建築物の緑化率の最低限度								
垣又はさくの構造の制限								
土地の利用に関する事項	現存する樹林地、草地等で良好な居住環境の確保に必要なものの保全を図るための制限							

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )									
(続) 防災街区整備 地区計画	1. 計画書	防 災 街 区 整 備 地 区 整 備 計 画	特 定 建 築 物 地 区 整 備 計 画 の 区 域 内 の 建 築 物 等 を 除 く	地区施設の配置及び規模			〇〇	〇〇	〇〇		
				地 区 の 区 分	地 区 の 名 称	約〇〇ha	約〇〇ha	約〇〇ha			
					地 区 の 面 積						
					建築物の構造に関する防火上必要な制限						
					建築物等の高さの最高限度又は最低限度						
					建築物等の用途の制限						
					建築物の容積率の最高限度又は最低限度						
					建築物の建ぺい率の最高限度						
					建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度						
					壁面の位置の制限						
					工作物の設置の制限						
					建築物等の形態又は意匠の制限						
					建築物の緑化率の最低限度						
					垣又はさくの構造の制限						
					土地の利用に関する事項	現存する樹林地、草地等で良好な居住環境の確保に必要なものの保全を図るための制限					
備 考											
<p>「区域、地区防災施設の区域、特定地区防災施設の区域、特定建築物地区整備計画の区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」</p> <p>理 由</p> <p>注 1) 「面積」は、ha を単位として小数点以下第 1 位まで記載する。</p> <p>注 2) 「区域の整備に関する方針」については、土地利用に関する基本方針、地区防災施設の整備の方針、建築物等の整備の方針についても記載する。</p> <p>注 3) 「特定建築物地区整備計画」及び「防災街区整備地区整備計画」については、都市計画に定めるもののみ記載する。</p> <p>注 4) 防災街区整備地区計画の区域の一部について、防災街区整備地区整備計画を定めるときは、「区域、地区防災施設の区域、特定地区防災施設の区域、特定建築物地区整備計画の区域、防災街区整備地区整備計画の区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」とし、その区域を計画図で明らかにする。</p> <p>注 5) 「地区の区分」については、計画図に適当な凡例をもって明らかにする。</p>											

項目	種別	内 容 ( 様 式 )																																												
(続) 防災街区整備 地区計画	2. 新旧対照表	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。																																												
	3. 都市計画の 決定(変更) に係る土地 の区域	(第1章による)																																												
	4. 計画説明書	計画の内容を説明する資料を添付すること。																																												
	5. 協議書	協議を必要とする機関との協議書を添付すること。																																												
	6. 都市計画 変更の経緯	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。																																												
	7. そ の 他	特に指示のあった書類、広報等 PR に用いた書類等を添付すること。																																												
沿道地区計画	1. 計画書	<p style="text-align: center;">〇〇都市計画沿道地区計画の<sup>決定</sup><sub>変更</sub> (〇〇市決定)</p> <p style="text-align: center;">都市計画〇〇沿道地区計画を次のように<sup>決定</sup><sub>変更</sub> する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">名 称</td> <td colspan="2">〇〇沿道地区計画</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">位 置</td> <td colspan="2">〇〇市〇〇町〇〇丁目</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">面 積</td> <td colspan="2">約〇〇ha</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">沿道の整備に関する方針</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">沿 道 地 区 整 備 計 画</td> <td style="text-align: center;">区 分</td> <td style="text-align: center;">敷地が道路に接する建築物</td> <td style="text-align: center;">敷地が道路に接する建築物以外の建築物等</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">沿道地区施設の配置及び規模</td> </tr> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">建 築 物 等 に 関 す る 事 項</td> <td>建築物の沿道整備道路に面する部分の長さの敷地の沿道整備道路に接する部分の長さに対する割合の最低限度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築物等の高さの最高限度又は最低限度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築物の構造に関する防音上又は遮音上必要な制限</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁面の位置の制限</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築物の容積率の最高限度又は最低限度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築物の建ぺい率の最高限度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築物等の用途の制限</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	名 称	〇〇沿道地区計画		位 置	〇〇市〇〇町〇〇丁目		面 積	約〇〇ha		沿道の整備に関する方針			沿 道 地 区 整 備 計 画	区 分	敷地が道路に接する建築物	敷地が道路に接する建築物以外の建築物等	沿道地区施設の配置及び規模			建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物の沿道整備道路に面する部分の長さの敷地の沿道整備道路に接する部分の長さに対する割合の最低限度			建築物等の高さの最高限度又は最低限度			建築物の構造に関する防音上又は遮音上必要な制限			壁面の位置の制限			建築物の容積率の最高限度又は最低限度			建築物の建ぺい率の最高限度			建築物等の用途の制限			建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度		
		名 称	〇〇沿道地区計画																																											
		位 置	〇〇市〇〇町〇〇丁目																																											
		面 積	約〇〇ha																																											
		沿道の整備に関する方針																																												
		沿 道 地 区 整 備 計 画	区 分	敷地が道路に接する建築物	敷地が道路に接する建築物以外の建築物等																																									
			沿道地区施設の配置及び規模																																											
			建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物の沿道整備道路に面する部分の長さの敷地の沿道整備道路に接する部分の長さに対する割合の最低限度																																										
				建築物等の高さの最高限度又は最低限度																																										
				建築物の構造に関する防音上又は遮音上必要な制限																																										
				壁面の位置の制限																																										
				建築物の容積率の最高限度又は最低限度																																										
				建築物の建ぺい率の最高限度																																										
建築物等の用途の制限																																														
建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度																																														

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )			
(続) 沿道地区計画		沿道地区整備計画	建築物等に関する事項 壁面後退区域における工作物の設置の制限		
			建築物等の形態又は意匠の制限		
			建築物の緑化率の最低限度		
			かき又はさくの構造の制限		
		土地利用に関する事項	現存する樹林地、草地等で良好な居住環境の確保に必要なものの保全を図るための制限		
事 項		<p style="text-align: center;">「区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」</p> 理 由			
注1) 「面積」は、ha を単位として小数点第1位まで記載する。 注2) 「沿道の整備に関する方針」については、土地利用に関する方針及び道路交通騒音により生ずる障害の防止に関する方針について記載する。 注3) 「名称」、「位置」、「区域」、「面積」及び「沿道の整備に関する方針」以外の事項については、都市計画に定めるもののみ記載する。					
2. 新旧対照表		(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。			
3. 都市計画の決定(変更)に係る土地の区域		(第1章による)			
4. 計画説明書		計画の内容を説明する資料を添付すること。			
5. 協議書		協議を必要とする機関との協議書を添付すること。			
6. 都市計画変更の経緯		(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。			
7. その他		特に指示のあった書類、広報等 PR に用いた書類等を添付すること。			



項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )						
集落地区計画	1. 計画書	<p style="text-align: center;">〇〇都市計画集落地区計画の<sup>決定</sup>変更 (〇〇市決定)  都市計画〇〇集落地区計画を次のように<sup>決定</sup>変更する。</p>						
		名 称		〇〇集落地区計画				
		位 置		〇〇市〇〇町〇〇丁目				
		面 積		約〇〇ha				
		関 及 区 域 の 整 備 及 び 保 全 に 関 する 方 針	集落地区計画の目標					
			その他当該地区の整備及び保全に関する方針					
		集 落 地 区 整 備 計 画	集落地区施設の配置及び規模					
			地区の 区分	地 区 の 名 称		〇 〇	〇 〇	〇 〇
				地 区 の 面 積		約〇〇ha	約〇〇ha	約〇〇ha
			建 築 物 等 に 関 する 事 項	建築物等の用途の制限				
				建築物の建ぺい率の最高限度				
				建築物の敷地面積の最低限度				
				建築物の建築形態				
				壁面の位置の制限				
				建築物等の高さの最高限度				
建築物等の形態又は意匠の制限								
かき又はさくの構造の制限								
土地の 利用に 関する 事 項	現存する樹林地、草地等で良好な居住環境の確保に必要なものの保全を図るための制限							
備 考								
「区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」 理 由								
注 1) 「面積」は、ha を単位として小数点第 1 位まで記載する。 注 2) 「区域の整備及び保全に関する方針」には、土地利用に関する方針、集落地区施設の整備の方針、建築物等の整備の方針についても記載する。 注 3) 「集落地区整備計画」については、都市計画に定めるもののみ記載する。								

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )
(続) 集落地区計画		注4) 集落地区計画の区域の一部について集落地区整備計画を定めるときは、「区域、集落地区整備計画の区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」とし、その区域を計画図で明らかにする。 注5) 「地区の区分」については、計画図に適当な凡例をもって明らかにする。
	2. 新旧対照表	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。
	3. 都市計画の決定(変更)に係る土地の区域	(第1章による)
	4. 計画説明書	計画の内容を説明する資料を添付すること。
	5. 協 議 書	協議を必要とする機関との協議書を添付すること。
	6. 都 市 計 画 変更の経緯	(第1章による) 変更の場合のみ添付すること。
	7. そ の 他	特に指示のあった書類、広報等 PR に用いた書類等を添付すること。

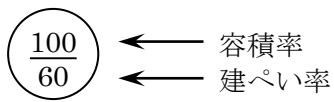
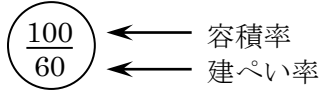
### 第3章 総括図・計画図・参考図

個々の都市計画の総括図・計画図・参考図の作成にあつては、第1章によるほか、以下に示す要領で作成する。

記載のないものについては、類似の地域地区、都市施設等の作成要領を準用する。

#### 3-1 地域地区

項目	図面名	縮尺	図面作成要領																															
用途地域	1. 総括図	1/25,000、 1/10,000	<p>1. 用途地域界（変更の場合は、変更に係る区域の境界）を赤線で示す。</p> <p>2. 変更の場合は、変更する区域について次のように記入する。</p> <p style="text-align: center;">（記入例）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">○ ○ 地 区</td> </tr> <tr> <td>○○地域 面積 A=○○ha</td> </tr> <tr> <td>○○地域 面積 A=○○ha</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（地区名については必要に応じて記載する）</p> <p>3. 次の凡例に従い用途地域を色分けするとともに、凡例を示す。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">凡</th> <th style="text-align: right;">例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">緑</td> <td style="text-align: right;">第1種低層住居専用地域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">うす緑</td> <td style="text-align: right;">第2種低層住居専用地域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">黄緑</td> <td style="text-align: right;">第1種中高層住居専用地域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">うす黄緑</td> <td style="text-align: right;">第2種中高層住居専用地域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">黄</td> <td style="text-align: right;">第1種住居地域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">うす橙</td> <td style="text-align: right;">第2種住居地域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">橙</td> <td style="text-align: right;">準住居地域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">茶</td> <td style="text-align: right;">田園住居地域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">桃</td> <td style="text-align: right;">近隣商業地域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">赤</td> <td style="text-align: right;">商業地域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">紫</td> <td style="text-align: right;">準工業地域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水色</td> <td style="text-align: right;">工業地域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">青</td> <td style="text-align: right;">工業専用地域</td> </tr> </tbody> </table>	○ ○ 地 区	○○地域 面積 A=○○ha	○○地域 面積 A=○○ha	凡	例	緑	第1種低層住居専用地域	うす緑	第2種低層住居専用地域	黄緑	第1種中高層住居専用地域	うす黄緑	第2種中高層住居専用地域	黄	第1種住居地域	うす橙	第2種住居地域	橙	準住居地域	茶	田園住居地域	桃	近隣商業地域	赤	商業地域	紫	準工業地域	水色	工業地域	青	工業専用地域
○ ○ 地 区																																		
○○地域 面積 A=○○ha																																		
○○地域 面積 A=○○ha																																		
凡	例																																	
緑	第1種低層住居専用地域																																	
うす緑	第2種低層住居専用地域																																	
黄緑	第1種中高層住居専用地域																																	
うす黄緑	第2種中高層住居専用地域																																	
黄	第1種住居地域																																	
うす橙	第2種住居地域																																	
橙	準住居地域																																	
茶	田園住居地域																																	
桃	近隣商業地域																																	
赤	商業地域																																	
紫	準工業地域																																	
水色	工業地域																																	
青	工業専用地域																																	

項目	図面名	縮尺	図面作成要領														
(続) 用途地域			<p>4. 容積率、建ぺい率を示す。</p> 														
	2. 計画図	1/2,500	<p>1. 用途地域界（変更の場合は、変更に係る区域の境界）を赤線で示す。</p> <p>2. 変更の場合は、変更する区域について次のように記入する。</p> <p>(記入例)</p> <table border="1" data-bbox="909 582 1332 750"> <tr> <td>○ ○ 地 区</td> </tr> <tr> <td>○○地域 面積 A=○○ha</td> </tr> <tr> <td>○○地域 面積 A=○○ha</td> </tr> </table> <p>(地区名については必要に応じて記載する)</p> <p>3. 変更の場合は、変更する部分を含む図郭のみ作成する。</p> <p>4. 総括図の図面作成要領に示す凡例に基づき、用途地域を色分けするとともに、凡例を示す。</p> <p>5. 容積率、建ぺい率を示す。</p> 	○ ○ 地 区	○○地域 面積 A=○○ha	○○地域 面積 A=○○ha											
	○ ○ 地 区																
○○地域 面積 A=○○ha																	
○○地域 面積 A=○○ha																	
(参考図) 3. 建物用途別 現況図	1/2,500 以上	<p>建築物の用途現況を調査し、下表に掲げる用途分類に基づいて表示する。</p> <table border="1" data-bbox="790 1209 1444 2016"> <thead> <tr> <th>用途名</th> <th>事 例</th> <th>表示彩色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 業務施設</td> <td>事務所</td> <td>赤(縁取り) (注2) (注3)</td> </tr> <tr> <td>2-1 商業施設 (A)</td> <td>小売店、卸売店、百貨店、その他の物品販売施設</td> <td>床面積の合計が 150 m<sup>2</sup>以内のもの 赤(塗り潰し) A 記入 (注2)</td> </tr> <tr> <td>2-2 商業施設 (B)</td> <td>食堂、喫茶店、スナック、その他の飲食業を含む施設</td> <td>床面積の合計が 150 m<sup>2</sup>を越え、500 m<sup>2</sup>以内のもの 赤(塗り潰し) B 記入 (注2)</td> </tr> <tr> <td>2-3 商業施設 (C)</td> <td>理容店、美容院、レンタル業、銀行の支店、保険代理店、質屋、結婚式場、その他のサービス施設</td> <td>床面積の合計が 500 m<sup>2</sup>を越えるもの 赤(塗り潰し) (注2) (注3)</td> </tr> </tbody> </table>	用途名	事 例	表示彩色	1 業務施設	事務所	赤(縁取り) (注2) (注3)	2-1 商業施設 (A)	小売店、卸売店、百貨店、その他の物品販売施設	床面積の合計が 150 m <sup>2</sup> 以内のもの 赤(塗り潰し) A 記入 (注2)	2-2 商業施設 (B)	食堂、喫茶店、スナック、その他の飲食業を含む施設	床面積の合計が 150 m <sup>2</sup> を越え、500 m <sup>2</sup> 以内のもの 赤(塗り潰し) B 記入 (注2)	2-3 商業施設 (C)	理容店、美容院、レンタル業、銀行の支店、保険代理店、質屋、結婚式場、その他のサービス施設	床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> を越えるもの 赤(塗り潰し) (注2) (注3)
用途名	事 例	表示彩色															
1 業務施設	事務所	赤(縁取り) (注2) (注3)															
2-1 商業施設 (A)	小売店、卸売店、百貨店、その他の物品販売施設	床面積の合計が 150 m <sup>2</sup> 以内のもの 赤(塗り潰し) A 記入 (注2)															
2-2 商業施設 (B)	食堂、喫茶店、スナック、その他の飲食業を含む施設	床面積の合計が 150 m <sup>2</sup> を越え、500 m <sup>2</sup> 以内のもの 赤(塗り潰し) B 記入 (注2)															
2-3 商業施設 (C)	理容店、美容院、レンタル業、銀行の支店、保険代理店、質屋、結婚式場、その他のサービス施設	床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> を越えるもの 赤(塗り潰し) (注2) (注3)															

項 目	図 面 名	縮 尺	図 面 作 成 要 領		
(続) 用途地域	(続) (参考図) 3. 建物用途別 現況図		用途名	事 例	表示彩色
			3 宿 泊 施 設	ホテル、旅館、民宿(モー テル、ラブホテル等風営 法による風俗関連営業施 設を除く)	紫 (塗り潰し) (注4)
			4-1 娯楽施設 (A)	劇場、映画館、演芸場、 観覧場	ピンク (縁取り) (注5)
			4-2 娯楽施設 (B)	料理店、キャバレー、ダ ンスホール、ナイトクラ ブ、バー(風営法による風 俗営業施設)	ピンク (縁取り、ハ ッチ)
			4-3 娯楽施設 (C)	個室付浴場業に係る公衆 浴場、ストリップ劇場、 モーテル、ラブホテル、 アダルトショップ(風営法 による風俗関連営業施設)	ピンク (塗り潰し)
			5-1 遊戯施設 (A)	ボーリング場、スケート 場、水泳場、バッティン グセンター、ゴルフ練習 場、スキー場	
			5-2 遊戯施設 (B)	マージャン屋、パチンコ 屋、射的場、勝馬投票券 販売所、場外車券売場、 玉突き場、ゲームセンタ ー、カラオケボックス	紫 (縁取り、ハ ッチ)
			6 商業系用 途複合施 設	商業系用途(上記1~5)の 複合施設で、主たる用途 の床面積が、全体の3/4 に満たないもの。(主たる 用途の床面積が全体の3 /4以上のものについては 上記1~5で表示する。)	赤(縁取り、 ハッチ) (注6)
			7 住 宅	専用住宅(住宅に付属す る物質、車庫を含む)	黄 (塗り潰し)
			8 共 同 住 宅	アパート、マンション、 長屋、寮、寄宿舎、下宿	オレンジ (塗り潰し)
9 店舗併 用住宅	住宅(上記7)と商業業務 用途(上記1~2)を併用し ている場合で、商業業務 用途の床面積の合計が 50㎡以内のもの(商業業 務用途の床面積の合計が 50㎡を超えるもの及び3 ~5の用途の併用のもの は、それぞれ該当する施 設として扱う。)	赤(縁取り) 黄(塗り潰し)			

項目	図面名	縮尺	図面作成要領			
(続) 用途地域	(続) (参考図) 3. 建物用途別 現況図		用途名	事例		表示彩色
			10-1 店舗併用 共同住宅 (A)	共同住宅 (上記8)と 商業系用 途(上記1 ~5)を併 用してい る場合	商業系用途の床 面積の合計が 150 m <sup>2</sup> 以内のも の	赤(縁取り) オレンジ (塗り潰し) A(記入) (注2) (注7)
			10-2 店舗併用 共同住宅 (B)		商業業務用途の 床面積の合計が 150 m <sup>2</sup> を越え、 500 m <sup>2</sup> 以内のも の	赤(縁取り) オレンジ (塗り潰し) B(記入) (注2) (注7)
			10-3 店舗併用 共同住宅 (C)		商業業務用途の 床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> を越える もの	赤(縁取り) オレンジ (塗り潰し) (注2) (注3) (注7)
			11 作業所併 用住宅	住宅施設(上記7~8)と工業 系用途(下記15~18)の併用		青(縁取り) 黄(塗り潰 し)
			12 官公庁施設	県市町村庁舎、裁判所、税務 署、郵便局、電話局、警察署、 消防署、駐在所		茶(塗り潰 し)
			13-1 文教厚生施 設(A)	大学、高等専門学校、専修学 校、各種学校、病院、公開堂、 体育館、競技場		緑(縁取り)
			13-2 文教厚生施 設(B)	幼稚園、小・中・高等学校、 図書館、老人ホーム、保育所、 身体障害者福祉ホーム、老人 福祉センター、児童厚生施 設、神社、寺院、教会、公衆 浴場(個室付浴場業に係るも のを除く)、診療所		緑(塗り潰 し)
			14-1 運輸倉庫 施設(A)	自動車車庫		黒(縁取り、 ハッチ) (注8)
			14-2 運輸倉庫 施設(B)	駅舎、バスターミナル、倉庫、 港湾施設、荷とき場、空港		黒(縁取り)
15-1 重工業 施設	アスファルト精製、金属の溶解又は 精製、火薬類、塗料、合成樹 脂、肥料、セメント、鉄釘の製造、 石灰ガス、圧縮ガス、マッチ、セロ ト、ゴム製品の製造、製革、 パルプの製造、動力つちを使用 する金属の製造		青(塗り潰 し)			

項目	図面名	縮尺	図面作成要領		
(続) 用途地域	(続) (参考図) 3. 建物用途別 現況図		用途名	事例	表示彩色
			16 軽工業 施設	原動機を使用する 150 m <sup>2</sup> を超える工場、ぼろ、わたの選別再製、岩石の粉砕、瓦れんが、煉炭、石鹼、生コン、陶磁器、絵具の製造、塗料の加熱乾燥、吹付、引火性溶剤を用いるドライクリーニング	青(縁取り)
			17-1 サービス 工場施設	自動車修理工場	淡青(縁取り、ハッチ) (注9)
			17-2 サービス 工場施設	原動機を使用する 50 m <sup>2</sup> を超える工場、印刷、木材、石材の引割、機織撚糸、魚肉の練製品、セメント製品の製造、メッキ合成樹脂の射出成形	淡青 (塗り潰し)
			18 家内工業 施設	原動機を使用する 50 m <sup>2</sup> 未満の工場、原動機を使用しない工場	淡青 (縁取り)
			19-1 危険物貯 蔵・処理 施設(A)	ガソリンスタンド	灰 (縁取り)
			19-2 危険物貯 蔵・処理施 設(B)	消防法による設置許可の必要なもの	灰 (塗り潰し)
			20 農林漁業 用施設	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場	茶(縁取り)
			21 その他	処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所、防衛施設	黒(塗り潰し)
			市街化 区域界	(用途地域外枠)	黒 実線 2mm
			地片界		青 実線 2mm
			(注1) 商業業務系の用途を3階以上の部分に供する施設には“3”を記入する。 (注2) その用途に供する部分の床面積の合計が1,500 m <sup>2</sup> 以内のものに“小”を記入する。 (注3) その用途に供する部分の床面積の合計が3,000 m <sup>2</sup> 以内のものについては“小”を記入する。 (注4) 客席部分の床面積の合計が200 m <sup>2</sup> 以内のものについては“小”を記入する。		

項 目	図 面 名	縮 尺	図 面 作 成 要 領																						
<p>(続) 用途地域</p>	<p>(続) (参考図) 3. 建物用途別 現況図</p>		<p>(注5) 商業施設と業務施設のみの複合用途の場合は、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以内のものに“小”を記入し、3,000㎡を超えるものには、“大”を記入する。また、その用途を3階以上の部分に供する施設には“3”を記入する。</p> <p>(注6) 宿泊施設、娯楽施設、遊戯施設を含む複合用途の場合は、含まれる用途の頭文字を“宿”“娯”“遊”を記入する。</p> <p>(注7) 床面積の合計が300㎡以内のものに“小”を記入し、3階以上の部分とその用途に供するものに“3”を記入する。また、都市計画決定されているものについては、“都”を記入する。</p> <p>(注8) 床面積の合計が150㎡以内のものについては、“小”を記入し、300㎡を超えるものについては“大”を記入する。</p> <p>(注9) 記載のないものについては、類似の施設を準用する。</p>																						
	<p>4. 不適格建築物分布図</p>	<p>1/2,500 以上</p>	<p>用途地域を定めた結果、既存不適格建築物となるものについて、次により建築物の位置する箇所にプロット表示する。</p> <table border="1" data-bbox="790 1064 1447 1989"> <thead> <tr> <th data-bbox="790 1064 1289 1115">建 築 物 の 内 容</th> <th data-bbox="1292 1064 1447 1115">表示彩色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="790 1115 1289 1189">・工業専用地域、工業地域で適格となる工業施設</td> <td data-bbox="1292 1115 1447 1189">青塗り 黒フチ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="790 1189 1289 1296">・準工業地域で適格となる工業施設 商業、近隣商業地域で適格となる工業施設</td> <td data-bbox="1292 1189 1447 1296">水色塗り 黒フチ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="790 1296 1289 1404">・準住居地域で適格となる工業施設 第1種、第2種住居地域で適格となる工業施設</td> <td data-bbox="1292 1296 1447 1404">橙塗り 黒フチ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="790 1404 1289 1512">・商業地域で適格となる商業施設 ・近隣商業、準住居地域、第2種住居地域で適格となる商業施設</td> <td data-bbox="1292 1404 1447 1512">赤 橙塗り 赤フチ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="790 1512 1289 1585">・第1種住居地域で適格となる商業施設</td> <td data-bbox="1292 1512 1447 1585">黄塗り 赤フチ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="790 1585 1289 1659">・第1種中高層専用地域で適格となる商業施設</td> <td data-bbox="1292 1585 1447 1659">黄緑塗り 赤フチ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="790 1659 1289 1733">・第2種中高層専用地域で適格となる商業施設</td> <td data-bbox="1292 1659 1447 1733">薄黄緑塗り 赤フチ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="790 1733 1289 1807">・第2種低層住居専用地域で適格となる商業施設</td> <td data-bbox="1292 1733 1447 1807">薄緑塗り 赤フチ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="790 1807 1289 1915">・工業専用、工業、準工業、商業近隣商業、準住居、第2種住居で適格となる業務施設</td> <td data-bbox="1292 1807 1447 1915">薄橙塗り 青フト</td> </tr> <tr> <td data-bbox="790 1915 1289 1989">・第1種住居地域で適格となる業務施設</td> <td data-bbox="1292 1915 1447 1989">黄塗り 青フチ</td> </tr> </tbody> </table>	建 築 物 の 内 容	表示彩色	・工業専用地域、工業地域で適格となる工業施設	青塗り 黒フチ	・準工業地域で適格となる工業施設 商業、近隣商業地域で適格となる工業施設	水色塗り 黒フチ	・準住居地域で適格となる工業施設 第1種、第2種住居地域で適格となる工業施設	橙塗り 黒フチ	・商業地域で適格となる商業施設 ・近隣商業、準住居地域、第2種住居地域で適格となる商業施設	赤 橙塗り 赤フチ	・第1種住居地域で適格となる商業施設	黄塗り 赤フチ	・第1種中高層専用地域で適格となる商業施設	黄緑塗り 赤フチ	・第2種中高層専用地域で適格となる商業施設	薄黄緑塗り 赤フチ	・第2種低層住居専用地域で適格となる商業施設	薄緑塗り 赤フチ	・工業専用、工業、準工業、商業近隣商業、準住居、第2種住居で適格となる業務施設	薄橙塗り 青フト	・第1種住居地域で適格となる業務施設	黄塗り 青フチ
建 築 物 の 内 容	表示彩色																								
・工業専用地域、工業地域で適格となる工業施設	青塗り 黒フチ																								
・準工業地域で適格となる工業施設 商業、近隣商業地域で適格となる工業施設	水色塗り 黒フチ																								
・準住居地域で適格となる工業施設 第1種、第2種住居地域で適格となる工業施設	橙塗り 黒フチ																								
・商業地域で適格となる商業施設 ・近隣商業、準住居地域、第2種住居地域で適格となる商業施設	赤 橙塗り 赤フチ																								
・第1種住居地域で適格となる商業施設	黄塗り 赤フチ																								
・第1種中高層専用地域で適格となる商業施設	黄緑塗り 赤フチ																								
・第2種中高層専用地域で適格となる商業施設	薄黄緑塗り 赤フチ																								
・第2種低層住居専用地域で適格となる商業施設	薄緑塗り 赤フチ																								
・工業専用、工業、準工業、商業近隣商業、準住居、第2種住居で適格となる業務施設	薄橙塗り 青フト																								
・第1種住居地域で適格となる業務施設	黄塗り 青フチ																								



項目	図面名	縮尺	図面作成要領														
(続) 用途地域			<table border="1"> <thead> <tr> <th>建築物の内容</th> <th>表示彩色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・第2種中高層住居専用地域で適格となる業務施設</td> <td>薄黄緑塗 青フチ</td> </tr> <tr> <td>・学校</td> <td>緑</td> </tr> <tr> <td>・病院</td> <td>赤十字</td> </tr> <tr> <td>・住居</td> <td>黄</td> </tr> <tr> <td>・その他</td> <td>茶</td> </tr> </tbody> </table>		建築物の内容	表示彩色	・第2種中高層住居専用地域で適格となる業務施設	薄黄緑塗 青フチ	・学校	緑	・病院	赤十字	・住居	黄	・その他	茶	
	建築物の内容	表示彩色															
	・第2種中高層住居専用地域で適格となる業務施設	薄黄緑塗 青フチ															
	・学校	緑															
・病院	赤十字																
・住居	黄																
・その他	茶																
5. 土地利用動態図	1/2,500 以上	<p>下協議時開始時までのおおむね一年間に提出された建築確認申請書により新改築の行われた建築物を調査して、次により、建築の行われた箇所にプロット表示する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建築物用途内容</th> <th>表示彩色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住居</td> <td>黄</td> </tr> <tr> <td>商業</td> <td>赤</td> </tr> <tr> <td>工業</td> <td>青</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 住居は、建物用途別現況図における用途分類表における住宅、共同住宅、店舗併用住宅、文教厚生施設とする。  商業は、同表における業務施設、商業施設、宿泊施設、娯楽施設、遊戯施設、複合施設、店舗併用共同住宅、官公庁施設とする。  工業は、同表における上記以外のものと、農林漁業用施設とする。</p>		建築物用途内容	表示彩色	住居	黄	商業	赤	工業	青						
建築物用途内容	表示彩色																
住居	黄																
商業	赤																
工業	青																
6. 敷地規模現況図	1/2,500 以上	<p>下協議時開始時までのおおむね一年間に届出された建築確認申請書により新改築の行われた建築物を調査して、次により、建築の行われた箇所にプロット表示する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建築敷地の規模</th> <th>表示彩色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100 m<sup>2</sup>未満</td> <td>赤</td> </tr> <tr> <td>100 m<sup>2</sup>以上～150 m<sup>2</sup>未満</td> <td>橙</td> </tr> <tr> <td>150 m<sup>2</sup>以上～200 m<sup>2</sup>未満</td> <td>黄</td> </tr> <tr> <td>200 m<sup>2</sup>以上～250 m<sup>2</sup>未満</td> <td>黄緑</td> </tr> <tr> <td>250 m<sup>2</sup>以上～300 m<sup>2</sup>未満</td> <td>緑</td> </tr> <tr> <td>300 m<sup>2</sup>以上</td> <td>青</td> </tr> </tbody> </table>		建築敷地の規模	表示彩色	100 m <sup>2</sup> 未満	赤	100 m <sup>2</sup> 以上～150 m <sup>2</sup> 未満	橙	150 m <sup>2</sup> 以上～200 m <sup>2</sup> 未満	黄	200 m <sup>2</sup> 以上～250 m <sup>2</sup> 未満	黄緑	250 m <sup>2</sup> 以上～300 m <sup>2</sup> 未満	緑	300 m <sup>2</sup> 以上	青
建築敷地の規模	表示彩色																
100 m <sup>2</sup> 未満	赤																
100 m <sup>2</sup> 以上～150 m <sup>2</sup> 未満	橙																
150 m <sup>2</sup> 以上～200 m <sup>2</sup> 未満	黄																
200 m <sup>2</sup> 以上～250 m <sup>2</sup> 未満	黄緑																
250 m <sup>2</sup> 以上～300 m <sup>2</sup> 未満	緑																
300 m <sup>2</sup> 以上	青																
7. 建ぺい率現況図	1/2,500 以上	<p>下協議時開始時までのおおむね一年間に届出された建築確認申請書により新改築の行われた建築物を調査して、用途地域を定めた結果、既存不適格建築物となるものについて、次により建築物の位置する箇所にプロット表示する。</p>															

項目	図面名	縮尺	図面作成要領																	
(続) 用途地域			<table border="1"> <thead> <tr> <th>建ぺい率</th> <th>表示彩色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3/10 以下</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td>3/10 以上～4/10</td> <td>緑</td> </tr> <tr> <td>4/10 以上～5/10</td> <td>黄緑</td> </tr> <tr> <td>5/10 以上～6/10</td> <td>黄</td> </tr> <tr> <td>6/10 以上～7/10</td> <td>橙</td> </tr> <tr> <td>7/10 以上～8/10</td> <td>桃</td> </tr> <tr> <td>8/10 以上</td> <td>赤</td> </tr> </tbody> </table>		建ぺい率	表示彩色	3/10 以下	青	3/10 以上～4/10	緑	4/10 以上～5/10	黄緑	5/10 以上～6/10	黄	6/10 以上～7/10	橙	7/10 以上～8/10	桃	8/10 以上	赤
	建ぺい率	表示彩色																		
	3/10 以下	青																		
	3/10 以上～4/10	緑																		
	4/10 以上～5/10	黄緑																		
5/10 以上～6/10	黄																			
6/10 以上～7/10	橙																			
7/10 以上～8/10	桃																			
8/10 以上	赤																			
8. 大規模建築物分布図	1/2,500 以上	<p>3階以上の耐火建築物について調査し、建築物の位置する箇所にプロット表示する。          なお、特に容積制限上、詳細な検討を要すると思われるものについて、番号を附して対照表を作成する。</p> <p>&lt;対照表&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建築物番号</th> <th>建設年月</th> <th>用途内容</th> <th>容積率・高さ</th> <th>敷地規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		建築物番号	建設年月	用途内容	容積率・高さ	敷地規模												
建築物番号	建設年月	用途内容	容積率・高さ	敷地規模																
9. 新旧対照図	任意	<p>変更の場合に添付することとし、新旧が明確に対比できるように作成のこと。なお、変更に係る範囲のみで差し支えない。</p>																		
10. 字界図	1/10,000 1/1,000	<p>字ごとに色わけする。色は自由。          変更の場合は、変更に係る区域のみで差し支えない。</p>																		
11. その他の図面		<p>特に指示のあった図面を添付すること。</p>																		

用途地域を決定（変更）する区域内に不適格建築物がある場合は、決定（変更）を告示する年月日を基準日として不適格建築物調査表（別紙）を作成すること。

### 不適格建築物調査表 (建築基準法第48条関係)

- 1. 建築物名称
- 2. 建築物の所有者又は管理者
- 3. 建築物の敷地の位置
- 4. 建築面積、延面積、敷地面積

事項	1棟の用途構造			合計
	○○○ ( 造)	○○○ ( 造)	○○○ ( 造)	
(1)作業の内容及び製造品				
(2)建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
(3)延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
(4)原動機の種類及び動力数	kw	kw	kw	kw
(5)危険物の種類及び数量				
(6)不適格部分の床面積の合計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
(7)不適格の理由	注) (記載例)法別表第2(ほ)項第4号			
(8)年 月 日 増築等床面積合計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

注) 建築基準法第48条別表第2の該当する番号を記入  
注) 面積は少数第1位、動力数は少数第2まで記入を基本とする。

#### 5. 用途地域の変更の経過

	指 定	変 更	変 更
用 途 地 域			
指定等年月日			

#### 6. 配置図 (敷地形状)

7. 調査者氏名印

印

8. 調査年月日

#### ※処理経過

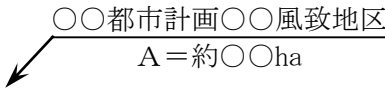
年 月 日	変 更 事 項
	注) 建設事務所で記入

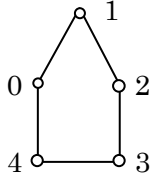
注) A4判とする

注) 建設事務所建築住宅課へ1部提出のこと。

項 目	図 面 名	縮 尺	図 面 作 成 要 領								
特別用途地区	1. 総 括 図	1/25,000、 1/10,000	1. 今回計画決定する区域界（変更の場合は、変更に係る区域の境界）を赤線で示す。 2. 次の凡例に基づき、色分けする。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>凡</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">赤うすぬり</td> <td style="text-align: center;">既 決 定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">赤 ぬ り</td> <td style="text-align: center;">新 規 ・ 変 更 分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">黄 ぬ り</td> <td style="text-align: center;">廃 止 分</td> </tr> </tbody> </table>	凡	例	赤うすぬり	既 決 定	赤 ぬ り	新 規 ・ 変 更 分	黄 ぬ り	廃 止 分
	凡	例									
	赤うすぬり	既 決 定									
	赤 ぬ り	新 規 ・ 変 更 分									
	黄 ぬ り	廃 止 分									
2. 計 画 図	1/2,500	3. 引き出し線を用い、次のように記入する。 <div style="margin-left: 40px;"> <u>〇〇都市計画特別用途地区（〇〇地区）</u>              ↓              A=約〇〇ha           </div>									
3. 適格及び不適格建築物分布図	1/2,500	今回の決定（変更）に係る用途建築物について、適格となるもの、不適格となるもの、従前から適格であるもの、従前から不適格であることを明示する。 今回の決定（変更）に係る用途が複数の場合は、色分け等により区別する。									
4. 字 界 図	1/10,000～ 1/1,000	字ごとに色分けする。色は自由。 変更の場合は、変更に係る区域のみで差し支えない。									
5. その他の図面		特に指示のあった図面を添付すること。									
特定用途制限地域			特別用途地区の作成要領を準用する。								
高度利用地区	1. 総 括 図	1/25,000 以上	1. 今回計画決定する区域界（変更の場合は、変更に係る区域の境界）を赤線で示す。 2. 次の凡例に基づき、色分けする。 総括図においては、区域が小規模であり色分けが困難である場合は、区域界を示すのみで差し支えない。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>凡</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">赤うすぬり</td> <td style="text-align: center;">既 決 定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">赤 ぬ り</td> <td style="text-align: center;">新 規 ・ 変 更 分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">黄 ぬ り</td> <td style="text-align: center;">廃 止 分</td> </tr> </tbody> </table>	凡	例	赤うすぬり	既 決 定	赤 ぬ り	新 規 ・ 変 更 分	黄 ぬ り	廃 止 分
	凡	例									
赤うすぬり	既 決 定										
赤 ぬ り	新 規 ・ 変 更 分										
黄 ぬ り	廃 止 分										
2. 計 画 図	1/2,500										

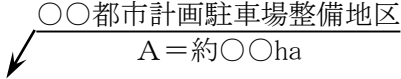
項 目	図 面 名	縮 尺	図 面 作 成 要 領								
(続) 高度利用地区			<p>3. 引き出し線を用い、次のように記入する。</p> <p style="text-align: center;">○○都市計画高度利用地区 (○○地区) A=約○○ha</p> <p>4. 計画図には壁面の位置の制限を図示する。</p>								
	3. 字 界 図	1/10,000～ 1/1,000	字ごとに色分けする。色は自由。 変更の場合は、変更に係る区域のみで差し支えない。								
	4. その他の 図 面		特に指示のあった図面を添付すること。								
防 火 地 域 準 防 火 地 域	1. 総 括 図	1/25,000、 1/10,000	<p>1. 今回計画決定する区域界（変更の場合は、変更に係る区域の境界）を赤線で示す。</p> <p>2. 次の凡例に基づき、色分けする。 総括図においては、区域が小規模であり色分けが困難である場合は、区域界を示すのみで差し支えない。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>凡</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">赤うすぬり</td> <td style="text-align: center;">既 決 定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">赤 ぬ り</td> <td style="text-align: center;">新 規 ・ 変 更 分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">黄 ぬ り</td> <td style="text-align: center;">廃 止 分</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 引き出し線を用い、次のように記入する。</p> <p style="text-align: center;">○○都市計画（準）防火地域 A=約○○ha</p>	凡	例	赤うすぬり	既 決 定	赤 ぬ り	新 規 ・ 変 更 分	黄 ぬ り	廃 止 分
	凡	例									
	赤うすぬり	既 決 定									
	赤 ぬ り	新 規 ・ 変 更 分									
黄 ぬ り	廃 止 分										
2. 計 画 図	1/2,500										
3. 建 築 物 現 況 図	1/2,500	<p>建築物の現況を示す。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>凡</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">茶</td> <td style="text-align: center;">木造建築物</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">青</td> <td style="text-align: center;">簡易耐火建築物</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">赤</td> <td style="text-align: center;">耐火建築物</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 抽出して表示する。</p>	凡	例	茶	木造建築物	青	簡易耐火建築物	赤	耐火建築物	
凡	例										
茶	木造建築物										
青	簡易耐火建築物										
赤	耐火建築物										
4. 字 界 図	1/10,000～ 1/1,000	字ごとに色分けする。色は自由。 変更の場合は、変更に係る区域のみで差し支えない。									
5. その他の 図 面		特に指示のあった図面を添付すること。									

項 目	図 面 名	縮 尺	図 面 作 成 要 領								
(続) 防 火 地 域 準 防 火 地 域	(防火地域の み必要とする 参考図) 6. 市街地建築 密度概況図	1/2,500	建築物の密度を示す。								
	7. 市街地価 概況図	1/2,500	地価の分布を示す。								
	8. 用 途 別 概況図	1/2,500	用途別分布を示す。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>凡</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>黄</td> <td>居 住 系</td> </tr> <tr> <td>赤</td> <td>商 業 分</td> </tr> <tr> <td>青</td> <td>工 業 系</td> </tr> </tbody> </table>	凡	例	黄	居 住 系	赤	商 業 分	青	工 業 系
	凡	例									
黄	居 住 系										
赤	商 業 分										
青	工 業 系										
9. 風 向 図	1/10,000 程度	風向を示す。									
風 致 地 区	1. 総 括 図	1/25,000、 1/10,000	1. 今回計画決定する区域界(変更の場合は、変更に係る区域の境界)を赤線で示す。 2. 次の凡例に基づき、色分けする。 総括図においては、区域が小規模であり色分けが困難である場合は、区域界を示すのみで差し支えない。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>凡</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>赤うすぬり</td> <td>既 決 定</td> </tr> <tr> <td>赤ぬり</td> <td>新 規 ・ 変 更 分</td> </tr> <tr> <td>黄ぬり</td> <td>廃 止 分</td> </tr> </tbody> </table>	凡	例	赤うすぬり	既 決 定	赤ぬり	新 規 ・ 変 更 分	黄ぬり	廃 止 分
	凡	例									
	赤うすぬり	既 決 定									
赤ぬり	新 規 ・ 変 更 分										
黄ぬり	廃 止 分										
2. 計 画 図	1/2,500	3. 引き出し線を用い、次のように記入する。 									
3. 風致地区種 別表示図	1/10,000 以上	1. 次の凡例に基づき種別ごとの地区を表示する。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>凡</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青</td> <td>第 1 種風致地区</td> </tr> <tr> <td>緑</td> <td>第 2 種風致地区</td> </tr> <tr> <td>黄</td> <td>第 3 種風致地区</td> </tr> </tbody> </table> 2. 風致地区の名称、面積を示す。	凡	例	青	第 1 種風致地区	緑	第 2 種風致地区	黄	第 3 種風致地区	
凡	例										
青	第 1 種風致地区										
緑	第 2 種風致地区										
黄	第 3 種風致地区										

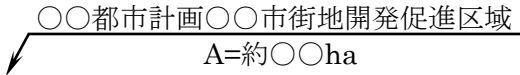
項 目	図 面 名	縮 尺	図 面 作 成 要 領																								
(続) 風 致 地 区	4. 区 域 図	1/10,000 以上	<p>1. 区域を赤線で示す。</p> <p>2. 境界に番号を付す。</p> <p>3. 凡例は次の例による。</p>  <table border="1" data-bbox="813 436 1428 734"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡</th> <th colspan="2">例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>水 路 界</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>道 路 界</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>—</td> <td>3</td> <td>地 番 界</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>—</td> <td>4</td> <td>杭 界</td> </tr> </tbody> </table>	凡		例		0	—	1	水 路 界	1	—	2	道 路 界	2	—	3	地 番 界	3	—	4	杭 界				
	凡		例																								
	0	—	1	水 路 界																							
	1	—	2	道 路 界																							
2	—	3	地 番 界																								
3	—	4	杭 界																								
5. 土 地 利 用 現 況 図	1/10,000 以上	土地利用の現況を示す。	<table border="1" data-bbox="805 806 1428 1164"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡</th> <th colspan="2">例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>黒</td> <td></td> <td>道</td> <td>路</td> </tr> <tr> <td>赤</td> <td></td> <td>宅</td> <td>地</td> </tr> <tr> <td>黄</td> <td></td> <td>農</td> <td>地</td> </tr> <tr> <td>緑</td> <td></td> <td>山</td> <td>林</td> </tr> <tr> <td>青</td> <td></td> <td>河</td> <td>川</td> </tr> </tbody> </table>	凡		例		黒		道	路	赤		宅	地	黄		農	地	緑		山	林	青		河	川
凡		例																									
黒		道	路																								
赤		宅	地																								
黄		農	地																								
緑		山	林																								
青		河	川																								
6. 字 界 図	1/10,000 以上	字ごとに色分けする。色は自由。 変更の場合は、変更に係る区域のみで差し支えない。																									
7. そ の 他 の 図 面		特に指示のあった図面を添付すること。																									

項 目	図 面 名	縮 尺	図 面 作 成 要 領											
流通業務地区	1. 総 括 図	1/25,000、 1/10,000	<p>1. 今回計画決定する区域界（変更の場合は、変更に係る区域の境界）を赤線で示す。</p> <p>2. 次の凡例に基づき、色分けする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>凡</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">赤うすぬり</td> <td style="text-align: center;">既 決 定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">赤 ぬ り</td> <td style="text-align: center;">新 規 ・ 変 更 分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">黄 ぬ り</td> <td style="text-align: center;">廃 止 分</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 引き出し線を用い、次のように記入する。</p> <div style="margin-left: 40px;"> <p>〇〇都市計画流通業務地区 A=約〇〇ha</p> </div>	凡	例	赤うすぬり	既 決 定	赤 ぬ り	新 規 ・ 変 更 分	黄 ぬ り	廃 止 分			
	凡	例												
	赤うすぬり	既 決 定												
	赤 ぬ り	新 規 ・ 変 更 分												
黄 ぬ り	廃 止 分													
2. 計 画 図	1/2,500													
3. 区 域 図	1/10,000 以上	<p>1. 区域を赤線で示す。</p> <p>2. 境界に番号を付す。</p> <div style="margin-left: 40px;"> </div> <p>3. 凡例は次の例による。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>凡</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">0 — 1</td> <td style="text-align: center;">水 路 界</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 — 2</td> <td style="text-align: center;">道 路 界</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 — 3</td> <td style="text-align: center;">地 番 界</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 — 4</td> <td style="text-align: center;">杭 界</td> </tr> </tbody> </table>	凡	例	0 — 1	水 路 界	1 — 2	道 路 界	2 — 3	地 番 界	3 — 4	杭 界		
凡	例													
0 — 1	水 路 界													
1 — 2	道 路 界													
2 — 3	地 番 界													
3 — 4	杭 界													
4. 土 地 利 用 現 況 図	1/10,000 以上	<p>土地利用の現況を示す。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>凡</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">黒</td> <td style="text-align: center;">道 路</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">赤</td> <td style="text-align: center;">宅 地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">黄</td> <td style="text-align: center;">農 地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">緑</td> <td style="text-align: center;">山 林</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">青</td> <td style="text-align: center;">河 川</td> </tr> </tbody> </table>	凡	例	黒	道 路	赤	宅 地	黄	農 地	緑	山 林	青	河 川
凡	例													
黒	道 路													
赤	宅 地													
黄	農 地													
緑	山 林													
青	河 川													

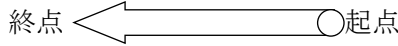
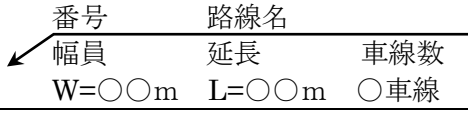
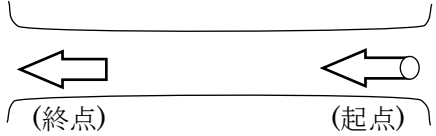
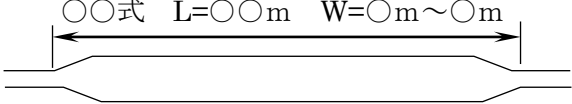


項 目	図 面 名	縮 尺	図 面 作 成 要 領								
(続) 流通業務地区	5. 字 界 図	1/10,000 以上	字ごとに色分けする。色は自由。 変更の場合は、変更に係る区域のみで差し支えない。								
	6. 土 地 利 用 計 画 図	1/10,000 以上	土地利用計画を示す。適宜、色分けし、凡例を示す。								
	7. そ の 他 の 図 面		特に指示のあった図面を添付すること。								
駐 車 場 整 備 地 区	1. 総 括 図	1/25,000 1/10,000	<p>1. 今回計画決定する区域界（変更の場合は、変更に係る区域の境界）を赤線で示す。</p> <p>2. 次の凡例に基づき、色分けする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">赤うすぬり</td> <td style="text-align: center;">既 決 定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">赤 ぬ り</td> <td style="text-align: center;">新 規 ・ 変 更 分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">黄 ぬ り</td> <td style="text-align: center;">廃 止 分</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 引き出し線を用い、次のように記入する。</p> <p style="margin-left: 40px;">○○都市計画駐車場整備地区 A=約○○ha</p> 	凡 例		赤うすぬり	既 決 定	赤 ぬ り	新 規 ・ 変 更 分	黄 ぬ り	廃 止 分
	凡 例										
	赤うすぬり	既 決 定									
	赤 ぬ り	新 規 ・ 変 更 分									
黄 ぬ り	廃 止 分										
2. 土 地 利 用 現 況 図	1/2,500	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商業・業務施設の分布状況を示す。</li> <li>・路上駐車が著しい場合は、路上駐車が一定密度以上となっている区域（路線）を示す。」</li> </ul>									
3. 字 界 図	1/10,000～ 1/1,000	字ごとに色分ける。色は自由。 変更の場合は、変更に係る区域のみで差し支えない。									
4. そ の 他 の 図 面		特に指示のあった図面を添付すること。									

### 3-2 促進区域

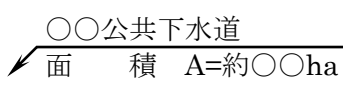
項目	図面名	縮尺	図面作成要領								
市街地再開 発促進区域	1. 総括図	1/25,000、 1/10,000	1. 今回計画決定する区域界（変更の場合は、変更に係る区域の境界）を赤線で示す。 2. 地祇の凡例に基づき、色分けする。 総括図においては、区域が小規模であり色分けが困難である場合は、区域界を示すのみで差し支えない。								
	2. 計画図	1/2,500	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>凡</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">赤うすぬり</td> <td>既 決 定</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">赤 ぬ り</td> <td>新 規 ・ 変 更 分</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">黄 ぬ り</td> <td>廃 止 分</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 引き出し線を用い、次のように記入する。</p> <p style="text-align: center;">  </p> <p>4. 計画図には公共施設の配置及び単位整備区の区域を示す。</p>	凡	例	赤うすぬり	既 決 定	赤 ぬ り	新 規 ・ 変 更 分	黄 ぬ り	廃 止 分
	凡	例									
	赤うすぬり	既 決 定									
	赤 ぬ り	新 規 ・ 変 更 分									
黄 ぬ り	廃 止 分										
3. 土地利用等 現況図	1/2,500	土地利用、建築物、権利関係の現況を示す。									
4. 字界図	1/10,000～ 1/1,000	字ごとに色別けする。色は自由。 変更の場合は、変更に係る区域のみで差し支えない。									
5. その他の 図面		特に指示のあった図面を添付すること。									

### 3-3 都市施設

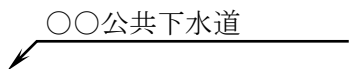
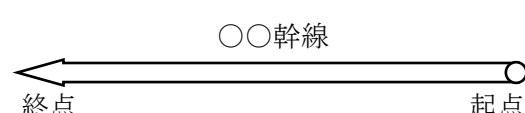
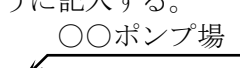
項目	図面名	縮尺	図面作成要領								
道路	1. 総括図	1/25,000、 1/10,000	<p>1. 今回計画決定（変更）する路線を次のように示し、「2. 計画図」の凡例に基づき、色分けする。</p> <p style="text-align: center;">  </p> <p>2. 引出し線を用い、次のように記入する。</p> <p style="text-align: center;">  </p>								
	2. 計画図	1/2,500	<p>1. 都市計画道路全てについて、次の凡例に基づき色分けする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>凡</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">赤うすぬり</td> <td style="text-align: center;">既 決 定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">赤 ぬ り</td> <td style="text-align: center;">新 規 ・ 変 更 分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">黄 ぬ り</td> <td style="text-align: center;">廃 止 分</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 起点と終点を次のように示す。</p> <p style="text-align: center;">  </p> <p>3. 路線ごとに、番号、路線名、幅員、延長、車線数を記入する。</p> <p>4. 地表式以外の構造形式がある場合は、それらの区間について次のように記入する。</p> <p style="text-align: center;">  </p> <p>5. 変更の場合は、変更する部分を含む図郭のみ作成する。ただし、国土交通大臣同意案件については、国土交通省の指示による。</p>	凡	例	赤うすぬり	既 決 定	赤 ぬ り	新 規 ・ 変 更 分	黄 ぬ り	廃 止 分
	凡	例									
	赤うすぬり	既 決 定									
赤 ぬ り	新 規 ・ 変 更 分										
黄 ぬ り	廃 止 分										
3. 標準横断図	1/50 程度	各路線ごと（必要に応じ道路の幅員ごと）に示す。									
4. 縦断図	V=1/200 程度 H=1/1,000	計画決定区間を赤で示す。									

項目	図面名	縮尺	図面作成要領
(続) 道 路	5. 横断図	1/200~1/100	計画決定区間が山間部の場合必要
	6. 交差点詳細図	1/500~1/300	1. 計画決定する路線と都市計画道路の交差点を示す。 2. 交差点の位置を表示する。 歩道、分離帯、車線表示、横断歩道、ラインマーク等を示し、色分けする。 3. すみ切長、すみ切半径を示す。 4. 計画決定の区域を赤線で示す。 5. 道路横断の変化ごとに横断図を示す。 6. 路線名及び至る地名を示す。
	7. 橋梁一般図 (河川断面図)	1/200程度	1. 橋梁区間ごとに示す。(ボックスの場合も必要) 2. 河川管理者との協議書を添付する。 3. 河川計画がある場合は、図面に表示する。 4. 鉄道、国県道等と交差する場合は、交差断面の検討書と協議書を添付する。
	8. 道路網構想図	1/25,000、 1/10,000	1. 目標年次は、おおむね 20 年後とする。 2. 区分 ・都市間高速道路(国幹道等) 緑 5mm巾 ・都市内自動車専用道路 紫 5mm ・主要幹線 黒 5mm ・幹線 赤 2mm 3. 表示法 都市計画決定済 実線 都市計画未決定 破線 4. その他 代表幅員 ○m (△) ← 車線数 車線数
	9. 交通量配分図	(A3判又はA4判に入る縮尺とし、計画書に添付)	1. 目標年次、おおむね 20 年後。 2. 道路網構造図で示した路線の交通量を示す。
	10. 交差点ごとの交通量配分図	(A3判又はA4判に入る縮尺とし、計画書に添付)	1. 交差点ごとの方向別交通量を示す。 2. 上記の数を用いて、交差点ごとに現示計算を行い、右左折レーンの必要性を検討のこと。(計算書は計画書に添付)
	11. 字界図	1/10,000~ 1/1,000	字ごとに色分けする。色は自由。 変更の場合は、変更に係る区域のみで差し支えない。ただし、国土交通大臣同意案件については、国土交通省の指示による。
	12. その他の図面		特に指示のあった図面を添付すること。

項 目	図 面 名	縮 尺	図 面 作 成 要 領																													
通路、都市高速鉄道、軌道	1. 総括図		道路の作成要領を準用する。																													
	2. 計画図		道路の作成要領を参考に必要な図面を添付する。																													
	3. 参考図																															
公 園	1. 総括図	1/25,000、 1/10,000	1. 今回決定（変更）する公園を赤で示す。 区域を拡大又は縮小する場合は、「2. 計画図」の凡例に基づき色分けする。 区域が小規模であり色分けが困難である場合は、区域界を示すのみで差し支えない。 2. 引き出し線を用い次のように記入する。 番号 公園名 種別 面積 A=約△△ha																													
	2. 計画図	1/2,500	1. 次の凡例に基づき、色分けする。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>凡</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">赤うすぬり</td> <td>既 決 定</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">赤 ぬ り</td> <td>新 規 ・ 変 更 分</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">黄 ぬ り</td> <td>廃 止 分</td> </tr> </tbody> </table> 2. 公園の種別、番号、名称、面積を記入する。 3. 今回計画決定（変更）する公園を含む図郭のみ作成する。ただし、国土交通大臣同意案件については、国土交通省の指示による。	凡	例	赤うすぬり	既 決 定	赤 ぬ り	新 規 ・ 変 更 分	黄 ぬ り	廃 止 分																					
	凡	例																														
赤うすぬり	既 決 定																															
赤 ぬ り	新 規 ・ 変 更 分																															
黄 ぬ り	廃 止 分																															
3. 区域図	1/2,500～ 1/200	1. 区域を赤線で示す。 2. 境界に番号を付す。 <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> 3. 凡例は次の例による。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3">凡</th> <th colspan="3">例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>水</td> <td>路</td> <td>界</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>道</td> <td>路</td> <td>界</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>—</td> <td>3</td> <td>地</td> <td>番</td> <td>界</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>—</td> <td>4</td> <td>杭</td> <td></td> <td>界</td> </tr> </tbody> </table>	凡			例			0	—	1	水	路	界	1	—	2	道	路	界	2	—	3	地	番	界	3	—	4	杭		界
凡			例																													
0	—	1	水	路	界																											
1	—	2	道	路	界																											
2	—	3	地	番	界																											
3	—	4	杭		界																											

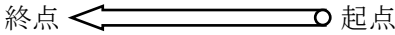
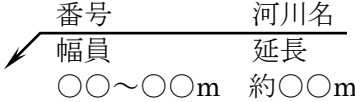
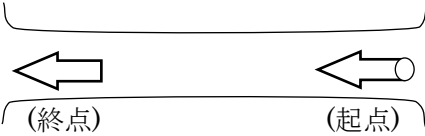
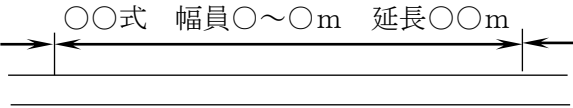
項 目	図 面 名	縮 尺	図 面 作 成 要 領						
(続) 公 園	4. 字 界 図	1/2,500～ 1/200	字ごとに色分けする。色は自由。 変更の場合は、変更に係る区域のみで差し支えない。ただし、国土交通大臣同意案件については、国土交通省の指示による。						
	5. 平面計画図	1/1,000～ 1/200	1. 公園の植栽の状況及び施設ごとに色分けして表示する。 2. 凡例に施設名を示す。						
	6. その他の図面		特に指示のあった図面を添付すること。						
駐 車 場 自動車ターミナル 空港 港湾 緑地 広場 運動場 墓園	1. 総括図 2. 計画図		公園の作成要領を準用する。 面積を定めない施設は、面積は記入しないこと。						
	3. 参考図		公園の作成要領を参考に必要な図面を添付する。						
下 水 道 (1) 流域下水道	1. 総括図	1/25,000、 1/10,000	<p>1. 今回の決定（変更）に係る流域下水道の下水管渠、その他の施設を赤線で縁取りする（既決定のものを含む）。</p> <p>2. 今回決定（変更）する部分を次の凡例に基づき色分けする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>凡</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">赤ぬり</td> <td>新規・変更分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">黄ぬり</td> <td>廃止分</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 名称を記入する。</p> <p>4. 接続する下水道（関連公共下水道）の排水区域（処理区域）を黒線で縁取りし、引き出し線を用い次のように記入する（今回の決定（変更）と同時に当該下水道も決定（変更）する場合は、決定（変更）後の区域を示す）。</p> <p style="text-align: center;">          ○○公共下水道        面積 A=約○○ha     </p> <p>(注) 関連公共下水道の排水区域の黒縁取りは、今回計画決定する内容を示すものではなく、基図の一部とみなすものである。</p>	凡	例	赤ぬり	新規・変更分	黄ぬり	廃止分
凡	例								
赤ぬり	新規・変更分								
黄ぬり	廃止分								

項目	図面名	縮尺	図面作成要領								
(続) 下水道 (1) 流域下水道	2. 計画図	1/2,500	<p>1. 今回の決定(変更)に係る流域下水道の下水管渠、その他の施設について、次の凡例に基づき色分けする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>凡</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">赤うすぬり</td> <td style="text-align: center;">既 決 定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">赤 ぬ り</td> <td style="text-align: center;">新 規 ・ 変 更 分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">黄 ぬ り</td> <td style="text-align: center;">廃 止 分</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 下水管渠の名称、起点及び終点をしめす。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>3. その他の施設の名称を、引き出し線を用いて次のように記入する。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>4. 変更の場合は、変更する部分を含む図郭のみ作成する</p>	凡	例	赤うすぬり	既 決 定	赤 ぬ り	新 規 ・ 変 更 分	黄 ぬ り	廃 止 分
	凡	例									
	赤うすぬり	既 決 定									
	赤 ぬ り	新 規 ・ 変 更 分									
	黄 ぬ り	廃 止 分									
	3. 下水道計画一般図	1/25,000、 1/10,000	排水区域、下水管渠、ポンプ場、処理場等を示す。								
	4. 縦断図	V=1/100 程度 H=1/2,500	下水管渠の縦断を示す。								
	5. 施設平面図	1/500 程度	ポンプ場、処理場等の平面図を示す。								
6. 河川吐口構造図	1/200 程度	<p>1. 河川吐口構造を示す。</p> <p>2. 河川管理者との協議書添付。</p>									
7. 字界図	1/10,000 以上	字ごとに色分けする。色は自由。 変更の場合は、変更に係る区域のみで差し支えない。									
8. その他の図面		特に指示のあった図面を添付すること。									

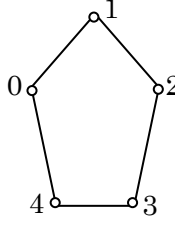
項 目	図 面 名	縮 尺	図 面 作 成 要 領							
下 水 道 (2) 公共下水道	1. 総 括 図	1/25,000、 1/10,000	<p>1. 排水区域（処理区域）、下水管渠、その他の施設を赤線で縁取りする。</p> <p>2. 今回決定（変更）する部分を次の凡例に基づき色分けする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>凡</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">赤 ぬ り</td> <td>新 規 ・ 変 更 分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">黄 ぬ り</td> <td>廃 止 分</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 引き出し線を用いて次のように記入する。</p> <p style="text-align: center;">○○公共下水道  </p> <p>4. 雨水、汚水に分かれている場合は、総括図を2枚にする</p>	凡	例	赤 ぬ り	新 規 ・ 変 更 分	黄 ぬ り	廃 止 分	
	凡	例								
	赤 ぬ り	新 規 ・ 変 更 分								
黄 ぬ り	廃 止 分									
2. 計 画 図	1/2,500	<p>1. 次の凡例に基づき色分けする。          なお、排水区域については表示することを要しない（平成9年3月7日付け9都第156号「下水道の都市計画決定について」による。P352参照）。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>凡</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">赤うすぬり</td> <td>既 決 定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">赤 ぬ り</td> <td>新 規 ・ 変 更 分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">黄 ぬ り</td> <td>廃 止 分</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 下水管渠の名称、起点及び終点を示す。</p> <p style="text-align: center;">○○幹線  </p> <p>3. その他の施設の名称を、引き出し線を用いて次のように記入する。</p> <p style="text-align: center;">○○ポンプ場  </p> <p>4. 変更の場合は、変更する部分を含む図郭のみ作成する。</p>	凡	例	赤うすぬり	既 決 定	赤 ぬ り	新 規 ・ 変 更 分	黄 ぬ り	廃 止 分
凡	例									
赤うすぬり	既 決 定									
赤 ぬ り	新 規 ・ 変 更 分									
黄 ぬ り	廃 止 分									
3. 下水道計画 一 般 図	1/25,000、 1/10,000	排水区域、下水管渠、ポンプ場、処理場等を示す。								



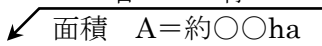
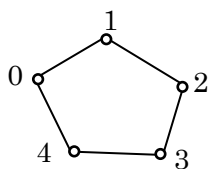
項目	図面名	縮尺	図面作成要領							
(続) 下水道 (2) 公共下水道	4. 縦断図	V=1/100 H=1/2,500 程度	下水管渠の縦断を示す。							
	5. 施設平面図	1/500 程度	ポンプ場、処理場等の平面図を示す。							
	6. 河川吐口構造図	1/200 程度	1. 河川吐口構造を示す。 2. 河川管理者との協議書を添付する。							
	7. 字界図	1/10,000 以上	字ごとに色分けする。色は自由。 変更の場合は、変更に係る区域のみで差し支えない。							
	8. 排水区域図	1/2,500 程度	総括図のみでは排水区域の決定(変更)の適否が判断できない場合に添付すること。							
	9. 農振農用地区域図	1/10,000 以上	必要に応じ、今回計画決定(変更)する排水区域等と農振農用地区域の関係が確認できる図面を添付すること。							
	10. その他の図面		特に指示のあった図面を添付すること。							
都市下水道 電気・ガス供給施設 地域冷暖房施設 熱供給基幹施設			公共下水道の作成要領を準用する。							
汚物処理場 ごみ焼却場 ゴミ処理場 学校 図書館 病院 保育所 市場 と畜場 火葬場	1. 総括図	1/25,000、 1/10,000	1. 今回計画決定(変更)する施設を赤で示す。 区域を拡大又は縮小する場合は、「2. 計画図」の凡例に基づき色分けする。 総括図においては、区域が小規模であり色分けが困難である場合は、区域界を示すのみで差し支えない。 2. 引き出し線を用い、次のように記入する。 番号 _____ 名称 _____ 面積 A=約○○ha							
	2. 計画図	1/2,500	次の凡例に基づき色分けする。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>凡</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>赤うすぬり</td> <td>既 決 定</td> </tr> <tr> <td>赤 ぬ り</td> <td>新 規 ・ 変 更 分</td> </tr> <tr> <td>黄 ぬ り</td> <td>廃 止 分</td> </tr> </tbody> </table>	凡	例	赤うすぬり	既 決 定	赤 ぬ り	新 規 ・ 変 更 分	黄 ぬ り
凡	例									
赤うすぬり	既 決 定									
赤 ぬ り	新 規 ・ 変 更 分									
黄 ぬ り	廃 止 分									

項目	図面名	縮尺	図面作成要領							
(続) 汚物処理場 ごみ焼却場 ゴミ処理場 学校 図書館 病院 保育所 市場 と 火葬場	3. 施設平面図	1/500程度	施設計画を示す。							
	4. 字界図	1/2,500～ 1/200	字ごとに色分けする。色は自由。 変更の場合は、変更に係る区域のみで差し支えない。							
	5. その他の図面		特に指示のあった図面を添付すること。							
河川	1. 総括図	1/25,000、 1/10,000	<p>1. 今回計画決定(変更)する河川を次のように示し、「2. 計画図」の凡例に基づき色分けする。</p> <p style="text-align: center;">  </p> <p>2. 引き出し線を用い、次のように記入する。</p> <p style="text-align: center;">  </p>							
	2. 計画図	1/2,500	<p>1. 次の凡例に基づき色分けする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>凡</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">赤うすぬり</td> <td style="text-align: center;">既 決 定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">赤 ぬ り</td> <td style="text-align: center;">新 規 ・ 変 更 分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">黄 ぬ り</td> <td style="text-align: center;">廃 止 分</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 起点と終点を次のように示す。</p> <p style="text-align: center;">  </p> <p>3. 河川ごとに、番号、河川名、幅員、延長、構造を記入する。</p> <p>4. 構造が複数ある場合は、その各々の区間について、次のように記入する。</p> <p style="text-align: center;">  </p> <p>5. 変更の場合は、変更する部分を含む図郭のみ作成する。ただし、国土交通大臣同意案件については、国土交通省の指示による。</p>	凡	例	赤うすぬり	既 決 定	赤 ぬ り	新 規 ・ 変 更 分	黄 ぬ り
凡	例									
赤うすぬり	既 決 定									
赤 ぬ り	新 規 ・ 変 更 分									
黄 ぬ り	廃 止 分									

項 目	図 面 名	縮 尺	図 面 作 成 要 領							
(続) 河 川	3. 標準横断面図	1/100 程度	代表的な地点ごとに示す。							
	4. 縦 断 図	V=1/200 H=1/1,000 程度	計画決定区間を赤で示す。							
	5. 計画平面図	1/1,000 程度	河川の整備計画を示す。							
	6. 字 界 図	1/10,000 以上	字ごとに色分けする。色は自由。 変更の場合は、変更に係る区域のみで差し支えない。ただし、国土交通大臣同意案件については、国土交通省の指示による。							
	7. その他の 図 面		特に指示のあった図面を添付すること。							
流通業務団地	1. 総 括 図	1/25,000、 1/10,000	1. 今回計画決定（変更）する流通業務団地を赤で示す。 区域を拡大又は縮小する場合は、「2. 計画図」の凡例に基づき色分けする。 2. 引き出し線を用い、次のように記入する  <div style="text-align: center;"> <table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;">名 称</td> <td style="border: none;">_____</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">↙ 面 積</td> <td style="border: none;">A=約○○ha</td> </tr> </table> </div>	名 称	_____	↙ 面 積	A=約○○ha			
	名 称	_____								
↙ 面 積	A=約○○ha									
2. 計 画 図	1/2,500	1. 次の凡例に基づき色分けする。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">凡</th> <th style="width: 50%;">例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">赤うすぬり</td> <td style="padding: 5px;">既 決 定</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">赤 ぬ り</td> <td style="padding: 5px;">新 規 ・ 変 更 分</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">黄 ぬ り</td> <td style="padding: 5px;">廃 止 分</td> </tr> </tbody> </table> 2. 名称、面積を記入する。 3. 計画図には、流通業務施設の敷地の位置、公共施設及び公益的施設の位置並びに壁面の位置の制限を表示する。	凡	例	赤うすぬり	既 決 定	赤 ぬ り	新 規 ・ 変 更 分	黄 ぬ り	廃 止 分
凡	例									
赤うすぬり	既 決 定									
赤 ぬ り	新 規 ・ 変 更 分									
黄 ぬ り	廃 止 分									

項 目	図 面 名	縮 尺	図 面 作 成 要 領																				
(続) 流通業務団地	3. 区 域 図	1/10,000 以上	<p>1. 区域を赤線で示す。</p> <p>2. 境界に番号を付す。</p>  <p>3. 凡例は、次の例による。</p> <table border="1" data-bbox="774 560 1412 873"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡</th> <th colspan="2">例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>水 路 界</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>道 路 界</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>—</td> <td>3</td> <td>地 番 界</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>—</td> <td>4</td> <td>杭 界</td> </tr> </tbody> </table>	凡		例		0	—	1	水 路 界	1	—	2	道 路 界	2	—	3	地 番 界	3	—	4	杭 界
	凡		例																				
	0	—	1	水 路 界																			
	1	—	2	道 路 界																			
2	—	3	地 番 界																				
3	—	4	杭 界																				
4. 土 地 利 用 計 画 図	1/10,000 以上	土地利用の計画を示す。適宜色分けし、凡例を示す。																					
5. 字 界 図	1/10,000 以上	字ごとに色分けする。色は自由。																					
6. そ の 他 の 図 面		特に指示のあった図面を添付すること。																					

3-4 市街地開発事業

項目	図面名	縮尺	図面作成要領																													
土地区画 整理事業	1. 総括図	1/25,000、 1/10,000	1. 今回計画決定（変更）する区域を赤で示す。 区域を拡大又は縮小する場合は、「2. 計画図」の凡例に基づき色分けする。 2. 引出し線を用い、次のように記入する。 <div style="text-align: center;"> <span style="margin-right: 20px;">名</span> <span>称</span> </div> 																													
	2. 計画図	1/2,500	1. 次の凡例に基づき、色分けする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡</th> <th colspan="2">例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50px; height: 20px; border: 1px solid black;">赤うすぬり</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 50px; height: 20px; border: 1px solid black;">既</td> <td style="width: 50px; height: 20px; border: 1px solid black;">決</td> </tr> <tr> <td style="width: 50px; height: 20px; border: 1px solid black;">赤ぬり</td> <td></td> <td style="width: 50px; height: 20px; border: 1px solid black;">新</td> <td style="width: 50px; height: 20px; border: 1px solid black;">規・変</td> </tr> <tr> <td style="width: 50px; height: 20px; border: 1px solid black;">黄ぬり</td> <td></td> <td style="width: 50px; height: 20px; border: 1px solid black;">廃</td> <td style="width: 50px; height: 20px; border: 1px solid black;">止</td> </tr> </tbody> </table> 2. 名称、面積を記入する。 3. 計画決定予定区域内及びその周辺に都市施設（道路、公園等）が決定されている場合は、それらの名称、番号、幅員、延長、面積等を記入する。	凡		例		赤うすぬり		既	決	赤ぬり		新	規・変	黄ぬり		廃	止													
	凡		例																													
	赤うすぬり		既	決																												
赤ぬり		新	規・変																													
黄ぬり		廃	止																													
3. 区域図	1/2,500程度	1. 区域を赤線で示す。 2. 境界に番号を付す。 <div style="text-align: center;">  </div> 3. 凡例は次の例による。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">凡</th> <th colspan="3">例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 30px;">0</td> <td style="width: 30px;">-</td> <td style="width: 30px;">1</td> <td style="width: 30px;">水</td> <td style="width: 30px;">路</td> <td style="width: 30px;">界</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>道</td> <td>路</td> <td>界</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>-</td> <td>3</td> <td>地</td> <td>番</td> <td>界</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>-</td> <td>4</td> <td>杭</td> <td></td> <td>界</td> </tr> </tbody> </table>	凡			例			0	-	1	水	路	界	1	-	2	道	路	界	2	-	3	地	番	界	3	-	4	杭		界
凡			例																													
0	-	1	水	路	界																											
1	-	2	道	路	界																											
2	-	3	地	番	界																											
3	-	4	杭		界																											
4. 字界図	1/2,500~ 1/500		字ごとに色別けする。色は自由。																													

項 目	図 面 名	縮 尺	図 面 作 成 要 領																												
(続) 土 地 区 画 整 理 事 業	5. 設 計 図	1/2,500、 1/500	1. 施行区域界、公共施設及び公益的施設の配置を図示する 2. 必要に応じ色分けし、凡例を示す。 3. 都市計画道路については、番号、名称、幅員を記入する。 都市計画公園については、種別、番号、名称、面積を記入する。 その他の都市計画施設については、名称等を記入する。																												
	6. 市 街 化 予 想 図	1/2,500 1/500	1. 上記の図面を用い、予想される用途の色分けを行う。 2. 次の凡例に基づき、色分けする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">凡</th> <th style="width: 50%;">例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">緑</td> <td>第1種低層住居専用地域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">う す 緑</td> <td>第2種低層住居専用地域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">黄 緑</td> <td>第1種中高層住居専用地域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">う す 黄 緑</td> <td>第2種中高層住居専用地域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">黄</td> <td>第1種住居地域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">う す 橙</td> <td>第2種住居地域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">橙</td> <td>準住居地域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">茶</td> <td>田園住居地域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">桃</td> <td>近隣商業地域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">赤</td> <td>商業地域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">紫</td> <td>準工業地域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水 色</td> <td>工業地域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">青</td> <td>工業専用地域</td> </tr> </tbody> </table>	凡	例	緑	第1種低層住居専用地域	う す 緑	第2種低層住居専用地域	黄 緑	第1種中高層住居専用地域	う す 黄 緑	第2種中高層住居専用地域	黄	第1種住居地域	う す 橙	第2種住居地域	橙	準住居地域	茶	田園住居地域	桃	近隣商業地域	赤	商業地域	紫	準工業地域	水 色	工業地域	青	工業専用地域
	凡	例																													
緑	第1種低層住居専用地域																														
う す 緑	第2種低層住居専用地域																														
黄 緑	第1種中高層住居専用地域																														
う す 黄 緑	第2種中高層住居専用地域																														
黄	第1種住居地域																														
う す 橙	第2種住居地域																														
橙	準住居地域																														
茶	田園住居地域																														
桃	近隣商業地域																														
赤	商業地域																														
紫	準工業地域																														
水 色	工業地域																														
青	工業専用地域																														
7. その他の 図 面		特に指示のあった図面を添付すること。																													

項 目	図 面 名	縮 尺	図 面 作 成 要 領																													
市 街 地 再 開 発 事 業	1. 総括図	1/25,000、 1/10,000	<p>1. 今回計画決定（変更）する区域を赤線で示す。 区域を拡大又は縮小する場合は、「2. 計画図」の凡例に基づき色分けする。 総括図においては、区域が小規模であり色分けが困難である場合は、区域界を示すのみで差し支えない。</p> <p>2. 引出し線を用い、次のように記入する。</p> <p style="text-align: center;">名 称</p> <p>└─┬─┘ 面積 A=約〇〇ha</p>																													
	2. 計画図	1/2,500	<p>1. 次の凡例に基づき、色分けする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡</th> <th colspan="2">例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50px; height: 20px; border: 1px solid black;">赤うすぬり</td> <td style="width: 50px;"></td> <td style="width: 50px; height: 20px; border: 1px solid black;">既</td> <td style="width: 50px; height: 20px; border: 1px solid black;">決 定</td> </tr> <tr> <td style="width: 50px; height: 20px; border: 1px solid black;">赤ぬり</td> <td></td> <td style="width: 50px; height: 20px; border: 1px solid black;">新</td> <td style="width: 50px; height: 20px; border: 1px solid black;">規 ・ 変 更 分</td> </tr> <tr> <td style="width: 50px; height: 20px; border: 1px solid black;">黄ぬり</td> <td></td> <td style="width: 50px; height: 20px; border: 1px solid black;">廃</td> <td style="width: 50px; height: 20px; border: 1px solid black;">止 分</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 名称、面積を記入する。 3. 公共施設の配置及び街区の配置を表示する。 4. 計画決定予定区域内及びその周辺に都市施設（道路、公園等）が決定されている場合は、それらの名称、番号、幅員、延長、面積等を記入する。</p>	凡		例		赤うすぬり		既	決 定	赤ぬり		新	規 ・ 変 更 分	黄ぬり		廃	止 分													
	凡		例																													
赤うすぬり		既	決 定																													
赤ぬり		新	規 ・ 変 更 分																													
黄ぬり		廃	止 分																													
3. 区域図	1/1,000～ 1/500 程度	<p>1. 区域を赤線で示す。 2. 境界に番号を付す。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>3. 凡例は次の例による。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">凡</th> <th colspan="3">例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 30px;">0</td> <td style="width: 30px;">—</td> <td style="width: 30px;">1</td> <td style="width: 30px;">水</td> <td style="width: 30px;">路</td> <td style="width: 30px;">界</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>道</td> <td>路</td> <td>界</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>—</td> <td>3</td> <td>地</td> <td>番</td> <td>界</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>—</td> <td>4</td> <td>杭</td> <td></td> <td>界</td> </tr> </tbody> </table>	凡			例			0	—	1	水	路	界	1	—	2	道	路	界	2	—	3	地	番	界	3	—	4	杭		界
凡			例																													
0	—	1	水	路	界																											
1	—	2	道	路	界																											
2	—	3	地	番	界																											
3	—	4	杭		界																											

項 目	図 面 名	縮 尺	図 面 作 成 要 領
(続) 市 街 地 再 開 発 事 業	4. 施 設 建 築 物 図 (二面以上 の断面図)	1/500 以上	方位並びに柱、外壁、廊下、階段及び昇降機の位置を示す。 施設建築物、床及び各階の天井の高さを示す。
	5. 施設建築敷 地 平 面 図	1/500 以上	方位、施設建築物、主要な給水施設、排水施設、電気施設及びガス施設の位置並びに広場、駐車施設、遊び場、その他の共同施設、通路及び消防用水施設の位置を示す。
	6. 公共施設図 ( 平 面 図 ) (二断面以上 の断面図)	1/500 以上	方位並びに公共施設の位置及び形状を示す。 公共施設の構造及び現在の地盤面を示す。
	7. 日 影 図	1/500 程度	日影を示す。
	8. 公共施設整 備 計 画 図	1/500 程度	公共施設の整備を伴う場合必要。
	9. 周辺地域動 線 計 画 図	1/1,000～ 1/500	施行区域を含む周辺地域の動線を示す。
	10. 周辺地域将 来土地利用 構 想 図	1/1,000～ 1/500	将来の土地利用構想を示す。
	11. 建物用途別 現 況 図	1/2,500～ 1/500	施行区域内 (及びその周辺) を示す。
	12. 建物構造別 階 層 別 現 況 図	1/2,500～ 1/500	施行区域内 (耐火、簡耐、木造の別、各建物地上階数) を示す。
	13. 権 利 関 係 現況図、構 図 写 し	1/2,500～ 1/500	施行区域内を示す。
	14. 容 積 率、 建 ぺ い 率 現 況 図	1/2,500～ 1/500	施行区域内を示す。
	15. 公 共 施 設 分 布 図	1/2,500	施行区域を含む周辺地域を示す。
	16. 商 業 施 設 分 布 図	1/2,500	施行区域内 (大型店、一般小売、飲食興行、卸売、銀行等) を示す。
	17. 駐 車 場、自 転 車 置 場 等 分 布 図	1/2,500	施行区域内を示す。
	18. 地 価 現 況 図	1/2,500	施行区域内 (基準地価格、公示地価、路線価等) を示す。
	19. 字 界 図	1/2,500～ 1/500	字ごとに色分けする。色は自由。
	20. そ の 他 の 図 面		特に指示のあった図面を添付すること。



### 3-5 地区計画等

項目	図面名	縮尺	図面作成要領								
地区計画 再開発地区計画	1. 総括図	1/25,000、 1/10,000	<p>1. 今回計画決定する区域を赤線で示す。 区域を拡大又は縮小する場合は、次の凡例に基づき色分けする。 総括図においては、区域界が小規模であり色分けが困難である場合は、区域界を示すのみで差し支えない。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>凡</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">赤うすぬり</td> <td style="text-align: center;">既 決 定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">赤 ぬ り</td> <td style="text-align: center;">新 規 ・ 変 更 分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">黄 ぬ り</td> <td style="text-align: center;">廃 止 分</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 引出し線を用い、次のように記入する。</p> <div style="text-align: center;"> </div>	凡	例	赤うすぬり	既 決 定	赤 ぬ り	新 規 ・ 変 更 分	黄 ぬ り	廃 止 分
	凡	例									
	赤うすぬり	既 決 定									
	赤 ぬ り	新 規 ・ 変 更 分									
	黄 ぬ り	廃 止 分									
	2. 計画図	1/2,500	<p>1. (再開発) 地区計画の区域を赤の一点鎖線(-----)で示す。 2. (再開発) 地区計画の一部について(再開発)地区整備計画の区域を定めたときは、(再開発)地区整備計画の区域を青の一点鎖線(-----)で示す。 3. 必要に応じて地区施設の配置、壁面位置の制限等、(再開発)地区整備計画の計画事項を表示する。 4. 再開発地区計画においては、必要に応じて主要な公共施設(いわゆる2号施設)の配置を表示する。</p>								
	3. 土地利用現況図	1/2,500	当該区域を含む周辺地域の土地利用現況を示す。適宜色分けし、凡例を示す。								
4. 都市施設現況図	1/2,500	都市施設の状況を示す。									
5. 地籍図	1/1,000～ 1/500	地籍の状況(地番、地目、面積等)を示す。									
6. 字界図	1/2,500～ 1/200	字ごとに色別けする。色は自由。									
7. その他の図面		特に指示のあった図面を添付すること。 区域の拡大又は縮小を伴う変更の場合は、拡大区域又は縮小区域を示す図面(1/2,500)を添付すること。 この場合、「1. 総括図」の凡例に基づき色分けする。									

## 第 4 編 その他の手続

# 第1章 建築基準法第51条ただし書による許可手続

## 1-1 産業廃棄物処理施設

### 産業廃棄物処理施設の敷地の位置の決定の考え方

#### ① 敷地の位置を都市計画決定すべきもの。

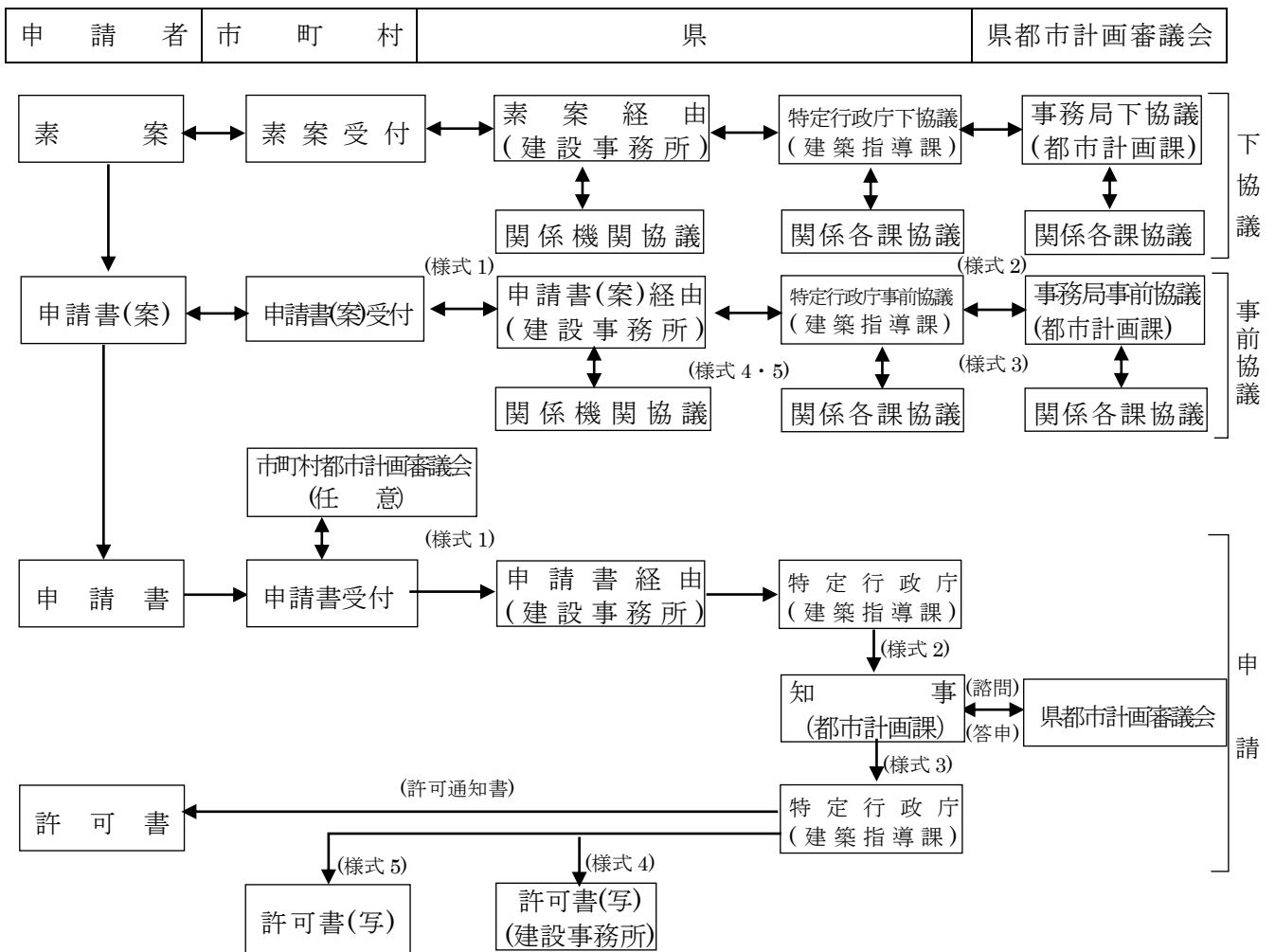
- ・都市計画区域マスタープランに位置付けられた施設など、恒久的かつ広域的な処理を行うもの。
- ・地方公共団体の設置する施設や相当の公共性を有していると認められる施設は都市計画決定を基本とする。

#### ② 特定行政庁の許可によるもの。

- ・将来、移転すること等が予想される暫定的なものであるもの。
- ・民間の設置する施設は特定行政庁の許可を原則とする。

### 1-1-1 知事が特定行政庁の場合

#### 1 手続フローチャート



注1) 下協議及び事前協議は法定協議ではないが、実施することが望ましい。

注2) 市町村都市計画審議会への付議は、任意で行う。

ただし、市町村において申請書を受理した後、許可(不許可)の通知を行うまでの標準処理日数は30日間であるため、市町村都市計画審議会への付議を行う場合には、注意を要する。

なお、標準処理日数には、特定行政庁の県都市計画審議会への付議依頼から特定行政庁への答申の通知までの期間は含まない。

注3) 都市計画審議会における資料作成及び案件の説明は、原則として特定行政庁が行う。

## 2 申請書類の様式例 事前協議（様式1）

	文 書 番 号 年 月 日
福島県土木部建築指導課長 様 (〇〇建設事務所経由)	
	〇〇〇市（町、村）〇〇部〇〇課長 印
特殊建築物の位置について（事前協議）	
このことについて建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条ただし書の規定に基づき、下記特殊建築物の位置について許可申請の事前協議がありましたので、協議します。	
記	
1 申請者名	〇〇〇〇
2 敷地の位置	〇〇〇〇〇
3 用 途	〇〇〇〇〇

注）公印省略も可とする。

## 事前協議（様式2）

	文 書 番 号 年 月 日
都 市 計 画 課 長 様	
	建 築 指 導 課 長
特殊建築物の位置について（事前協議）	
このことについて建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条ただし書の規定に基づき、下記特殊建築物の位置について許可申請の事前協議がありましたので、協議します。	
記	
1 申請者名	〇〇〇〇
2 敷地の位置	〇〇〇〇〇
3 用 途	〇〇〇〇〇

### 事前協議（様式3）

	文 書 番 号 年 月 日
建 築 指 導 課 長 様	
	都 市 計 画 課 長
特殊建築物の位置について（回答）	
〇〇年〇〇月〇〇日付け（文書番号）により事前協議ありました下記特殊建築物の位置 については、異存ありません。	
記	
1 申請者名	〇〇〇〇
2 敷地の位置	〇〇〇〇〇
3 用 途	〇〇〇〇〇

### 事前協議（様式4）

	文 書 番 号 年 月 日
〇〇〇市（町、村）〇〇部〇〇課長 様	
	福島県土木部建築指導課長
特殊建築物の位置について（回答）	
〇〇年〇〇月〇〇日付け（文書番号）により事前協議ありました下記特殊建築物の位置 については、異存ありません。	
記	
1 申請者名	〇〇〇〇
2 敷地の位置	〇〇〇〇〇
3 用 途	〇〇〇〇〇

事前協議（様式5）

	文 書 番 号 年 月 日
〇〇建設事務所長 様	
	建 築 指 導 課 長
特殊建築物の位置について（通知）	
〇〇年〇〇月〇〇日付け（文書番号）により進達ありましたこのことについては、別紙 写しのとおり回答しましたのでご了知ください。	
記	
1 申請者名	〇〇〇〇
2 敷地の位置	〇〇〇〇〇
3 用 途	〇〇〇〇〇

注) 別紙とは、事前協議（様式4）を指す。

申 請（様式1）

	文 章 番 号 年 月 日
福 島 県 知 事 様 (〇〇建設事務所経由)	
	〇〇〇市（町、村）長 <input type="checkbox"/>
特殊建築物の位置について（進達）	
このことについて建築基準法（昭和25年法律201号）第51条ただし書の規定に基づき、 下記特殊建築物の位置について許可申請がありましたので送付します。	
記	
1 申請者名	〇〇〇〇
2 敷地の位置	〇〇〇〇〇
3 用 途	〇〇〇〇〇

注) 公印省略も可とする。

申 請 (様式 2)

福島県知事様	文 書 番 号 年 月 日
特定行政庁の長 福島県知事	
特殊建築物の位置について (依頼)	
このことについて建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 51 条ただし書の規定に基づき、下記特殊建築物の位置について都市計画審議会に付議していただくようお願いします。	
記	
1 申請者名	○○○○
2 敷地の位置	○○○○○
3 用 途	○○○○○

申 請 (様式 3)

特定行政庁の長 福島県知事様	文 書 番 号 年 月 日
福島県知事	
特殊建築物の位置について (通知)	
○○年○○月○○日付け (文書番号) で依頼ありましたこのことについて、都市計画審議会より別紙のとおり答申を受けましたので通知します。	


注) 別紙とは、都市計画審議会の答申書の写しを指す。

# 許 可 通 知 書

文書番号

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇様

福 島 県 知 事 

- 1 申請年月日
  
- 2 建築場所又は築造場所
  
- 3 建築物若しくは工場又はその部分の概要
  - (1) 用途
  - (2) 建築面積
  - (3) 延べ面積
  - (4) 申請に係る建築物の数

上記により許可申請書及び添付図書に記載の計画について、建築基準法第 51 条第 1 項ただし書の規定に基づき許可しましたので通知します

注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。



申 請 (様式 4)

〇〇建設事務所長 様	文 書 番 号 年 月 日
	土 木 部 長
建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可について (通知)	
〇〇年〇〇月〇〇日付け (文書番号) により進達ありましたこのことについては、別紙 写しのとおり許可になり、許可通知書を下記申請人に交付しましたのでお知らせします。	
記	
申請人	住所 〇〇〇〇〇
	氏名 〇〇〇〇

注) 別紙とは、第 45 号様式 (第 10 条の 4 関係) の許可通知書を指す。

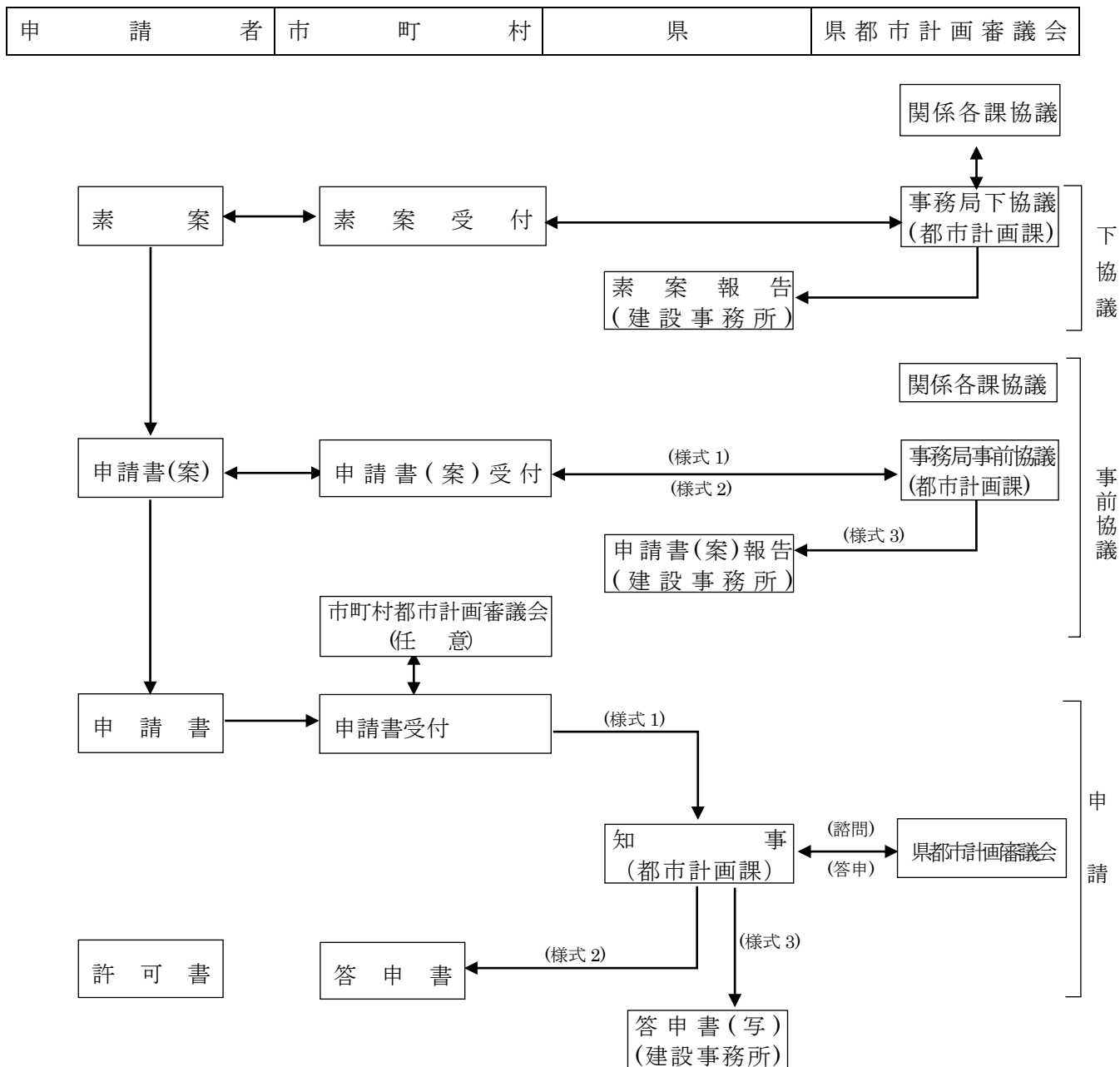
申 請 (様式 5)

〇〇市 (町、村) 長 様	文 書 番 号 年 月 日
	福 島 県 土 木 部 長
建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可について (通知)	
〇〇年〇〇月〇〇日付け (文書番号) により進達ありましたこのことについては、別紙 写しのとおり許可になり、許可通知書を下記申請人に交付しましたのでお知らせします。	
記	
申請人	住所 〇〇〇〇〇
	氏名 〇〇〇〇

注) 別紙とは、第 45 号様式 (第 10 条の 4 関係) の許可通知書を指す。

1-1-2 市長が特定行政庁の場合(福島市、郡山市、いわき市)

1 手続フローチャート



注 1) 下協議及び事前協議は法定協議ではないが、実施することが望ましい。

注 2) 市町村都市計画審議会への付議は、任意で行う。

ただし、市町村において申請書を受理した後、許可(不許可)の通知を行うまでの標準処理日数は30日間であるため、市町村都市計画審議会への付議を行う場合には、注意を要する。

なお、標準処理日数には、特定行政庁の県都市計画審議会への付議依頼から特定行政庁への答申の通知までの期間は含めない。

注 3) 都市計画審議会における資料作成及び案件の説明は、原則として特定行政庁が行う。

## 2 申請書類等の様式例 事前協議（様式1）

	文 書 番 号 年 月 日
福島県土木部都市計画課長 様	
	〇〇〇市〇〇部〇〇課長 印
特殊建築物の位置について（事前協議）	
このことについて建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条ただし書の規定に基づき、下記特殊建築物の位置について許可申請の事前協議がありましたので、協議します。	
記	
1 申請者名	〇〇〇〇
2 敷地の位置	〇〇〇〇〇
3 用 途	〇〇〇〇〇

注) 公印省略も可とする。

## 事前協議（様式2）

	文 書 番 号 年 月 日
〇〇〇市〇〇部〇〇課長 様	
	福島県土木部都市計画課長 (公印省略)
特殊建築物の位置について（回答）	
〇〇年〇〇月〇〇日付け（文書番号）により事前協議ありました下記特殊建築物の位置については、異存ありません。	
記	
1 申請者名	〇〇〇〇
2 敷地の位置	〇〇〇〇〇
3 用 途	〇〇〇〇〇

### 事前協議（様式3）

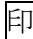
〇〇建設事務所長 様	文 書 番 号 年 月 日
	都 市 計 画 課 長

特殊建築物の位置について（通知）

このことについて、〇〇年〇〇月〇〇日付け（文書番号）により貴管下〇〇市長より事前協議があり、別紙写しのとおり回答しましたのでご承知ください。

注）別紙とは、事前協議（様式2）を指す。

### 申 請（様式1）

福 島 県 知 事 様	文 書 番 号 年 月 日
	〇〇〇市長 

特殊建築物の位置について（依頼）

このことについて建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条ただし書の規定に基づき、下記特殊建築物の位置について都市計画審議会に付議していただくようお願いします。

記

1 申請者名 〇〇〇〇  
2 敷地の位置 〇〇〇〇〇  
3 用 途 〇〇〇〇〇

注）公印省略も可とする。

申 請 (様式 2)

〇〇〇市長 様	文 書 番 号 年 月 日
	福 島 県 知 事 (公印省略)
特殊建築物の位置について (通知)	
〇〇年〇〇月〇〇日付け (文書番号) で依頼ありましたこのことについて、福島県都市 計画審議会より別紙のとおり答申を受けましたので通知します。	

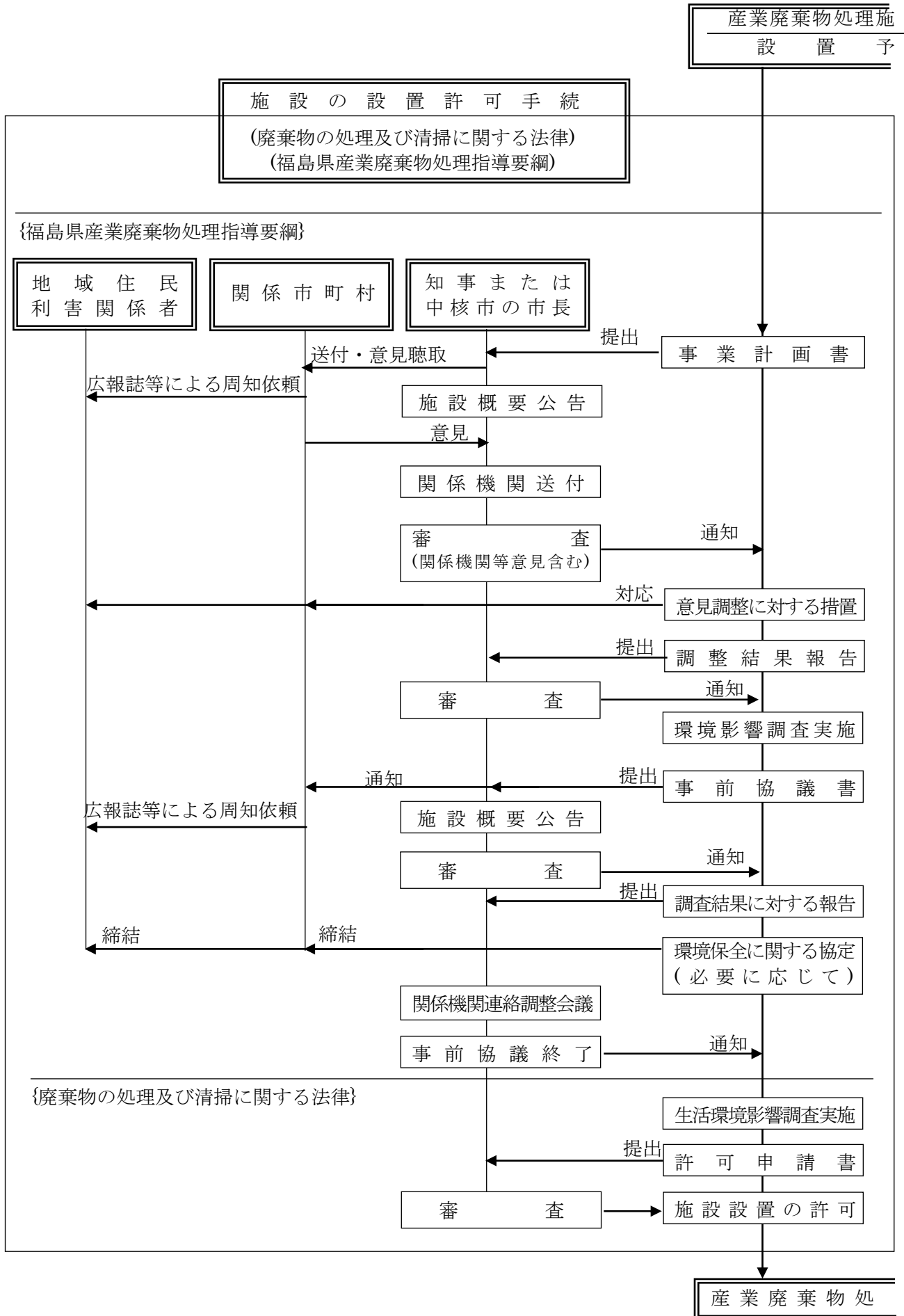
注) 別紙とは、都市計画審議会の答申書の写しを指す。

申 請 (様式 3)

〇〇建設事務所長 様	文 書 番 号 年 月 日
	土 木 部 長
特殊建築物の位置について (通知)	
このことについて、〇〇年〇〇月〇〇日付け (文書番号) により貴管下〇〇市長より諮 問があり、福島県都市計画審議会の意見を別紙写しのとおり通知しましたのでご承知く ださい。	

注) 別紙とは、申請 (様式 2) を指す。

1-1-3 産業廃棄物処理施設設置までの手続フローチャート【参考】

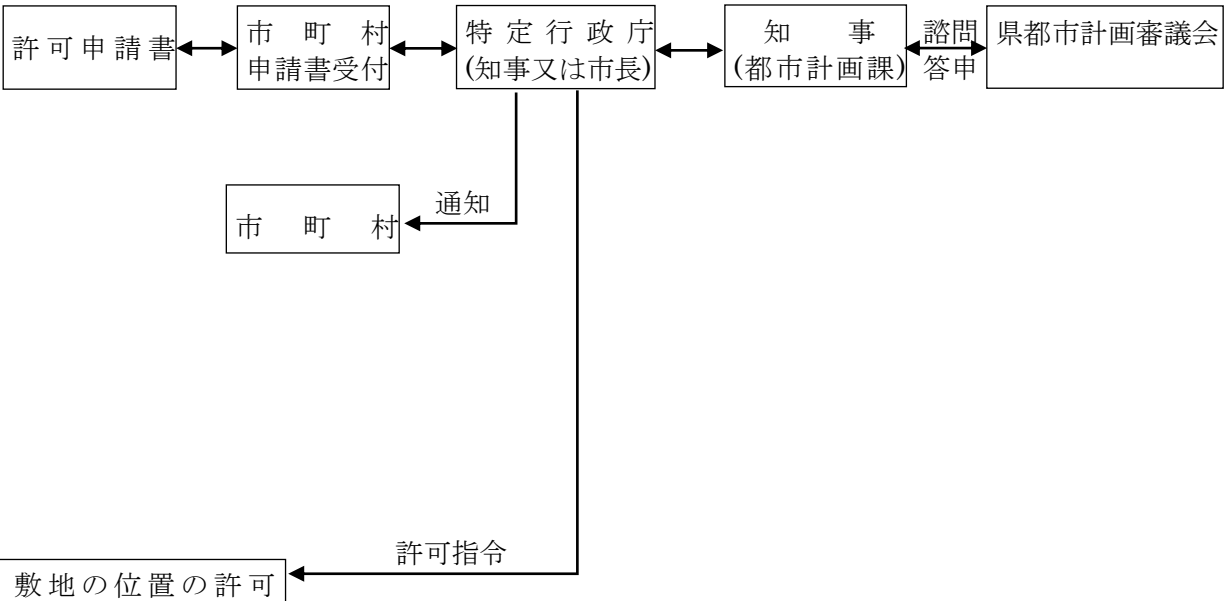


設の設置計画  
定 者

施設の敷地の位置に関する許可手続(都市計画法)  
(建築基準法)

建築基準法第 51 条ただし書による許可の基本方針(都市計画上の支障の有無)

- 1 都市計画マスタープランとの整合
  - ・当該市町村の都市計画マスタープランの内容と著しく乖離しないこと。
- 2 土地利用計画との整合
  - ・市街化調整区域には、原則として設けないこと。
  - ・用途地域は、原則として住居系を避け、工業系とすること。
  - ・地区計画等に整合としていること。
- 3 都市計画施設との整合
  - ・整合すべき主な都市計画施設は次のとおり。  
道路 公園・緑地 下水道 教育文化施設など
- 4 市街地開発事業との整合
  - ・市街地開発事業の施行区域及びその予定区域の都市計画に整合していること。整合すべき主な市街地開発事業は次のとおり。  
土地区画整理事業 新住宅市街地開発事業 市街地再開発事業など

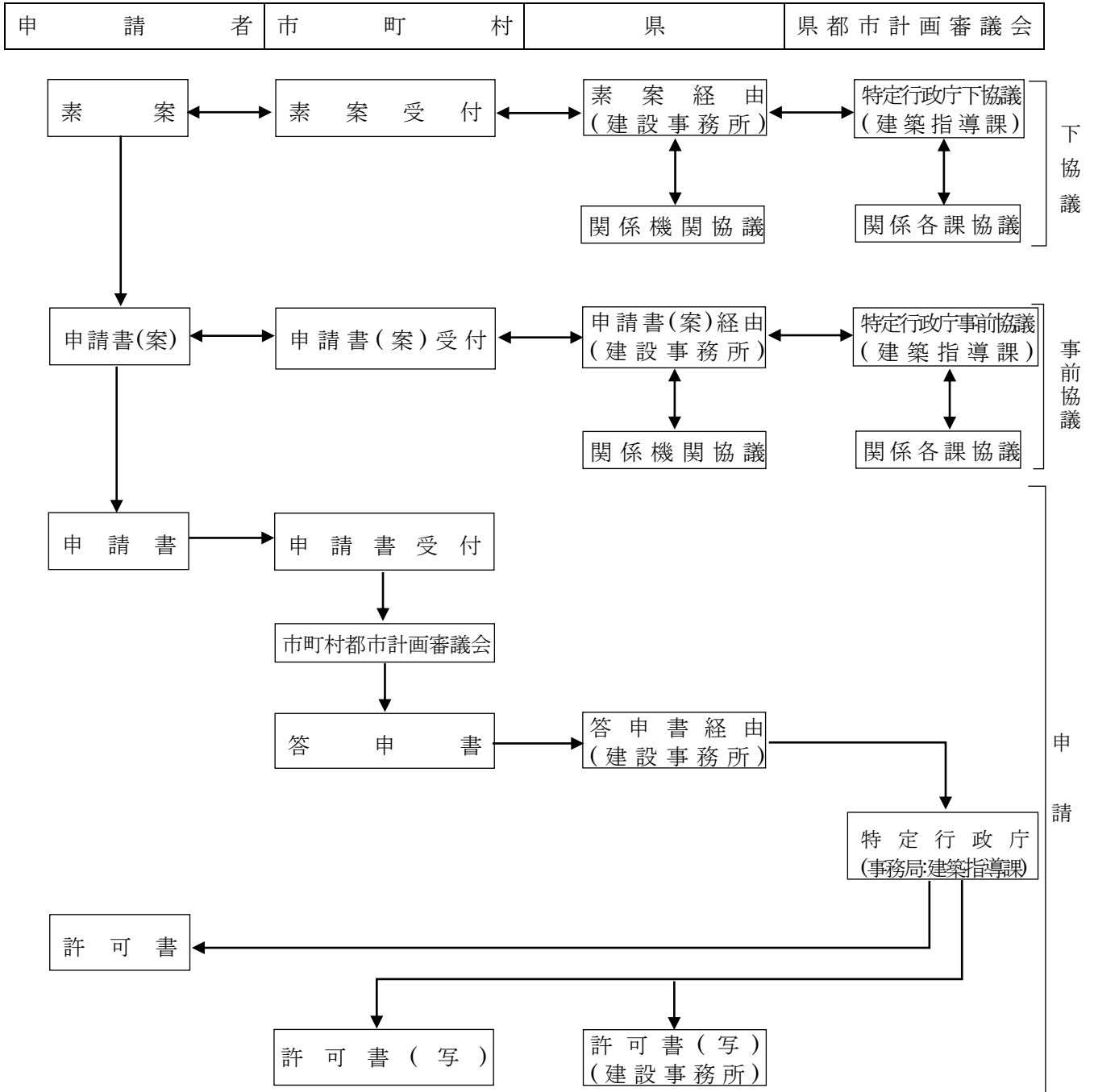


理施設の設置

1-2 その他の処理施設等

1-2-1 知事が特定行政庁の場合【参考】

1 手続フローチャート（市町村が都市計画審議会を設置している場合）

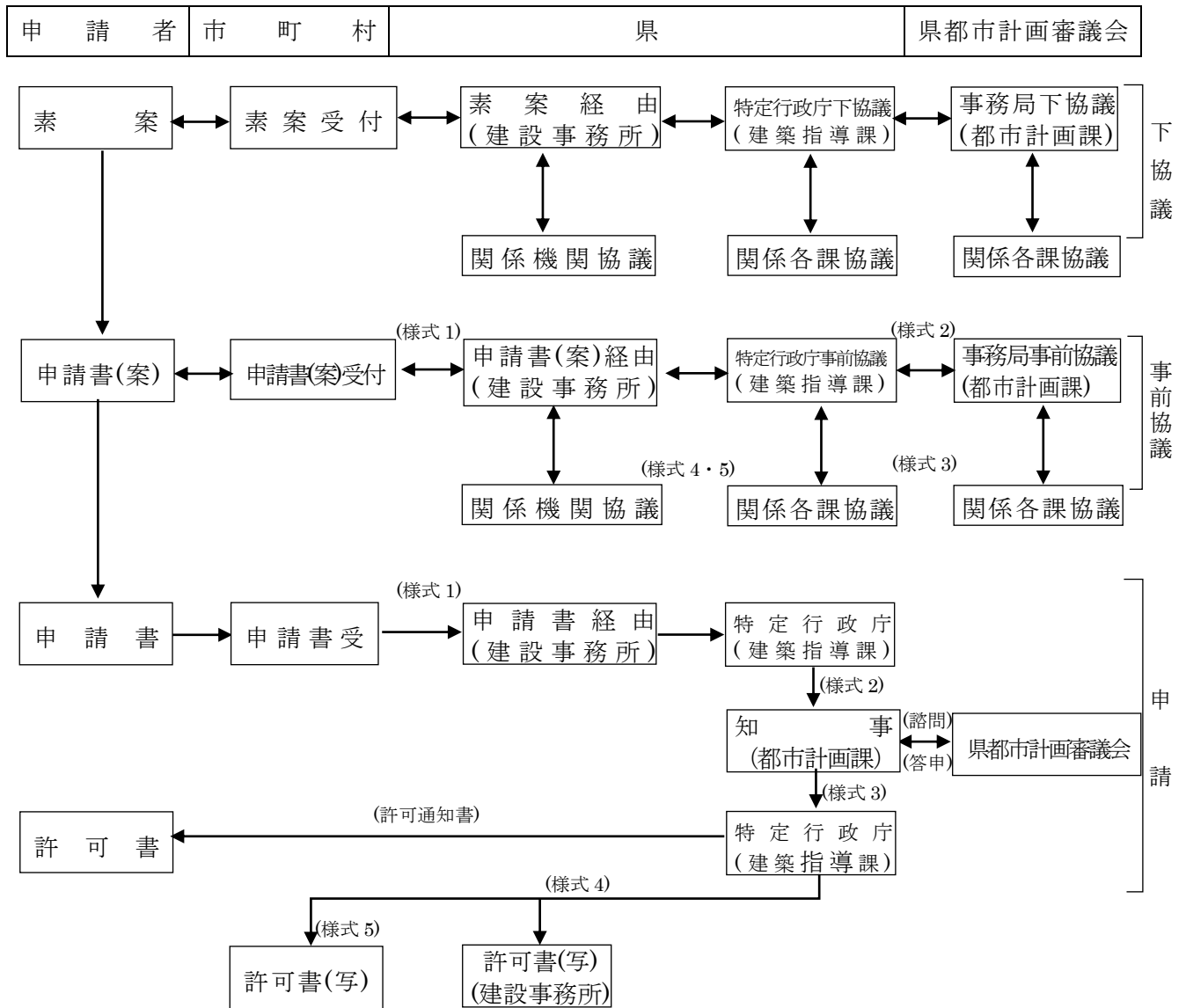


注) 下協議及び事前協議は法定協議ではないが、実施することが望ましい。



1-2-2 知事が特定行政庁の場合（市町村が都市計画審議会を設置していない場合）

1 手続フローチャート



注) 下協議及び事前協議は法定協議ではないが、実施することが望ましい。

## 2 申請書類の様式例 事前協議（様式1）

	文 書 番 号 年 月 日
福島県土木部建築指導課長 様 (〇〇建設事務所経由)	
	〇〇〇市（町、村）〇〇部〇〇課長 <input type="checkbox"/>
特殊建築物の位置について（事前協議）	
このことについて建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条ただし書の規定に基づき、下記特殊建築物の位置について許可申請の事前協議がありましたので、協議します。	
記	
1 申請者名	〇〇〇〇
2 敷地の位置	〇〇〇〇〇
3 用 途	〇〇〇〇〇

注) 公印省略も可とする。

## 事前協議（様式2）

	文 書 番 号 年 月 日
都 市 計 画 課 長 様	
	建 築 指 導 課 長
特殊建築物の位置について（事前協議）	
このことについて建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条ただし書の規定に基づき、下記特殊建築物の位置について許可申請の事前協議がありましたので、協議します。	
記	
1 申請者名	〇〇〇〇
2 敷地の位置	〇〇〇〇〇
3 用 途	〇〇〇〇〇

### 事前協議（様式3）

	文 書 番 号 年 月 日
建 築 指 導 課 長 様	
	都 市 計 画 課 長
特殊建築物の位置について（回答）	
〇〇年〇〇月〇〇日付け（文書番号）により事前協議ありました下記特殊建築物の位置については、異存ありません。	
記	
1 申請者名	〇〇〇〇
2 敷地の位置	〇〇〇〇〇
3 用 途	〇〇〇〇〇

### 事前協議（様式4）

	文 書 番 号 年 月 日
〇〇〇市（町、村）〇〇部〇〇課長 様	
	福島県土木部建築指導課長
特殊建築物の位置について（回答）	
〇〇年〇〇月〇〇日付け（文書番号）により事前協議ありました下記特殊建築物の位置については、異存ありません。	
記	
1 申請者名	〇〇〇〇
2 敷地の位置	〇〇〇〇〇
3 用 途	〇〇〇〇〇

事前協議（様式5）

文 書 番 号 年 月 日
〇〇建設事務所長 様
建 築 指 導 課 長
特殊建築物の位置について（通知）
〇〇年〇〇月〇〇日付け（文書番号）により進達ありましたこのことについては、別紙 写しのとおり回答しましたのでご了承ください。

注）別紙とは、事前協議（様式4）を指す。

申 請（様式1）

文 書 番 号 年 月 日
福 島 県 知 事 様 （〇〇建設事務所経由）
〇〇〇市（町、村）長 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>
特殊建築物の位置について（進達）
このことについて建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条ただし書の規定に基づき、下記特殊建築物の位置について許可申請がありましたので送付します。
記
1 申請者名 〇〇〇〇
2 敷地の位置 〇〇〇〇〇
3 用 途 〇〇〇〇〇

注）公印省略も可とする。

申 請 (様式 2)

福島県知事様	文 書 番 号 年 月 日
	特定行政庁の長 福島県知事
特殊建築物の位置について (依頼)	
このことについて建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 51 条ただし書の規定に基づき、下記特殊建築物の位置について都市計画審議会に付議していただくようお願いします。	
記	
1 申請者名	○○○○
2 敷地の位置	○○○○○
3 用 途	○○○○○

申 請 (様式 3)

特定行政庁の長 福島県知事様	文 書 番 号 年 月 日
	福島県知事
特殊建築物の位置について (通知)	
○○年○○月○○日付け (文書番号) で依頼ありましたこのことについて、都市計画審議会より別紙のとおり答申を受けましたので通知します。	

注) 別紙とは、都市計画審議会の答申書の写しを指す。

申請（様式4）

〇〇建設事務所長 様	文 書 番 号 年 月 日
	土 木 部 長
建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可について（通知）	
〇〇年〇〇月〇〇日付け（文書番号）により進達ありましたこのことについては、別紙 写しのとおり許可になり、許可通知書を下記申請人に交付しましたのでお知らせします。	
記	
申請人	住所 〇〇〇〇〇
	氏名 〇〇〇〇

注）別紙とは、第 45 号様式（第 10 条の 4 関係）の許可通知書を指す。

申請（様式5）

〇〇市（町、村）長 様	文 書 番 号 年 月 日
	福 島 県 知 事 （公印省略）
建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可について（通知）	
〇〇年〇〇月〇〇日付け（文書番号）により進達ありましたこのことについては、別紙 写しのとおり許可になり、許可通知書を下記申請人に交付しましたのでお知らせします。	
記	
申請人	住所 〇〇〇〇〇
	氏名 〇〇〇〇

注）別紙とは、第 45 号様式（第 10 条の 4 関係）の許可通知書を指す。

1-3 申請図書の作成要領

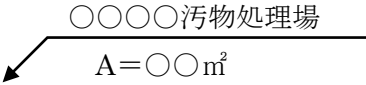
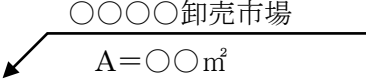
1 申請書作成要領

項目	種別	内容 (様式)										
1 汚物処理場	1 計画書	<p>〇〇〇〇汚物処理場の位置について (建築基準法第 51 条ただし書による許可)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>面積</th> <th>用途</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇〇〇 汚物処理 場</td> <td>〇〇市 〇〇町 字〇〇地 内</td> <td>〇〇m<sup>2</sup></td> <td>汚物処理施設  建築面積 〇〇m<sup>2</sup></td> <td>1. 申請人〇 〇〇〇 2. 処理方式 及び能力 (1)〇〇〇〇式 (2)処理能力 〇〇m<sup>3</sup>/日</td> </tr> </tbody> </table> <p>「区域は計画図表示のとおり」 理由</p> <p>注 1) 「位置」は字まで記載すること。 注 2) 「面積」は小数第 1 位まで記載すること。 注 3) 「用途」中建築面積は小数第 2 位まで記載すること。 注 4) 簡略に記した理由を付す。 注 5) A 4 判とする。</p>	名称	位置	面積	用途	備考	〇〇〇〇 汚物処理 場	〇〇市 〇〇町 字〇〇地 内	〇〇m <sup>2</sup>	汚物処理施設  建築面積 〇〇m <sup>2</sup>	1. 申請人〇 〇〇〇 2. 処理方式 及び能力 (1)〇〇〇〇式 (2)処理能力 〇〇m <sup>3</sup> /日
	名称	位置	面積	用途	備考							
	〇〇〇〇 汚物処理 場	〇〇市 〇〇町 字〇〇地 内	〇〇m <sup>2</sup>	汚物処理施設  建築面積 〇〇m <sup>2</sup>	1. 申請人〇 〇〇〇 2. 処理方式 及び能力 (1)〇〇〇〇式 (2)処理能力 〇〇m <sup>3</sup> /日							
	2 理由書	詳細な理由を記す。										
	3 設計計算書	汚物処理施設の設計計算にかかる書類を添付する。										
4 協議書	<p>協議を必要とする機関との協議書(回答文書を含む)を添付する。 (協議先例)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>道 路 管 理 者</p> <p>河 川 管 理 者 等</p> </div>											
5 その他	特に指示のあった書類を添付すること。											

項 目	種 別	内 容 ( 様 式 )										
2 卸売市場	1 計画書	<p>〇〇〇〇卸売市場の位置について (建築基準法第 51 条ただし書による許可)</p> <table border="1" data-bbox="549 327 1406 674"> <thead> <tr> <th data-bbox="549 327 711 378">名称</th> <th data-bbox="711 327 874 378">位置</th> <th data-bbox="874 327 1034 378">面積</th> <th data-bbox="1034 327 1211 378">用途</th> <th data-bbox="1211 327 1406 378">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="549 378 711 674">〇〇〇〇 卸売市場</td> <td data-bbox="711 378 874 674">〇〇市 〇〇町 字〇〇地 内</td> <td data-bbox="874 378 1034 674">〇〇m<sup>2</sup></td> <td data-bbox="1034 378 1211 674">卸売市場 建築面積 〇〇m<sup>2</sup></td> <td data-bbox="1211 378 1406 674">1. 申請人〇 〇〇〇</td> </tr> </tbody> </table> <p>「区域は計画図表示のとおり」 理由</p> <p>注 1) 「位置」は字まで記載すること。 注 2) 「面積」は小数第 1 位まで記載すること。 注 3) 「用途」中建築面積は小数第 2 位まで記載すること。 注 4) 簡略に記した理由を付す。 注 5) A 4 判とする。</p>	名称	位置	面積	用途	備考	〇〇〇〇 卸売市場	〇〇市 〇〇町 字〇〇地 内	〇〇m <sup>2</sup>	卸売市場 建築面積 〇〇m <sup>2</sup>	1. 申請人〇 〇〇〇
	名称	位置	面積	用途	備考							
	〇〇〇〇 卸売市場	〇〇市 〇〇町 字〇〇地 内	〇〇m <sup>2</sup>	卸売市場 建築面積 〇〇m <sup>2</sup>	1. 申請人〇 〇〇〇							
	2 理由書	詳細な理由を記す。										
3 協議書	<p>協議を必要とする機関との協議書(回答文書を含む)を添付する。 (協議先例)</p> <div data-bbox="576 1323 959 1554" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>道 路 管 理 者</p> <p>港 湾 管 理 者 等</p> </div>											
4 その他	特に指示のあった書類を添付すること。											



## 2 申請書付図作成要領

項目	図面尺	縮尺	図面作成要領				
1 汚物処理場	1 総括図	1/25,000 1/10,000	1 申請区域を赤線で示す。 2 引き出し線を用い次のように記入する。 				
	2 計画図	1/25,000	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">凡 例</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">赤 ぬ り</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">申 請 区 域</td> </tr> </table>	凡 例		赤 ぬ り	申 請 区 域
	凡 例						
	赤 ぬ り	申 請 区 域					
	3 計画平面図	1/1,000	施設の平面計画を示す。				
	4 求積図	1/1,000 以上	面積を求める図面				
	5 建築物 平面図	1/100 程度	建築物の平面を示す。				
	6 建築物 断面図	〃	建築物の断面を示す。				
7 汚水排水 系統図	1/2,500 以上	汚水排水の系統を示す図面					
8 その他の 図面		特に指示のあった図面を添付すること。					
2 卸売市場	1 総括図	1/25,000 1/10,000	1 申請区域を赤線で示す。 2 引き出し線を用い次のように記入する。 				
	2 計画図	1/25,000	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">凡 例</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">赤 ぬ り</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">申 請 区 域</td> </tr> </table>	凡 例		赤 ぬ り	申 請 区 域
	凡 例						
	赤 ぬ り	申 請 区 域					
	3 建築物 平面図	1/100 程度	建築物の平面を示す。				
4 建築物 断面図	〃	建築物の断面を示す。					
5 その他の 図面		特に指示のあった図面を添付すること。					

## 1-4 特定行政庁で必要とする図書

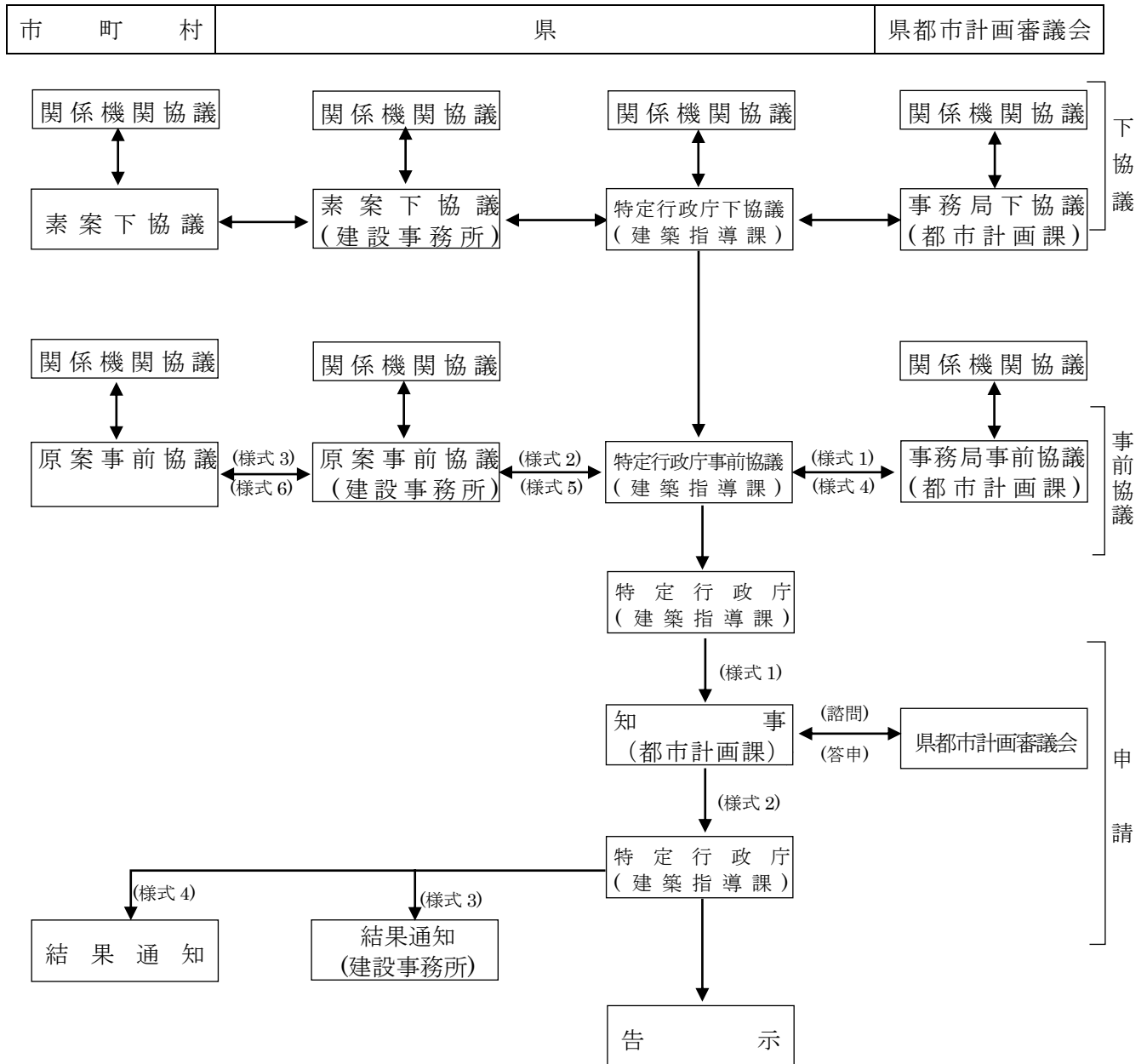
前述の図書の他特定行政庁において次の図書が必要である。

図書の種類		明示すべき事項
図      面	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建物の位置 申請にかかる建築物と他の建築物との別、擁壁井戸及び尿尿浄化槽の位置並びに敷地に接する道路及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱、開口部及び防火戸の位置並びに延焼の恐れのある部分の外壁の構造
	尿尿浄化槽の見取図	尿尿浄化槽の形状、構造及び大きさ
	二面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
	二面以上の立面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及び庇の出並びに軒の高さ、建築物の高さ
	その他	環境図(敷地の周囲の状況) 必要に応じ構造物及び風向風速図を添付
書類	理由書	許可を受けようとする理由

## 第2章 建築基準法第22条第1項の区域指定手続

### 2-1 知事が特定行政庁の場合(都市計画区域内)

#### 1 手続フローチャート



2 申請書類の様式  
事前協議（様式1）

都市計画課長 様	文 書 番 号 年 月 日
	建築指導課長
建築基準法第 22 条第 1 項の区域の指定について（事前協議）	
このことについて建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 22 条第 1 項の規定に基づ	
く区域の指定について、別紙のとおり協議します。	

事前協議（様式2）

〇〇建設事務所長 様	文 書 番 号 年 月 日
	建築指導課長
建築基準法第 22 条第 1 項の区域の指定について（事前協議）	
このことについて建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 22 条第 1 項の規定に基づ	
く区域の指定について、別紙のとおり協議します。	

事前協議（様式 3）

文 書 番 号  
年 月 日

〇〇市(町村) 長 様

福島県土木部長  
(公印省略)

建築基準法第 22 条第 1 項の区域の指定について（事前協議）

このことについて建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 22 条第 1 項の規定に基づ  
く区域の指定について、別紙のとおり協議します。

事前協議（様式 4）

文 書 番 号  
年 月 日

建築指導課長 様

都市計画課長

建築基準法第 22 条第 1 項の区域の指定について（回答）

〇〇年〇〇月〇〇日付け（文書番号）により事前協議ありましたこのことについて、下  
記のとおり回答します。

記

1 〇〇〇〇……………

事前協議（様式5）

建築指導課長 様	文 書 番 号 年 月 日
	〇〇建設事務所長
建築基準法第 22 条第 1 項の区域の指定について（回答）	
〇〇年〇〇月〇〇日付け（文書番号）により事前協議ありましたこのことについて、下記のとおり回答します。	
記	
1 〇〇〇〇…………	

事前協議（様式6）

福島県土木部長 様	文 書 番 号 年 月 日
	〇〇市(町村)長 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>
建築基準法第 22 条第 1 項の区域の指定について（回答）	
〇〇年〇〇月〇〇日付け（文書番号）により事前協議ありましたこのことについて、下記のとおり回答します。	
記	
1 〇〇〇〇…………	

注) 公印省略も可とする。

## 協 議 (様式 1)

福 島 県 知 事 様	文 書 番 号 年 月 日
	特定行政庁の長 福 島 県 知 事
建築基準法第 22 条第 1 項の区域の指定について (依頼)	
このことについて建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 22 条第 1 項の規定に基づ	
く、区域の指定について、都市計画審議会に付議していただくようお願いします。	

## 協 議 (様式 2)

特定行政庁の長 福 島 県 知 事 様	文 書 番 号 年 月 日
	福 島 県 知 事
建築基準法第 22 条第 1 項の区域の指定について (通知)	
〇〇年〇〇月〇〇日付け (文書番号) で依頼ありましたこのことについて、都市計画審	
議会より別紙のとおり答申を受けましたので通知します。	

注) 別紙とは、都市計画審議会の答申書の写しを指す。

### 協 議（様式 3）

文 書 番 号  
年 月 日

〇〇建設事務所長 様

土木部長

建築基準法第 22 条第 1 項の区域の指定について（通知）

このことについて、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき区域指の指定について、別紙写しのとおり定めたので通知します。

### 協 議（様式 4）

文 書 番 号  
年 月 日

〇〇市(町村)長 様

福島県土木部長  
（公印省略）

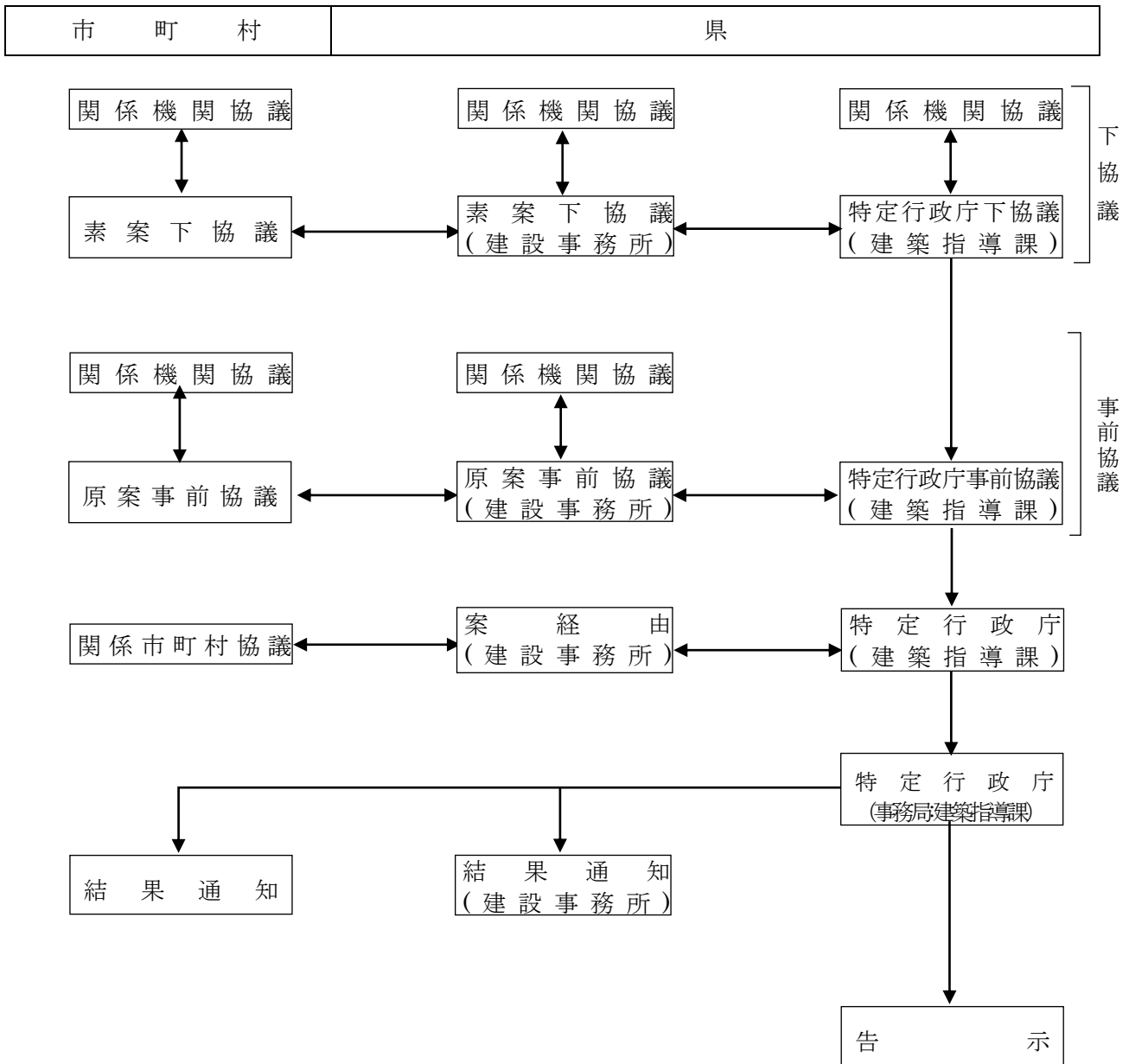
建築基準法第 22 条第 1 項の区域の指定について（通知）

このことについて、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき区域指定について、別紙写しのとおり定めたので通知します。



## 2-2 知事が特定行政庁の場合(都市計画区域外)【参考】

### 1 手続フローチャート



## 2-3 申請図書の作成要領

### 1 申請書作成要領

項 目	種 類	内 容 ( 様 式 )						
建築基準法第22条第1項の区域	1 計画書	<p>建築基準法第22条第1項の区域の指定について 建築基準法第22条第1項の区域を次のように指定する。</p> <table border="1"> <tr> <td>面積</td> <td>人口</td> <td>戸数</td> </tr> <tr> <td>〇〇ha</td> <td>〇〇〇〇人</td> <td>〇〇〇〇戸</td> </tr> </table> <p>「位置及び区域は、計画図表示のとおり」 理由</p> <p>注1)「面積」は小数第1位まで記載する。 注2)「人口」は100人単位で示す。 注3)「戸数」は100戸単位で示す。</p>	面積	人口	戸数	〇〇ha	〇〇〇〇人	〇〇〇〇戸
	面積	人口	戸数					
	〇〇ha	〇〇〇〇人	〇〇〇〇戸					
2 字名一覧表	<p>大字、小字を示す。</p> <table border="1"> <tr> <td>大字名</td> <td>小字名</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	大字名	小字名					
大字名	小字名							
3 そ の 他	特に指示のあった書類を添付すること。							

### 2 申請書付図作成要領

項 目	図 面 尺	縮 尺	図 面 作 成 要 領				
建築基準法第22条第1項の区域	1 総括図	1/25,000 1/10,000	<p>1 指定する区域を赤線で示す。 2 引き出し線を用い次のように記入する。</p> <p style="text-align: center;">指定区域 └───┬───┘ └───┬───┘ A=〇〇〇ha</p>				
	2 計画図	1/25,000	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">凡 例</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">赤ぬり</td> <td style="text-align: center;">指定区域</td> </tr> </table> <p>指定する区域が広範囲にわたり1/2,500の図面がない場合は、1/10,000の図面とする</p>	凡 例		赤ぬり	指定区域
	凡 例						
	赤ぬり	指定区域					
3 字界図	1/1,000程度	大字ごとに色分けする。色は自由。					
4 その他の図面	1/100程度	特に指示のあった図面を添付すること。					

## 第 5 編 都市計画審議会関係

# 第1章 基本的事項

## 1-1 社会資本整備審議会

項 目	内 容	摘 要
1. 設置および 所掌事務	<p>(1) 社会資本整備審議会は、国土交通省設置法第6条の規定に基づき、国土交通省に設置され、都市計画法第76条に規定されている。</p> <p>(2) 社会資本整備審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ不動産業、宅地、住宅、建築、建築士及び官公庁施設に関する重要事項を調査審議し、その重要事項に関し、関係行政機関に意見を述べることができるとされている。</p> <p>また、津波防災地域づくりに関する法律、交通政策基本法、土地収用法、公共用地の取得に関する特別措置法、建設業法、建設業法、都市計画法（大規模災害からの復興に関する法律第42条第4項及び第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法、河川法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、道路法、住生活基本法、住宅地区改良法 第29条第3項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律の規定による改正前の公営住宅法、住宅の品質確保の促進等に関する法律及び建築基準法の規定によりその権限に属させられた事項を処理することとされている。</p> <p>1) 都市計画法の規定によりその権限に属させられた事項、国土交通大臣が国の利害に重大な関係がある事項に関し指示権を発動した後に都道府県また市町村が所定の期限までに正当な理由がなく指示された措置をとらないときは、正当な理由がないことについて社会資本整備審議会の確認を得た上で、自ら当該措置をとることができるものとする。ただし、市町村がとるべき措置については、国土交通大臣は、自ら行う必要があると認める場合を除き、都道府県に対し、当該措置をとるよう指示するものとする。</p>	<p>法第24条第4項</p>
2. 組織および 運営	<p>社会資本整備審議会の組織及び運営に関しては、社会資本整備審議会令に定められている。</p> <p>(1) 委員会</p> <p>(2) 会長</p> <p>(3) 分科会</p> <p>・公共用地分科会、産業分科会、住宅宅地分科会、都市計画・歴史的風土分科会、河川分科会、道路分科会、建築分科会を置く。</p> <p>(4) 部会</p> <p>・審議会及び分科会には、その定めるところにより部会を設けることができる。</p> <p>(5) 議事</p> <p>(6) 庶務</p>	

## 1-2 都道府県都市計画審議会

項 目	内 容	摘 要
1. 設置および所掌事務	<p>(1) 都道府県都市計画審議会は、都市計画法第 77 条の規定に基づき、各都道府県に設置されている。</p> <p>(2) 都道府県都市計画審議会においては、都市計画法によりその権限に属させられた事項を調査審議し、及び都道府県知事の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議することとされている。また、都市計画に関する事項について関係行政機関に建議することもできる。</p> <p>1) 都市計画法の規定によりその権限に属させられた事項</p> <p>① 都道府県が都市計画区域を指定しようとするとき、意見を述べること。</p> <p>② 国土交通大臣が指定する 2 以上の都府県の区域にわたる都市計画区域について、都府県が国土交通大臣に意見を述べようとするとき、あらかじめ都府県に意見を述べること。</p> <p>③ 都道府県が準都市計画区域を指定しようとする場合に意見を述べること。</p> <p>④ 都道府県が都市計画を決定しようとするとき、都市計画の案を審議すること。</p> <p>⑤ 市町村が都市計画を決定しようとするとき、当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていない場合に、都市計画の案を審議すること。</p> <p>2) 建築基準法の規定によりその権限に属させられた事項</p> <p>① 建築基準法第 6 条第 1 項第 1～3 号に掲げる建築物以外の建築物を建築しようとする場合に、建築主事の確認を受けなくてもよい都市計画区域を都道府県知事が指定するとき、意見を述べること。</p> <p>② 特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地の都市計画区域内において、耐火建築物及び簡易耐火建築物以外の建築物の屋根を不燃材でふくよう区域を指定または変更する場合に意見を述べること。(市町村都市計画審議会が置かれている市町村の長たる特定行政庁が行う場合にあっては、当該市町村都市計画審議会。)</p> <p>③ 特定行政庁が、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可する場合、それを審議すること。(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつその敷地の所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会。)</p>	<p>法第 5 条第 3 項</p> <p>法第 5 条第 4 項</p> <p>法第 5 条の 2 第 2 項</p> <p>法第 18 条第 1 項</p> <p>法第 19 条第 1 項</p> <p>建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号</p> <p>建築基準法第 22 条第 2 項</p> <p>建築基準法第 51 条</p>

項 目	内 容	摘 要
2. 組織および運営	<p>④ その他、容積率、建ぺい率に関すること。</p> <p>3) 土地区画整理法の規定により、その権限に属させられた事項。</p> <p>① 都道府県または市町村が施行する土地区画整理事業の事業計画について、利害関係者の意見書が付議された場合その意見書の内容を審査すること。</p> <p>4) 土地改良法の規定によりその権限に属させられた事項。</p> <p>① 都道府県知事が都市計画区域内の土地に係る土地改良事業計画又はその変更について審査する場合、当該土地改良事業が道路その他の公共の用に供する施設を廃止し、変更し、その他都市計画又は現に施行され若しくは将来施行されるべき土地区画整理事業若しくは住宅街区整備事業に影響を及ぼすおそれがあるときに意見を述べること。</p> <p>5) 住宅地区改良法の規定によりその権限に属させられた事項</p> <p>① 都市計画区域内の土地について、都道府県が改良地区指定の申出をし、又は都道府県知事が市町村の改良地区の指定申出を進達しようとするにあたり審議すること。</p> <p>都道府県都市計画審議会の組織及び運営については、「都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令」に定める基準に従い、都道府県の条例によって定められている。</p> <p>(1) 委員等 都道府県都市計画審議会の委員の数は、11人以上35人以内とし、都道府県知事が学識経験のある者、市町村長を代表する者、都道府県の議会の議員及び市町村の議会の議長を代表する者につき任命するほか、関係行政機関の職員のうちから任命することができる。また、特別の事項を調査させるため必要があるときは専門委員を、おのおの若干名置くことができる。</p> <p>(2) 会長 会長は、学識経験のある者につき任命された委員のうちから、委員の選挙によってこれを定める。</p> <p>(3) 議事 都道府県都市計画審議会は、委員及び議事に関するある臨時委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができず、またその議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。</p> <p>(4) 常務委員会 都道府県都市計画審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理するため常務委員会を置くことができる。</p>	<p>建築基準法第52条第1項6号及び第2項の2、3、第8項、第53条第1項2、6号</p> <p>土地区画整理法第55条第3・4項、第69条第3項</p> <p>土地改良法第125条の2</p> <p>住宅地区改良法第4条第3項</p>

### 1-3 市町村都市計画審議会

項 目	内 容	摘 要
<p>1. 設置および所掌事務</p> <p>2. 組織及び運営</p>	<p>(1) 市町村都市計画審議会は、都市計画法第 77 条の 2 規定に基づき市町村に設置することができる。</p> <p>(2) 市町村都市計画審議会においては、都市計画法によりその権限に属させられた事項を調査審議し、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議することとされている。また、都市計画に関する事項について関係行政機関に建議することもできる。</p> <p>市町村都市計画審議会の組織及び運営については、「都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織運営の基準を定める政令」に定める基準に従い、市町村長の条例によって定められている。</p> <p>(1) 委員等</p> <p>市町村都市計画審議会の委員の数は、5 人以上 35 人以内とし、市町村長が学識経験のある者及び市町村議会の議員につき任命するほか、関係行政機関若しくは都道府県の職員又は当該市町村の住民のうちから任命することができる。また、特別の事項を調査審議させるため必要があるとき臨時委員を、専門の事項を調査させるため必要があるときは専門委員をおのおの若干名置くことができる。</p> <p>(2) 会 長</p> <p>会長は、学識経験のある者につき任命された委員のうちから、委員の選挙によってこれを定める。</p> <p>(3) 議 事</p> <p>市町村都市計画審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ会議を開くことができず、またその議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。</p> <p>(4) 常務委員会</p> <p>市町村都市計画審議会は、その権限に属させられた事項で軽易なものを処理するため常務委員会を置くことができる。</p>	

## 第 2 章 福島県都市計画審議会関係

### 2-1 組織及び運営

項 目	内 容	摘 要																																							
1 組 織	<p>福島県都市計画審議会は、審議会委員 25 名以内であり、現在 19 名で次のとおり構成されている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">人 員</th> <th style="width: 40%;">分 野</th> <th style="width: 30%;">任 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="vertical-align: middle;">学識経験者  (定数 9 人以内)</td> <td rowspan="8" style="vertical-align: middle;">9</td> <td>法律</td> <td rowspan="8" style="vertical-align: middle;">2 年</td> </tr> <tr><td>経済</td></tr> <tr><td>都市計画</td></tr> <tr><td>建築</td></tr> <tr><td>農業</td></tr> <tr><td>商工業</td></tr> <tr><td>地域づくり</td></tr> <tr><td>医療福祉</td></tr> <tr><td>社会学</td></tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">市町村の長を代表する者 (定数 2 人以内)</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">1</td> <td>福島県市長会の代表</td> <td rowspan="8" style="vertical-align: middle;">無</td> </tr> <tr><td>福島県町村長会の代表</td></tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;">県議会議員 (定数 6 人以内)</td> <td style="vertical-align: middle;">2</td> <td>福島県議会議員</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">市町村の議会の議長を代表する者 (定数 2 人以内)</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">1</td> <td>福島県市議会議長会の代表</td> </tr> <tr><td>福島県町村議会議長会の代表</td></tr> <tr> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">関係行政機関の職員 (定数 6 人以内)</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">6</td> <td>東北財務局福島財務事務所長</td> </tr> <tr><td>東北農政局長</td></tr> <tr><td>東北経済産業局長</td></tr> <tr><td>東北運輸局長</td></tr> <tr><td>東北地方整備局長</td></tr> <tr><td>福島県警察本部長</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">19</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	人 員	分 野	任 期	学識経験者  (定数 9 人以内)	9	法律	2 年	経済	都市計画	建築	農業	商工業	地域づくり	医療福祉	社会学	市町村の長を代表する者 (定数 2 人以内)	1	福島県市長会の代表	無	福島県町村長会の代表	県議会議員 (定数 6 人以内)	2	福島県議会議員	市町村の議会の議長を代表する者 (定数 2 人以内)	1	福島県市議会議長会の代表	福島県町村議会議長会の代表	関係行政機関の職員 (定数 6 人以内)	6	東北財務局福島財務事務所長	東北農政局長	東北経済産業局長	東北運輸局長	東北地方整備局長	福島県警察本部長	計	19		福島県都市計画審議会条例第 3 条
区 分	人 員	分 野	任 期																																						
学識経験者  (定数 9 人以内)	9	法律	2 年																																						
		経済																																							
		都市計画																																							
		建築																																							
		農業																																							
		商工業																																							
		地域づくり																																							
		医療福祉																																							
社会学																																									
市町村の長を代表する者 (定数 2 人以内)	1	福島県市長会の代表	無																																						
		福島県町村長会の代表																																							
県議会議員 (定数 6 人以内)	2	福島県議会議員																																							
市町村の議会の議長を代表する者 (定数 2 人以内)	1	福島県市議会議長会の代表																																							
		福島県町村議会議長会の代表																																							
関係行政機関の職員 (定数 6 人以内)	6	東北財務局福島財務事務所長																																							
		東北農政局長																																							
		東北経済産業局長																																							
		東北運輸局長																																							
		東北地方整備局長																																							
福島県警察本部長																																									
計	19																																								
2 都市計画審議会の開催	<p>最近 5 ヶ年の福島県都市計画審議会の開催状況を次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年 度</th> <th style="width: 10%;">H30</th> <th style="width: 10%;">H31</th> <th style="width: 10%;">R2</th> <th style="width: 10%;">R3</th> <th style="width: 10%;">R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数</td> <td style="text-align: center;">1 回</td> <td style="text-align: center;">3 回</td> <td style="text-align: center;">3 回</td> <td style="text-align: center;">3 回</td> <td style="text-align: center;">2 回</td> </tr> <tr> <td>開催月</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">8,12,3</td> <td style="text-align: center;">7,10,1</td> <td style="text-align: center;">5,11,2</td> <td style="text-align: center;">5,9</td> </tr> <tr> <td>議案数</td> <td style="text-align: center;">2 件</td> <td style="text-align: center;">9 件</td> <td style="text-align: center;">8 件</td> <td style="text-align: center;">4 件</td> <td style="text-align: center;">5 件</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	H30	H31	R2	R3	R4	開催回数	1 回	3 回	3 回	3 回	2 回	開催月	8	8,12,3	7,10,1	5,11,2	5,9	議案数	2 件	9 件	8 件	4 件	5 件																
年 度	H30	H31	R2	R3	R4																																				
開催回数	1 回	3 回	3 回	3 回	2 回																																				
開催月	8	8,12,3	7,10,1	5,11,2	5,9																																				
議案数	2 件	9 件	8 件	4 件	5 件																																				
3 運 営	<p>都市計画審議会の会務を処理するため、県職員の中から幹事若干置くこととされており、現在、土木部長、土木部技監、土木部政策監及び土木部次長(都市担当)が幹事になっている。</p> <p>また、事務局は、土木部都市計画課におかれている。</p>	福島県都市計画審議会条例第 6 条																																							



2-2 議案概要書様式

1 審議会用

第 回福島県都市計画審議会議案概要書

議案 番号	件 名	市町 村名	大臣 同意 の有無	概 要	公 聴 会		縦 覧 期 間	意見書 の有無	備 考 (市町村意見等)
					開催日	公 述 内 容			

2 東北地方整備局用

第 回福島県都市計画審議会議案概要書

議案 番号	件 名	市町 村名	大臣 同意 の有無	概 要	縦覧 期間	意見書 の有無	東北地方整備局 関 連		
							協 議 部 局	年月日	件名及び協議状況

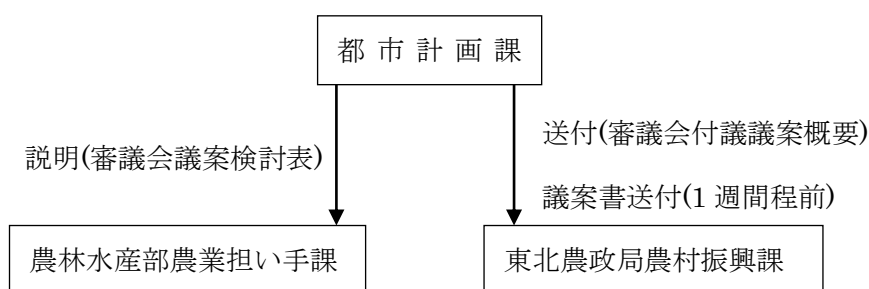
## 2-3 議案書用資料提出要領

### 1. 提出資料

- (1) 審議会用資料については都市計画課で作成する。
- (2) 事前協議終了後、速やかに法定図書（計画書、総括図、計画図）の電子データを提出すること。  
法定図書の作成は第3編による。
- (3) 説明会や公聴会等で使用した資料がある場合は、その電子データも併せて提出すること。
- (4) その他必要な資料等については、各担当の指示による。

## 2-4 農政部局への事前説明

1. 審議会議案検討表により、農業振興地域に関係する案件については、農側担当部局に審議会が開催される3週間程度前までに事前説明を行う。
2. 東北農政局へは、県農側担当部局に説明後、東北農政局長宛の開催通知に審議会付議案件概要（東北農政局指定様式）を添付して送付する。
3. 審議会開催1週間程度前に議案書等資料1式を送付する。



1 農政部局用議案検討表

第 回福島県都市計画審議会議案検討表

議案番号	議案	都市計画区域(当該区分に○印)		議案の概要及び農業振興地域制度との関連	問題点処理方針
		市街化区域 又は用途地域	市街化調整区域 又は用途地域外		

## 第6編 都市計画と農林漁業との調整

## 都市計画と農林漁業との調整措置について

【農林水産省農村振興局長通知 通知文】

平成 14 年 11 月 1 日

14 農 振 第 1452 号

最終改正 令和 2 年 9 月 7 日 2 農振第 1623 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）は、昭和 30 年代後半からの高度成長の過程で、都市への急速な人口・諸機能の集中が進み、市街地の無秩序な外延化が全国共通の課題として深刻化していた社会経済状況を背景に、線引き制度、開発許可制度等の導入を骨格として昭和 43 年に制定された。

しかし、昭和 43 年の法制定後 30 年以上が経過し、近年、都市をめぐる社会経済状況は大きく変化し、少子高齢化の急速な進行により都市への人口集中が沈静化し、都市の外へ向かった開発圧力も小さくなっており、一方、交通・通信網の整備とモータリゼーションの進展等、さらには、質の高い住まい方、自然環境や景観の保全・創出に対する国民意識が高まってきている。

このような中で、都市化社会から安定・成熟した都市型社会への移行に対応するために、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 73 号）が平成 13 年 5 月 18 日付けで施行されたところである。

また、線引き制度等の都市計画制度の運用については、従来、旧建設省から「都市計画法の施行について」（昭和 44 年建設省都計発第 73 号建設事務次官依命通知）他、各種通知により取り扱われてきたところであるが、今回の改正に伴い、地方公共団体の制度の趣旨に則った的確な運用を支援するため、都市計画制度全般にわたっての考え方等を示した「都市計画運用指針」（平成 12 年 12 月 28 日付け建設省都計発第 92 号建設省都市局長通知）が通知されたところである。

一方、都市計画と農林漁業との調整については、都市計画が農林漁業との健全な調和を図りつつ定められるとともに、市街化区域及び市街化調整区域の区分（以下「区域区分」という。）に関する都市計画については、都市計画区域を単位として策定される基幹的な土地利用計画であることから、当該区域内における農林漁業に関する土地利用及び諸施策に直接重大な関連を有することとなるため、「都市計画法による市街化区域および市街化調整区域の区域区分と農林漁業との調整措置等に関する方針について」（昭和 44 年 8 月 22 日付け 44 農地 C 第 374 号農林事務次官依命通知）等の通知を地方公共団体に対して発出し、運用してきたところである。

また、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）が平成 12 年 4 月 1 日から施行され、これにより都市計画制度に係る事務が自治事務化されたところである。

このような法の改正、都市計画運用指針の策定、都市計画制度の自治事務化のなかで、都市計画が、農林漁業との健全な調和を図りつつ定めるべきとする基本理念（都市計画法第 2 条）に基づき、また、食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）や農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）等に基づく農地の確保等に関する国の基本的考え方を踏まえ、適切に設定されるためには、都市計画と農林漁業に関す

る土地利用及び諸施策との十分な調整が重要である。

このため、法の改正の内容及び従来の農林漁業との調整通知の内容を踏まえ、都市計画と農林漁業との調整措置等の関係通知について見直しを行い、法第23条第1項の農林水産大臣協議に係る調整の判断基準を含めた都市計画制度と農林漁業との調整全般について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づく技術的な助言として、別紙1のとおり「都市計画と農林漁業との調整措置」を定めたので、御了知の上、今後の都市計画と農林漁業との調整措置等を行うに当たって、活用されるようお願いする。

別紙1

## 都市計画と農林漁業との調整措置

令和2年9月7日

農林水産省農村振興局

※以下第1章より、本通知文の内容を記載する。

## 第1章 都市計画と農林漁業との調整

### 第1 都市計画と農林漁業との調整の趣旨

#### 1 都市計画と農林漁業に関する土地利用との関係

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

この都市計画は、都市内の限られた土地資源を有効に配分し、建築敷地、基盤施設用地、緑地・自然環境を適正に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保しようとするものである。

このためには、様々な利用が競合し、他の土地の利用との間でお互いに影響を及ぼしあうという性格を有する土地について、都市計画は、合理的な利用が図られるよう一定の制限を通じて都市全体の土地の利用を総合的・一体的観点から適正に配分することを確保するものとされている。

特に、既成市街地及びおおむね10年以内に優先的計画的に市街化を図るべき区域としての市街化区域と、市街化を抑制すべき区域としての市街化調整区域とに区分（以下「区域区分」という。）する都市計画にあつては、都市計画区域を単位として策定される基幹的な土地利用計画であつて、地域地区に関する都市計画、都市施設の整備に関する都市計画及び市街地開発事業に関する都市計画がこれと一体的、総合的に定められ、区域区分に従った土地利用が計画的に進められることとなることから、当該区域内における現在又は将来の農林漁業に関する土地利用及び諸施策に直接重大な関連を有することとなる。

#### 2 都市計画と農林漁業との調整の必要性

このような観点から、法は、都市計画が、農林漁業との健全な調和を図りつつ定めるべきことを基本理念として掲げており、都市計画の案の作成段階から、農林漁業に関する土地利用及び諸施策との調整を十分に行うことが望ましい。

特に、国土交通大臣が都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（法第6条の2第2項第1号に掲げる事項に限る。）若しくは区域区分に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更に同意しようとする場合、又は都道府県が都市計画区域の整備、開発及び保全の方針若しくは区域区分に関する都市計画を定めようとする場合（国土交通大臣の同意を要するときを除く。）であつて、市街化区域に定められることとなる土地の区域に農用地区域等が含まれるときは、法第23条第1項の規定により農林水産大臣にあらかじめ協議しなければならない（以下「法定協議」という。）こととされており、農林漁業との調整を図ることとしている。

なお、都市計画制度の運用は、都道府県及び市町村の自治事務として、法令の基準に基づき各地方公共団体自らの責任によって主体的かつ自主的に取り組むものとなったが、この場合にあつても、農林漁業との健全な調和を図るための調整が重要であることに十分留意する必要がある。

また、市街化区域（法定協議を要する場合にあつては、当該法定協議が調ったものに限る。）に編入された土地は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第6条第3項並びに農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の市街化区域に関する規定が適用されることに十分留意する必要がある。



### 3 農林業政策上の調整の必要性

- (1) 「食料・農業・農村基本法」(平成11年法律第106号。以下「基本法」という。)が平成11年7月に公布され、基本法第15条に基づき政府が平成12年3月に決定した「食料・農業・農村基本計画」(以下「基本計画」という。)は、5年毎に見直しが行われている。

平成27年3月に見直された基本計画の第3「食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」の2「農業の維持的な発展に関する施策」の(3)「農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化と農地の確保」の中で、国と地方の適切な役割分担の下、農用地区域内農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限の地方への移譲等を行い、併せて農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用を図ることにより、優良農地の確保と有効利用の取組を推進することとされたところである。

- (2) 一方、農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律(平成11年法律第120号)が平成11年8月に公布され、平成12年3月に公表(平成27年12月一部改正)された農振法第3条の2第4項に基づく「農用地等の確保等に関する基本指針」(以下「基本指針」という。)により、農用地等の確保等に関する国の基本的な考え方が示されたところである。

この基本指針においては、農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であることから、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地については、農振法に基づき、農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、かつその有効利用を図ることが重要であり、また、農地の確保と有効利用は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能の適切な発揮を図る上でも必要であることとされているところである。

- (3) また、森林について、林業基本法の一部を改正する法律(平成13年法律第107号・改称)が平成13年7月に公布され、森林・林業基本法(昭和39年法律第161号)第2条で、森林については、その有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能が持続的に発揮されることが国民生活及び国民経済の安定に欠くことのできないものであることにかんがみ、将来にわたって、その適正な整備及び保全が図られなければならないこととされたところである。
- (4) 以上のように、農用地(農地及び採草放牧地をいう。以下同じ。)の確保、森林の整備及び保全並びにこれらの効率的な利用等を図る観点から、都市計画と農林漁業との調整を図ることがますます必要となっている。

## 第2 都市計画と農林漁業との調整の基本的な方針

- 1 わが国の農業を取り巻く諸情勢は、宅地への農用地の転用、耕作放棄地の増大等により農用地の減少が進むなど厳しいものとなっており、わが国農業の健全な発展を図り、食料の安定供給を確保していくためには、農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地を良好な状態で確保し、農業振興施策の総合的かつ計画的な推進を図ることが肝要となっている。

このため、都市計画と農林漁業との調整を行うに当たっては、第1の必要性にかんがみ、農林漁業との調和が保たれているかを十分確認すべきものである。

また、第1の3を受け、今後の区域区分等の都市計画の策定又は変更等と農林漁業との調整に当たっては、集団的優良農用地、農業生産基盤整備事業の対象農用地及び保安林等を保全、確保する等の基本方針は引き続き堅持するものとする。

- 2 都市をめぐる社会経済状況の変化により安定成熟した都市型社会にあっては、
  - ① 全ての都市がこれまでのような人口増を前提とした都市づくりを目指す状況ではなくなってきていること
  - ② 都市の状況に応じて既成市街地の再構築等により、都市構造の再編に取り組む必要があること
  - ③ 他の都市との競争という視点に立った個性的な都市づくりへの要請の高まりに応えつつ、幅広く環境負荷の軽減、防災性の向上、バリアフリー化、良好な景観の保全・形成等、都市が抱える各種の課題にも対応していく必要が高まっていることに十分留意するとともに、土地利用のスプロール、都市廃水の流入による農業用水の汚濁、溢水等を防止し、農山村地域における土地・水資源の利用秩序の形成を積極的に図るため、従来にまして円滑かつ適切な調整を行うことが必要である。
- 3 都市計画と農林漁業との円滑かつ適正な調整を行うに当たっては、農林漁業に関する土地利用及び諸施策の実施状況並びに、これらに関する計画等を十分把握した上で行う必要がある。
- 4 また、都市計画と農林漁業との調整に当たって、国は、調整が適切かつ円滑に行われるよう、都道府県及び市町村の求めに応じて必要な支援を行うものとする。

(注) 本調整措置の語尾等の表現について

本調整措置に記述されている各事項間には当該事項によるべきとする考え方に差異があることから、次のような考え方で記述している。

①～べきである。～べきではない。

法令、制度の趣旨等から記述された事項による運用が強く要請されると国が考えているもの。

②～ことが望ましい。

制度の趣旨等から、記述された事項による運用が想定されていると国が考えているもの。

## 第2章 都市計画区域マスタープランと農林漁業との調整

### 第1 都市計画区域マスタープランと農林漁業との調整方針

都道府県（都市計画区域が一の地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に指定されている場合）は、当該指定都市。以下この章において「都道府県等」という。）が、法第6条の2の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）の策定又は変更を行うに当たっては、同条第2項第1号に掲げる事項について法定協議を行うこととされているが、この協議に係る調整に当たっては、農林漁業との健全な調和を図るとする法の基本理念に基づき、以下の事項に留意して行うことが望ましい。

#### 1 区域区分に関する事項

##### (1) 区域区分の有無

区域区分の有無を定めるに当たっては、都市計画運用指針Ⅳ-1-2のⅡの1の(3)の①において、区域区分の有無を定めるに当たっては、市街地の拡大・縮小の可能性、良好な環境を有する市街地の形成、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮の視点から行うとともに、少なくとも次の項目について調査・検討すべきであるとして、都市計画区域の地形その他の地理的条件及び当該都市計画区域の人口の増減及び分布の変化並びに今後の見通し等について調査・検討すべきであるとされている。

このため、都道府県農林水産担当部局は、区域区分の有無を定めるための調整に当たっては、区域区分の有無の決定が、調査・検討の結果を十分に反映したものであるか、農林漁業に及ぼす影響等はないか等について十分検討すること。

また、都市計画運用指針Ⅳ-1-2のⅡの1の(3)の②において、都市計画区域マスタープランには、区域区分の有無と併せてその判断の根拠もあわせて記載すべきであることとされていることから、区域区分の有無の判断が妥当であるか十分検討すること。

##### (2) 区域区分の方針

区域区分の方針に記載すべき事項のうち、目標年次の市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係については、都市計画運用指針Ⅳ-1-2のⅡの1の(3)の②の2において、都市計画区域マスタープランが即地的な区域界を定めるものでなく、かつ、即地的な都市計画である区域区分は法第7条に基づき別に定めるものであることとされていることから、区域区分の調整は、別途、区域区分の設定又は変更時点で行われるものであり、都市計画区域マスタープランが区域区分の設定又は変更に係る即地的な区域界を定めるものではないことに十分留意すること。

#### 2 区域区分に関する事項以外の事項

(1) 区域区分に関する事項以外の事項である都市計画の目標及び土地利用等に関する主要な都市計画の決定の方針が、都市計画区域マスタープランに定められる場合にあつては、法の基本理念のもとに、農林漁業との健全な調和を図りつつ定められているか確認すること。

(2) 都市計画区域マスタープランの見直しを行う場合に、市街化調整区域において、人口フレーム等の範囲内で計画的な市街地整備の見通しが明らかである土地について第3章に基づいて即地的な調整を了した地区（以下「特定保留地区」という。）が、都市計画区域マスタープラン中に参考事項として記載されている場合にあつては、適正に記載されているか確認すること。

### 第2 都市計画区域マスタープランと農林漁業との調整手続

都市計画区域マスタープランに関する都市計画を策定又は変更しようとする場合、都市計画区域マスタープランの事項のうち法第6条の2第2項第1号に掲げる事項については、区域区分を定めるに当たっての基本的な方針を定めるものであり、農林漁業に関する土地利用及び諸施策に及ぼす影響が極めて大きいことを踏まえ、農

林漁業との健全な調和を図りつつ定められるよう都市計画区域マスタープランの案の作成段階から配慮するとともに、本通知が事務の簡素化等にも配慮したものであることを踏まえ、以下により事前に調整を行うことが望ましい。

また、当該事項については、法定協議が行われることに鑑み、都道府県は、農林水産担当部局と都市計画担当部局との連絡調整の過程において、その後の法定協議を円滑かつ迅速に行うために必要であると判断した場合には、法定協議に先立ち関係地方農政局等（北海道にあっては農村振興局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）と調整することが望ましい。

なお、この事前の調整が行われず、国土交通大臣又は都道府県から法定協議がなされた場合についても、法定協議の重要性に鑑み、農林水産省の回答は、第1の1に掲げる事項を踏まえて行うこととしている。

## 1 基本的な考え方

都市計画区域マスタープランに関する都市計画に係る都道府県案（以下この章において「都道府県案」という。）の作成の過程において、都道府県農林水産担当部局と都市計画担当部局との連絡調整を行う場合は、第1によること。

## 2 調整事項

都道府県農林水産担当部局と都市計画担当部局との間での連絡調整は、以下の事項（下記の（1）の②及び③については、都市計画区域マスタープランに定められる場合）について行うこと。

### （1）都市計画に関し説明を受ける事項

#### ① 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

##### a 区域区分の有無に関する事項

ア 区域区分の有無を定めるに当たっての調査・検討結果  
イ 区域区分の有無の判断の根拠

##### b 区域区分の方針に関する事項

ア 目標年次に市街化区域及び市街化調整区域に配置されるべきおおむねの人口及び産業の規模  
イ 目標年次の市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

#### ② 都市計画の目標

#### ③ 主要な都市計画の決定の方針

### （2）農林漁業との調整を行う事項

① （1）の①のaのアについては、調査・検討結果が妥当であるか確認し、あわせて農林漁業への影響等について確認すること。

② （1）の①のaのイについては、区域区分の有無を判断した根拠が妥当であるか確認すること。

③ （1）の①のbのアについては、将来の人口及び産業の規模が妥当であるか確認すること。

④ （1）の①のbのイについては、都市計画区域マスタープランの見直しと合わせて区域区分の見直しを行う場合、この時点で即地的な調整をすべて了し市街化区域に編入を予定している地区（いわゆる即地編入）が目標年次の市街化区域のおおむねの規模に適正に算入されているか確認すること。

## 3 調整手続

都道府県が、必要に応じ、法第17条の案の公告縦覧を行う以前に、国土交通省地方整備局等（北海道にあっては北海道開発局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下「地方整備局等」という。）へ意見を求め、地方整備局等が、検討可能な期間を考慮して、農林水産省に事前協議を行う場合の取扱いについては、以下によること。

なお、農林水産省における当該事前協議についての事務は、地方農政局等が処理することとする。

### （1）事前調整

- ① 都道府県等の農林水産担当部局は、都市計画担当部局からマスタープランに関する都道府県案について連絡を受けたときは、少なくとも2の(1)に掲げる事項について関係資料及び図面によって十分説明を受けるとともに、2の(2)によりマスタープランに関する都道府県案に対し必要な意見調整を行うこと。
  - ② 都道府県農林水産担当部局が、①により意見調整を行う場合には、必要に応じ、次の手続を行うこと。
    - a 都道府県等の農林水産担当部局は、法定協議の重要性に鑑み、マスタープランに関する都道府県案については、農業に係る事項にあっては地方農政局等、森林に係る事項にあっては林野庁、漁業に係る事項にあっては水産庁に必要な説明を行うこと。
    - b 都道府県農業担当部局は、2の(1)の①及び2の(2)に関する事項について、地方農政局等と調整を行うこと。  
なお、この調整に当たっては、別添1を参考に資料等を作成し調整を行うこと。
    - c 都道府県農業担当部局は、地方農政局等との調整結果を踏まえて、必要に応じて都市計画担当部局との間で調整を行うこと。
    - d 都道府県農業担当部局と都市計画担当部局との間で、適正な調整を了した後、都道府県は、マスタープランに関する都道府県案について公聴会等を開催し、関係市町村との調整を図ること。
    - e 都道府県は、dにより調整を了した後、必要に応じて、法第17条の案の公告縦覧を行う以前に、地方整備局等に意見を求めることができるが、この場合には、都道府県農業担当部局は、マスタープランに関する都道府県案について地方農政局等に検討可能な期間を考慮して、別添1を参考に作成した資料等によって説明すること。
- (2) 事前協議
- ① 地方農政局等は、地方整備局等が都道府県等からマスタープランに関する都道府県案について意見を求められた場合において、検討可能な期間を考慮して、地方農政局等に事前協議を行った場合は、(1)の調整結果を踏まえ、マスタープランに関する都道府県案について別添1を参考に作成した資料等によって検討・調整すること。
  - ② 地方農政局等は、①により提出されたマスタープランに関する都道府県案について変更意見がある場合には、地方整備局等に当該意見を述べること。
  - ③ 地方農政局等は、地方整備局等が関係各省の意見も配慮してマスタープランに関する都道府県案について調整を行い、その結果を踏まえて都道府県に回答するため、地方整備局等からの事前協議に対する地方農政局等の回答がマスタープランに関する都道府県案の変更を内容とするものであるときは、都道府県農業担当部局に対して、必要に応じ当該変更意見に基づく再調整を行うように連絡すること。
  - ④ 都道府県は、③による地方整備局等からの回答に基づき必要があるときは、関係市町村との調整を図った上、マスタープランに関する都道府県案の修正を行うものとし、地方整備局等はその経過又は結果を報告する。この経過又は結果について地方整備局等から地方農政局等へ通知されるに先だって、都道府県は、地方農政局等にこの経過又は結果について2の(1)に掲げる資料等(当該変更に係るもので足りる)を添えて報告すること。
- (3) 事前の協議調整に必要な図書等
- 3の(1)及び(2)に必要な図書その他の資料等については、以下によること。
- ① 都市計画区域マスタープラン(案)
  - ② 都市計画区域マスタープラン設定調書(別添1)

#### 4 法定協議

都道府県が地方整備局長等（北海道にあっては北海道開発局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「地方整備局長等」という。）にマスタープランに関する都道府県案について法第18条第3項又は法第87条の2第4項の規定により読み替えて適用する法第19条第3項（これらの規定を法第21条第2項の規定において準用する場合を含む。）に基づく同意を求め、地方整備局長等が農林水産省に対して法定協議を行った場合は、以下により対応するものとする。

なお、農林水産省における法定協議についての事務は、地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）が処理することとする。

- (1) 地方農政局長等は、3の(1)及び(2)に定めるところにより調整を了した後、地方整備局長等から法定協議が行われた場合には、3の(1)及び(2)の結果に配慮し、できる限り速やかに地方整備局長等に対して回答すること。
- (2) 地方農政局長等は、法定協議を了したときは、その旨を都道府県知事に通知すること。
- (3) 法定協議に必要な図書その他の資料等については、都市計画区域マスタープラン（案）によること。

#### 第3 都市計画区域マスタープランと農林漁業との調整上留意すべき事項

市街化区域の規模の設定に関する都市計画区域マスタープランと農林漁業との調整に当たっては、以下のことについて十分留意することが望ましい。

- 1 都市計画運用指針Ⅳ-1-2のⅡ)の1の(3)の③において、市街化区域は、市街地に配置すべき人口・産業を適切に収容しうる規模とするべきであることとされ、また、市街化区域の規模の設定は、法第6条第1項に規定する都市計画に関する基礎調査を踏まえた、おおむね10年後の人口及び産業の見通しに基づき、住宅用地、商業用地、工業用地、公共施設用地その他の用地の必要な面積を算出したうえで、その範囲内において行うことが望ましいこととされていることから、市街化区域の規模の根拠となる人口・産業の見通しについても十分確認すること。
- 2 都市計画運用指針Ⅳ-1-2の1のⅡ)の1の(3)の③において、市街化区域内において未利用、低利用となっている土地の区域については、望ましい市街地像を示すとともに、必要な規制誘導策を講じることにより、有効な利用を図るように努め、低未利用地を多く残したまま市街化区域がいたずらに拡大することは厳に避けるべきであることとされていることから、市街化区域内の農用地や工場跡地等の低未利用地の利活用の方針についても十分確認すること。
- 3 都市計画運用指針Ⅳ-1-2のⅡ)の1の(3)の③における住宅用地として必要な市街地の規模の算定にあたっては、例えば、既存の住宅用地の配置及び人口密度の構成、良好な居住環境を実現するための各住宅用地の人口密度の再構成の方針及びこれによって発生する収容可能人口の増減等を検証することにより、地域の実情に即しつつ適正な人口密度を想定して行うことが望ましいこと等から、次の点に留意すること。
  - (1) 住宅用地の人口密度については、土地の高度利用を図るべき区域にあっては、1haあたり100人以上、その他の区域にあっては1haあたり80人以上を目標とし、土地利用密度の低い地域であっても1haあたり60人以上とすることを基本とすること。
  - (2) 住宅用地全域の将来人口密度として、状況の変化を反映した値を用い、あるいは、これに地域特性を反映させた値を用いる場合、当該都市計画区域における近年の社会経済情勢の変化及び地域特性を的確に把握し、かつ、当該都市計画区域における目標年次において形成される市街地の状況、人口の動向等を踏まえ、地域の実情に即しつつ適正な将来人口密度の想定がなされているか確認すること。

- (3) 市街化区域の密集市街地の整備、人口の空洞化が著しい中心市街地での住宅供給等に伴い、人口の再配置を行うことが適切な場合において、その結果生じる地区毎の人口の増加又は減少を適切に収容しうるよう市街化区域の規模を設定する場合、当該区域内で行われる市街地開発事業等の実施の見通し、着実に都市的土地利用に供される見込みに加えて人口等の配分計画を十分確認すること。
- (4) 住宅用地全域の将来人口密度として、状況の変化を反映させた値を用い、あるいはこれに地域特性を反映させた値を用いることによって、想定する人口密度が直ちに引き下げられるものではなく、既成市街地の人口密度の動向、将来の住宅供給計画及び市街地開発形態並びに地形その他の地理的条件等を勘案して、地域の実情に即して適正に想定されるものであることに留意すること。
- 4 都市計画運用指針Ⅳ－１－２のⅡ)の1の(3)の③において、市街地開発事業等の施行中又は施行予定の区域で当該事業の完成目標年次が区域区分の目標年次を超えるような長期事業地において、想定人口は目標年次までに定着する人口としつつ、目標年次以降に人口定着が見込まれる区域の面積を加算することが考えられることとされていることから、住宅用地の将来人口密度について、このような取り扱いを行う場合にあっては、宅地化に相当の期間を要する土地の市街化に要する期間及び市街地形成を促進するための政策努力の勘案の考え方、当該土地の面積と市街化区域の規模との関係について確認すること。
- 5 都市計画運用指針Ⅳ－１－２のⅡ)の1の(3)の③において、独立して一体的な日常生活圏を構成している大規模な既存集落などの既存の市街化区域と同程度の市街化状況にあるが、それほど人口増加は見込まれない区域において、別枠として特別の将来人口密度を想定することが考えられるとされているが、特別の将来人口密度を想定できる区域は、特に地方都市及びその周辺部を念頭において措置されたものであるとともに、独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる大規模な既存集落の区域であることを留意すること。
- 6 都市計画運用指針Ⅳ－１－２のⅡ)の1の(3)の③において、工業用地（これに関連する流通業務用地を含む。）の規模の算定にあたっては、当該都市計画区域の工業立地動向を考慮し、将来の適正な工業配置を図るため今後予想される規模の工業生産及びこれに関連する流通業務が円滑に行われるよう配慮することが望ましい。また、必要に応じ、当該都市計画区域における将来の商業その他の業務活動の規模を勘案して、商業用地、流通業務用地その他の業務用地の規模を想定することが望ましいとされていることから、当該動向等を踏まえて行われているか確認すること。
- 7 都市計画運用指針Ⅳ－１－２のⅡ)の1の(3)において、市町村合併等を契機とした都市計画区域の統合・再編に関し、区域区分を行っていない地域に区域区分を行う際には、従来、区域区分を行っていなかった地域のうち、用途地域を指定している区域については、現に市街化されておらず、当分の間営農が継続することが確実に認められる土地の区域を除き、市街化区域に含まれることが望ましいとされていることに留意すること。

別添 1

都市計画区域マスタープラン設定調書

年 月

都道府県名		都市計画区域名	
-------	--	---------	--



都市計画区域マスタープランの策定又は変更に必要な資料等

都市計画区域マスタープランの 策定又は変更の種別	参 考 様 式	
	必須様式	任意様式
2 都市計画区域マスタープランの策定において、 区域区分を行わない場合（新規及び見直し）	1、2、4	6
3 都市計画区域マスタープランの変更において、 区域区分のある場合	1～3、5	6
4 都市計画区域マスタープランの変更において、 区域区分のない場合（区域区分の廃止含む）	1、2、4	6

- (注) (1) 様式6は任意とする。  
 (2) 「都市計画区域マスタープラン設定調書」の用紙の規格はA4横とする。  
 (3) 都市計画法第6条第1項の基礎調査の結果、都市計画区域マスタープランの変更を見直しとする。  
 (4) 1/25,000の地形図（都市計画法第14条に基づく図面）を添付する。  
 なお、図面は、折り畳んだ後、表の面の中央に「図面の名称」を記入する。

1 都市計画区域マスタープランの策定又は変更の必要性及び理由

(様式-1)

広域都市 計画圏名		都市計画区域名 (指定年月日)		関係市 町村名		策定年月日	年 月 日
						策定又は変更 年 月 日	年 月 日
							年 月 日
							年 月 日

1	都市計画区域の概要
2	都市計画の目標
3	都市計画区域マスタープランの策定又は変更の必要性及び理由

(注) (1) 「広域都市計画圏名」は、広域都市計画圏を想定する場合に限り記入する。  
 (2) 「都市計画区域の概要」、「都市計画の目標」及び「都市計画区域マスタープランの策定等の必要性及び理由」は、要点を具体的に記入する。

2 人口等調書

(様式-2)

都市計画区域名	市町村名	行政区域名 面積	都市計画区域面積	人口等				工業出荷額				前回の 見直し目標	
				平17	平22	平27	令和7	平17	平22	平27	令和7	人口 (年)	工業 出荷額 (年)
		ha	ha	人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)	千円	千円	千円	千円	人	千円
計													

- (注) (1) 都市計画法第13条の国土計画又は地方計画がある場合には、当該計画による人口、工業出荷額を示す調書を添付する。  
 (2) 年次は例示を示したものであり、基準年次とその10年前、5年前及び目標年次とする。  
 (3) 目標年次欄は、目標値を市町村ごとに定めない場合には数市町村をまとめて記入してもよい。  
 (4) 目標年次における人口、工業出荷額の推計の根拠に関する資料を別途添付する。

3 市街化区域調書

(様式-3)

都市計画 区域 都 画 名	市町村 名	市 街 地 人 口 等							市 街 地 面 積							前回の見直 しの目標 (年)	
		D I D			市 街 化 区 域				D I D			市 街 化 区 域				市街 化区 域人 口	市街 化区 域面 積
		平17	平22	平27	平17	平22	平27	令7	平17	平22	平27	平17	平22	平27	令7		

- (注) (1) 「D I D」は、国勢調査によるD I Dの人口及び面積を記入する。  
 (2) 年次は例示を示したものであり、「D I D」は、基準年次とその10年前、5年前、「市街化区域」は、基準年次と その10年前、5年前及び目標年次とする。  
 (3) 目標年次欄は、目標値を市町村ごとに定めない場合には数市町村をまとめて記入してもよい。  
 (4) 目標年次における人口の推計の根拠に関する資料を別途添付する。

#### 4 区域区分の有無に関する調書

(様式－４)



(注) 区域区分の有無を定めるに当たって、都市計画運用指針Ⅳ－１－２の１の(３)の①の必要事項について、要点を具体的に記入する。例えば、「市街地の拡大の必要性」、「人口の増減及び分布の変化並びに今後の見通し」、「工業、商業その他の産業の業況及び今後の土地需要の見通し」、「区域区分の有無とその判断の根拠」等の事項を記入する。  
なお、「区域区分の有無とその判断の根拠」については必ず記入する。

5 区域区分の方針

(様式－5)

1. 目標年次に市街化区域及び市街化調整区域に配置されるべきおおむねの人口及び産業の規模

2. 目標年次の市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

(注) 本様式については、要点を具体的に記入する。

6 主要な都市計画の決定の方針

(様式－6)

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
  
2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
  
3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
  
4. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

- (注) (1) 本様式については、都市計画運用指針Ⅳ－1－2の1の(4)の事項について、要点を具体的に記入する。  
(2) 「自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」は、特に「優良な農地との健全な調和に関する方針」について重点的に記述する

### 第3章 区域区分と農林漁業との調整措置等

#### 第1 区域区分に関する都市計画と農林漁業に関する土地利用との調整方針

区域区分に関する都市計画については、令第8条第1項第2号において、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域には、優良な集団農地その他長期にわたり農用地として保存すべき土地の区域及び水源を涵養し、土砂の流出を防備する等のための保全すべき土地の区域等は、原則として含まないものとする基準が規定されているところであり、農林漁業との調整においては、当該基準に基づいて判断することとなる。

これは、都市計画が農林漁業との健全な調和を図りつつ定めるべきとして、区域区分が集団的優良農用地又は農林漁業関係施策の対象となっている農用地等、今後とも農林漁業に関する土地利用を進めていく上で必要と認められるものを避けるように定めるとの考え方に基づくものであり、その具体的な調整は次の方針によって調整を行うべきである。

なお、市街化区域に関する都市計画と農林漁業に関する土地利用との調整に当たっては、計画に係る市街化区域の規模及び配置が、都市計画区域における人口及び産業の将来見通し、これらを収容するのに必要な市街地面積、当該都市の発展動向を勘案する等法令等に定める基準に適合したものであるかどうかを確認した上、農林漁業に関する土地利用との関係の検討を行うことが望ましい。

#### 1 市街化区域に含まない土地

令第8条第1項第2号における、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域に含まないとする土地の区域等は、次のとおりとする。

##### (1) 市街化区域に含まない土地

次のいずれかに該当するものは市街化区域に含まないこと。

##### ① 集団的優良農用地

団地規模がおおむね10ヘクタール以上で、高性能な農業機械による営農可能な土地条件を備え、かつ、主要作物の10アール当たり収量が当該農用地の所在する市町村の平均以上である農用地

なお、団地規模の判断に当たっては、道路、鉄道その他の施設、河川、がけその他の地形、地物等を境界とするが、地形、地物等であっても通作等に支障が生じないものである場合には一団の土地とすること。

##### ② 国の直轄又は補助による農業生産基盤整備事業の対象農用地

国の直轄又は補助による土地改良事業、草地開発整備事業等による農業生産基盤整備事業を実施中の地区内の農用地及び当該事業が完了した年度（工事完了公告における工事完了の日の属する年度）の翌年度から起算して8年を経過していない地区内の農用地

ただし、災害（石炭鉱業及び亜炭鉱業による鉱害を含む。）復旧事業及び農地防災事業その他の農業の生産性を向上することを直接の目的としない事業（農道整備事業を含む。）に係る農用地及び農業用排水施設の新設及び変更の事業にあっては、農業の生産性の向上が相当程度図られると見込まれない農用地（現況の用水量の確保ないしは現況排水処理の確保のため、不可避的に一体として当該事業の受益地となる農用地（いわゆる不可避受益地））を除く。

##### ③ 保安林等

森林法（昭和26年法律第249号）による地域森林計画又は国有林の地域別の森林計画において保安林の指定が計画されている土地の区域、保安林の区域、保安林予定森林の区域、保安施設地区及び保安施設地区に予定された地区（以下「保安林等」という。）

ただし、市街化区域にとり囲まれることとなる小規模な保安林等についてはこ



の限りでない。

④ 農林漁業の維持保全施設用地

大規模な防災ため池等農林漁業の維持保全のため必要不可欠な公共施設で、その規模、立地条件等からみて代替施設によってその機能を果たすことが困難なもの施設用地

ただし、維持保全される農林漁業の大部分が市街化区域に含まれることとなる場合の施設の用地を除く。

(2) 努めて市街化区域に含まない土地

(1) に該当しない農用地であっても、次のいずれかに該当するものは、努めて市街化区域に含まないこと。

① 集団的農用地

団地規模がおおむね10ヘクタール以上で、高性能な農業機械による営農可能な土地条件を備えた農用地

② 相当規模の農業生産基盤整備事業を、農林漁業金融公庫資金による融資単独事業として実施中の地区内の農用地又はこれを完了した地区で、当該事業に係る施設が現に良好に管理利用されている地区内の農用地

③ 野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）に基づき野菜指定産地の指定をうけている地域内で、区域を画定し、野菜集団産地育成事業を既に完了した地区で当該事業に係る施設等が現に良好に管理利用されている地区内の農用地

④ 主産地形成又は地域の農林漁業の振興等を目的とし、利用範囲（農家、農用地等）を特定して、国の補助又は農林漁業金融公庫資金若しくは農業近代化資金による融資単独事業によって農業生産基盤整備事業以外の事業を総合的集中的に実施中の地区内の農用地又はこれを完了した地区で、当該事業に係る施設等が現に良好に管理されている地区内の農用地

⑤ 国の直轄又は補助によるもので、土地改良事業、草地開発整備事業等による農業生産基盤整備事業が現に調査計画されている地区（土地改良区の設立認可申請のための公告を了している地区、土地改良区等が新規事業計画又は事業計画の変更につき概要の公告を了している地区、国営又は県営の農業生産基盤整備事業であって農林水産大臣又は都道府県知事が毎年度予算の範囲内で決定した調査計画地区等）の農用地

2 1の特例措置

(1) 1に該当しない農用地であっても、相当規模の団地を形成し、特に生産性が高く、特定の農産物の生産適地として保存する必要があると認められ、かつ相当期間農用地として利用されることが確実な土地の区域は、市街化区域に含めないことができるものとする。

(2) 1に該当する農用地を市街化区域に含めないとした場合、以下の内容等について検討を行い、適正な市街化区域の設定上特段の支障があると認められるときには、当該農用地について第2に掲げる調整措置を了した場合又は了する見込みのある場合に限り、原則として1の(2)に該当する農用地、1の(1)に該当する農用地の順で必要最小限度の面積を市街化区域に含めることができるものとする。

① 市街化区域の必要規模

② 既成市街地を含んだ一体的市街化区域の設定

③ 当該都市の発展動向及び交通施設等の配置状況

④ 計画的市街地開発の見通し

第2 市街化区域の設定に伴う農林漁業関係施策等との調整措置

農林漁業関係施策を実施中又は完了した地区内の農用地又は当該施策による造成施設等については、これらが市街化区域に含まれる場合にあっては、市街化の進展に伴い、農用地の転用による受益地の減少、開発行為による造成施設等のかい廃、都市施設への供用等が見込まれ、市街化区域周辺の農用地については、都市廃水の流入によ

る農業用水の汚濁及び溢水等の影響が見込まれることから、これらに対しては次により農林漁業関係施策等との調整措置を講ずるべきである。

なお、都道府県の単独補助による農林漁業関係施策の取扱いについては、原則としてこの調整措置に準じて処理することが望ましい。

#### 1 農林漁業関係施策に係る事業計画及び造成施設等に関する措置

区域区分に関する都市計画との調整に当たっては、次のような措置について、都道府県知事、市町村長、当該施策の事業主体等の中で十分意見調整を行い、事後におけるこれらの措置の実行を確保するため、基本的事項について了解（以下「了解事項」という。）を得ておくこと。

この場合、特に農林漁業者の費用負担の調整措置について十分配慮すること。

##### (1) 事業実施中の地区内の農用地が市街化区域に含まれる場合の措置

###### ① ほ場整備、草地改良等の面的な事業

事業の効用が長期にわたるものについては、原則として事業計画を変更又は廃止し、市街化区域内の受益地に係る事業を打ち切ること。

ただし、事業の効用が短期なものについては、当該地域における市街化の動向等を勘案して事業計画の変更、廃止又は事業の継続の是非を判断すること。

なお、事業計画の変更又は廃止が必要であると認められる場合には、区域区分に関する都市計画につき法第23条第1項の協議が調った後、遅滞なく市街化区域に含まれる受益地の除外に係る変更計画の作成に着手するとともに当該受益地における施工を極力中止し、可及的速やかに計画変更の手続を了すること。

###### ② 用排水路等の線的な事業

原則として市街化区域内の農用地を受益地としないよう①に準じて事業計画を変更又は廃止すること。

ただし、市街化区域内の農用地の現況用水量の確保又は現況排水処理の確保のため、これら農用地を一体の受益地として取り扱うことがやむを得ないと認められる用排水路等に関する事業については、必要最少限度において当該市街化区域内の農用地に係る投資を認めること。

また、この場合において造成施設等を都市施設と共用することが見込まれるときは、都市側と適正な費用負担等の措置を講ずること。

なお、市街化区域内の農用地を受益地としない事業計画であっても、市街化区域の位置及び造成施設等の立地構造等からみて、造成施設等を都市施設と共用することが見込まれるときにおいても同様に費用負担等の措置を講ずること。

###### ③ 共同利用施設の設置事業

###### a 集出荷、加工用施設等の広域的共同利用施設設置事業

事業の継続を原則とするが、市街化の動向を勘案し、事業規模等について当該施設の利用量の減少に応じた計画変更を行い、事業の効率的な実施を図ること。

###### b a以外の共同利用施設（農業機械を含む。）設置事業

事業の効用が長期にわたるものについては、受益地の全部又は大部分が市街化区域に含まれる場合は事業を廃止すること。

また、一部のみが市街化区域に含まれる場合は、事業規模等について計画変更を行い、事業の効率的な実施を図ること。

なお、事業の効用が短期なものについては、当該地域における市街化の動向等を勘案し、事業継続の是非を判断すること。

##### (2) 事業を完了した地区内の農用地が市街化区域に含まれる場合の措置

① 市街化の進展に伴い、受益農用地が減少し、土地改良区、農業協同組合等が施設の維持管理に当たることが困難又は不適當となった場合には、当該施設の管理方法の変更又は管理主体の変更等に係る措置を講ずること。

② 造成施設等を都市計画事業主体又は開発許可を受けた者等に使用させる場合は、

当該施設の造成及び維持管理等に必要な費用を勘案して定めた使用料等を負担させるよう必要な措置を講ずること。

- ③ 造成施設等が都市計画事業又は開発行為によって機能を損ない、その回復のために工事を必要とする場合又は代替施設の設置を必要とする場合にあっては、これらの者に対して原因者負担工事を行わせるのに必要な措置を講ずること。

また、造成施設等の廃用処分をする場合に必要な費用の負担についても同様に必要な措置を講ずること。

- ④ その他開発行為又は都市計画事業に伴って受ける影響については、法第32条の規定に基づく同意、又は法第59条第6項の規定に基づく意見聴取の際に、必要な措置を講ずること。

## 2 土地改良事業の負担金等の徴収確保措置

受益地の全部又は一部について、組合員たる資格を喪失した者は土地改良法第43条第1項の規定に基づき土地改良区に対して通知しなければならないこととされていることから、同法第42条第2項の規定に従い所要の措置を講ずること。

## 3 農林漁業者の生活再建及び周辺農林漁業への影響に対する措置

区域区分に関する都市計画が策定される都市計画区域の農林漁業者に対しては、以下による措置を行うこと。

- (1) あらかじめ農業委員会その他農林漁業関係団体の活動を通じ都市計画関係法令等についての普及及び農林漁業との調整に関する意向の把握に努めるとともに、区域区分に関する都市計画との調整に当たっても、農業委員会その他農林漁業関係団体と密接な連絡をとり、生活再建の措置、特に離農者の安定した就業の方途、他の地域に移住して農林漁業を継続しようとする者に対する代替地のあっせん及びこれに伴う農用地の権利移動の調整等の措置について意見調整を行うこと。

また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が現に利用の集積をし、又は利用の集積を行うことが確実と見込まれる農用地が市街化区域に含まれることとなる場合にあっては、その者が目指す効率的かつ安定的な農業経営に支障を及ぼさないよう、代替地のあっせん等の必要な措置について意見調整を行うこと。

- (2) 市街化区域の配置については、都市用排水の農林漁業との競合、農業用水の汚染等周辺の農林漁業に及ぼす影響に関し、市街化区域に関する都市計画がこれと一体的総合的に定められる都市施設の整備に関する都市計画等とあいまって被害防止に必要な配慮が十分なされているか否かを検討し、その配置を調整すること。

## 第3 市街化区域及び市街化調整区域における今後の農林漁業関係施策

市街化区域及び市街化調整区域の区分がなされた後における農林漁業関係施策の運用については、それぞれの区域の性格に従い次の方針によることが望ましい。

### 1 市街化区域における施策

市街化区域は、既成市街地及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であって、都市施設の整備に応じ逐次市街化されることが見込まれることから、農業生産基盤整備事業その他効用の長期に及ぶ施策は行わないこととするが、当分の間はなお農林漁業上の土地利用が続けられる区域を含むことがあるので、これらの土地について経営を継続するために必要な次に掲げる施策を行うこと。

- (1) 災害復旧事業等災害（石炭鉱業及び亜炭鉱業による鉱害を含む。）が発生した場合における農林漁業者の経営の再建維持を図るための事業及び農用地がなお相当規模残存する区域において必要と認められる農地防災事業
- (2) 広域的集出荷加工用施設等（主たる受益地が市街化区域外に確保されているものに限る。）の設置事業
- (3) 効用が短期的な機械、施設等の導入又は設置事業
- (4) 家畜衛生、植物防疫、病虫害防除等の事業

- (5) 普及指導、研修、検査等の事業
- (6) 既存施設の軽微な改修等の維持管理事業
- (7) 市民農園の整備に係る事業（良好な都市環境の形成に資するものに限る。）
- (8) 生産緑地地区に係る事業
- (9) (1) から (6) に掲げる事業に類する事業で、その他必要と認められる事業

## 2 市街化調整区域における施策

- (1) 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であり、当該区域内の農用地は今後も長期にわたって農林漁業に必要なものとして確保されるべき土地であることから、耕作者の営農意欲等を尊重し、立地条件、営農類型等地域の特性に応じ、農林漁業の振興に関する施策を引き続き行うこと。
- (2) 農業生産基盤整備事業は、原則として市街化区域以外の地域の受益のみを目的として行うものとし、市街化区域内の農用地は、受益地に含めないこと。  
 なお、基本指針の第3の(1)において、「農業生産基盤整備事業等農業経営の基盤の強化の促進に必要な施策は、原則として農用地区域を対象として行う」こととされているところである。  
 しかしながら、かんがい排水事業で、市街化区域以外の地域と同一用排水系統に属する市街化区域内に残存する農用地の現況用水量の確保ないし、現況排水処理の確保のため、不可避的にこれを一体として当該事業の受益地とせざるを得ない場合又は、農業の生産性を向上することを直接の目的としない事業等を行う場合には、これを受益地として取り扱うことができる。
- (3) 市街化調整区域における施策の採択に当たり、その対象地区が市街化区域に接続し、市街化の動向等からみて、法第21条の規定により当初の区域区分を変更して、市街化区域に含められるおそれのある地域を含む場合は、次の事項に十分配慮すること。
  - ① 第1の1の(1)の②に掲げる施策の対象農用地については、事業完了少なくとも8年を経過するまでは市街化区域に含めないことの確認
  - ② 特定保留地区として調整を了した区域については、市街地開発事業等の実施が確実になった時点で市街化区域に編入する区域であることから、第1の1の(1)の②に掲げる施策の対象農用地に含めないことの確認  
 なお、特定保留地区の農用地を第1の1の(1)の②に掲げる施策の対象農用地に含める場合には、特定保留を取りやめる等の調整が必要であること。
  - ③ 第1の1の(2)の②に掲げる施策に該当するものについては、施策完了後8年の範囲内で、当該施策の効用を勘案して定める一定期間内は市街化区域に含めないことの確認

## 第4 区域区分に関する都市計画と農林漁業との調整手続

区域区分に関する都市計画の設定又は変更については、農林漁業との健全な調和を図りつつ定められるよう区域区分に関する都市計画の案の作成段階から配慮することが望ましい。

市街化区域（法定協議を要する場合にあっては、当該法定協議が調ったものに限る。）内の土地については、農業振興地域には指定できないこととなるとともに、あらかじめ農業委員会に所定の事項の届出を行えば農地転用許可は要しないこととなること等から、市街化区域の設定が農林漁業に関する土地利用及び諸施策に及ぼす影響が極めて大きいこと並びに、本通知が事務の簡素化等にも配慮したものであることを踏まえ、以下により事前に調整を行うことが望ましい。

また、区域区分の設定又は変更に当たっては、当該区域区分により市街化区域に定められることとなる土地の区域に農用地区域、農業振興地域内の農用地の区域、農業振興地域外の4ヘクタールを超える農地の区域又は保安林等（森林法による地域森林計画又は国有地の地域別の森林計画において保安林の指定が計画されている土地の区域を除く。）の区域が含まれるときは、法定協議が行われることに鑑み、都道府県又は指定都市（以下この章において「都道府県等」という。）は、農林水産担当部局と都市計画担当部局との連絡調整の過程において、その後の法定協議を円滑かつ迅速に

行うために必要であると判断した場合には、法定協議に先立ち地方農政局等、林野庁、水産庁と調整することが望ましい。

なお、この事前の調整が行われず、国土交通大臣又は都道府県から法定協議がなされた場合についても、法定協議の重要性に鑑み、農林水産省の回答は、以下に掲げる事項を踏まえて行うこととしている。

## 1 基本的考え方

区域区分に関する都市計画の都道府県案又は指定都市案（以下この章において「都道府県等案」という。）の作成の過程において、都道府県又は指定都市（以下この章において「都道府県等」という。）の農林水産担当部局と都市計画担当部局との間で連絡調整を行う場合は、第1及び第2によること。

なお、区域区分に関する都市計画の案に地域の農林漁業者の意向が反映されるよう、案の作成段階において、都道府県等の農林水産担当部局は、あらかじめ農業委員会、土地改良区、農業協同組合等の地元農林漁業関係機関及び団体の意向を、都道府県にあっては市町村を通じて、十分聴取すること。

## 2 調整事項

都道府県等の農林水産担当部局と都市計画担当部局との間での連絡調整は、以下の事項について行うこと。

### (1) 都市計画に関し説明を受ける事項

#### ① 市街化区域の規模に関する事項

- a 目標年次において市街化区域に収容する必要がある人口、産業の推計、関連する国土計画及び地域の整備開発計画との関係
- b 必要な居住地面積、人口密度、工業用地面積、工業出荷額当たり工業用地面積、人の常住しない大規模施設用地の面積その他加算を必要とする場合の商業用地等の面積の推計及び市街化区域の規模並びにこれらの関係

#### ② 市街化区域の配置に関する事項

- a 市街化区域の配置、配置の構想、配置に当たっての考え方及び土地利用計画
- b 既成市街地の区域及びこれに接続して現に市街化しつつある土地の区域の所在、場所並びに市街化区域との関係
- c 市街地開発事業等の実施状況、都市計画決定の見通し、農地転用の状況等市街地の開発見込み又は発展の動向と新市街地の配置及び区域  
飛地の市街化区域については、これらに加え配置の考え方及び計画的開発の見通し等
- d 既存の用途地域が指定されている区域と市街化区域との関係
- e 既存の農業以外の土地利用計画と市街化区域との関係

### (2) 農林漁業との調整を行う事項

#### ① 農林漁業上の土地利用との調整

- a 市街化区域に含まれることとなる土地について、第1に掲げる農用地等の種類、位置、面積（概数）及び関係農林漁業関係施策の実施状況を確認し、これらの農用地等を市街化区域に含める都市計画上の理由と第1の2の(2)との関係を検討する。
- b 第1の2の(1)によって市街化調整区域とする一団の農用地の位置、面積及び理由を確認する。

#### ② 農林漁業関係施策との調整

①のaの農用地等ごとに、第2の1の(1)及び(2)に定める農林漁業関係施策との調整措置の必要性、内容及び当該調整措置を確保するための関係者間の了解事項等を検討する。

### 3 調整手続

都道府県等が、必要に応じ、法第17条の案の公告縦覧を行う以前に、地方整備局等へ意見を求め、地方整備局等が、検討可能な期間を考慮して、農林水産省に事前協議を行う場合の取扱いについては、以下によること。

なお、農林水産省における当該事前協議についての事務は、地方農政局等が処理することとする。

#### (1) 事前調整

① 都道府県等の農林水産担当部局は、都市計画担当部局から都道府県等案について連絡を受けたときは、少なくとも2の(1)に掲げる事項を関係資料及び図面によって十分説明を受けるとともに、第1及び第2に基づいて、2の(2)により都道府県等案を検討し、都市計画担当部局と必要な意見調整を行うこと。

② 都道府県等の農林水産担当部局が、①により調整を行う場合に、必要に応じ、次の手続を行うこと。

a 都道府県等の農林水産担当部局は、法定協議の重要性に鑑み、農業に係る事項にあっては地方農政局等、森林に係る事項にあっては林野庁、漁業に係る事項にあっては水産庁に説明すること。

b 都道府県等の農林水産担当部局は、2の(1)及び(2)について、必要に応じて地方農政局等、林野庁、水産庁と調整を行うこと。

なお、この調整に当たっては、別添2を参考に資料等を作成し調整を行うこと。

c 都道府県等の農林水産担当部局は、2の(2)の調整事項のうち国営の土地改良事業（独立行政法人水資源機構及び国立研究開発法人森林総合研究所の行うこれに類する事業を含む。）を実施中若しくは調査計画中の地区又は完了して8年を経過していない地区の農用地を市街化区域に含める場合にあっては、aにかかわらず、あらかじめ関係地方農政局（北海道にあっては北海道開発局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下「関係地方農政局」という。）と十分意見調整を行うこと。

この場合、関係地方農政局は、aの都道府県等の農林水産担当部局からの説明と並行して、必要な調整を行うこと。

また、指定都市の農林水産担当部局は、2の(2)の調整事項のうち都道府県営の土地改良事業を実施中若しくは調査計画中の地区又は完了して8年を経過していない地区の農用地を市街化区域に含める場合にあっては、aと並行して、関係都道府県と十分意見調整を行うこと。

d 都道府県等の農林水産担当部局は、a～cの結果を踏まえて、都市計画担当部局との間で調整を行うこと。

この場合、第2の1の(1)及び(2)の調整措置に係る了解事項等の措置を明らかにした上で行うこと。

e 都道府県等の農林水産担当部局と都市計画担当部局との間で、適正な調整を了した後、都道府県等は、都道府県等案について公聴会等を開催し、都道府県にあっては、関係市町村との調整を図ること。

f 都道府県等は、eによる調整を了した後、必要に応じ、法第17条の案の公告縦覧を行う以前に、地方整備局等に意見を求めることができるが、この場合には、都道府県等の農林水産担当部局は、都道府県等案について地方農政局等、林野庁、水産庁に検討可能な期間を考慮して、別添2を参考に作成した資料等によって説明すること。

#### (2) 事前協議

① 地方農政局等は、地方整備局等が都道府県等から都道府県等案について意見を求められた場合において検討可能な期間を考慮して地方農政局等に事前協議を行った場合は、(1)の調整結果を踏まえ、(1)の②のfにより都道府県等から説明のあった都道府県等案に関する資料等によって検討・調整すること。

なお、保安林等（森林法による地域森林計画又は国有林の地域別の森林計画において保安林の指定が計画されている土地の区域を除く。）を市街化区域に含むこととしている場合にあつては、地方農政局等は林野庁と調整すること。

- ② 地方農政局等は、①により提出された都道府県等案について、変更意見がある場合には、地方整備局等に当該意見を述べること。
- ③ 地方農政局等は、地方整備局等が関係各省の意見も配慮して都道府県等案について調整を行い、その結果を踏まえて都道府県等に回答するため、地方整備局等からの事前協議に対する地方農政局等の回答が都道府県等案の変更を内容とするものであるときは、必要に応じ都道府県等の農林水産担当部局に対して、当該変更意見に基づく再調整を行うように連絡すること。

また、当該回答が第2の調整措置の補充を内容とするものであるときも同様に処理すること。

- ④ 都道府県等は、③による地方整備局等からの回答に基づき必要があるときは、都道府県等案を、都道府県等が都道府県である場合にあつては関係市町村との調整を図った上で、修正するものとし、地方整備局等にその経過又は結果を報告する。この経過又は結果について地方整備局等から地方農政局等へ通知されるに先立って、都道府県等は、地方農政局等にこの経過又は結果について2の（1）に掲げる資料等（当該変更に係るもので足りる）を添えて報告すること。

また、地方農政局等は、報告を受けたときは、必要に応じて（1）の②のcに準じて処理すること。

（3）事前の協議調整に必要な図書等

（1）及び（2）に必要な図書その他の資料については、以下によること。

- ① 総括表  
② 区域区分設定調書（別添2）

4 法定協議

法第23条第1項の規定に基づく地方整備局長等又は都道府県から農林水産省に対する法定協議は、以下により対応するものとする。

なお、農林水産省における法定協議についての事務は、地方農政局長等が処理することとする。

- （1）法第18条第3項又は法第87条の2第3項の規定により読み替えて適用される法第19条第3項（いずれも法第21条第2項の規定において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の国土交通大臣の同意を要する都市計画に係る地方整備局長等から地方農政局長等への協議

- ① 地方農政局長等は、3の（1）及び（2）により適正な調整が了した後、地方整備局長等から法定協議が行われた場合には、3の（1）及び（2）の結果に配慮し、できる限り速やかに地方整備局長等に対して回答すること。
- ② 保安林等（森林法による地域森林計画又は国有林の地域別の森林計画において保安林の指定が計画されている土地の区域を除く。）を市街化区域に含むこととしている場合にあつては、地方農政局長等は、①の回答に先立って林野庁長官に協議すること。
- ③ 地方農政局長等は、法定協議を了したときは、その旨を都道府県知事又は指定都市の長に通知すること。

なお、国土利用計画法第9条第2項に規定する森林地域（森林法第2条第3項に規定する国有林の区域又は同法第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定めることが相当な地域）を市街化区域に含むこととしている場合にあつては、地方農政局等は、法定協議を了したときは、その旨を林野庁に通知すること。

- ④ 3の（1）②f、（2）①、（2）④及び4の（1）①に基づく説明、協議に際しては、市街化調整区域に残ることとなる用途地域に関する図書を添えること。

- ⑤ 法定協議に必要な図書その他の資料については、以下によること。
  - a 総括表、
  - b 計画図
- (2) 法第18条第3項の国土交通大臣の同意を要しない都市計画の軽易な変更に係る都道府県から地方農政局長等への協議
  - ① 都道府県は、法第18条第3項の国土交通大臣の同意を要しない都市計画の軽易な変更に係る協議を行う場合には、地方農政局長等に対して行うこと。
  - ② 保安林等（森林法による地域森林計画又は国有林の地域別の森林計画において保安林の指定が計画されている土地の区域を除く。）を市街化区域に含むこととしている場合にあっては、地方農政局長等は、①に対する回答に先立って林野庁長官に協議すること。
  - ③ 都道府県は、法定協議に先立ち、必要に応じて法第17条の案の公告縦覧を行う以前に、地方農政局等に意見を求めることができる。
  - ④ その他この調整に必要な手続については、3の(1)及び(2)、4の(1)の④に準じて行うこと。

## 第5 区域区分に関する都市計画と農林漁業との調整措置上留意すべき事項

都道府県及び市町村は、区域区分の設定又は変更を行うに当たって、第1及び第2の調整措置に基づいて農林漁業に関する土地利用及び諸施策との必要な調整を行うことが望ましい。

なお、農林漁業との調整措置の具体的な運用に当たっては、以下の事項に留意して適切に対応することが望ましい。

### 1 区域区分に関する都市計画の原案作成

(1) 市町村は、区域区分に関する都市計画の原案を作成する場合、農業振興地域整備計画との調和が保たれるよう調整すること。

(2) 市町村が区域区分に関する都市計画の原案を作成するに当たり、都道府県が関係都市計画区域等の人口フレーム、区域区分の見直しに当たっての基本的な考え方を基本的事項として市町村に示す場合、当該基本的事項の内容に関し、農林漁業との健全な調和を図るとする法の基本理念に基づき都道府県農林水産担当部局は、あらかじめ都市計画担当部局との間で十分な連絡調整を図ること。

また、都道府県農林水産担当部局は、都市計画担当部局との連絡調整の過程において、法定協議の重要性にかんがみ、地方農政局等に十分説明すること。

なお、市町村（指定都市を除く。）が作成する区域区分に関する都市計画の原案において、第1の1に該当する農用地等が市街化区域に含まれることとなる場合には、都道府県農林水産担当部局は、あらかじめ市町村（指定都市を除く。）から関係資料及び図面によって十分説明を受けること。

また、第1の1の(1)の②に該当する国営土地改良事業地区内の農用地が市街化区域に含まれることとなる場合には、都道府県等の農林水産担当部局は、関係地方農政局に十分説明すること。

なお、第1の1の(1)の②に該当する都道府県営土地改良事業地区内の農用地が市街化区域に含まれることとなる場合には、指定都市の農林水産担当部局は、関係都道府県に十分説明すること。

### 2 市街化区域の規模の設定

(1) 都市計画運用指針Ⅳ-2-1のBの1の(2)において、すでに市街地を形成している区域として市街化区域に編入する区域は、令第8条第1項第1号及び規則第8条に適合する必要があるが、この場合、国勢調査区又はおおむね20～30haの土地の区域を標準の単位として区域を設定することが望ましいこととされている



ことから、建築物の連たんの状況、周辺の土地利用状況等を考慮して適切に区域区分がなされていることを確認すること。

(2) 都市計画運用指針Ⅳ-2-1のBの3において、区域区分の変更は、都市計画基礎調査の結果を踏まえて見直すことが想定されており、その見直しにあたっては、単に大規模な宅地開発その他のまとまった市街地を機械的に市街化区域に編入するのでなく、市街化区域に接する土地の区域について、土地利用の動向や基盤施設の整備状況を子細に検討し、街区単位、土地単位等の小規模なものでも、市街化しているものは市街化区域に編入することが望ましいこととされていることから、既存市街化区域の周辺の土地利用についても十分に確認すること。

(3) 市街化区域の規模等に関し、従来から行われてきた人口フレームの一部保留、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった時点での随時変更、広域都市計画圏における人口フレームの特例等の措置について、都道府県等の農林水産担当部局は都市計画担当部局から連絡を受けたときは、少なくとも次の事項につき関係資料及び図面によって十分説明を受けること。

① 市街化調整区域内の土地の市街化区域への編入

計画的な市街地整備の実施の見通し及び都市的土地利用へ着実に供される見込みに関する事項

② 市街化調整区域に残ることとなる用途地域

用途地域として残される土地の区域及びその必要性に関する事項

③ 人口フレームの一部保留

a 目標年における人口フレームと保留される人口フレームとの関係に関する事項

b 特定保留地区については、計画的な市街地整備の実施の見通し等に関する事項

④ 随時変更

市街化区域に編入される土地の規模と人口フレームとの関係、計画的な市街地整備の実施の見通し及び都市的土地利用へ着実に供される見込みに関する事項

⑤ 市街化区域の規模の設定基準の改善

宅地化に相当の期間を要する土地の市街化に要する期間及び市街地形成を促進するための政策努力の考え方、当該土地の面積と市街化区域の規模との関係に関する事項

なお、宅地化に相当の期間を要する土地の存在は、直ちに具体の市街化区域を拡大する理由となるものではなく、市街化調整区域内の土地の市街化区域への編入は、着実に都市的土地利用に供される見込みがあることを検討した上で行うこととなっていることに十分留意するものとする。

⑥ 広域都市計画圏における人口フレームの特例

自然的、社会的経済的な区域の一体性等から総合的に判断して一つのまとまりのある単位として考える必要がある区域について、個々の都市計画区域を超えた広域都市計画圏の範囲に関する事項

⑦ 住宅用地全域の将来人口密度として、状況の変化を反映させた値を用い、あるいは、これに地域特性を反映した値を用いる場合は、当該都市計画区域における経済社会情勢の変化や地域特性に係る事項

⑧ 密集市街地の整備による人口等の再配分を行う都市計画区域については、適用市街地の密集の状況を踏まえた整備の必要性、人口等の再配分計画、人口等の再配分によって新たに必要となる市街化区域の規模及び位置並びに地区の整備に係る事業の確実性に係る事項

### 3 保留フレームの設定

市街化調整区域内の土地の市街化区域への編入に当たっては、都市計画運用指針Ⅳ－２－１のＢの１の（１）において、市街地として必要と見込まれる面積（単に「フレーム」という。）をそのまま即地的に割り付ける方式（いわゆる「人口フレーム方式」）において、市街化区域の設定又は変更にあたり、全てのフレームを具体的に土地に割り付けることなく、その一部を保留（以下「保留フレーム」という。）した上で、市街化調整区域内の特定保留地区、又はいずれかの土地の市街地の状況が整った時点で市街化区域とする方法（以下「一般保留」という。）も考えられるとされている。

また、この場合にあつては、第１及び第２の調整措置に従い農林漁業に関する土地利用及び諸施策との調整を行うこと。

なお、区域区分の設定及び変更にあつて、都市計画運用指針Ⅳ－２－１のＢの１の（１）において、「当該土地の区域に割り付けるフレームと当該フレームを割り付けた後の保留フレームを明らかにして区域区分の変更を行うべきである」とされていることに留意すること。

#### （１）特定保留

① 市街化調整区域内において計画的な市街地整備の実施の見通しがある程度立っている具体の土地に保留フレームを割り付ける区域においては、区域区分の見直しを行う場合に、第１に基づく即地的な調整を行うこと。

この場合、農林漁業との即地的な調整を了した特定保留地区のうち、一部に市街化区域への編入に長期間を要したものも見受けられることから、今後の調整に当たっては、農振法第８条第２項第１号に規定する農用地区域（以下「農用地区域」という。）、農林漁業関係施策の対象農用地など今後とも農林漁業に関する土地利用を進めていく上で必要と認められる土地については、第１及び第２の調整措置を適切に運用する観点から、当該区域における計画的な市街地整備の見通しを十分確認した上で対応すること。

② 都市計画の図書に参考事項として記載されている特定保留地区のうち、その種類、位置、規模に変更がないものについて市街化区域に編入する場合には、第１の調整を了したものとみなして差し支えないものとする。

この場合、計画的な市街地整備の見通しが明らかであること及び農林漁業に関する諸施策等との調整措置を確認の上、円滑かつ迅速な対応がなされるよう十分に配慮すること。

#### （２）一般保留

一般保留の位置の選定について、即地的に調整し得ない場合においても、可能な限り早期の段階から計画的な市街地整備の実施の見通し等について意見交換を行うこと。

### ４ 飛地の市街化区域の設定

（１）都市計画運用指針Ⅳ－２－１のＢの１の（３）の③において、既成市街地と連続しない新市街地（計画的開発の見通しのある住宅適地、工業適地等と一体の周辺既存集落等を含む。以下「飛地」という。）は、１つの独立した市街地を形成するに十分な規模の区域とし、その規模はおおむね５０ha以上であり、周辺における農業等の土地利用に支障のない区域とすべきである。ただし、次に掲げる土地の区域については、１つの住区を形成する最低限の規模である２０ha以上を目途として飛地の市街化区域を設定することができる。

① インターチェンジ、新たに設置される鉄道の新駅又は大学等の公共公益施設と一体となって計画的に整備される住居、工業、研究業務、流通業務等の適地。

② 鉄道既存駅周辺、温泉その他の観光資源の周辺の既成市街地で計画的市街地整備が確実に行われる区域。

③ 役場、旧役場周辺の既成市街地で計画的市街地整備が確実に行われる区域。

④ 人口減少、産業停滞等により活性化が特に必要な地域で計画的市街地整備（既存集落を中心とするものを除く。）が確実に行われる区域。

⑤ 効率的な工業生産、環境保全を図る必要がある場合の工場適地。

とされていることから、飛地を市街化区域に編入する場合には、市街化区域へ編入する区域と同様に、第1及び第2の調整措置に従い、当該都市の発展動向等を十分踏まえた市街化区域の設定がなされるよう調整を行うこと。

なお、当該区域の核となるインターチェンジ、鉄道新駅、大学等の公共公益施設については、当該施設に係る農林業等の土地利用との調整の状況について十分留意の上調整を行うこと。

また、都市計画運用指針Ⅳ－2－1のBの1の(3)の③において周辺における農業等の土地利用に支障のない区域とすべきであることとされていることから、飛地の市街化区域の調整に当たっては、当該区域周辺の優良農用地等の確保及び環境の保全並びに計画的な農業農村整備の推進にも十分配慮すること。

(2) 役場周辺及び旧役場周辺に係る飛地を市街化区域に設定しようとする場合には、市街地や周辺農用地の状況によって集落地域整備法（昭和62年法律第63号）の適用が望ましい場合があることから、必要に応じて集落地域整備法の活用についても検討すること。

(3) 飛地の市街化区域を設定する場合については、以下の事項についても説明を受けること。

① 当該市街化区域の核となる都市施設等と飛地の市街化区域との関連性に係る事項

② 人口減少、産業停滞等により活性化が特に必要な地域等で計画的市街地整備（既存集落を中心とするものを除く。）が確実に行われる区域において、飛地の市街化区域を設定する場合には、活性化を図ることが特に必要であるとする考え方、市街化区域の規模の妥当性、当該市町村の総合的な土地利用計画における位置付け並びに当該区域の市街地整備及び周辺の優良農用地の保全に対する配慮を内容とする活性化方針に係る事項

(4) 都道府県等の農林水産担当部局は、飛地の市街化区域の設定においては、特に次の事項について十分留意すること。

① (3)の②の活性化の方針については、例えば、単に宅地が造成されることのみをもって活性化が図られるとするものではなく、当該開発区域における市街地の活性化の必要性や活性化を推進するための取組にも十分留意して、農林漁業との調和の図られた合理的な土地利用の実現を通じて活性化が図られるものになるよう調整を図ること。

② 市街化区域としての設定が可能な規模等の条件を備えた開発行為であって、すでに完了したもの又は実施の見通しがある程度立っているものについては、当該開発行為に係る他法令の手続の進捗状況を勘案しつつ、努めて区域区分制度による対応を行うよう都市計画担当部局と意見交換を行うこと。

③ 市町村が飛地の市街化区域の設定の原案を作成する場合にあっては、当該市町村の定める農業振興地域整備計画との調和が保たれるよう市町村農林水産担当部局と都市計画担当部局との連絡調整が行われるように配慮すること。

## 5 市街化調整区域への編入

(1) 都市計画運用指針Ⅳ－2－1のBの3において、市街化区域内の土地であっても、現に市街化されておらず、当分の間営農が継続することが確実に認められるなど、本来市街化区域に含めないことが望ましい土地の区域については、市街化調整区域に編入することが望ましいこととされていることから、市街化区域内の農用地の市街化調整区域への編入（いわゆる「逆線」）についても十分調整を図ること。

また、農家の営農意欲、その営農の継続性及び地域の実態等から判断して、適当

と認められる土地については、農業振興地域の指定及び農用地区域の設定を行うように努めること。

- (2) 都市計画運用指針Ⅳ-2-1のDの1の(2)において、法第13条第1項第7号において「市街化区域については、少なくとも用途地域を定めるものとし、市街化調整区域については、原則として用途地域を定めないもの」とされているが、市街化区域から市街化調整区域へ編入する土地の区域の用途地域のうち、無秩序な市街化が進むおそれがある場合で、用途地域による実効ある土地利用規制が期待できる場合は、取り消さないことが望ましい場合もあることとされているが、市街化調整区域内に存置される用途地域（いわゆる「暫定逆線」）は、第4章第2の調整措置が既にとられているものとして存置されるものであること。

ただし、既定の市街化調整区域内で存置された用途地域の区域が変更される場合にあっては、第4章の第2の調整措置を講ずること。

- (3) 都市計画運用指針Ⅳ-2-1のDの1の(2)において、市街化調整区域に存置した用途地域については、都市的土地利用の可能性が失われるなど都市的土地利用の規制が必要なくなった時点で速やかに廃止することが望ましいこととされていることから、用途地域が廃止された場合には、農家の営農意欲、その営農の継続性及び地域の実態等から判断して、適当と認められる土地については、農業振興地域の指定及び農用地区域の設定を行うよう努めること。

別添2

区域区分設定調書

年 月

都道府県名		都市計画区域名	
-------	--	---------	--

区域区分の設定又は変更に必要な資料等

区域区分の見直し等の種類	参考様式	
	必須様式	任意様式
1 新たに区域区分に関する都市計画の設定（新規）を行う場合	1、2、4、6、7、 11～17、19～ 21、23	3、5 8～10
2 都市計画法第6条第1項の基礎調査の結果、区域区分に関する都市計画の変更（見直し）を行う場合	1、2、4、6、7 11、13～17、 19～23	3、5 8～10、18
3 都市計画法第6条第1項の基礎調査の結果による見直しの際に保留された人口フレームの範囲内において、区域区分に関する都市計画の変更（随時）を行う場合	1、8～11、13 16、17、19、 22、23	3、5、18
4 都市計画法施行規則第13条第1項の規定に基づき、区域区分に関する都市計画の軽易な変更を行う場合	1、13、16、17 19、23	3、18
5 都市計画法第6条第1項の基礎調査の結果、区域区分に関する都市計画の変更を行わないが、人口、産業等のフレームのみを変更（見直し）する場合	1、2、4、6、7	3、5、 8～10

- (注) (1) 任意様式とは、当該様式にかかる措置の適用をする場合において添付を要する様式である。
- (2) 「区域区分設定調書」の用紙の規格はA4横とする。
- (3) 上表3「都市計画法第6条第1項の基礎調査の結果による見直しの際に保留された人口フレームの範囲内において、区域区分に関する都市計画の変更（随時）を行う場合」の様式の作成に当たっては、次表「随時変更における区域区分設定調書の作成要領」にも留意する。

区域区分設定調書の作成に必要な図面

図面の種類	関連様式	作成要領
1 総括図	様式 4、9、18、23	1/25,000 地形図（都市計画法第 14 条に基づく図面）に、当初設定地区又は変更地区（即編、逆線、特保の別がわかるように区分）を図示する。また、新規に区域区分の設定を行う場合には、最近年の国勢調査による D I D の区域及び都市計画法施行規則第 8 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の別が判断できるように図示する。
2 土地利用状況図	様式 5、11、15、19～21	1/25,000 地形図（都市計画法第 14 条に基づく図面）に、関連様式に基づく土地区画整理事業等・地区計画等、市街地開発事業等、市街化区域内農地、保安林等、工業適地、市街化調整区域内残存用途を図示する。なお、別葉で整理したものがあればそれを代用してもよい。
3 農業振興地域図	様式 13	農業振興地域図（農業振興地域及び農用地区域がわかるもの）に、既存の市街化区域及び変更地区を図示する。
4 農業関係施策状況図	様式 16	1/25,000 地形図に、農林漁業関係施策の受益、ダム、頭首工の位置、用排水路の路線等を図示するとともに、市街化区域（不可避受益を含む。）との関係を明らかにする。なお、別葉で整理したものがあればそれを代用してもよい。
5 農地転用状況図	様式 12	1/25,000 地形図に、過去 3 か年の都市計画区域内の転用された農地の位置を年次がわかるように図示する。
6 詳細図	様式 9、23	1/2,500 又は 1/5,000 で A 3 版程度の部分図（現況図）に、変更地区（即編、逆線、特保）が具体的に判断しうるよう記入する。なお、即編及び特保の場合には計画図を添付する。また、第 3 章の調整措置の第 1 の 1 の農用地、農業振興地域内の土地又は農用地区域内の土地が含まれる場合には、その区域を図示する。

随時変更における区域区分設定調書の作成要領（随時変更において作成要領が異なる部分）

様式－８	<p>保留人口フレーム</p> <p>① 「平成２２年人口目標の内訳」欄が変更となるので、変更前の数値を下段に（ ）書きで記入する。</p>
様式－９	<p>特定保留人口フレームに関する調書</p> <p>① 見直し時の資料を複写利用し、随時変更により市街化区域へ編入する区域については、二重線で見え消しする。</p> <p>② 図面は、該当する区域のみ作成する。</p>
様式－１０	<p>特定保留人口フレームと農林漁業との調整調書</p> <p>① 見直し時の資料を複写利用し、随時変更により市街化区域へ編入する区域については、二重線で見え消しする。</p>
様式－１１	<p>市街地開発事業等調書</p> <p>① 随時変更地区に係るもののみを記入する。</p> <p>② 密集市街地の措置を適用する場合は、密集市街地の整備に係る事業を記入する。</p> <p>③ 図面は、様式２２の変更地区詳細図（計画図を含む。）で代替する。</p>
様式－１３	<p>農業振興地域調書</p> <p>① 随時変更地区に係るもののみ記入する。</p> <p>② 随時変更地区に係る市町村についてのみ、農業振興地域図に変更地区の範囲を記入する。</p>
様式－１６	<p>農林漁業関係施策実施状況調書</p> <p>① 随時変更地区に係るもののみ記入する。</p> <p>② 図面は、随時変更地区が該当する区域のみ作成する。</p>
様式－１７	<p>農林漁業関係施策に関する調整措置調書</p> <p>① 随時変更地区に係るもののみ記入する。</p>
様式－１９	<p>保安林等調書</p> <p>① 随時変更地区が該当する場合にのみ記入する。</p> <p>② 図面は、随時変更地区が該当する区域のみ作成する。</p>



1 区域区分の設定又は変更の必要性及び理由

(様式－１)

広域都市 計画圏名	都市計画区域名 (指定年月日)	関係市 町村名	当初設定年月日	年 月 日
			設定又は変更 年 月 日	年 月 日
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
区域区分 の 種 類				

(区域区分の設定又は変更の必要性及び理由)

- (注) (1) 「広域都市計画圏名」は、広域都市計画圏を想定する場合に限り記入する。  
 (2) 「区域区分の種類」は、「当初設定」、「定期見直し」、「特定保留解除」、「一般保留解除」、「軽易変更」の別を記入する。  
 (3) 「設定又は変更年月日」は、見直し又は随時変更の別が分かるように記入する。  
 (4) 「区域区分の設定又は変更の必要性及び理由」は、要点を具体的に記入する。

2 人口等調書

(様式-2)

都市計画区域名	市町村名	行政区域面積	都市計画区域面積	人口等				工業出荷額				前回見直し目標			
				平17	平22	平27	令7	平17	平22	平27	令7	人口	工業出荷額		
		ha	ha	人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)	千円	千円	千円	千円	人	千円	(年)	(年)
保留人口 フレーム															
計															

- (注) (1) 年次は例示を示したものであり、基準年次とその10年前、5年前及び目標年次とする。  
 (2) 目標年次欄は、目標値を市町村ごとに定めない場合には、数市町村をまとめて記入してもよい。  
 (3) 「保留人口フレーム」は、都市計画運用指針のIV-2-1のBの1の(1)の②により算定された保留人口フレームを記入する。

3 広域都市計画圏設定調書

(様式-3)

広域都市 計画圏名	含まれる 都市計画区域名	市町村名	想定する必要性とその考え方	備考

(注) (1) 本様式については、広域都市計画圏を想定する場合のみ記入する。

(2) 「想定する必要性とその考え方」は、広域都市計画圏の想定に際して、判断の対象とする事項を具体的に記入する。

4 市街化区域調書

(様式-4)

都市計画区域名	市町村名	市街地人口等							市街地面積							前回見直し目標	
		D I D			市街化区域				D I D			市街化区域				市街化区域人口 (年)	市街化区域面積 (年)
		平17	平22	平27	平17	平22	平27	令7	平17	平22	平27	平17	平22	平27	令7		
		人	人	人	人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	人	ha
	計																

- (注) (1) 「D I D」は、国勢調査によるD I Dの人口及び面積を記入する。  
 (2) 年次は例示を示したものであり、「D I D」は、基準年次とその10年前、5年前、「市街化区域」は、基準年次とその10年前、5年前及び目標年次とする。  
 (3) 目標年次欄は、目標値を市町村ごとに定めない場合には、数市町村をまとめて記入してもよい。



6 市街化区域の内訳に関する調書

(様式-6)

都市計画 区域名	市町村名	市街化区域面積		市街化区域面積内訳				備考
		総面積		居住地		工業用地 ④	大規模 施設用地等 ⑤	
		①=②+③ +④+⑤	農用地面積農 (田)	既成市街地 ②	新市街地 ③			
		ha	ha	ha	ha	ha	ha	
計								

- (注) (1) 区域区分の見直し後等における市街化区域面積及びその内訳を記入する。  
 (2) 「総面積」は、様式4の目標年次の面積と一致させる。  
 (3) 「農用地面積」については、下段に( )書きで水田の面積を記入すること。  
 (4) 「既成市街地」については、D I Dの区域と異なる場合は備考欄にD I Dの面積を記入する。  
 (5) 「工業用地」は、原則として2ヘクタール以上の既存工業用地の合計及び計画的な工業用地の造成が確実に見込まれるものについて記入する。  
 (6) 「大規模施設用地等」は、工業用地以外の原則として2ヘクタール以上の大学、神社、寺院、病院、公園、防衛施設用地等、人の居住しない施設用地の合計とする。計画中のものを加算する場合は、その実施が確実なものに限る。なお、必要に応じてその積算の根拠に関する資料を別途添付する。

7 市街化区域の人口密度等に関する調書

(様式-7)

年次	市街化区域面積 ①=②+③	非可住地面積 ②	可住地面積 ③	目標年次において建築物等の用に供されていないものと推計される土地の面積 ④	③に収容すべき人口 ⑤	人口密度 ⑤/(③-④)	非可住地面積割合 ②/①×100	備考
平 1 2	ha	ha	ha	ha	人	人/ha	%	
平 2 2								
前回見直し目標								

非 可 住 地 の 内 訳					
平 2 7		令 7		前回見直し目標(年)	
非可住地の種類	面積	非可住地の種類	面積	非可住地の面積	面積
	ha		ha		ha

- (注) (1) 「市街化区域面積」は、様式4の市街化区域の面積と一致させる。  
 (2) 年次は例示であり、基準年次及び目標年次について記入する。  
 (3) 「非可住地の内訳」欄の記入は、原則として2ヘクタール以上の非可住地について、土地利用別(工業用地、公園緑地、公園施設用地、生産緑地、公共空地、レクリエーション用地、道路、その他別面積等)に可能な限り分類して具体的に記入する。  
 (4) 「目標年次において建築物等の用に供されていないものと推計される土地の面積」は、都市計画運用指針のIV-1-2の1の(3)の③の2)のbにより算定される面積をいい、必要に応じその算出の根拠に関する資料を別途添付する。  
 (5) 将来人口密度を地域の実情に応じて想定する場合には、都市計画運用指針のIV-1-2の1の(3)の③の2)のdのウにより算定した人口密度を記入する。  
 また、「備考」には、地域の実情に応じて算定した理由を記入するとともに、必要に応じその算出の根拠に関する資料を別途添付する。

8 保留人口フレーム調書

(様式-8)

広域都市 計画圏名	都市計画 区域名	市町村名	令和7年	令和7年	令和7年人口目標の内訳				備 考
			都市計画区 域人口目標	市街化区域 人口目標 ① = ② + ③	配分する 人 口 ②	保留人口フレーム		備 考	
						③	特定保留 人		
			人	人	人	人	人	人	
合 計									

- (注) (1) 保留人口フレームの設定を行う場合のみに記入する。  
 (2) 広域都市計画圏を想定し人口フレームを定める場合には、当該広域都市計画圏について記入する。  
 (3) 人口目標を市町村ごとに定めない場合には、数市町村をまとめて記入してもよい。  
 (4) 年次は例示であり、目標年次を記入する。





図面 番号	区域名	市町村名	特定保留人口フレームに関する面積							当該区域 を特定保 留と する必要 性等	第3章の調整措置の第1により調整 を必要とする場合、その理由及び調 整状況	備考
			農 用 地	農業振興地域		農業 振興 地域 外の 農地	保 安 林 等					
				農 用 地	農 用 地 区 域							
			ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha			

- (注) (1) 「第3章の調整措置の第1により調整を必要とする場合、その理由及び調整状況」は、第3章の調整措置の第1により調整を必要とする場合、その理由及びその調整内容を記入する。なお、第3章の調整措置の第1の2の(2)に係る場合には、第3章の調整措置の第2による調整を必要とする理由及び調整措置状況を記入する。
- (2) 第3章の調整措置の第1の2の(2)に係る場合には、必要に応じ別途説明資料を添付する

1 1 市街地開発事業等調書

(様式-11)

図面 番号	市町村名	事業地区名	事業種別	事業主体	施行区域 面積	施行年度	計画 人口等	市街化区 域の有無	備考
					農用地面積				
					ha	ha	人		

- (注) (1) 本様式については、市街地開発事業のほか10ha以上（市街化調整区域にあつては5ha以上）の宅地開発事業、工業用地造成事業、流通業務団地造成事業及び密集市街地の整備に係る事業等について記入する。  
 なお、この場合、過去5年以内に事業が完了したもの、現在実施中のもの、市街化区域設定と同時に都市計画決定するもの及び3年以内に事業に着手することが確実なものを記入する。
- (2) 「事業種別」は、新住宅市街地開発事業、土地区画整理事業、工業団地造成事業等の事業名を記入する。
- (3) 「計画人口等」は、工業用地、商業用地又は流通業務団地に関するものについては、就業人口又は工業出荷額等を記入する。
- (4) 「備考」には、区域区分の見直し等に伴い新たに市街化区域へ編入する区域については、「新規編入」と記入する。また、密集市街地の整備による人口の再配分の措置により設定する市街化区域に係るものについては、「密集市街地分〇〇人」と記入する。

1 2 農地転用状況調書

(様式 - 1 2)

都市計画 区域名	市町村名	区 分	農地面積 (平30) ①	農 地 転 用 面 積				3 か年 平 均 ③ = ② / 3	転 用 率 ③ / ① × 100	備 考	
				平28	平29	平30	計 ②				
		市街化区域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	%		
		市街化調整区域									
		小 計									
			市街化区域								
			市街化調整区域								
			小 計								
			市街化区域								
			市街化調整区域								
			小 計								
			市街化区域								
			市街化調整区域								
			小 計								
			市街化区域								
			市街化調整区域								
			小 計								
	合 計		市街化区域								
			市街化調整区域								
			計								

(注) (1) 年次は例示であり、区域区分の原案作成の前3か年とする。  
 (2) 「農地面積」の「平12」は例示であり、区域区分の原案作成の前年とする。

図面 番号	市町村名	農業振興地域		農用地区域		市街化区域に含まれる面積			市街化区域に含める 必要性及び調整状況	備考
		面積	地域指定 年月日	面積	整備計画 策 定 年月日	農業振興地域				
						農用地	農用地区域			
		ha		ha		ha	ha	ha		

- (注) (1) 農業振興地域の指定計画又は市町村整備計画の策定が確定しているものについても記入するものとし、備考欄にその旨を記入する。  
 (2) 「市街化区域に含める必要性及び調整状況」は、農業振興地域、農用地区域を市街化区域に含める理由及びその調整の状況を具体的に記入する。

事項	規模別		~2ha	2~5ha	5~10ha	10~20ha	20ha以上	合計 (平27) ①	前回見直 時 ②	①/② ×100	備考
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha			
既成市街地内		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )			
新市街地	市街地開発事業等実施地区	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )			
	その他	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )			
合計		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	ha	%	
生産緑地地区											
集合農地区											
営農地区											

- (注) (1) 規模別面積は、都市計画法第6条第1項に基づく基礎調査等により記入する。また、( )内はか所数を記入する。  
 (2) 「合計」の年次は例示であり、区域区分の原案作成の前年を記入する。  
 (3) 「市街地開発事業等実施地区」は、都市計画法第10条の2第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号及び第12条の2第1項各号に掲げる事業が完了又は事業実施中の区域内に含まれる農用地とする。  
 (4) 「生産緑地地区」は、生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条に基づき指定された生産緑地地区、「集合農地区」は、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)第17条に基づく集合農地区、「営農地区」は、農住組合法(昭和55年法律第86号)第13条に基づく営農地区をいう。

1 5 市街化区域内農地の整序等に関する調査

(様式-15)

図面 番号	市町村名	地区名	用途 地域	現 況 土 地 利 用 面 積					整 序 の 方 針 等
				計	宅地	農用地	山林	その他	
				ha	ha	ha	ha	ha	

- (注) (1) 本様式については、市街化区域内農地のうち、一団の規模が5 ha以上の地区について記入する。  
 (2) 「用途地域」は、現在指定されている用途地域名を記入する。  
 (3) 「整序の方針等」は、市街地開発事業、地区計画、開発行為等の整備手法、取組状況及び政策努力等を含めた整序の方針について記入する。なお、事業等を予定しているものについては、事業主体、事業予定年度を記入する。

1 6 農林漁業関係施策実施状況調書

(様式-16)

図面 番号	事業種別	地区名	市町村名	事業主体	受益 面積等	施行年度	市街化区域に含ま れる受益地等		施策の 種別	備考
							受益 面積等	施行状況		
					ha		ha			

- (注) (1) 第3章の調整措置の第1の1に掲げられている事業で、完了（昭和43年新都市計画法制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、市街化区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記入する。
- (2) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記入する。
- (3) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記入する。また、「市街化区域に含まれる受益地等」の「受益面積等」は、当該事業の受益地面積のうち市街化区域に含まれることとなる受益面積又は用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記入する。



1 7 農林漁業関係施策に関する調整措置調書

(様式－17)

地区名 (市町村名)	図面 番号	調整を要する農林 漁業関係施策の事 業名(地区名)	左の関係 市町村名	当該地区等を市街化区域に含め る必要性	第3章の調整措置の第2により調整措 置を必要とする事項の調整措置状況

- (注) (1) 第3章の調整措置の第1の1の農用地及び様式16における農林漁業関係施策の事業受益地又は造成施設を市街化区域に含めようとするものについて記入する。
- (2) 「図面番号」は、農林漁業関係施策実施状況調書の図面番号と同一とする。
- (3) 「当該地区等を市街化区域に含める必要性」は、特に第3章の調整措置の第1の1の農用地に該当する場合にあっては、第3章の調整措置の第1の2に照らして市街化区域に含める必要性を記入する。
- (4) 「第3章の調整措置の第2により調整を必要とする事項の調整措置状況」は、市街化区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、その調整措置状況を記入する。なお、必要に応じ調整措置状況に関する資料(農林漁業関係施策の事業計画図等)を別途添付する。
- (5) 周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。



1 9 保安林等調書

(様式 - 1 9)

図面 番号	市町村名	地区名	所在地	指 定 目 的	地区面積	指定年月日	備 考
					ha		

- (注) (1) 本様式は、森林法に基づく保安林、保安施設地区、保安林予定森林、保安施設地区に予定された地区及び地域森林計画又は国有林の地域別の森林計画において保安林の指定が計画されている土地の区域について記入し、市街化区域及び市街化区域に接続するものを対象とする。ただし、小規模な保安林等については除く。
- (2) 「指定目的」は、森林法第25条第1項の各号について記入する
- (3) 備考欄には保安林、保安施設地区、保安林予定森林、保安施設地区に予定された地区、地域森林計画又は国有林の地域別の森林計画において保安林の指定が計画されている土地の区域の別及び国有林、民有林の別を記入する。

20 工場適地指定状況調書

(様式-20)

図面 番号	市町村名	地区名	団地名	団地 面積	指定年月日	誘致目標 業種	農林水産省との協議の状 況	備 考
				ha				

- (注) (1) 市街化調整区域に係るもので、工場適地団地面積が20ヘクタール以上のものすべてについて記入する。  
 (2) 「農林水産省との協議の状況」は、経済産業省と農林水産省の地方局間で行われた協議の結果における「可」、  
 「不可」、「保留」の別を記入し、また「可」の場合は調整年月日又は補正年月日を記入する。  
 (3) 工場立地が確定しているものについては、その旨を備考欄に記入する。その場合、用地面積についても記入すること。

2 1 市街化調整区域内に残存する用途地域調書

(様式 - 2 1)

図面 番号	市町村名	所在地	用途種別	面積 (農用地面積)	残存理由	備考
				ha		

(注) (1) 「所在」は、集落名まで記入する。

	総面積								①－④ ⑨ ha	④－⑥ ⑩ ha	備考
	① ha	農用地		農業振興地域		農業振興 地域外の 農地 ⑦	保安林等 ⑧ ha				
		② ha	農地	④ ha	農用地			⑥ ha			
			③ ha		農用地区域						
行政区域 a											
都市計画区域 b											
見直し等従前の市街化区域 c											
今回区域区分の見直し等によって新たに市街化区域に含まれる区域 d											
今回区域区分の見直し等によって市街化調整区域に含まれる区域 e											
d－e f											
見直し等後の市街化区域 g c＋f											
見直し等後の市街化調整区域 b－g											

(様式 - 2 3)

図面 番号	市町村名	地区名	面積						農林漁業関係施策			土地 利用 の現 況及 び計 画的 市街 地整 備の 構想	農林漁 業 との調 整 措 置状 況	都 市計 画 運 用 指 針 IV-2- 1の Bの (3)の ③の 2)の 該 当 各 号	備 考	
			農業振興地域			農 業 振 興 地 域 外 の 農 地	保 安 林 等	事 業 名	含 ま れ る 受 益 地 等	施 行 年 度						
			農 用 地	農 用 地	農 用 地 区 域											
			ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha						
計																

- (注) (1) 連たんして設定される市街化区域をそれぞれ1地区とする。  
 (2) 「事業名」は、該当する地区の農林漁業関係施策を様式15の図面番号に従って記入する。  
 (3) 「土地利用の現況及び計画的市街地整備の構想」は、主要な土地利用の地目（農用地が含まれる場合には当該農用地の面積を含む。）、構想されている市街地整備の目的、事業主体、事業手法を簡潔に記入する。  
 (4) 「農林漁業との調整措置状況」は、様式13及び17に記述した調整措置内容を簡潔に記入する。  
 (5) 備考欄には、例えば、土地区画整理事業にあっては地権者の同意状況、準備組合等の設立年月日、事業認可（組合 設立又は施行認可）予定年等当該事業実施の確実性、当該事業に係る計画人口、保留解除人口（随時変更の場合のみ）及び着実に都市的土地利用に供される見込み等について簡潔に記入する。

## 第4章 区域区分が定められていない都市計画区域の用途地域と農林漁業との調整

### 第1 非線引き用途地域と農林漁業との調整方針

用途地域は、市街地における土地利用規制の基本となるものであり、地域における住居の環境の保護又は業務の利便の増進を図るため、市街地の類型に応じた建築規制を行うものである。

用途地域のうち、区域区分が定められていない都市計画区域における用途地域（以下「非線引き用途地域」という。）の指定又は変更（以下「指定等」という。）を行うに当たっては、農林漁業に関する土地利用との調整が調って定められた非線引き用途地域内の農用地は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農用地として、農地法第4条又は第5条に基づく農地転用の許可が原則として可能としていること等を踏まえ、農林漁業との健全な調和を図る観点から、農林漁業に関する土地利用との調整を行うことが望ましい。

なお、この調整を行うに当たっては、非線引き用途地域が、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として定められた市街化区域とは異なるものであることに留意し、地域の実情に十分配慮し、農林漁業に関する土地利用との適正かつ円滑な調整が図られるよう、以下の事項に留意することが望ましい。

- 1 都市計画運用指針Ⅳ－2－1のⅡ）Dの1の（2）において、農業振興地域など農業上の土地利用が図られるべき地域、保安林等の森林として保存すべき地域などにおいては、用途地域を指定するべきではないとされていることから、農業振興地域の区域、保安林等の土地の区域（非線引き都市計画区域の用途地域に囲まれることになる小規模な保安林等についてはこの限りではない。）は、非線引き用途地域に含まないように調整すること。

ただし、住居環境の保護や商工業等の利便増進等を図るために、農業上の土地利用が図られるべき地域内に用途地域を指定する必要がある場合には、農業振興地域が指定されている場合であっても、農業上の土地利用との必要な調整が図られるものに限り、農業振興地域の変更と合わせて用途地域の指定を行うことが可能であるが、この場合における取扱いについては、以下によること。

- （1）当該農業振興地域における一体的な農業の振興が阻害されるものにならないように十分に調整を図ること。
- （2）農業振興地域の一部をやむを得ず変更し、用途地域の指定等を行う場合であっても、令第8条第2項の規定により農用地区域及び農地法第5条第2項第1号ロに掲げる農地（同法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同号ロに掲げる農地を含む。以下この章において同じ。）又は採草放牧地の区域並びに保安林等の区域は、原則として含まないとする都市計画基準に基づき用途地域に農用地区域等は含まないように調整すること。

また、農振法第10条第3項の規定に基づき農用地区域として定める土地に該当するものについては、原則として非線引き用途地域に含まないように調整すること。

- （3）非線引き用途地域は、都市計画基準により、原則として農用地区域は含まないこととされているが、これは、農用地区域が、今後相当長期（おおむね10年以上）にわたり農業上の利用を確保すべき土地として農業振興地域整備計画に定められた優良な農用地等であり、保全する必要性が高く、用途地域による規制が必要な建築物の建築等が見込まれないことによるものと考えられる。

しかし、市街地の周辺において、農林漁業に関する土地利用との調整が図られ、かつ、農振法による農用地区域の変更基準に適合し、用途地域による規制が必要な建築物の建築等が確実に見込まれる場合には、地域の合理的な土地利用を図る観点から、非線引き用途地域の指定等の必要性に配慮すること。

ただし、特定大規模建築物（建築基準法別表第二（わ）項に掲げる建築物）の立地における農用地区域の変更については、変更後直ちに用途地域の指定、農地転用許可申請及び開発許可申請がなされると見込まれる場合に限ること。

- （4）また、非線引き用途地域は、都市計画基準により、原則として農地法第5条



第2項第1号ロに掲げる農地又は採草放牧地の区域は含まないこととされているが、これは、当該農用地が、集団的に存在する農用地その他の良好な営農条件を備えている農用地であり、原則として農地転用が認められないことから、用途地域による規制が必要な建築物の建築等が見込まれないことによるものと考えられる。

しかし、市街地の周辺において、農林漁業に関する土地利用との調整が図られ、かつ、農地転用許可の見込みがある農用地については、非線引き用途地域の指定等を排除するものではないこと。

- (5) 非線引き用途地域を指定するに当たって、農林漁業に関する土地利用との調整を了して農業振興地域を変更する場合には、都市計画法及び農振法による手続を同時に完了することを原則とするが、暫定的に時期がずれることがあってもやむを得ない。
- (6) 第2章において区域区分を無しとした都市計画区域の場合、既定の市街化区域内で定められた用途地域は、第2の調整措置が既にとられているものとして存置されるものであること。  
ただし、既定の市街化調整区域内で定められた用途地域が存置される場合、又は区域区分の全面的な変更と併せて用途地域の区域が変更される場合にあっては第2の調整措置を講ずること。

- 2 農業振興地域が指定されていない市町村の区域において、非線引き用途地域の指定等を行う場合にあっては、第3章の第1に準じて調整を行うこと。この場合、用途地域に関する都市計画を定めるに当たっての資料の作成等の作業については、当該地域の市街地化の進捗を勘案し、必ずしも区域区分に関する都市計画を定める場合と同様の水準で処理することを要しない。
- 3 非線引き用途地域の変更により用途地域外となった農用地については、今後の土地利用の方針を検討の上、必要があると認められる場合には、速やかに農業振興地域の指定及び農用地区域の設定を行うよう努めること。
- 4 非線引き用途地域の指定等を行うに当たって、土地の農業上の効率的な利用を図る観点から以下の事項について確認すること。
  - (1) 用途地域に含まれることとなる農用地を当該用途に供する見込みがあること。
  - (2) 用途地域に含まれることとなる農用地を農用地以外のものにするにより、周辺の農用地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないこと。
- 5 非線引き用途地域が指定される場合における農林漁業関係施策等との調整措置及び今後の農林漁業関係施策との調整については、第3章の第2及び第3に準じて行うとともに、当該地域の市街化の動向等を勘案の上、適切に取扱うこと。

## 第2 非線引き用途地域と農林漁業との調整手続

非線引き用途地域の指定等による農林漁業に関する土地利用との調整を行うに当たっては、都市計画と農林漁業との健全な調和を図る観点から、以下により行うことが望ましい。

- 1 非線引き用途地域の指定等を行うに当たって、当該区域に農業振興地域が含まれるときには、農林漁業との健全な調和を図るとともに、農業振興地域の変更事務と相互の事務処理の円滑化を図る観点から、また、当該区域に農用地が含まれるときには、都市計画と農林漁業との健全な調和を図るとともに、農地転用許可事務と相互の事務処理の円滑化を図る観点から、非線引き用途地域に関する都市計画の案を作成する段階において、関係市町村の都市計画担当部局と農業振興担当部局及び農地転用担当部局との間において十分に連絡調整を行うとともに、市町村農業振興担当部局及び農地転用担当部局は、都道府県農業振興担当部局及び

農地転用担当部局と十分な連絡調整を行うこと。ただし、関係市町村が指定市町村（農地法第4条第1項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）である場合は、当該関係市町村の農地転用担当部局は都道府県農地転用担当部局と連絡調整を行うことを要しない。

- 2 都道府県は、法第19条第3項により市町村（指定市町村を除く。）から協議を受けた場合には、都市計画担当部局と農地転用担当部局との間において十分な連絡調整を図ること。

### 第3 非線引き用途地域と農林漁業との調整上留意すべき事項

- 1 非線引き用途地域は、都市計画基準により、原則として農地法第5条第2項第1号ロに掲げる農地又は採草放牧地の区域を含まないこととされているが、農作物栽培高度化施設であって、建築基準法第2条第1号の建築物に該当するものが設置される場合には、当該農地に用途地域の指定等をすることも考えられる。

ただし、当該用途地域の指定等は、良好な市街地環境の保護の観点からするものとし、建築基準法第2条第1号の建築物に該当する農作物栽培高度化施設が、当該区域の縁辺部において、市街地と隣接して設置されることにより、周辺の市街地環境に影響を及ぼし、又は及ぼすおそれが高いと認められる場合に限る。

なお、農作物栽培高度化施設が、建築基準法第2条第1号の建築物に該当しなくなった場合には、隣接する地域の市街化の動向や、周辺の市街地環境への影響を勘案した上で、当該用途地域を変更すべきかどうか検討すること。

- 2 第2による調整が調って用途地域が指定された場合（1により用途地域の指定等がなされた場合を除く。）には、市街地化の傾向が著しい区域内の農用地として、原則農地転用の許可が可能となるほか、宅地分譲のみを目的とした農地転用許可も可能となるという農地転用許可基準の特例の対象となり、市街化区域に準ずる意味づけと効果を有することとなることを踏まえ、十分調整が行われることが望ましいこと。

ただし、この調整に当たっては、「都市計画運用指針Ⅳ－2－1 Ⅱ）B4．関係行政機関との調整」なお書きに定める内容を必要とするものではない

別添 3

用 途 地 域 設 定 調 書

年 月

都道府県名		都市計画区域名	
-------	--	---------	--

用途地域設定調書作成に必要な図面

図面の種類	関連様式	作成要領
1 総括図	様式 2、3、11	1/25,000 地形図（都市計画法第 14 条に基づく図面）に、当初設定地区又は変更地区を図示する。
2 土地利用状況図	様式 4、8、9	1/25,000 地形図（都市計画法第 14 条に基づく図面）に、関連様式に基づく市街地開発事業等、保安林等、工業適地を図示する。なお、別葉で整理したものがあればそれを代用してもよい。
3 農業振興地域図	様式 6	農業振興地域図（農業振興地域及び農用地区域がわかるもの）に、既存の用途地域及び変更地区を図示する。
4 農業関係施策状況図	様式 7	1/25,000 地形図に、農林漁業関係施策の範囲、ダム、頭首工の位置、用排水路の路線等を図示するとともに、用途地域（不可避受益を含む。）との関係を明らかにする。なお、別葉で整理したものがあればそれを代用してもよい。
5 農地転用状況図	様式 5	1/25,000 地形図に、過去 3 か年の都市計画区域内の転用された農地の位置を記入する。
6 詳細図	様式 11	1/2,500 又は 1/5,000 で A 3 版程度の部分図（現況図）に、変更地区が具体的に判断しうるよう図示する。なお、計画図を添付する。また、都市計画法施行令第 8 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の土地が含まれる場合には、その区域を図示する。

1 用途地域の設定又は変更の必要性及び理由

(様式－1)

広域都市 計画圏名		都市計画区域名  (指定年月日)		関係市 町村名		当初決定年月日	年 月 日
						設定又は変更 年 月 日	年 月 日
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日

(用途地域の設定又は変更の必要性及び理由)

- (注) (1) 「広域都市計画圏名」は、広域都市計画圏を想定する場合に限り記入する。  
 (2) 「用途地域の設定又は変更の必要性及び理由」は、要点を具体的に記入する。

2 人口等調書

(様式-2)

都市計画 区域名	市町村名	行政区域 面積	都市計画 区域面積	用途 地域 面積	人 口 等				工 業 出 荷 額			
					平 1 7	平 2 2	平 2 7	令 7	平 1 7	平 2 2	平 2 7	令 7
		ha	ha	ha	人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)	億円	億円	億円	億円
計												

- (注) (1) 都市計画法第 13 条の国土計画又は地方計画がある場合には、当該計画による人口、工業出荷額を示す調書を別途添付する。  
 (2) 年次は例示であり、基準年次とその 10 年前、5 年前及び目標年次とする。  
 (3) 「人口等」は、3 段書きとし上段に用途地域内、中段に都市計画区域内、下段に行政区域内の数値を記入する。なお、(世帯)は、行政区域内を対象とし、再下段に ( ) 書きで記入する。

3 用途地域の内訳調書

(様式-3)

市町村名	用途地域面積			DID 面積	用途地域等の内訳											人口 密度等 ( ) 人/ha ( )		
	農用地 面積	水面	出積		第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域		工業専用地域	
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	人/ha ( )
																		( )
																		( )
																		( )
																		( )
																		( )
計																		

- (注) (1) 「人口密度」は、平成22年における可住地面積に対するものとする。  
 (2) 「人口密度」は、可住地面積に対する人口密度とし、下段に可住地面積を( )書きで記入する。

4 市街地開発事業等調書

(様式-4)

図面 番号	市町村名	事業 地区名	事業種別	事業主体	施行区域		施行年度	計画 人口等	備考
					面積	農用地面積			
					ha	ha		人	

- (注) (1) 本様式については、市街地開発事業のほか5 ha以上の宅地開発事業、工業用地造成事業、流通業務団地造成事業等について記入する。  
 なお、この場合、過去5年以内に事業が完了したもの、現在実施中のもの、用途地域決定と同時に都市計画決定するもの及び3年以内に事業に着手することが確実なものを記入する。
- (2) 「事業種別」は、新住宅市街地開発事業、土地区画整理事業、工業団地造成事業等の事業名を記入する。
- (3) 「計画人口等」は、工業用地、商業用地又は流通業務団地に関するものについては、就業人口又は工業出荷額等を記入する。



5 農地転用状況調書

(様式-5)

都市計画区域名	市町村名	区分	農地面積 (平30) ①	農地転用面積				3か年 平均 ③=②/3	転用率 ③/①×100	備考
				平28	平29	平30	計 ②			
		用途地域 都市計画区域 行政区域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	%	
		用途地域 都市計画区域 行政区域								
		用途地域 都市計画区域 行政区域								
		用途地域 都市計画区域 行政区域								
		用途地域 都市計画区域 行政区域								
		用途地域 都市計画区域 行政区域								

- (注) (1) 年次は例示であり、原則として用途地域原案作成の前3か年とする。  
 (2) 「農地面積」の「平12」は例示であり、用途地域原案作成の前年とする。

6 農業振興地域調書

(様式-6)

図面 番号	市町村名	農業振興地域			農用地区域		用途地域に含める必要性	備 考
		面 積	用途地域に含 まれる面積	地域指定 年 月 日	面 積	当初整備計画策定 年月日(最終変更 年月日)		
		ha	ha		ha			





9 工場適地指定状況調書

(様式－9)

図面 番号	市町村名	地区名	団地名	団地面積	指定年月日	誘致目標 業種	農林水産省との 協議の状況	用途地域 に含まれ る有無	備 考
				ha					

- (注) (1) 「農林水産省との協議の状況」は、調整を了している場合は調整年月日又は補正年月日を記入する。  
 (2) 工場立地が確定しているものについては、その旨を備考欄に記入する。その場合、用地面積についても記入する。

10 用途地域に関する面積等調書

(様式-10)

	総面積 ①	農地面積 ②	農振地域面積		①-④ ⑥	備考
			水田 ③	農用地区域積 ⑤		
行政区域 a	ha	ha	ha	ha	ha	
都市計画区域 b						
従前の用途地域 c						
今回用途地域に含まれる区域 d						
今回用途地域から除外される区域 e						
d - e f						
変更等後の用途地域 c + f g						

1 1 用途地域編入等地区別調整調書

(様式-11)

図面 番号	市町村名	地区名	用途地域変更地区			農林業関係施策			土地利用の 現況及び事 業計画等	農林漁業と の調整措置 状況	備 考
			面 積	農用地 (水田)	農振地域	事業名	含まれる 受益地等	施 行 年 度			
			ha	ha ( )	ha		ha				
				( )							
				( )							
				( )							
				( )							
				( )							
				( )							
計				( )							

- (注) (1) 「土地利用の現況及び事業計画等」は、主要な土地利用の地目（農用地が含まれる場合には当該農用地の面積を含む。）、事業計画等の内容、事業主体、事業手法等を簡潔に記入する。  
 (2) 「農林漁業との調整措置状況」は、調整措置内容を簡潔に記入する。  
 (3) 備考欄は、事業認可予定年等当該事業実施の確実性、当該事業に係る計画人口及び着実に都市的土地利用に供される見込み等について簡潔に記入する。

## 第5章 その他の都市計画と農林漁業との調整

### 第1 準都市計画区域と農林漁業との調整

準都市計画区域は、積極的な整備又は開発を行う必要はないものの、一定の開発行為、建築行為等が現に行われ、又は行われると見込まれる区域を含む一定の区域であって、そのまま土地利用を整序し、又は環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、用途の混在や農地転用に対する無用な圧力による不適切な農用地の浸食等が生じ、又はモータリゼーションの進展等を背景とした散発的な都市的土地利用が発生するおそれがある等将来における一体の都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがある区域について、これらの問題を避けるため、土地利用の整序又は環境の保全を行う制度であり、準都市計画区域の指定における農林漁業との調整に当たっては、次の事項に十分留意して行うことが望ましい。

なお、ここでいう「環境」とは、将来における一体の都市として保全すべき都市環境という趣旨である。

また、建築行為等には、建築物の建築に加え、遊園地等の遊技施設、展望台等の工作物の建設も含まれる。

- 1 準都市計画区域の指定に当たっては、法第5条の2第1項において「農振法その他の法令による土地利用の規制の状況を勘案して」とされていることから、農振法のほか農地法、森林法等による規制の状況についても十分確認して、必要な広がり及び形状で指定すべきであること。

この場合、農振法等による規制と相まって、大規模集客施設等の立地を抑制する観点から、農用地区域を含め農業振興地域と重複して準都市計画区域を指定して差し支えないこと。

- 2 都市計画運用指針Ⅳ-2-1のAの(2)において、準都市計画区域には保安林等は含めるべきではないとされていること。

- 3 都市計画運用指針Ⅳ-2-1のAの(2)において、2のほか森林については、準都市計画区域に含めないことが望ましいとされていること。

なお、この場合において、森林の区域で技術的に除外することが困難な屋敷林等の宅地に介在するものは、準都市計画区域に例外的に含まれうるとされていること。

- 4 準都市計画区域は、都市計画運用指針Ⅳ-2-1のAの(1)において、特に、道路等の整備状況など、自然的又は社会的条件から判断して、大規模な集客施設が立地する可能性がある区域については、農地も含め広く指定することが望ましいとされていることから、準都市計画区域と農業振興地域は重複するが、準都市計画区域が指定されたことをもって当該区域に係る農業振興地域の変更は必要がないこと。

- 5 準都市計画区域の指定等を行うに当たって、農林漁業との健全な調和を図るため、また、将来、農地転用がされた場合に、農地としての土地利用規制がなくなることにより、容易に開発行為が行われ、土地利用の整序又は環境の保全に支障を生じるおそれのある農地が、適切に準都市計画区域に含まれているかどうか判断できるよう、さらに、都市計画法による土地利用規制と農振法等による土地利用規制が相まうことで、より効果的な土地利用の整序が図れるよう、都道府県の都市計画担当部局と農地転用担当部局の間において十分な連絡調整を行うこと。また、当該区域内に指定市町村の区域内の農地が含まれる場合には、同様の観点から、当該市町村が法第5条の2代2項に基づき意見を述べるに際して、当該市町村の都市計画担当部局との間において十分な連絡調整を行うこと。



- 6 準都市計画区域を指定する際に、当該区域における既存の土地改良施設等の維持管理、更新、改修等に支障が生じないように、都道府県の都市計画担当部局と土地改良事業等の担当部局及び土地改良施設の管理者との間において十分な連絡調整を行うこと。  
また、準都市計画区域の指定が農業農村整備事業等農林水産省所管事業の計画策定及び事業実施に影響を与えないように十分に配慮すること。
- 7 準都市計画区域において都市計画を決定又は変更しようとする場合には、農振法第4条による農業振興地域整備基本方針及び同法第8条による農業振興地域整備計画との調和が図られるように十分に配慮すること。
- 8 準都市計画区域において用途地域の指定等を行うに当たっての農林漁業との調整については、第4章に記載する区域区分が定められていない都市計画区域の場合に準ずること。

## 第2 特定用途制限地域と農林漁業との調整

特定用途制限地域は、用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く。）内において、その良好な環境の形成等を行うため、例えば、建築基準法第48条第13項による立地制限が適用されない床面積が1万㎡以下の建築物であっても多数人が集中することにより周辺の公共施設に大きな負荷を発生させるものや、騒音、振動、煤煙等の発生により周辺の良好な居住環境に支障を生じさせる、あるいは良好な居住環境にそぐわないおそれのある建築物などの建築を制限する必要がある場合に定めることが考えられるとして創設されたところであり、特定用途制限地域の設定における農林漁業との調整に当たっては、都道府県農林水産担当部局は、次の事項に十分留意して行うことが望ましい。

- 1 都市計画運用指針Ⅳ－2－1のDの3の（2）において、保安林等、その他の法令等により土地利用規制が行われている区域は、特定用途制限地域を定める必要がある状況が発生しないものと予想され、当該地域を指定すべきではないとされていること。  
また、農用地区域及び農地法第5条第2項第1号ロに掲げる農地又は採草放牧地の区域については、原則として特定用途制限地域を指定するに及ばないものと考えられるが、集客施設が立地する可能性があり、その結果多数人が集中することにより周辺の公共施設に大きな負荷を発生させるおそれがある場合等に、農振法等による規制と相まうことで良好な環境の形成又は保持をより効果的に実現する観点から、特定用途制限地域を活用することが考えられるとされていること。
- 2 特定用途制限地域の区域を設定又は変更する場合には、市町村の農林水産担当部局と都市計画担当部局との間において十分な連絡調整を行うこと。
- 3 特定用途制限地域において、制限すべき特定の建築物等の用途を定める場合には、土地改良施設、林道その他農林漁業関係の施設の維持管理、改修、更新、新設等に支障が生じないように、農林漁業との調整を図ること。

## 第3 地区計画と農林漁業との調整

- 1 地区計画と農林漁業との調整方針  
地区計画は、主として当該地区内の住民等にとっての良好な市街地環境の形成又は保持のための地区施設及び建築物の整備並びに土地利用に関する一体的かつ総合的な計画で、街区単位できめ細やかな市街地像を実現していく制度であり、用途地域による都市全体での用途の配分や、土地区画整理事業による基盤の整備等とあわせて、都市計画が目指す望ましい市街地像を実現するために行われるこ

とから、当該地区計画を定めるに当たっての農林漁業との調整については、以下の事項に十分留意して行うことが望ましい。

- (1) 都市計画運用指針Ⅳ-2-1のGの1の(1)の④において、地区計画は、街区単位での土地利用計画を念頭に作成されるものであり、農振法及び森林法等に基づく規制により、都市的土地利用が制限されていることが明らかな土地については、地区計画を策定する積極的な意味はないこととされていること。
- (2) 市街化調整区域内において地区計画を定める場合にあっては、市街化を抑制すべき区域であるという市街化調整区域の性格を変えない範囲とすべきであること。
- (3) 都市計画運用指針Ⅳ-2-1のGの2の(2)の④において、用途地域が定められていない土地の区域における地区計画の区域には、農用地区域、集落地域整備法に規定する集落地域、農地法による農地転用が許可されないと見込まれる農用地は含まれるべきではないとされていること。

しかし、農用地区域については、市街地の周辺において、農林漁業に関する土地利用との調整が図られ、かつ、農振法による農用地区域の変更基準に適合し、地区計画による規制が必要な建築物の建築等が確実に見込まれる場合には、地域の合理的な土地利用を図る観点から、地区計画の策定等の必要性に配慮すること。

ただし、特定大規模建築物（建築基準法別表第二（わ）項に掲げる建築物）の立地における農用地区域の変更については、変更後直ちに地区計画の策定、農地転用許可申請及び開発許可申請がなされると見込まれる場合に限ること。

また、法第12条の5第1項第2号ハに該当する土地の区域に地区計画を定める場合には、当該区域には、原則として農用地を含めないこととし、例外的に含まれる場合であっても、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農用地であること。

さらに、用途地域が定められていない土地の区域における地区計画の区域には、原則として、保安林等についても含めるべきでないとしており、含める場合にあっては、保安林等の指定の目的に反する制限は定めないこと。

また、用途地域が定められていない土地の区域における地区計画の対象となる森林は、街区に介在する森林に限られるものとすることが望ましいとされていること。

## 2 地区計画と農林漁業との調整手続

地区計画を定める場合の農林漁業に関する土地利用との調整を行うに当たっては、都市計画と農林漁業との健全な調和を図る観点から以下により行うことが望ましい。

- (1) 地区計画を定める場合には、市町村の都市計画担当部局と農林水産担当部局及び農林水産関連企業担当部局との間において十分な連絡調整を行うこと。
- (2) 用途地域の定められていない土地の区域で地区計画を定める場合において、都道府県は、法第19条第3項により市町村から協議を受けた場合には、農林水産担当部局と都市計画担当部局との間で十分連絡調整を行うこと。
- (3) 農林水産担当部局及び農林水産関連企業担当部局と都市計画担当部局との連絡調整に当たっては、法第12条の5第1項第2号の要件に適合するかどうか判断できる資料により行うこと。

この場合、法第12条の5第1項第2号イの「事業が行われる」の判断は、事業の実施にあたり必要な農地転用許可等の許認可について関係行政機関と調整が了されている等により事業の実施が確実に認められる段階を意味するものであること。

### 3 地区計画と農林漁業との調整上留意すべき事項

- (1) 農林漁業及び農林水産物の処理、貯蔵若しくは加工の事業の円滑な実施に配慮し、これらの事業の継続に支障をきたさないようにするとともに、その事業を営む者の意見を十分に聞くこと。
- (2) 用途地域の定められていない土地の区域における地区計画は、周辺の土地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれがないように定めること。
- (3) 用途地域の定められていない土地の区域における地区計画は、環境の保全に十分配慮するとともに、営農条件及び農村の生活環境の向上のための計画及び事業に影響を及ぼさないよう十分配慮すること。
- (4) 都市計画運用指針Ⅳ－２－１のGの3の(2)の③において、用途地域の定められていない土地の区域における地区計画に係る地区整備計画の土地の利用に関する計画には、計画内容として、農用地に関する事項、令第7条の6に規定する事項以外の森林に関する事項を定めるべきではない。また、森林法第5条の地域森林計画対象民有林並びに国有林野及び公有林野等官行造林地について、令第7条の6に規定する事項を定めるべきではないこととされていること。
- (5) 2による調整が調って地区計画が策定された場合には、法第34条第10号の規定に該当するものとして開発許可を受けて住宅又はこれに附帯する施設の用に供される土地の造成を行うにあたって、宅地分譲のみを目的とした農地転用許可が可能となるという農地転用許可基準の特例の対象となることを踏まえ、十分調整が行われることが望ましいこと。

## 第4 都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画と農林漁業との調整

立地適正化計画は、我が国の都市における今後のまちづくりにおいて、人口の急激な減少と高齢化に対応したコンパクトな都市構造への転換が重要となることを踏まえ、居住機能や医療・福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとして、都市全体の観点からまちづくりの理念や将来のまちの姿を示すものである。

具体的には、市町村が都市計画区域内において、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものをいう。）の立地の適正化を図るために作成する計画であり、都市の居住者の居住を誘導すべき区域（以下「居住誘導区域」という。）、都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域（以下「都市機能誘導区域」という。）等を設定することとなる。

また、立地適正化計画の区域（市街化調整区域を除く。）のうち、居住誘導区域外の区域で、住宅地化を抑制すべき区域については、都市計画に、居住調整地域を定めることができることとなる。

なお、立地適正化計画は、法第18条の2第1項の規定により定められた市町村の都市計画に関する基本的な方針の一部とみなされるなど、都市計画法と一体的に機能させるべきものであり、今後は、立地適正化計画をはじめとする誘導策と都市計画法に基づく土地利用規制や開発許可を一体的に運用していくことが求められることとなる。

立地適正化計画の作成に当たっては、都市計画運用指針Ⅳ－１－３の6の⑨において、農業振興地域整備計画等との調和を図ることにより、中山間部や農村部における施策との連携を図ることが望ましいとされている。このため、立地適正化計画を定めるに当たっての農林漁業との調整については、以下の事項に十分留意して行うことが望ましい。

#### 1 居住誘導区域及び都市機能誘導区域と農林漁業との調整

##### (1) 居住誘導区域及び都市機能誘導区域と農林漁業との調整方針

居住誘導区域及び都市機能誘導区域を設定又は変更するに当たっての農林漁業との調整については、以下の事項に十分留意して行うことが望ましい。

- ① 居住誘導区域は、都市再生特別措置法第81条第19項及び都市再生特別措置法施行令（平成14年政令第190号）第30条の規定により、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第8条第2項各号に掲げる土地の区域（農用地区域、農地法第5条第2項第1号ロに掲げる農地又は採草放牧地の区域等）については定めないも

のとされていること。

- ② 居住誘導区域は、都市計画運用指針のⅣ－１－３の３の（３）において、市町村の主要な中心部等、都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域や、都市の中心拠点及び生活拠点の区域に公共交通により比較的容易にアクセス可能な区域に設定されることが想定されているが、このほか、合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域においても設定されることが想定されていること。また、居住誘導区域が将来の人口等の見通しを踏まえた適切な範囲に設定されるべきことは言うまでもなく、例えば、今後、人口減少が見込まれる都市や、既に人口減少が進みつつある都市においては、居住誘導区域をいたずらに広く設定すべきではなく、人口動態、土地利用、災害リスクや公共交通の利便性等を総合的に勘案した適切な区域設定が行われるべきであること。さらに、原則として新たな開発予定地を居住誘導区域として設定すべきではないとされていること。
- ③ 地方都市のうち、合併前の旧町村の中心部等においては、用途地域が指定されておらず、かつ、現に農業振興地域に指定されている場合もあるが、このような地域においても、居住誘導区域を設定することにより、農業者の居住に必要な環境が整い、定住の継続が図られるなど、地域の維持・活性化等にも何らかの寄与が考えられる場合には、農業振興地域と居住誘導区域が重複しても差し支えないこと。
- ④ 都市機能誘導区域は、都市計画運用指針のⅣ－１－３の３の（４）において、居住誘導区域の中に設定されるものとされていること。

## （２）居住誘導区域及び都市機能誘導区域と農林漁業との調整手続

居住誘導区域及び都市機能誘導区域を設定又は変更する場合の農林漁業に関する土地利用との調整を行うに当たっては、都市計画と農林漁業との健全な調和を図る観点から、市町村の都市計画担当部局と農林水産担当部局との間において、十分な連絡調整を行うことが望ましい。

なお、都市計画運用指針Ⅳ－１－３の７の４）において、農業振興地域に居住誘導区域又は都市機能誘導区域を指定する際には、当該区域内における営農条件及び農村の生活環境の向上のための計画及び事業に悪影響を及ぼさないよう、市町村の都市計画担当部局は、農業振興担当部局と協議することが望ましいとされていることに留意すること。

## ２ 居住調整地域と農林漁業との調整

居住調整地域は、人口減少・高齢化の進展という社会背景の中で、都市構造を集約化して都市の機能を維持していく必要性が高まっていることを踏まえ、今後工場等の誘導は否定しないものの、居住を誘導しないこととする区域において住宅地化を抑制するために定める地域地区である。

非線引き都市計画区域においては、居住誘導区域外の区域において居住調整地域を定められることができることとされており、具体的には、都市計画運用指針Ⅳ－２－１のⅡ）のＤの１０において、都市の縁辺部の区域について、住宅開発を抑制し居住誘導区域内など都市の中心部の区域において住宅地化を進めることを目的として定める場合や、区域区分が定められている都市計画区域から流出する形で非線引き都市計画区域において住宅地化が進んでいる場合において、区域区分が定められている都市計画に近接・隣接する非線引き都市計画区域における住宅地化を抑制することを目的として定める場合等が考えられるとされている。

このような区域における居住調整地域の設定は、農振法等による土地利用規制とあいまって、優良農地の保全を含む良好な環境の形成又は保全に資することも考えられるところである。

このため、居住調整地域を設定又は変更する場合の農林漁業に関する土地利用との調整を行うに当たっては、都市計画と農林漁業との健全な調和を図る観点から、市町村の農林水産担当部局と都市計画担当部局との間において十分な連絡調整を行うことが望ましい。

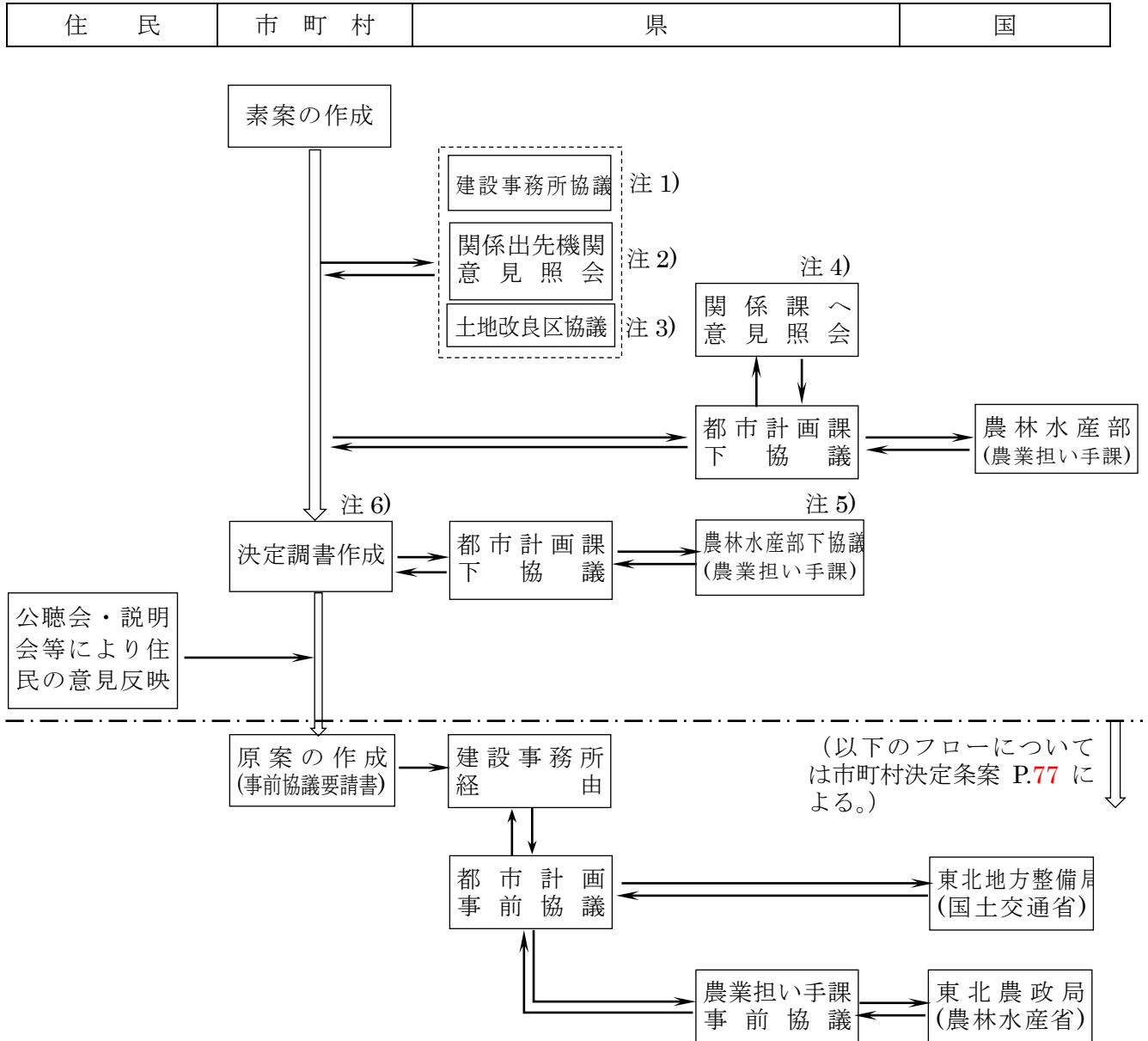
## 第5 その他の都市計画と農林漁業との調整

- 1 「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年5月14日付け国都計第79号、国総民第2号国土交通省都市・地域整備局都市計画課長、総合政策局宅地課民間宅地指導室長）の記のⅡの4「新都市計画法第13条関係」の（4）において、法第13条第1項第8号、第12号、第13号に「区域区分が定められていない都市計画区域」が定められるのは、附則第3項の改正に伴う技術的修正であって、従来の都市計画の範囲を何ら変更するものではなく、また、第10条の2第1項各号、第12条第1項各号及び第12条の2第1項各号に掲げる事項並びにこれらの関係法律に関する解釈、運用を何ら変更するものではないこととされていることに十分留意することが望ましい。
  
- 2 「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年5月14日付け国都計第79号、国総民第2号国土交通省都市・地域整備局都市計画課長、総合政策局宅地課民間宅地指導室長）の記のⅡの4「新都市計画法第13条関係」の（5）において、法第13条第1項第11号に「区域区分が定められていない都市計画区域」が定められるのは、附則第3項の改正に伴う技術的修正であって、従来の都市計画の範囲を何ら変更するものではなく、また、区域区分が定められていない都市計画区域においては、市街地の現況及び将来の発展動向を勘案し、必要に応じて道路、公園及び下水道に関する都市計画を定めるものであることとされていることに十分留意することが望ましい。

(資料 1)

## 『協議フローチャート』

【区域区分が定められていない都市計画区域の用途地域と農林漁業との調整に関する協議フローチャート】



- 注 1) 建設事務所は、市町村から協議を受けた場合、都市計画課に報告すること。
- 注 2) 農林漁業との調整事項及びその必要な事項について文書照会を行う。  
照会先例 農林事務所 等
- 注 3) 用途予定地域内に土地改良区がある場合協議すること。
- 注 4) 必要に応じて用途地域の素案に対して関係課の意見を照会する。  
必要に応じて都市計画行政連絡会議等を開催するものとする。
- 注 5) 用途地域に関する農林水産との調整は、農林水産部農業担い手課を主管課として調整を行う。
- 注 6) 決定調査書提出部数
- |               |     |
|---------------|-----|
| 東北農政局         | 1 部 |
| 県都市計画課        | 1 部 |
| 県農水産部(農業担い手課) | 1 部 |

## (資料2)

### 農業振興地域における都市的な土地利用計画に関する連絡会議設置要綱

#### (目的)

第1条 知事が、農業振興地域と都市計画区域が重複する地域において、都市計画法、集落地域整備法等の法令に定める又は都市計画法の開発行為に該当する等の都市的な土地利用計画（以下、「土地利用計画」という。）について策定、同意等を行う際に、農業振興部門と都市部門の円滑な協議・調整を図るため、「農業振興地域における都市的な土地利用計画に関する連絡会議」（以下、「連絡会議」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 連絡会議は、都市計画区域内における次に掲げる土地利用計画について、知事が策定、同意等を行う場合には、あらかじめ協議・調整を行わなければならない。

- (1) 市街化区域及び用途地域の変更に関する事
- (2) 集落地域整備に関する事
- (3) 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(振興条例計画及び振興計画)に関する事
- (4) 非農用地区域の設定を伴う農業基盤整備事業に関する事
- (5) その他協議・調整を必要とする事項

#### (組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる課の課長及び関係職員で構成する。

- 2 連絡会議は、連絡会議の構成課の発意に基づき、都市計画課長が召集し、座長を務める。
- 3 都市計画課長に事故があるときは、都市計画課の関係職員が座長の職務を代理する。
- 4 都市計画課長は、必要に応じて、別表に掲げる以外の関係者の出席を求めることができる。

#### (庶務)

第4条 連絡会議に関する庶務は、都市計画課において処理する。

#### (その他)

第5条 この要綱の改正及び連絡会議の運営に関して必要な事項は、座長が連絡会議に諮って定める。

- 2 連絡会議は、「農振都市連絡会議」と略称することができる。

#### 附 則

この要綱は、平成4年4月17日から施行する。

この要綱は、平成8年1月10日から施行する。

この要綱は、平成11年1月21日から施行する。

この要綱は、平成13年4月11日から施行する。

この要綱は、平成15年10月24日から施行する。

この要綱は、平成20年4月21日から施行する。

#### 別 表

部 名	総 室 名	課 (室) 名
農 林 水 産 部	農 業 水 産 総 室	農 林 総 務 課 農 地 調 整 室
	農 村 整 備 総 室	農 村 計 画 課
		農 村 環 境 整 備 課 農 業 基 盤 整 備 課
土 木 部	都 市 総 室	都 市 計 画 課 ま ち づ くり 推 進 課
	建 築 総 室	建 築 指 導 課

関係市町長（農振法担当課）様  
関係市町村農業委員会会長様

福島県農林水産部農業担い手課長  
（公印省略）

市街化調整区域における地区計画策定時の農林漁業との  
調整手続について（通知）

このことについては、「都市計画と農林漁業との調整措置について（平成14年11月1日付け14農振第1452号で農林水産省農村振興局長通知）」別紙1「都市計画と農林漁業との調整措置」第5章第3の2（1）において、「市町村の都市計画担当部局と農林水産担当部局及び農林水産関連企業担当部局との間において十分な連絡調整を行うこと」及び同（3）において、「必要な農地転用許可等の許認可について関係行政機関と調整が了されている等により事業の実施が確実であると認められる段階」とされております。

このため、市町村が定める都市計画（地区計画等）の決定手続きにおいて、県都市計画部局との事前相談を行うためには、その前段として市町村の都市計画担当部局と農林水産担当部局及び農林水産関連企業担当部局の間で地区計画と農林漁業との調整を行い、農地転用許可等の見込みを判断することが重要です。

このことから、市町村が定める都市計画（地区計画等）の決定手続きについては、「平成29年2月9日付け28都第1448号福島県土木部都市計画課長通知」のほか、下記に留意のうえ、実施願います。

記

1 本通知による調整対象

市街化調整区域において地区計画を策定する際、計画区域に農用地区域または農地が含まれる場合とする。

2 調整時期

市町村が定める都市計画の決定手続きにおける下協議を実施する前の期間（事前相談）とする。この場合、地区計画の提案の段階から、市町村の農林水産担当部局等は、都市計画担当部局と連携を密にし、十分な連絡調整を行うものとする。（別添、フローチャートの朱書き部分）

3 調整における事前相談資料

農用地区域からの除外の見込みや農地転用許可の見込みを判断する必要があることから、次の資料によることとし、必要に応じて開発事業者等提案者から資料の提出を求めることとする。

- (1) 計画概要（目的、必要性、土地の選定理由（他候補地との比較検討表含む）、関係法令の手続き状況、取水・排水計画、資金調達計画（資金調達を証する書類を含む）等含む）が分かる資料

※必要性について、住宅団地・工業団地等の場合は、その必要性（規模の妥当性



を含む)を十分に検証すること。

※資金調達を証する書類については、原則として預金残高証明書か金融機関からの融資証明書とするが、融資証明書の提出が困難な場合は、転用事業者から金融機関と調整中である旨の書類の提出に代えても差し支えない。

- (2) 区域内の農地面積、公図、現況図
- (3) 位置図
- (4) 計画図(地区計画)
- (5) 土地利用計画図
- (6) 工程表
- (7) 法人の場合、法人登記事項証明書及び定款
- (8) 農業委員会の意見書(農地区分、周辺農地等に係る営農条件への支障の有無や農地の利用集積の支障の有無等が分かるもの)様式は任意
- (9) 市町村の都市計画担当部局と農林水産担当部局及び農林水産関連企業担当部局との間における地区計画と農林漁業との調整状況が分かる資料
- (10) その他、農用地区域からの除外の見込みや農地転用許可見込みを判断するうえで必要な資料

#### 4 その他

事前相談資料については、必要に応じ県農林事務所と調整を行ったうえで、市町村都市計画担当部局(県建設事務所経由)から県都市計画課を経て県農業担い手課に提出することとなります。(別添の「平成29年2月9日付け28都第1448号福島県土木部都市計画課長通知」を参照願います。)

関係市町長 様

福島県土木部都市計画課長  
(公印省略)

市街化調整区域における地区計画策定時の農林漁業との  
調整手続について (通知)

このことについて、「都市計画と農林漁業との調整措置について (平成14年11月1日付け14農振第1452号で農林水産省農村振興局長通知)」に基づく県都市計画担当部局と農林水産担当部局との調整については、下記のとおりとします。

記

1 本通知による調整対象

市街化調整区域において地区計画を策定する際、計画区域に農振農用地または農地が含まれる場合

2 調整時期

市町村が定める都市計画の決定手続き (都市計画決定の手引) において下協議を実施する前の期間 (別紙フロー参照)

※本調整により対象となる区域の農地の農用地区域からの除外の見込みや農地転用許可の見込みを判断し、下協議に進む整理とする。

3 事前相談資料

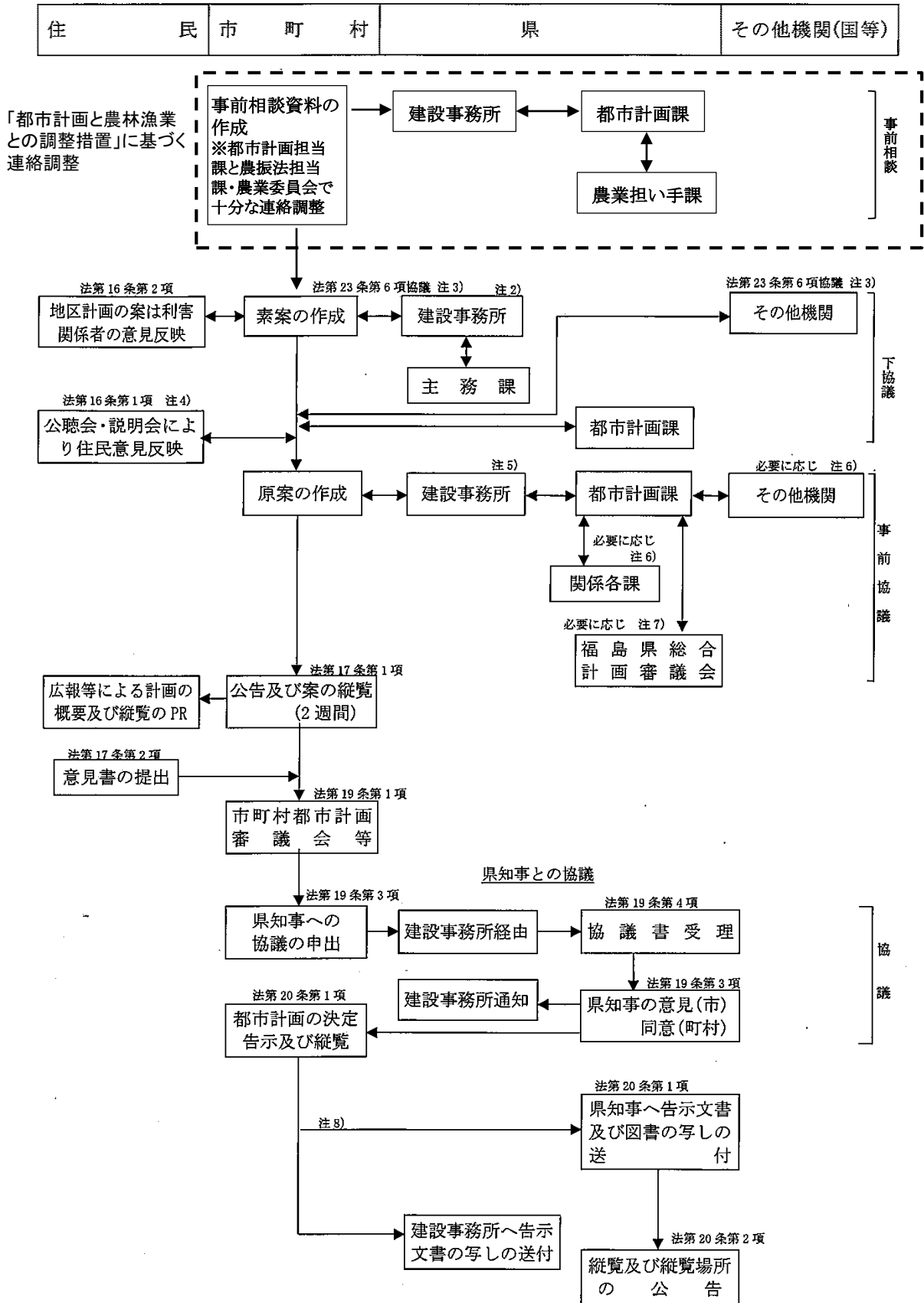
地区計画の素案による調整を原則としますが、地区計画区域の規模等により、早い段階から農林水産担当部局との調整、協議等を進める必要がある場合は、次の資料により行うものとします。

- (1) 計画概要 (目的、必要性等含む) が分かる資料
- (2) 区域内の農地面積、公図、現況図
- (3) 位置図
- (4) 計画図 (地区計画)
- (5) 土地利用計画図
- (6) 工程表
- (7) 市町村の都市計画担当部局と農林水産担当部局及び農林水産関連企業担当部局との間における地区計画と農林漁業との調整状況が分かる資料

(事務担当 企画担当 主査 木村 電話 024-521-7507)

### 第3章 市町村が定める都市計画の決定手続（地区計画）

#### 3-1 市町村が定める都市計画の基本フローチャート注1)



## 第7編 都市計画法関係条例等

# 第1章 県 条 例、規 則 等

## 1-1 福島県都市計画審議会関係

### 1 福島県都市計画審議会条例

[昭和44年7月15日福島県条例第44号]  
改正 平成12年3月24日福島県条例第140号

(主 旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条第3項の規定により、福島県都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第3条 委員は次に掲げる者について知事が任命する。

- |                   |      |
|-------------------|------|
| 一 学識経験のある者        | 9人以内 |
| 二 市町村長を代表する者      | 2人以内 |
| 三 県議会の議員          | 6人以内 |
| 四 市町村の議会の議長を代表する者 | 2人以内 |
| 五 関係行政機関の職員       | 6人以内 |

2 前項第1号に掲げる者につき任命される委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 臨時委員は、学識経験のある者その他適当と認める者のうちから知事が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会 長)

第4条 審議会に会長を置き、第3条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は会務を総理する

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(専門調査員)

第5条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門調査員若干人を置くことができる。

2 専門調査員は、学識経験のある者その他適当と認める者のうちから知事が任命する。

3 専門調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(幹 事)

第6条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(会 議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(常務委員会)

第8条 審議会は、その権限に属する事項で簡易なものを処理するため、常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、会長の指名した委員9人以内で組織する。

3 常務委員会に、委員長を置き、会長をもって充てる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、常務委員会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(雑 則)

第9条 この条例に定めるものを除くほか、審議会の議事その他審議会の運営に関して必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

## 2 福島県都市計画審議会会議運営要綱

制定 昭和44年9月20日  
改正 平成13年1月12日  
改正 平成13年11月20日  
改正 平成15年7月29日  
改正 令和3年2月16日

(目的)

第1条 福島県都市計画審議会(以下「審議会」という。)の会議については、福島県都市計画審議会条例(昭和44年福島県条例第44号、以下「条例」という。)に定めるもののほかこの要綱による。

(招集)

第2条 審議会は、会長がこれを招集する。

2 審議会の招集通知は、各委員及び議事に関係のある臨時委員に対し、開会の7日前に会議事項を付して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、さらに期間を短縮することができる。

(参集)

第3条 委員及び議事に関係のある臨時委員は、会長の招集に応じ通知された日時及び開催場所に参集しなければならない。

2 出席することのできない委員にあつては、あらかじめその旨を会長に届出なければならない。

3 前項の場合において、条例第3条第1項第2号、4号及び5号につき任命された委員にあつては、委任状をもって代理者を出席させることができるものとする。

(議席の決定)

第4条 委員の議席は、審議会の都度あらかじめ抽選によってこれを定め番号を付する。

(議長)

第5条 審議会の議長は、会長がこれにあたる。

(議事の整理)

第6条 議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理して会議を総理する。

(発言の許可)

第7条 会議において発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。

(退場の承認)

第8条 委員が、開会中、退席しようとするときは、その理由を告げ、議長の承認を受けなければならない。

(審議の方法)

第9条 議案の審議は、幹事等が議案の概要を説明したのち、委員がその議案について討議し、表決に付することによって行う。

2 提出議案について、都市計画法(昭和43年法律第100号)第17条第2項の規定による意見書の提出がある場合には、議案の表決に先立って、意見書の採択、不採択について表決しなければならない。

(表決の方法)

第10条 議長は、議案ごとに表決の結果について宣告しなければならない。

(意見の聴取)

第11条 議長は、必要と認めるときは、専門調査員、関係行政庁の職員及びその他の者に出席を求め、その意見を聞く事ができる。

(臨時委員又は専門調査員)

第12条 議長は、必要と認めるときは、臨時委員をして特別の事項について審議させることができる。

2 議長は、必要と認めるときは、臨時委員及び専門調査員に対し、審議会の会議事項について、あらかじめ調査させることができる。

3 前項の場合においては、臨時委員及び専門調査員の調査結果を次の審議会の会議において報告させなければならない。

(議事録)

第13条 審議会は、その議事について、議事録を作らなければならない。

2 議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載し、審議会において定めた2人以上の委員が署名しなければならない。

3 議事録の作成には幹事等があたる。

(常務委員)

第14条 常務委員会の会長及び議長は、審議会の会長をもってこれにあたる。

2 常務委員会の会議については、前項の規定のほかこの要綱を準用する。

(事務局)

第15条 審議会に事務局を置く。

2 事務局は幹事の命を受け、事務を処理する。

3 事務局は福島県土木部都市総室都市計画課をもってこれにあてる。

(審議会の公開)

第16条 審議会は原則として公開とする。ただし次の各号のいずれかに該当する議案の審議については非公開とすることができる。

(1) 審議会において非公開とすべきと認めた場合。

(2) 前号以外の場合で、緊急に公開できない事項を取り扱う必要が生じたため特に議長が非公開とすべきと認めた場合。

(傍聴者の制限)

第17条 審議会の傍聴は次に定めるもののほか、福島県都市計画審議会傍聴要領による。

2 傍聴人の定員は20名とする。ただし、報道関係者及び関係行政機関の職員を除く。

3 審議会を傍聴しようとする者が定員を超える場合は、抽選により定める。

(改正)

第18条 この要綱を改正しようとするときは、委員の過半数の同意を得なければならない。

(雑則)

第19条 この要綱に規定のない事項については、議長が定める。

附 則

この規則は、昭和44年9月20日から施行する。

改正 平成13年1月12日

改正 平成13年11月20日

改正 平成15年7月29日

改正 令和3年2月16日

注) …要綱第9条第2項の規定における「意見書の採択、不採択」についての「表決」とは、当該意見書が意見書として有効か否かを表決するものである。すなわち、意見書の内容について採択・不採択を表決することを意味するものではなく、また、当該意見書に記載されている内容が対象となる都市計画の案と全く関係ないもの等について、有効ではない意見書として不採択となることを想定した規定である。



### 3 委 任 状

#### 委 任 状

福島県都市計画審議会会議運営規則第3条第3項の規定に基づき、第 回福島県都市計画審議会の委員の権限を下記の者に委任します。

年 月 日

福島県都市計画審議会长様

福島県都市計画審議会委員

氏 名

記

代 理 人 職 名  
氏 名

#### 4 福島県都市計画地方審議会環境評価専門小委員会運営要領

制定 平成 11 年 11 月 4 日

(目 的)

第 1 条 知事が都市計画を定める手続きにより、環境影響評価法及び福島県環境影響評価条例に基づき環境影響評価を実施する場合において、専らその環境影響評価について審議するため、福島県都市計画地方審議会（以下「審議会」という。）に環境影響評価専門小委員会（以下「専門小委員会」という。）を設置し、その運営を円滑に行うためこの運営要領を定める。

(構 成)

第 2 条 専門小委員会は、別表 1 に掲げる委員長及び専門委員をもって構成する。

(委 員 長)

第 3 条 委員長は審議会の学識経験者のうちから、審議会において選任する。

2 委員長は会務を総括する。

3 委員長は事故あるときは委員長があらかじめ指名する専門委員が委員長の職務を行う。

(専門委員)

第 4 条 専門委員は、福島県都市計画地方審議会条例第 2 条第 2 項及び第 3 条第 3 項に基づく臨時委員とする。

2 前項の委員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

(招 集)

第 5 条 専門小委員会は委員長が招集する。

(審 議)

第 6 条 専門小委員会は知事が都市計画を定める手続きとして実施する環境影響評価について、審議会の審議に先立ちあらかじめ審議する。

2 審議会における環境影響評価の審議は、前項の審議の後、専門小委員会の構成員の専門委員を加えた審議会において委員長が専門小委員会の審議の結果を報告した上で行う。

(庶 務)

第 7 条 専門小委員会に関する庶務は、土木部都市局都市計画課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、専門小委員会の運営に関して必要な事項は委員長が専門小委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 11 年 11 月 4 日から施行する。

別表 1

番号	委員種別	氏名	学識経験の分野	備考
1	委員長			
2	専門委員		生物（動物）	
3	専門委員		生物（動物）	
4	専門委員		騒音振動	
5	専門委員		大気汚染	

【参考】福島県都市計画審議会環境影響評価専門小委員会運営要領

制定 平成 19 年 11 月 28 日

改正 平成 20 年 04 月 01 日

改正 平成 22 年 02 月 04 日

(目 的)

第 1 条 知事が都市計画を定める手続きにより都市計画道路（仮称）松川北矢野目線の環境影響評価を実施する場合において、専らその環境影響評価について審議するため、福島県都市計画審議会（以下「審議会」という。）に環境影響評価専門小委員会（以下「専門小委員会」という。）を設置し、その運営を円滑に行うためこの運営要領を定める。

(構 成)

第 2 条 専門小委員会は、別表 1 に掲げる委員長及び専門委員をもって構成する。

(委員長)

第 3 条 委員長は審議会の学識経験者の委員とする。

2 委員長は会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する専門委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第 4 条 専門委員は、都市計画道路（仮称）松川北矢野目線について知事が都市計画を定める手続きとして実施する環境影響評価を審議するため任命された審議会の臨時委員とする。

2 前項の委員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

(招 集)

第 5 条 専門小委員会は委員長が招集する。

(審 議)

第 6 条 専門小委員会は、都市計画道路（仮称）松川北矢野目線について知事が都市計画を定める手続きとして実施する環境影響評価について、審議会の審議に先立ち予め審議する。

2 審議会における都市計画道路（仮称）松川北矢野目線の環境影響評価の審議は、前項の審議の後、専門小委員会の構成員の専門委員を加えた審議会において、委員長が専門小委員会の審議の結果を報告した上で行う。

(解 散)

第 7 条 専門小委員会は前条第 2 項の審議を終えたときは解散する。

(庶 務)

第 8 条 専門小委員会に関する庶務は、土木部都市計画課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、専門小委員会の運営に関して必要な事項は委員長が専門小委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 19 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 2 月 4 日から施行する。

## 5 福島県都市計画審議会都市政策推進専門小委員会運営要領

制定 平成 20 年 7 月 29 日

改正 平成 20 年 12 月 16 日

改正 平成 23 年 2 月 1 日

(目 的)

第 1 条 福島県内の各地域の実情や特性に応じた都市政策の推進に向け、各種施策の立案及びその実施に必要な検討や調査を行うとともに、市町村の都市計画決定（変更）に係る広域調整の審議等を専門的見地から行うため、福島県都市計画審議会（以下「審議会」という。）に専門小委員会を設置し、その運営を円滑に行うためこの要領を定める。

(組 織)

第 2 条 専門小委員会は、専門委員 7 名で組織する。

(専門委員)

第 3 条 専門委員は、審議会の学識経験者の委員、又は審議会条例第 5 条に基づく専門調査員とする。

2 前項の委員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長)

第 4 条 委員長は審議会の学識経験者の委員である専門委員のうちから、専門委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する専門委員がその職務を代理する。

(召 集)

第 5 条 専門小委員会は委員長が召集する。

(審 議)

第 6 条 専門小委員会は、第 1 条に掲げる観点から福島県が附議する個別具体の案件について審議する。

2 専門小委員会が行う前項の審議の結果は、審議会に報告する。

(庶 務)

第 7 条 専門小委員会に関する庶務は、土木部都市計画課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、専門小委員会の運営に関して必要な事項は委員長が専門小委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 20 年 7 月 29 日から施行する。

この要領は、平成 20 年 12 月 16 日から施行する。

この要領は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

## 6 福島県都市計画審議会傍聴要領

制定 平成13年11月20日

改正 令和3年2月6日

(趣旨)

第1条 この要領は福島県都市計画審議会会議運営要綱(以下、「要綱」という。)及び付属機関等の会議の公開に関する指針に基づき、福島県都市計画審議会(以下、「審議会」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議会の傍聴)

第2条 審議会の傍聴は、要綱及び次に定めるところにより実施するものとする。

(1) 審議会を傍聴しようとする者は、審議会開催予定時刻の5分前までに氏名、住所等を所定の用紙に記入し受付を済ませるものとする。

(2) 要綱第17条第3項による抽選は、審議会開催予定時刻の5分前に行う。

(3) 傍聴人は事務局の指示に従い入室するものとする。

(4) 審議会開会以降の入室は認めないものとする。

(5) 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

ア 銃器、棒、その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者

イ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘の類を携帯している者

ウ はち巻き、腕章、たすき、りぼん、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

エ ラジオ、拡声器、無線機の類を携帯している者

オ マイク、録音機、写真機、ビデオカメラの類を携帯している者。ただし、報道機関についてはこの限りでない。

カ 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している者

キ 下駄、木製サンダルの類を履いていると認められる者

ク 酒気を帯びていると認められる者

ケ 異様な服装をしている者

コ その他、議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(6) 審議会を傍聴するものは次の事項を守らなければならない。

ア 審議会開催中は静粛に傍聴すること。

イ 会議における発言に対して批判を加え、又は拍手その他の手法により公然と賛否を表明しないこと。

ウ 談話をし、又は騒ぎ立てるなどの審議会の妨害となるような行為をしないこと。

エ 携帯電話及びポケットベルの類を携帯しているものは、審議会開催中その電源を切っておくこと。

オ 会場において飲食又は喫煙をしないこと。

カ 会場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、報道機関については、この限りでない。

キ その他審議会の議事運営に支障となる行為をしないこと。

(7) 傍聴人は事務局の指示に従わなければならない。

(8) 傍聴人が前2号に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(雑則)

第3条 この要領に定めるものを除くほか、審議会の傍聴に関して必要な事項は議長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成13年11月20日から施行する。

改 正 令和3年2月16日

## 1-2 福島県都市計画公聴会関係

### 1 福島県都市計画公聴会規則

〔昭和44年10月31日〕  
〔福島県規則第91号〕

改正 昭和53年4月1日規則第17号

改正 平成6年3月31日第56号

改正 平成17年9月30日第111号

(趣旨)

第1条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定による公聴会その他の都市計画の決定又は変更に係る公聴会の開催に関しては、この規則の定めるところによる。

(公聴会の開催)

第2条 公聴会は、次に掲げる場合を除き、都市計画区域ごとに開催するものとする。

- 一 都市計画の変更の案が名称の変更のみに係るとき。
- 二 都市計画の変更の案が軽易な変更に係るものであつて、当該案に住民の意見を反映させるための必要な措置が既に講じられていると認められるとき。
- 三 大規模災害等により緊急に都市計画の案を作成する必要があるとき。

(公告)

第3条 知事は、公聴会を開催しようとするときは、当該公聴会の期日の二週間前までに、公聴会の案件並びに公聴会の日時及び場所その他必要な事項を公告する。

2 前項の公告は、福島県報に登載して行なうほか、次に掲げる場所に掲示して行なう。

- 一 福島県庁の掲示場
- 二 関係の福島県建設事務所及び当該建設事務所に置かれる土木事務所並びに福島県地方振興局の掲示場
- 三 関係の市役所及び町村役場の掲示場

3 知事は、第一項の規定による公告のほか、公聴会の開催について住民に周知させるために必要な措置を講ずるものとする。

(公述人の資格)

第4条 公述人(公聴会に出席して意見を述べる者をいう。以下同じ。)になることができる者は、当該公聴会に係る都市計画区域内の住民に限るものとする。

(公述の申出)

第5条 公述人になろうとする者は、公聴会の期日の七日前までに次に掲げる事項を記載した書面により、知事に公述の申出をしなければならない。

- 一 住所及び氏名
- 二 意見を述べようとする理由
- 三 意見の要旨

(公述の制限)

第6条 知事は、前条の規定による公述の申出があつたときは、その内容をあらかじめ審査し、公述の内容を同じくする者が多数ある場合にあっては公述人の数又は公述の時間を制限し、公述の内容の全部又は一部が当該公聴会の案件に関係がない場合にあってはそれぞれ公述の全部又は当該案件に関係のない部分の公述を認めないことがある。

2 知事は、前項の規定により公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。

(公聴会の議長)

第7条 公聴会は、知事又はその指名する職員が議長として主宰する。

(公述人の公述)

第8条 公述人の公述は、第五条の書面に記載された意見の内容(第六条第一項の規定により公述の一部を認められない場合にあつては、当該部分を除く部分の内容)に従って行なわなければならない。

2 公述人は、議長の承認を得た場合は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができる。

(公述人への質疑)

第9条 議長は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議長に対して質疑することができない。

(公聴会の秩序維持)

第10条 何人も、公聴会においては、議長の指示に従わなければならない。

議長は、公聴会の秩序を維持するために必要があると認めるときは、その秩序を乱し、不穏当な言動をした者を退場させ、又は傍聴人の入場を制限することができる。

(記録の作成)

第11条 議長は、公聴会について次に掲げる事項を記載した記録を作成し、これに署名押印しなければならない。

- 一 案件の概要
- 二 公聴会の期日及び場所
- 三 公述人の氏名及び住所
- 四 公述人が述べた意見の要旨
- 五 その他公聴会の経過に関する事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年規則第56号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第111号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

## 2 公聴会公述人の選定通知

### (1) 通知文書例

都 第 号

平成 年 月 日

様

福島県知事

#### 都市計画に関する公聴会の公述人の選定について（通知）

平成 年 月 日付で、都市計画に関する公聴会の公述の申し出をいただきましたので、あなたを公聴会の公述人としてお願いすることになりました。

なお、公述をされるときは、下記に留意してください。

#### 記

#### 1 公聴会の案件

#### 2 日時及び場所

#### 3 公述人の留意事項

- (1) 福島県都市計画公聴会規則を遵守してください。
- (2) 当日は、開会時刻までに別添公述人証を会場の受付に提示願います（当日、代理人に公述させる場合は、委任状を用意してください）。
- (3) 公述時間は公述人一人につき〇分程度を限度として願います。
- (4) 公述の順序は、〇番目です。
- (5) 公述人は、公聴会では質疑を行うことができませんのでご注意ください。

#### 4 添付資料

- (1) 福島県都市計画公聴会規則
- (2) 公 述 人 証
- (3) 委 任 状
- (4) 公述人公述要領

#### 5 問い合わせ先

福島県土木部都市計画課 担当 ○○

電話 ○○

FAX ○○



(2) 公述人証

都市計画に関する公聴会 公述人証 No.	
案 件	
公 聴 会 の 日 時	平成 年 月 日 午後 時
公 聴 会 の 場 所	
公 述 人	住 所
	氏 名
備 考	公聴会当日、会場受付に本証を提示してください。

(3) 委任状

委 任 状	
<p>福島県都市計画公聴会規則第8条第2項の規定に基づき、福島県都市計画公聴会の公述人の権限を下記の者に委任します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>福島県知事 ○○○○様</p> <p style="text-align: right;">公述人 住 所 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>代 理 人 住 所 氏 名 印 生年月日 年 月 日 (年齢 歳) 職 業</p>	

(4) 公述人公述要領 (例)

公 述 人 公 述 要 領

- 1 受付に公述人通知（写し不可）及び公述人証（代理の場合は委任状を含む）を提示し、受付の指示に従い公述人控え席へおかけください。  
当日は公聴会開始〇分前から受付しております。
- 2 議長から公述の指名あるまでは公述人控え席でお待ちいただき、指名ありましたら公述席に移動して公述してください。
- 3 貴殿の公述順番は〇番目です。
- 4 公述にあたっては、公述番号及び氏名から発言をお願いします。
- 5 公述の時間はおおむね〇分です。
- 6 公述が終了しましたら、議長の指示に従い、公述人控え席にお戻りください。

【参考】公述人の名簿

都市計画にかかわる公聴会の公述申出人名簿

番号	住 所	氏 名	年 齢	職 業	公述申出の内容

注1) A4判とする。

注2) 個人情報のため公述人へは配布しない。

## 1－3 福島県都市計画行政連絡会議関係

### 1 福島県都市計画行政連絡会議設置要綱

制定	昭和 44.	4.	25
改正	昭和 47.	8.	11
改正	昭和 49.	5.	20
改正	昭和 53.	10.	5
改正	昭和 58.	4.	18
改正	平成 2.	7.	27
改正	平成 7.	3.	28
改正	平成 14.	2.	27
改正	平成 17.	10.	18
改正	平成 18.	4.	12
改正	平成 19.	3.	22
改正	平成 20.	4.	14
改正	令和元.	6.	14

#### (設 置)

第 1 条 県の本庁における関係各課（室）、各出先機関、及び各市町村相互間の円滑な連絡調整を図り、総合的な都市計画の執行を期するため、福島県都市計画行政連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

#### (所掌事項)

第 2 条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議する。

1. 都市計画にかかわる連絡調整に関する事項
2. 都市計画にかかわる調査及び研究に関する事項
3. その他都市計画に必要な事項

#### (構 成 員)

第 3 条 連絡会議は、土木部長、土木部次長（都市担当）並びに別表 1 及び別表 2 に掲げる職にある者をもって構成する。

#### (会議の主宰)

第 4 条 連絡会議は、土木部長がこれを主宰する。

- 2 土木部長は、全体の構成員で協議する必要のない案件について、関係ある構成員だけで会議を主宰することができる。
- 3 土木部長に事故のあるときは、土木部次長（都市担当）がその職務を代理する。

#### (意見の聴取)

第 5 条 連絡会議は、必要があるときは構成員以外の関係者の出席を求め、その意見をきくことができる。

#### (幹 事 会)

第 6 条 連絡会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、連絡会議の構成員がその所属する部下職員の中から指名した者をもって組織する。
- 3 幹事会においては、調整会議に付議する事案の調整及び軽易な事項について協議する。
- 4 幹事会は、必要に応じ、土木部都市計画課長が招集し会議の議長となる。
- 5 第 4 条第 2 項及び前条の規定は、幹事会について準用する

#### (庶 務)

第 7 条 連絡会議の庶務は、土木部都市計画課において処理する。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和44年4月25日から施行する。

附 則(昭和47. 8. 11)

この要綱は、昭和47年8月11日から施行する。

附 則(昭和49. 5. 20)

この要綱は、昭和49年5月20日から施行する。

附 則(昭和53. 10. 5)

この要綱は、昭和53年10月5日から施行する。

附 則(昭和58. 4. 18)

この要綱は、昭和58年4月18日から施行する。

附 則(平成2. 7. 27)

この要綱は、平成2年7月27日から施行する。

附 則(平成7. 3. 28)

この要綱は、平成7年3月28日から施行する。

附 則(平成14. 2. 27)

この要綱は、平成14年2月27日から施行する。

附 則(平成17. 10. 18)

この要綱は、平成17年10月18日から施行する。

附 則(平成18. 4. 12)

この要綱は、平成18年4月12日から施行する。

附 則(平成19. 3. 22)

この要綱は、平成19年3月22日から施行する。

附 則(平成20. 4. 14)

この要綱は、平成20年4月14日から施行する。

附 則(令和元. 6. 14)

この要綱は、令和元年6月14日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

総務部	広報課長 総務課長 市町村行政課長
企画調整部	企画調整課長 土地・水調整課長 地域政策課長 統計課長
生活環境部	生活環境総務課長 生活交通課長 環境共生課長 水・大気環境課長
保健福祉部	保健福祉総務課長 食品生活衛生課長
商工労働部	商工総務課長 企業立地課長 商業まちづくり課長
農林水産部	農林企画課長 農業担い手課長 畜産課長 水産課長 農村計画課長 農村基盤整備課長 森林計画課長
土木部	用地室長 土木企画課長 道路計画課長 河川計画課長 空港施設室長 都市計画課長 まちづくり推進課長 下水道課長 建築住宅課長 建築指導課長
教育庁	教育総務課長 施設財産室長
企業局	経営・販売課長
警察本部	交通企画課長 交通規制課長

別表 2 (第 3 条関係)

出先機関	県北建設事務所長 県中建設事務所 県南建設事務所長 会津若松建設事務所長 喜多方建設事務所長 南会津建設事務所長 相双建設事務所長 いわき建設事務所長
市町村	福島市長 伊達市長 桑折町長 国見町長 川俣町長 大玉村長 本宮市長 二本松市長 郡山市長 須賀川市長 鏡石町長 南会津町長 喜多方市長 猪苗代町長 磐梯町長 会津坂下町長 西会津町長 湯川村長 会津美里町長 会津若松市長 西郷村長 矢吹町長 棚倉町長 泉崎村長 中島村長 白河市長 塙町長 石川町長 玉川村長 浅川町長 平田村長 三春町長 田村市長 小野町長 相馬市長 南相馬市長 広野町長 檜葉町長 富岡町長 大熊町長 双葉町長 浪江町長 新地町長 いわき市長

## 1-4 地区計画等の案の作成手続に関する条例

### 1 標準的条例（案）

〇〇市（町村）地区計画等の案の作成手続に関する条例

（目 的）

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第16条第2項の規定に基づき、地区計画の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の原案」という。）の提示方法及び意見の提出方法を定めることを目的とする。

（地区計画等の原案の提示方法）注1）

第2条 〇〇市（町村）長は地区計画等の原案を作成しようとする場合においては、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の原案を当該公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供さなければならない。

- (1) 地区計画等の原案の内容のうち、種類、名称、位置及び区域
- (2) 縦覧場所

（地区計画等の原案に対する意見の提出方法）

第3条 法第16条第2項に規定するものは、前条の規定により縦覧に供された地区計画等の原案について意見を提出しようとする場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、意見書を〇〇市（町村）長に提出しなければならない。

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、〇〇市（町村）長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

注1) 提示方法について、第2条の方法のほか、次のような条文を付加している例もある（以下各条繰り下げ。）

（説明会の開催等）

第3条 〇〇市（町村）長は前条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、説明会の開催、広報紙への掲載等の措置を講ずるものとする。

注2) 規則では、公告の方法、意見書の記載事項等を定める。

## 2 福島市の例

〔平成 15 年 3 月 28 日〕  
福島市条例第 25 号

都市計画法に基づく地区計画等の案の作成手続きに関する条例

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 16 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の原案」という。）の提示方法及び意見の提出方法並びに地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の素案」という。）を申し出る方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(地区計画等の原案の提示方法)

第 2 条 市長は、地区計画等の案を作成しようとする場合においては、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の原案を当該公告の日の翌日から起算して 2 週間公衆の縦覧に供しなければならない。地区計画等を変更し、又は廃止するときも、同様とする。

- (1) 地区計画等の原案の内容のうち、種類、名称、位置及び区域
- (2) 地区計画等の原案の縦覧場所及び期間
- (3) 地区計画等の原案に対する意見の提出に関する事項

(地区計画等の原案に対する意見の提出方法)

第 3 条 前条の規定により縦覧に供された地区計画等の原案に係る区域内の土地の所有者その他利害関係を有する者は、前条の規定により縦覧に供された地区計画等の原案について意見を提出しようとするときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 週間を経過する日までに意見書を市長に提出しなければならない。

(地区計画等の素案の申出)

第 4 条 法第 16 条第 3 項の規定により地区計画等の素案を申し出る者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申出書を提出する者の氏名又は法人名及び代表者氏名、住所又は法人の所在地並びに連絡先
- (2) 地区計画等の素案の内容のうち、種類、名称、位置及び区域
- (3) その他規則で定める事項

2 前項の申出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 地区計画等の素案
- (2) 当該地区計画等の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この号において同じ。）の区域内の土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者の 3 分の 2 以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の地積の合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の 3 分の 2 以上となる場合に限る。）を得ていることを証する書類

(地区計画等の素案に対する判断)

第 5 条 市長は、地区計画等の素案の申出があったときは、遅滞なく、地区計画等の素案の全部又は一部を地区計画等の案として決定する必要があるかどうかを判断しなければならない。

2 市長は、前項の規定により当該地区計画等の案として決定する必要があると判断したときは、その案を作成し、第 2 条及び第 3 条に規定する手続きを経なければならない。

3 市長は、第 1 項の規定により当該地区計画等の案として決定する必要があると判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該地区計画等の素案を申し出た者に通知しなければならない。この場合において、市長は、あらかじめ、福島市都市計画審議会条例

(平成 12 年条例第 20 号) に定める福島市都市計画審議会に当該地区計画等の素案を提出して、その意見を聴かなければならない。

(委 任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画法に基づく地区計画等の案の作成手続きに関する条例の廃止)

2 都市計画法に基づく地区計画等の案の作成手続きに関する条例(昭和 59 年条例第 18 号)は、廃止する。



## 第2章 都市と田園地域等が共生する ふくしまの都市づくり

### ～新しい時代に対応した都市づくりビジョン～

#### 1 はじめに

本県では、人口減少や少子高齢化の進行など都市を取り巻く社会経済情勢の大きな変化に対応した都市政策を進めるため、平成19年2月、福島県都市計画審議会に「新しい時代に対応した都市政策のあり方」を諮問し、平成20年3月、同審議会より「新たな都市政策のあり方」について答申を受けました。

この答申では、本県の都市政策のあり方に関して様々な提言が示され、特に、「新しい時代に対応した都市政策の提言」にある今後の都市づくりの方向性が、これからの都市政策の核となっております。

本答申の基本的な考え方については、市町村や県民の皆様に一層理解を深めていただくことが重要であり、ここに、改めて本県が描く都市づくりのビジョンを整理しました。

無計画な開発や建築物群の集積による都市は、調和や魅力を失い、住民生活や経済活動等において環境問題や非効率な都市構造等の障害をもたらすことになり、このような都市の改造には膨大な経済的負担と長い歳月を必要とします。

このため、行政や住民、事業者等が都市の将来像を共有し一体となって、人間社会の歴史とともに継続する、終わりのない社会活動である都市づくりに取り組んでいくことが求められます。

本ビジョンは、都市づくりの基本となる「都市と田園地域等の共生」という理念を示すものであり、県は、本理念を、都市計画区域マスタープランの見直しや都市計画運用等の根幹に据えながら、都市計画の主体である市町村や県民など、都市づくりに関わる多くの関係者とともに、持続的な取り組みを進めていきたいと考えています。

#### 2 基本理念

##### (背景)

- 都市を取り巻く状況は、人口減少や少子高齢化の進行、地球環境問題の深刻化、財政上の制約など大きく変化しており、これまでの市街地の拡散を改め、都市機能が一定程度集積する都市構造へと転換していく必要性が増している。
- これまで、経済効率重視の開発・土地利用の進行に伴い、画一的な都市が形成されてきたことで、地域が個性を喪失し、魅力を低下させているという問題点が顕在化しており、特に地方都市において深刻となっている。
- 本県を含む地方都市では真の活力創出が求められており、自らの地域の魅力を再検証し、固有の資源を有効に活用しながら、多くの県民が愛着を持てる県づくりを推進していくことが求められている。
- 今後、一層の人口減少や高齢化の進行等が予想される中で、新しい時代認識をもって、これらの課題に適切に対応していくことが急務となっている。

##### (基本認識)

- 都市は、様々なライフラインや社会資本、行政、商業、交通、教育、医療等の機能を有し、一定の人口が集中して生活する場所であり、農村など都市周辺の田園地域等は、食料供給、景観形成、レクリエーション空間の創出、自然環境の保全、伝統・文化の継承など多面的な

機能を有している。

- 本県の都市は、広大で豊かな自然的環境の中に点在しており、都市と周辺の田園地域等が有機的なつながりを持ち、共生していくという視点が不可欠である。この視点は、都市構造のあり方にも密接な関係性を持っている。
- 本県の個性と魅力の源泉は、豊かな水や緑が織り成す美しい自然や優れた景観等の中で、多様な歴史、伝統、文化が息づく環境であり、これらを次代に継承すべきかけがえのない財産という認識を持って、今後の都市づくりを進めていく必要がある。
- 田園地域等における自然や農業等の体験、癒し、レクリエーション、都市における情報、産業、教育、アミューズメントなど、それぞれの地域が持つ魅力に互いに触れ合えるような関係を構築していくことが重要である。
- 都市及び田園地域等の文化やコミュニティを尊重しながら、相互交流や相互補完を活発化し、それぞれがともに豊かになれる都市づくりを推進する。そして、都市や田園地域等の幅広いネットワークを形成し、豊かな自然的環境との調和を図りながら、賑わいと魅力のある持続可能な共生社会を目指していく。

#### (基本理念)

- 以上の考え方により、本県においては、「都市と田園地域等の共生」を都市政策の基本理念とし、県民や事業者、市町村など様々な主体と一体となって、本理念の具体化及び継承に取り組む。

### 3 基本方針

本県が目指す都市づくりは、次の3つの基本方針の下に推進していく。

#### ○都市と田園地域等が共生する都市づくり

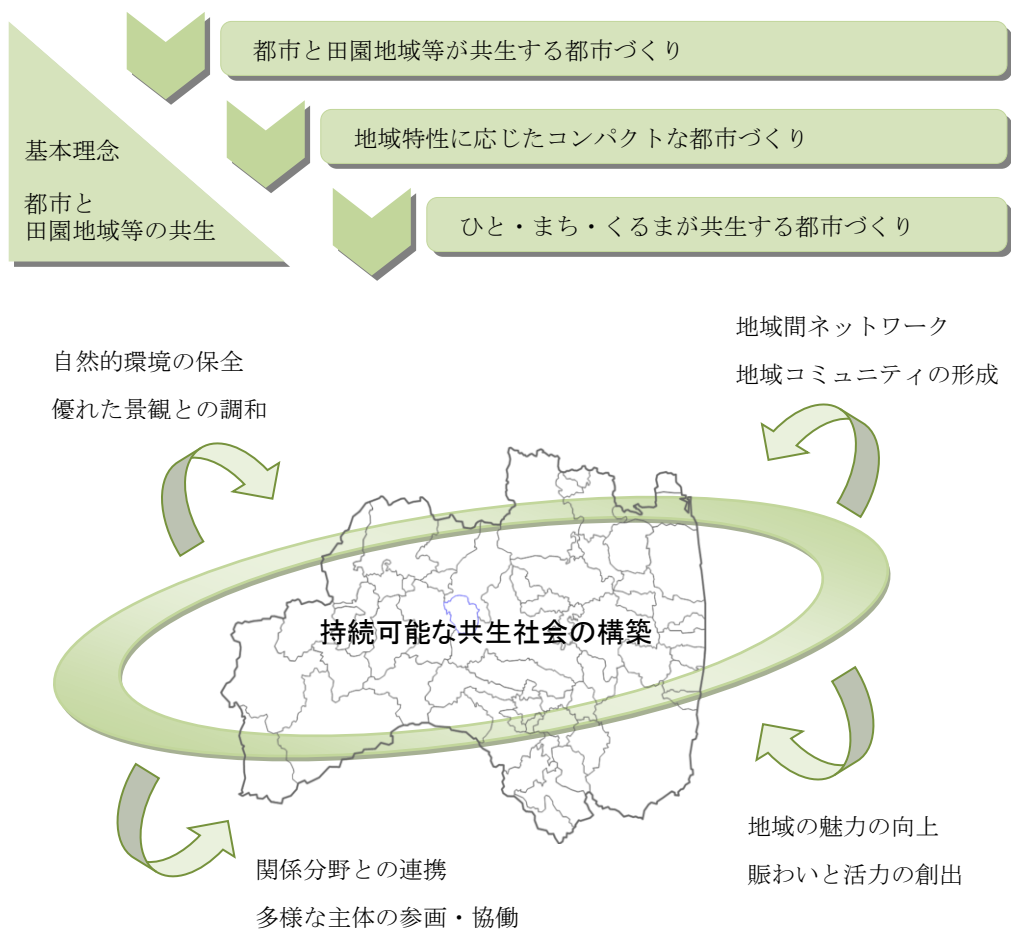
広大な自然的環境の中に都市が点在しているあり方が、本県の個性と魅力を形成している現状を踏まえた上で、各地域の豊かさと活力を向上させ、ふくしまの魅力を一層高めていくため、都市と田園地域等が交流し、共生していく都市づくりを推進する。

#### ○地域特性に応じたコンパクトな都市づくり

人口の減少など都市を取り巻く環境が大きく変化している中で、経済性や効率性のみが重視された拡散型の都市づくりを転換し、生活環境を重視した持続可能な集約型の都市を実現するため、地域の特性や実状等に対応したコンパクトな都市づくりを推進する。

#### ○ひと・まち・くるまが共生する都市づくり

今後の超高齢社会等を見据え、自動車への過度な依存を改め、「ひと」を重視した生活環境の形成を進めていくため、「ひと」と「くるま」とともに、様々な活動の場となる「まち」を一体的に捉えながら、「ひと」と「まち」と「くるま」が共生する都市づくりを推進する。



## (1) 都市と田園地域等が共生する都市づくり

### ①背景

- これまでの都市政策は、人口増加や旺盛な開発需要等を背景に主に都市の側を意識してきた。しかし、人口減少など社会経済情勢が変化している今日、都市周辺部を含むより広い視点で捉えていく必要性が高まっている。
- 都市構造の転換、コミュニティの維持、地域活力の創出等に向けて、農村を中心とする都市周辺の田園地域等と都市との連携や共生の視点をより強く意識していくことが求められている。
- 地域の実態等に対応した都市づくりを進めていくため、一律的な法制度に依存するだけでなく、それぞれの地域の将来像を見据え、その実現のために必要となる独自の取り組みを展開していくことが重要となっている。
- 県土の約4分の1が都市計画区域となるが、その約6割は都市計画による土地利用規制が緩やかな非線引き白地地域である。また、都市計画区域外となる県土の約4分の3の地域は都市計画の規制が及ばない状況にある。

## ②視 点

- 田園地域等を対象として都市的土地利用を拡大してきた拡散型の土地利用から、集約型の都市的土地利用への転換を図り、農山漁村の振興、田園地域の保全、森林など自然環境の保護等を重視していくことが必要である。
- 県・市町村・県民等の多様な主体が協働しながら、人口や産業等を収容する適切な都市の規模と機能集積、都市と田園地域等の連携・交流のあり方を検証していくことが必要である。
- 本県の広大な県土では、7つの生活圏を設けて各種施策に取り組んでいるが、日常的な地域の交流やコミュニティの実態等を踏まえ、適切な市町村の連携範囲及び広域的な都市圏のあり方を考えていくことが必要である。
- 市町村の多様な特性に対応するため、既存都市計画制度の活用は基より、地域の参画・合意の下で積極的に新たなしくみを構築し、本県にふさわしい都市づくりを進めていくことが必要である。
- 都市においては、都市内の賑わいの創出、活力の維持を目指すとともに、周辺都市との相互連携・依存の下で良好な生活環境を形成しながら、都市機能の集約を図る土地利用を推進していく必要がある。
- 田園地域等においては、農地や豊かな自然環境等を保全するための土地利用ルールを構築するとともに、地域コミュニティが衰退している地域等にも十分配慮していく必要がある。

## ③方向性

### (将来像の共有)

- 都市と田園地域等がともに豊かさを実感できる都市づくりに向けて、県が根幹に位置付ける「都市と田園地域等の共生」という基本理念の幅広い共有を図るため、継続的な普及・啓発活動に取り組んでいく。
- 本県の将来像の確立にあたって、特に土地利用のあり方を重視し、都市計画区域マスタープラン、区域区分（線引き）、地域地区、地区計画等の都市計画制度を有効に活用していく。



### (共生の仕掛け)

- 都市と田園地域等の共生に向けて、関係分野や多様な主体との連携を図りながら、相互交流の拡大に必要なプログラムの構築等を推進していく。
- 特に重要となる農業、農村との交流では、地域の農作物を身近な都市で消費するために必要な空間やソフトの提供をはじめ、体験農園や農家民宿など子供から大人までその魅力を味わえるような仕掛けづくりを進める。
- 都市は、地域間交流を誘導可能な空間を提供するため、低未利用地や都市内農地等の実態を把握し、その活用方策を検討するとともに、市街地において多様な用途が共存するあり方を検証・検討していく。



- 都市と田園地域等のネットワークに配慮しながら、一体として捉える都市の圏域、交通・公共公益施設等都市機能の適切な配置、基幹的交通網沿線における都市的土地利用のあり方等を柔軟に検討していく。
- 既存集落等など地域コミュニティの衰退が課題となる地区については、そのコミュニティの維持に最大限配慮し、市街化調整区域等を含む各地域で、真に必要な開発等の検証や実現手法の検討を進めていく。

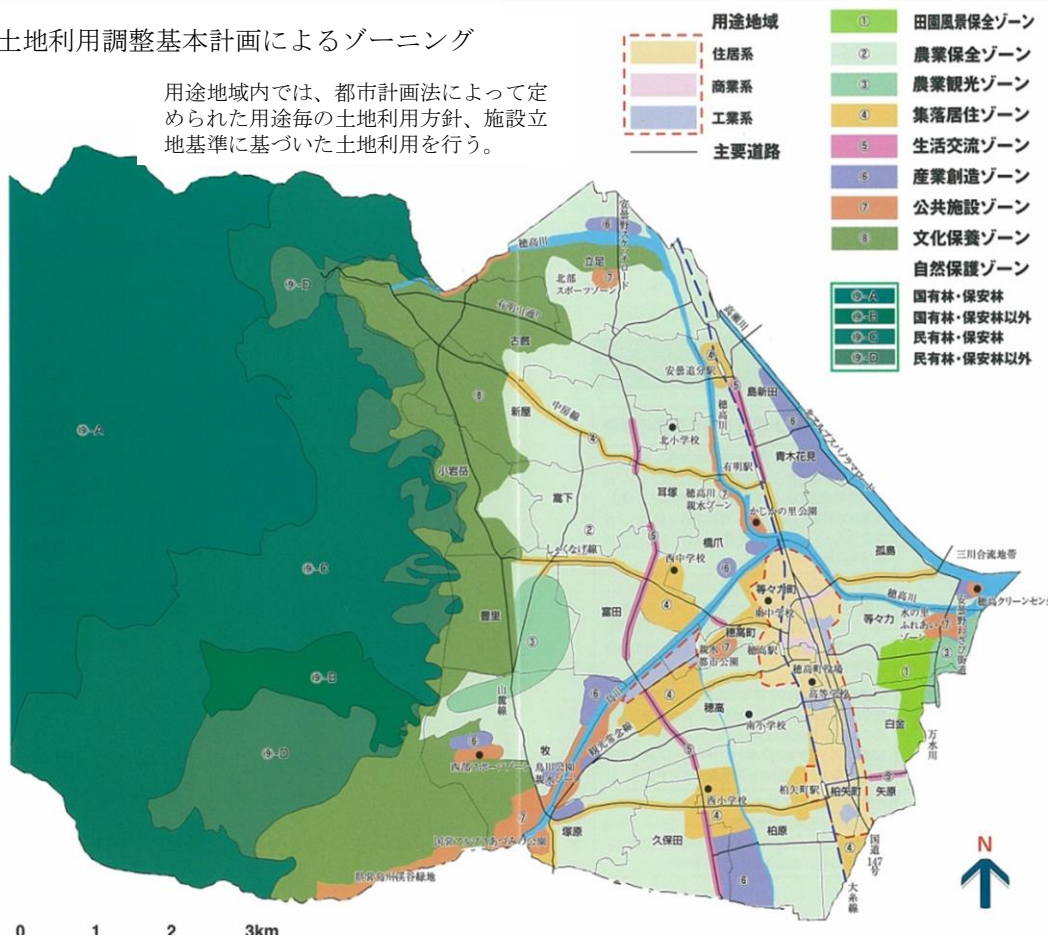
### (土地利用の誘導)

- 田園地域等における都市的土地利用の進行及び計画等に対しては、地域の実態や広域的に及ぼす影響等を踏まえた総合的な視点から、基本理念に基づく適切な土地利用を誘導していく。
- 各地域の特性や実状等に対応していくため、既存法制度の有効活用とともに、要綱や協定、自主条例など地域独自のルールづくりを検討していく。
- 都市計画の運用に当たっては、農地や森林、国土利用など関係分野と一層連携を強化し個別課題に対応するほか、法規制等の枠組みの中で、地域が主体的に定めた土地利用ルールを積極的に支援していく。



## 土地利用調整基本計画によるゾーニング

用途地域内では、都市計画法によって定められた用途毎の土地利用方針、施設立地基準に基づいた土地利用を行う。



「穂高町（現安曇野市）まちづくり条例」の事例 —町内を8つのゾーンに区分し土地利用を誘導—

## (2) 地域特性に応じたコンパクトな都市づくり

### ①背景

- 人口減少、高齢化、環境問題、行政コスト等の諸課題を有する今日、人口や様々な都市機能が一定程度集積する集約型都市構造への転換は、全国各地において都市政策上の大きなテーマとなっている。
- 拡散型の都市構造の下では、公共交通の衰退や加齢に伴う移動手段の制限、財政的制約による社会資本整備及び公共サービス低下等の観点から、日常生活における利便性の低下が懸念されている。
- 本県は、既に人口が減少に転じ、高齢化率も全国平均を上回っており、従来の拡散型の都市構造を集約型都市構造へと転換していく必要性が高まっている状況にある。
- 本県は、核となる4都市（福島・会津若松・郡山・いわき市）、周辺都市、町村、集落など規模や特性の異なる都市が段階的なつながりを有しており、これらの実態を踏まえながら、都市機能集積と拡散抑制、田園地域等を含むコミュニティのあり方を検証することが求められている。

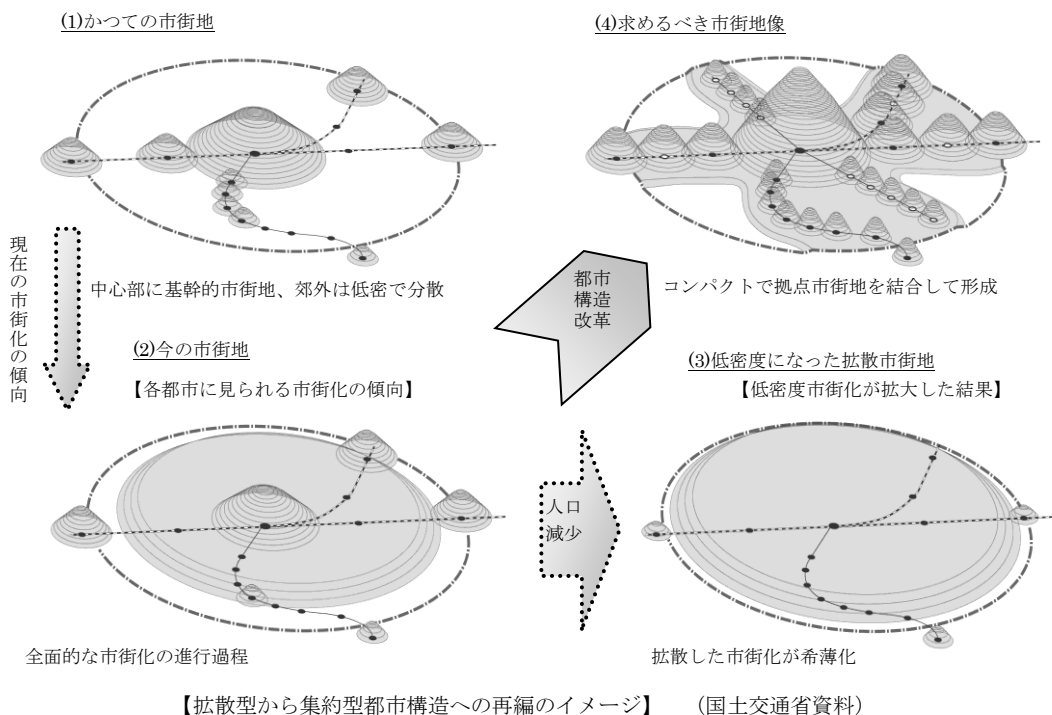
## ②視 点

- 本県都市の形態や特性を前提とした都市機能の集積と拡散の抑制を進めるとともに、田園地域等を含め広域的にコミュニティの維持・形成を図りながら、それぞれの都市が、規模や特性に応じたコンパクトな都市づくりを目指す必要がある。
- 都市は、多くの県民が都市活動を行う場であり、住・商・工など種々の都市機能及び観光交流機能等の視点から、コンパクトな都市とまちづくりのあり方を考えていく必要がある。
- 公共公益施設の郊外への立地・移転が、市街地中心部の衰退・空洞化の一因となってきた側面を踏まえ、公共的都市機能の集積・誘導を進める都市づくりが必要である。
- 拠点となる中心都市では、良好な市街地の形成に配慮しながら、職住近接の実現等に資するハード・ソフト両面の取り組みを強化していくとともに、周辺都市等は、これらの考え方を踏まえつつ、相互の適切な機能分担と連携の下で、都市機能の集積を図っていく必要がある。
- 集約型の都市づくりは、本県が迎える人口減少・超高齢社会の中で長期的に取り組むべき課題であり、県民や事業者等の意識の醸成に向け、この考え方を広く周知していく必要がある。

## ③方向性

### (市街地拡散の抑制)

- 集約型都市構造を実現するためには、何より無秩序に市街地を拡散させないことが重要であり、関係行政機関等との連携を強化しながら、計画性の乏しい郊外開発等を抑制していく。
- 土地利用については、これまで以上に計画性を重視し、地域の将来像が都市計画マスタープラン等に適切に位置付けられるよう市町村や事業者等と十分な連絡・調整を図っていく。
- 公共公益施設については、更なる郊外立地の抑制及び市街地回帰の誘導に向け、行政内部における認識の共有及び連携に努めていく。



### (生活利便性の向上)

- 県民生活の利便性や快適性の向上に向け、土地の高度利用や、住宅、商業、医療、福祉、教育など多様な用途の複合化等が有効であり、関係する都市計画制度の効果的な活用や必要な見直し等を進めていく。
- 居住の観点からは、街なか居住のための環境整備、ニュータウンなど郊外居住者との円滑な住み替えや交流の仕掛け等を検討していく。
- 職住近接の観点からは、工業系用途の業務内容等を適正に検証しながら、郊外への立地誘導や市街地における共存のあり方を総合的に判断していく。
- 日常生活に欠かせない交通の観点からは、特に、公共交通や自転車利用の促進、快適な歩行環境整備のあり方等を多角的に検証していく。



郊外部との連携・交流  
→街なかとの住み替えや交流  
→工業系用途等の適切な誘導 等



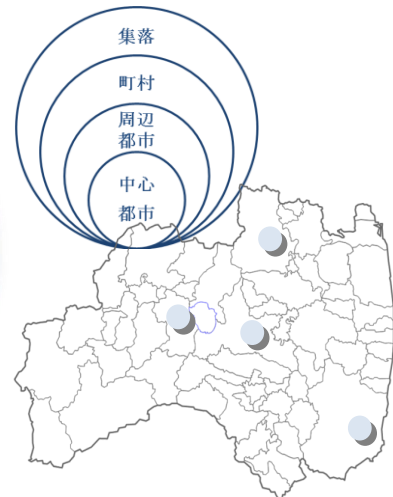
多用途の混在、職住近接  
→生活利便性と選択性の向上  
→コミュニティ関係多様化  
→モノやサービスの確保 等



### (持続的取り組み)

- 都市構造の転換は、県民、事業者、行政など、あらゆる関係者が認識を共有し長期的に取り組むことが不可欠であり、様々な場面でその効果を分かりやすく提示しながら普及・啓発に努めていく。
- 地域の拠点となる都市は、土地の高度利用や用途の複合化、都市施設の整備、周辺都市等は、拠点都市との連携の上で、より居住者やコミュニティの視点を重視するなど、都市の規模等に応じながら、それぞれに継続的な取り組みを展開していく。





—段階的なつながりを持つ都市—

### (3) ひと・まち・くるまが共生する都市づくり

#### ① 背景

- 本県の都市は、9割近い県民が居住する生活の基盤となっており、都市生活の利便性・快適性の向上が求められている。
- 経済効率を優先し、自動車交通を前提として形成された都市は、市街地の低密度の拡散や地域コミュニティ衰退等の諸問題に直面しており、環境問題や行政コストの増大等への対応と相まって、過度に自動車に依存しないまちづくりが求められている。
- 自家用車への依存の高まりは、路線バス等公共交通機関の衰退をもたらしており、超高齢社会における移動手段確保の観点をはじめ、「くるま」利用のあり方が問われている。
- 集中豪雨の発生など都市型災害が増加する中で、都市の安全と安心の確保に向け、防災性を向上させていくことが一層重要となっている。

#### ② 視点

- 主役である「ひと」を最優先しながら、市街地の拠点における生活関連施設を整備するとともに、都市生活の利便性・快適性の向上や、潤いと安らぎのある都市環境の形成に総合的に取り組んでいく必要がある。
- 自動車交通を前提に低密度に拡散した社会のコミュニティ衰退等を踏まえ、「ひと」が生活していく上で欠かせない、身近な地域における日常的なコミュニティの再生・持続の観点を重視した生活環境の整備が必要である。
- 県民生活の場となる「まち」の安全と安心を確保するため、都市防災の理念を県、市町村、地域住民等が共有して、誰もが安全で安心できるまちづくりを推進するとともに、防犯等にも配慮していく必要がある。
- 交通政策は、土地利用政策とともに都市政策の両輪となるものであり、両者の十分な連携の下で総合的な都市交通施策を展開し、公共交通主体の交通行動や、歩いてまちを楽しみ、

その魅力を体感できるような都市づくりを推進していくことが必要である。

- 超高齢社会や地球環境問題に対応するため、自家用車の利用が困難な高齢者等の移動手段確保や、過度に「くるま」に依存しないまちづくりを進めながら、くるま社会と共生していく必要がある。

### ③方向性

#### (都市の魅力の向上)

- 「ひと」にやさしい快適な生活を実現するため、集約型都市構造による生活利便性向上の観点のほか、「水」と「緑」を重視し、水辺等の活用と創出、公園緑地など都市内の緑の整備や保全を推進していく。

○良好な都市景観の形成も重要であり、都市施設と周辺建築物等との調和や、山の稜線など地域固有の景観を保全するため、都市計画の観点から、地域に見合う適切な建築物の高さや、その誘導方策等を検証・検討していく。



—水と緑を重視した都市環境の整備—

—街並みとの調和や個性ある都市景観の保全等が求められている都市—

- 日常的なコミュニティや田園地域等との交流を重視し、都市内の低未利用地を活用した活動の場の創出や、多様な用途・世代の複合による新たなコミュニティの形成等を検討していく。



#### (安全と安心の確保)

- 街路、公園整備による緊急避難路や避難地の確保、市街地開発事業による都市の不燃化、下水道や河川整備による浸水被害軽減等を計画的に進めていく。
- ソフト面からは、ハザードマップや防災計画の普及啓発等の活動を展開し、地域全体で防災及び減災活動に取り組んでいく。



- ユニバーサルデザインや防犯等に配慮する観点からは、関係機関等との連携を図りながら、地域に求められる都市施設の整備等を推進していく。



—都市の安全と安心の確保—  
—安全・安心の確保の推進—

**(交通環境の形成)**

- 「くるま」への過度な依存体質を改善するため、パークアンドライドの整備や通勤交通マネジメント等との連携を図りながら、鉄道・バス等の公共交通利用を促進していく。
- 公共交通の利用促進には、多角的な検証と取り組みが必要であり、総合都市交通調査結果等を活用しながら、コミュニティバスの導入や、路線・ダイヤ等のあり方についても総合的に検討していく。
- 公共交通が行き届かない地域では、自家用車を利用できない交通弱者等の生活の足を確保する観点から、デマンド型乗合タクシー等の一層の普及に取り組んでいく。
- 都市においては、公共交通とともに自転車交通に着目し、市街地における駐輪スペースの創出、自転車走行レーンの整備等を進めるとともに、歩行者を重視し、ユニバーサルデザインの導入やポケットパークの整備等を進めながら、ヒューマンスケールのまちづくりを推進していく。
- 都市と郊外部、田園地域等のネットワークは、基幹となる既存交通機関の拡充を図るとともに、公共交通の沿線や駅周辺部への都市機能誘導を視野に入れながら、開発許可制度の運用等を含め実現手法を検討していく。



土地利用政策と交通政策の連携

# 第 8 編 参 考 資 料

# 第1章 都市施設の種別・構造・名称

## 1-1 道路

### 1. 種別

自動車専用道路	都市高速道路、都市間高速道路、一般自動車道等専ら自動車の交通の用に供する道路。
幹線街路	都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに、都市の骨格を形成する道路。
区画街路	地区における宅地の利用に供するための道路。
特殊街路	ア 専ら歩行者、自転車又は自転車及び歩行者のそれぞれの交通の用に供する道路。 イ 専ら都市モノレール等の交通の用に供する道路。 ウ 主として路面電車の交通の用に供する道路。

### 2. 構造

道路に関する都市計画において定める構造のうち車線の数、嵩上式、掘割式、地下式及び地表式の別並びに幅員等については、以下に示すところによる。

#### ① 車線の数

「車線」とは、道路構造令第2条第5号に規定する車線をいい、「車線の数」とは、同令第5条の規定に基づき定められる車線の数を用いる。また、車線数を定めるにあたって、一の路線において車線数の異なる区間がある場合は、当該路線の延長の二分の一以上の区間を占める車線数を採用する。

なお、同令第3条第2項に規定する第三種第五級及び第四種第四級の道路、歩行者専用道、都市モノレール専用道、路面電車道その他の車線がない道路については、車線数を定めない。

#### ② 嵩上式、掘割式、地下式及び地表式の別

ア 嵩上式の区間とは道路面が地表面よりおおむね5m以上高い区間が350m以上連続している区間をいう。

イ 掘割式の区間とは道路面が地表面よりおおむね5m以上低い区間が350m以上連続している区間で地下式の区間以外のものをいう。

ウ 地下式の区間とは道路が350m以上連続して地下にある区間をいう。

エ 地表式の区間とは、嵩上式、地下式の区間以外の区間をいう。

#### ③ 幅員

幅員とは、車道、歩道、中央帯等の幅員の総和である道路の幅員をいう。

ただし、特殊街路（都市モノレール専用道）にあつては、都市モノレールの運行に必要な空間として、都市モノレールの建築限界の外端から外端までをいう。

### 3. 名 称

番号の付し方

○	・	○	・	○○
区分		規模		一連番号

#### (1) 区 分

番 号	内 容
1	自動車専用道路
3	幹線街路
7	区画街路
8	特殊街路アに相当する歩行者専用道、自転車専用道又は、 自転車歩行者専用道
9	特殊街路イに相当する都市モノレール専用道等
10	特殊街路ウに相当する路面電車

#### (2) 規 模

番 号	幅 員 の 範 囲
1	40メートル以上
2	30メートル以上 40メートル未満
3	22メートル以上 30メートル未満
4	16メートル以上 22メートル未満
5	12メートル以上 16メートル未満
6	8メートル以上 12メートル未満
7	8メートル未満

#### (3) 一連番号

当該都市計画区域ごとに、区分ごとの一連番号を付する。

## 1-2 公園

### 1. 種別

種 別	内 容
街 区 公 園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。面積は0.25haを標準とする。
近 隣 公 園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。面積は2.0haを標準とする。
地 区 公 園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。面積は4.0haを標準とする。
総 合 公 園	主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。面積はおおむね10.0ha以上とする。
運 動 公 園	主として運動の用に供することを目的とする公園。面積はおおむね15.0ha以上とする。
広 域 公 園	一の市町村の区域を超える広域の区域を対象とし、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。 おおむね50ha以上とする。
特 殊 公 園	(ア) 主として風致の享受の用に供することを目的とする公園 (イ) 動物公園、植物公園、歴史公園その他特殊な利用を目的とする公園

## 2. 名 称

番号の付し方

○	・	○	・	○○
区分		規模		一連番号

### (1) 区 分

番 号	内 容
2	街 区 公 園
3	近 隣 公 園
4	地 区 公 園
5	総 合 公 園
6	運 動 公 園
7	特 殊 公 園 ア) に該当するもの
8	特 殊 公 園 イ) に該当するもの
9	広 域 公 園

### (2) 規 模

番号	面積の範囲
2	1ヘクタール未満
3	1ヘクタール以上4ヘクタール未満
4	4ヘクタール以上10ヘクタール未満
5	10ヘクタール以上50ヘクタール未満
6	50ヘクタール以上300ヘクタール未満
7	300ヘクタール以上のもの

### (3) 一連番号

当該都市計画区域ごとに、区分ごとの一連番号を付すること。



## 第2章 関係通知・通達等

### 【道路関係】

○都市計画法運用指針（令和4年4月）P254より

#### 5 道路構造令等の適用について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号）の道路法改正部分の施行（平成24年4月1日）により、**道路法第3条に規定する都道府県道、市町村道の道路の構造の技術的基準は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める建築限界等の一部の事項を除き道路構造令を参酌して、道路管理者である地方公共団体の条例で定めることとなる。**当該改正の施行後は、道路法上の道路を都市施設として都市計画に定める場合は、地域の実情等を踏まえつつ、当該改正による新しい道路の構造の技術的基準に適合するよう決定する必要がある。

○福島県県道構造の技術的基準を定める条例（平成24年12月28日 条例第104号）の概要について

#### 1 現状

道路法（昭和27年法律第180号）第30条第1項及び第2項の規定に基づき、道路構造の基準である「道路構造令（昭和45年政令第320号）」が定められており、道路の構造については、全国一律の道路構造基準により整備が行われている。

#### 2 問題点

- ① 歩道の幅員が2m以上、自転車歩行者道の幅員が3m以上と決められており、歩行者や自転車が少ない場所でも狭い幅員での整備ができない。
- ② 車道幅員が交通量で決められており、物流や観光等を支える道路として多くの大型車の利用がありながら、大型車に見合った車道幅員が十分確保できない。
- ③ 今後、高齢者がハンドル型電動車いす等による通行の増加が予想されるが、事情により歩道が整備できない道路において、路肩幅員が十分確保できない。
- ④ 山地部の県道においては、待避所の設置や視距確保のための局部的改良等の地域事情に応じた「1. 5車線の道路整備」※を行うことができるが、交通量が少ない平地部ではできない。

#### 3 課題

- ① 地域の交通特性（歩行者数や自転車通行台数）に応じた歩道整備の基準が求められる。
- ② 物流や観光等に利用されている道路において、通行する車種など交通の実態に応じた車道幅員を確保する道路整備の基準が求められる。
- ③ 高齢者が利用するハンドル型電動車いす等の通行に応じた路肩幅員を確保する道路整備の基準が求められる。
- ④ 交通量が少ない平地部の県道において、地域の事情に応じた「1. 5車線の道路整備」を行う基準が求められる。

#### 4 対応策

県独自の基準を盛り込んだ条例を制定することにより、上記課題①～④の解決を図る。

#### 5 条例で規定する独自基準の内容

- ① 最小有効幅員として歩道1.5m、自転車歩行者道2.0mとする
- ② 40ft コンテナ車対応として車道幅員3.5mまでの拡幅を可能にする
- ③ 路肩幅員を1.0m以上とし通行空間を確保する
- ④ 交通量が少ない平地部の県道でも待避所の設置等を可能にする

※上記以外の道路構造については、道路構造令に準拠する。

#### 6 効果

条例を制定することで、地域の交通特性やニーズ、道路の使われ方に応じた道路整備が可能となり、安全・安心の確保、物流や観光等を支援することができる。

【条例で規定する独自基準の内容】

①最小有効幅員として歩道1.5m、自転車歩行者道2.0mとする

<b>現 在</b>	<b>今 後</b>
歩道幅員：2.0m以上 自転車歩行者道幅員：3.0m以上	歩道有効幅員：1.5m以上 自転車歩行者道有効幅員：2.0m以上
<p>イメージ</p>	<p>イメージ</p>
<p>幅員</p>	<p>有効幅員</p>
現在の道路構造令では、縁石等を含んだ幅員で整備することになっています。	幅員に縁石等を含んだまま最小幅を下げると、実質通行できる幅はより狭くなるため、歩行者等が実質通行可能な有効幅員（縁石等は含まない）として整備します。

②40ftコンテナ車対応として車道幅員3.5mまでの拡幅を可能にする

<b>現 在</b>	<b>今 後</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「物流」や「観光」に資する道路の車道幅員であっても、2.75m(第3種第4級)又は3.0m(第3種第3級)と規定されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3.5mまでの拡幅を可能にし、40ftコンテナを搭載した車両であってもすれ違いを可能にする</li> </ul>
<p>大型車のすれ違いが困難な状況</p>	<p>40ftコンテナを搭載した車両(イメージ)</p>

③路肩幅員を1.0m以上とし通行空間を確保する

<b>現 在</b>	<b>今 後</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者や高齢者がハンドル型電動車いす等で通行することが予想される歩道のない道路の「左路肩確保」</li> <li>0.75m(第3種第2級～4級)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>路肩幅員として1.0m以上を確保する</li> </ul>
<p>路肩幅員が不足している状況</p>	<p>カラー舗装により路肩が確保された状況</p>

④交通量が少ない平地部の県道でも待避所の設置等を可能にする

<b>現 在</b>	<b>今 後</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>道路管理延長が長く、中山間地域が多い</li> <li>本県の実情を踏まえた基準の緩和</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平地部の道路でも1.5車線の道路整備を可能にする(待避所設置、視距確保等)</li> </ul>

## 【下水道関係】

### ● 「下水道の都市計画決定について」(平成9年3月7日 9都第156号)

建設省都市計画課は、平成8年11月の都市計画主幹課長会議において、より適切な都市計画の策定と事務手続きの合理化、円滑化を図る観点から下水道の都市計画の決定についての取り扱い方針を示した。

これに基づき本県の下水道の都市計画の決定についての取り扱いを下記のように定めるものとする。

#### 1 都市計画に定める範囲について

下水道の都市計画は、市街化区域(用途地域)、市街化調整区域(用途地域外、用途地域が設定されていない場合の区域)の有無にかかわらず、下水道の全体計画との整合を図りながら排水区域等を定めることができる。

- ・従来は市街化区域内の整備が8割程度進展した段階で市街化調整区域等へ拡大する方針であったが、既存集落の生活環境の改善及び公共用水域の水質の保全の観点から差別を撤廃したものである。
- ・都市計画区域外については、都市計画決定しない。ただし、流末処理場及びそれに至る管渠については、特に必要がある施設として都市計画決定できるものとする。
- ・市街化区域(用途地域)内については、原則として全て都市計画決定する。それ以外の区域については、都市マスタープラン等の上位計画等との整合を図りながら計画的開発(予定)地及び既存集落についてのみ都市計画決定する。
- ・都市施設としての都市計画決定であることから、離散的な小集落を無秩序に排水区域を含むことを避けるため、排水区域の設定についてはできる限り一団の区域とする。
- ・原則として農用地区域については排水区域を設定しないものとする。

#### 2 排水区域について

(1) 公共下水道の排水区域は、総括図(1/25,000以上)にその「概ねの区域」として表示することとし、計画図(1/2,500)に表示することは要しない。

(2) 流域下水道の排水区域については、計画書に、接続される流域関連公共下水道名を表示するものとする。

計画図に表示する必要はない。

総括図には、関連公共下水道の排水区域を表示することで足りるものとする。

#### 3 管渠の都市計画決定について

「下水道」について都市計画に定める範囲は以下のとおりとする。

(1) 下水道面積が1,000ha以上の管渠および計画決定上必要な管渠

(2) 処理水を放流するための主たる管渠

なお、計画書には名称、位置を記載し、区域については、計画図(1/2,500)に表示することとする。

・流域下水道管渠については、原則として処理場から最遠の関連公共下水道との接続点までを都市計画決定する。

・流域関連公共下水道において排水区域が1,000ha未満である場合であって都市施設として定めるものがなくなる場合には、原則として流域下水道と接続する主たる管渠について接続点から第一分岐点までを都市計画決定する。

・都市計画の変更について、取り扱い方針の理由のみで下水排水面積が1,000ha未満の管渠を廃止することは要しない。

#### 4 その他の施設について

処理場等管渠以外の施設(以下「その他の施設」という)は、計画書に名称、位置を記載することとし、区域については計画図(1/2,500)で表示する。

ただし、都市計画決定する管渠から離れたその他の施設については、必要に応じ都市計画に定めるものとする。

#### 5 フレックスプラン

原則として都市計画には定めないものとする。

#### 6 申請書及び申請書付図の作成要領は従来どおり「都市計画決定の手引き」(平成7年3月 福島県土木部都市局都市計画課)に従うものとするが、計画書の書式例については、別紙(出典 建設省都市局監修都市計画の手引き 平成8年10月(財)都市計画協会)による。

#### 7 適用期日について

本方針は、平成9年6月開催予定の福島県都市計画審議会付属案件から適用する。

●「下水道の都市計画決定に係る管渠表示について」(平成10年8月25日 10都第753号土木部長通知)

このことについて、平成9年3月7日付け9都第156号「下水道の都市計画決定について」(以下「本方針」という)により通知したところですが、本方針の用語の補足説明と、本方針の適用(平成9年6月)以前に都市決定された案件を変更する場合の排水区域1,000ha未滿の管渠表示について下記のとおりとしましたのでお知らせします。

1 用語の補足説明について

- (1) 流域関連公共下水道(排水区域1,000ha未滿)において都市計画決定する「主たる管渠」とは、流域下水道に直接接続する全ての管渠をいう。
- (2) 「第一分岐点」とは、流域下水道接続点から第一番目に管渠が分岐する位置をいう。

2 排水区域1,000ha未滿の管渠表示について

(1) 流域関連公共下水道

・[汚水管渠]

主たる管渠を、流域下水道接続点から第一分岐点まで都市計画決定し、これ以外の管渠については表示を要しないため、廃止して都市計画に定める事項から除外する。(図-3)

・[雨水管渠]

表示を要しないため、廃止して都市計画に定める事項から除外する。

・[単独公共下水道]

表示を要しないため、廃止して都市計画に定める事項から除外する。

3 その他

本方針の取り扱いのみの理由で管渠を変更若しくは廃止する必要はないが、何らかの理由で都市計画決定内容を変更する場合は、実質的には変更のない管渠についても本方針に従って見直しを行い都市計画に定める事項を整理する。

# 都市計画法第 53 条第 1 項の規定による建築の許可及び第 65 条第 1 項の規定による建築等の制限に関する許可に係る事務処理要綱

## (目 的)

**第 1 条** この要綱は都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号 以下「法」という）第 53 条第 1 項の規定による建築の許可及び第 65 条第 1 項の規定による建築等の制限に関する許可に係る手続き事務について必要な事項を定める。

## (許可の申請)

**第 2 条** この要綱に定める申請書の提出先は、福島県都市計画法施行条例第 2 条の 2 に規定するものは、対象となる区域の存する市町村とし、当該区域が複数の市町村にまたがる場合は、当該区域の主たる面積を管轄する市町村とする。

2 申請書の宛先は、対象となる建築物等の敷地の所在地を管轄する県建設事務所長とする。

3 申請書の提出部数は、正本 1 部及び副本 2 部とする。ただし、対象となる区域が複数の市町村にまたがる場合の副本の数は、対象となる市町村の数に 1 を加えた部数とする。

4 法第 53 条第 1 項の規定による建築の許可の申請をしようとする者は、許可申請書（様式第 1 号）に、第 65 条第 1 項の規定による建築等の制限に関する許可の申請をしようとする者は、許可申請書（様式第 2 号）に、図書（別表）を添付して提出しなければならない。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

### (別 表)

都市計画法施行規則第 39 条第 2 項の規定による図書

1 敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺五百分の一以上のもの

2 二面以上の建築物の断面図で縮尺二百分の一以上のもの

3 その他参考となるべき次項を記載した図書

(1) 位置図（縮尺=1/10,000 程度）

(2) 区域図（縮尺=1/2,500）

(3) 平面図（縮尺=1/200 以上）

(4) 立面図（縮尺=1/200 以上）

(5) その他、県建設事務所長が必要と認めた事項を記載した図書

(注) 位置図及び区域図は都市計画図を使用すること。また、各図面に計画線又は事業区域を朱線により明示すること。

(注) 法第 65 条第 1 項の規定による建築等の制限に関する許可申請のうち、建築物の建築その他工作物の建設以外の場合は、1 及び 2 の地面を除く。

(様式第 1 号)

許 可 申 請 書

年 月 日

〇〇 建設事務所長

申請者 住所  
氏名



都市計画法第 53 条第 1 項の許可を受けたいので、下記により、申請します。

記

- 1 建築物の敷地の所在及び地番
- 2 建築物の構造
- 3 新築、増築、改築又は移転の別
- 4 敷地面積、建築面積及び延べ面積

備 考

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(様式第2号)

許 可 申 請 書

年 月 日

〇〇 建設事務所長

申請者 住所  
氏名



都市計画法第65条第1項の許可を受けたいので、下記により、申請します。

記

- 1 建築等の制限を受ける敷地の所在及び地番
- 2 土地の形質の変更、建築物の建築その他工作物の建設、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積の別
- 3 建築物の建築その他工作物の建設の場合、新築、増築、改築又は移転の別
- 4 敷地面積、建築面積及び延べ面積又は築造面積

備 考

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

※添付書類

1 敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺五百分の一以上のもの  
(配置図：縮尺=1/500 以上)

2 二面以上の建築物の断面図で縮尺二百分の一以上のもの  
(断面図：縮尺=1/200 以上)

3 その他参考となるべき事項を記載した図書

(1) 位置図 (縮尺=1/10,000 程度)

(2) 区域図 (縮尺=1/2,500)

(3) 平面図 (縮尺=1/200 以上)

(4) 立面図 (縮尺=1/200 以上)

(5) その他、県建設事務所長が必要と認めた事項を記載した図書

(注) 位置図及び区域図は都市計画図を使用すること。また、各図面に計画線又は事業区域を朱線により明示すること。

(注) 法第 65 条第 1 項の規定による建築等の制限に関する許可申請のうち、建築物の建築その他工作物の建設以外の場合は、1 及び 2 の図面を除く。



# 都市計画法第 53 条第 1 項の規定による建築の許可及び第 65 条第 1 項の規定による建築等の制限に関する許可に係る事務処理要領

## (目 的)

**第 1 条** この要領は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号 以下「法」という）第 53 条第 1 項の規定による建築の許可及び第 65 条第 1 項の規定による建築等の制限に関する許可に係る事務処理について必要な事項を定める。

## (審 査)

**第 2 条** 県建設事務所長は、法第 53 条第 1 項の規定による建築の許可申請を受理したときは、当該申請にかかる行為が法第 54 条第 1 項各号に定める規定に適合し、かつ、その申請の手続きが事務処理要綱第 2 条の規定に適合していると認めるときは遅滞なく許可し、該当しないと認めるときは、遅滞なく不許可としなければならない。

2 県建設事務所長は、法第 65 条第 1 項の規定による建築等の制限に関する許可申請を受理したときは、同条第 2 項の規定に従い施行者の意見を聞いたうえで、許可すべきと認めるときは遅滞なく許可し、許可すべきでないとき認めるときは遅滞なく不許可としなければならない。

## (処分の通知)

**第 3 条** 県建設事務所長は、前条 1 項の規定による処分をしたときは、様式第 1 号による指令書に必要な事項を記載して当該申請人へ通知しなければならない。

2 県建設事務所長は、前条 2 項の規定による処分をしたときは、様式第 2 号による指令書に必要な事項を記載して当該申請人へ通知しなければならない。

3 第 1 項及び前項の当該申請人への不許可の指令書には、許可できない理由を付さなければならない。

4 県建設事務所長は、第 1 項及び第 2 項の処分をしたときは様式第 3 号又は第 4 号により、当該市町村の長に通知しなければならない。

## (標準事務処理日数)

**第 4 条** 法第 53 条第 1 項の規定による建築の許可申請書の受理から許可等までの日数は、14 日間を標準とする。

2 法第 65 条第 1 項の規定による建築等の制限に関する許可申請書の受理から許可等までの日数は、21 日間を標準とする。

3 事務処理日数は、市町村に申請書が到達した日の翌日から、許可処分等の文書を申請者に発送若しくは手交した日までの日数とする。

4 事務処理日数には、申請の補正等に要する日数及び福島県の休日を定める条例に規定する県の休日を含まない。

## 附 則

### (施行期日)

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第 1 号)

福島県指令 建第 号

令達先 住所  
氏名

年 月 日付けで申請のあった建築の許可について、都市計画法(昭和 43 年法律第 100) 第 53 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可します(許可することができません)。

年 月 日

〇〇建設事務所長



1 許可の内容

(1) 都市計画施設又は市街地開発事業の種類及び名称

(2) 建築物の敷地の所在及び地番

(3) 建築物の構造

(4) 新築、増築、改築又は移転の別

(5) 敷地面積、建築面積及び延べ面積

(不許可の場合に記載)

2 不許可の理由

(様式第 2 号)

福島県指令 建第 号

令達先 住所  
氏名

年 月 日付けで申請のあった建築の制限に関する許可について、都市計画法（昭和 43 年法律第 100）第 65 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可します（許可することができません）。

年 月 日

〇〇建設事務所長



1 許可の内容

(1) 都市計画事業の種類及び名称

(2) 建築物の制限を受ける敷地の所在及び地番

(3) 土地の形質の変更、建築物の建築その他工作物の建設、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積の別

(4) 建築物の建築その他工作物の建設の場合、新築、増築、改築又は移転の別

(5) 敷地面積、建築面積及び延べ面積又は築造面積


(不許可の場合に記載)

2 不許可の理由

(様式第 3 号)

第 年 月 号  
年 月 日

〇〇市 (町、村) 長 様

〇〇建設事務所長 


都市計画法第 53 条第 1 項の規定による処分について (通知)

年 月 日付け (文書番号) により送付ありましたこのことについて、別紙写し  
のとおり処分しましたので承知願います。

(様式第 4 号)

第 年 月 号  
年 月 日

〇〇市 (町、村) 長 様

〇〇建設事務所長 

都市計画法第 65 条第 1 項の規定による処分について (通知)

年 月 日付け (文書番号) により送付ありましたこのことについて、別紙写し  
のとおり処分しましたので承知願います。

14 都 第 82 号  
平成 14 年 2 月 6 日

各 建 設 事 務 所 長 様

土 木 部 長

都市計画法第 53 条の運用について（通知）

このことについて、市街地開発事業区域内における建築の許可について、下記のとおり取り扱うこととしたのでお知らせします。

なお、平成 4 年 1 月 10 日及び平成 4 年 1 月 14 日付け 4 都第 17 号による通知は廃止します。

記

都市計画法第 54 条第 1 項第 1 号における、市街地開発事業に関する都市計画のうち建築物について定めるものに適合するとは、次の要件全てに適合するものをいう。

- 1 都市計画の図書及び参考図面等に記載された公共施設に支障がないこと。
- 2 事業実施時に原位置換地が可能であり、新たな移転等が発生しないこと。

以上

## 【福島県の地区計画、区域区分、広域調整の指針等】

### 1 地区計画に係る知事協議指針

- 「市街化調整区域における地区計画に関する知事協議に係る県の判断基準」  
(令和2年6月)

### 2 区域区分に関する見直しの基本的事項

- 「市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画の見直しの基本的事項」  
(令和元年11月)

### 3 都市計画に係る広域調整

- 福島県「都市計画に係る広域調整」実施要綱（平成26年3月28日一部改正）
- 福島県「都市計画に係る広域調整」実施要綱の運用方針
- 市町村の都市計画決定（変更）に係る広域調整（実施要綱）のスキーム

※ 上記指針、要綱等については、下記の福島県都市計画課ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41055a/toshikeikakuhou.html>